

令和5年度

事務報告書

解説編

令和6年9月

松本市

令和5年度 事務報告書

地方自治法第233条第5項の規定に基づき、令和5年度決算に係る各部門の
主要な施策の成果を報告します。

令和6年9月

松本市長 臥 雲 義 尚

事務報告書の作成に当たって

1 この報告書は、地方自治法第233条第5項に規定されている、「・・・当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類・・・」として作成しました。

また、市政の執行に当たり、各部門がその現状を的確に把握し適切な施策を講ずることも目的としています。

2 報告書の内容は、「解説編」と「資料編」に区分し、それぞれ次の内容で収録しました。

(1) 解説編

ア 市勢の推移

イ 議会主要議決事件

ウ 主要事項の説明

エ 令和5年度決算関係資料

オ 経営管理

(2) 資料編……（別冊）

市政統計資料（主要項目の細目説明資料）

3 報告書の編集は、次のとおり行いました。

(1) 解説編……（編集 総合戦略局 総合戦略室）

基本計画の体系に沿った施策別の進捗状況、成果を解説する内容とし、抽象表現を避け、松本市における特徴ある事実を簡潔に記述することに努めました。

(2) 資料編……（編集 総合戦略局 DX推進本部）

「松本市の統計」を活用し、主要項目が補足できるような資料内容としました。

目 次

市勢の推移	9		
市政の目標と重点施策	11		
議会主要議決事件	14		
住民監査請求	22		
主要事項の説明（第 11 次基本計画施策体系別）		<u>担当部局</u>	<u>担当課</u>
1-1_ 結婚・出産・子育て支援の充実			
1 母子保健事業の充実（妊娠、出産、子育てへの支援）	23	健康福祉部	健康づくり課
2 子育て支援事業の充実	24	こども部	こども育成課
3 放課後等の居場所対策	25	こども部	こども育成課
1-2_ 質の高い保育・幼児教育の実現			
1 保育士確保事業	26	こども部	保育課
1-3_ 個性と多様性を尊重する学校教育			
1 学都松本の推進	27	教育委員会	教育政策課
2 学校教育情報化推進事業	28	教育委員会	学校教育課
3 インクルーシブ教育の推進	29	教育委員会	学校教育課
4 いじめ防止及び不登校児童生徒の支援	30	教育委員会	学校教育課
5 豊かな学びの実現	31	教育委員会	教育政策課
6 小中学校施設整備事業	32	教育委員会	学校教育課
7 トライやるエコスクール事業	33	教育委員会	学校教育課
8 コミュニティスクール事業	34	教育委員会	生涯学習課
1-4_ 子どもにやさしいまちづくり			
1 子どもの権利推進事業	35	こども部	こども育成課
1-5_ 未来につなぐ子ども福祉の充実			
1 子ども家庭総合支援拠点による支援体制整備	36	こども部	こども福祉課
2 松本市インクルーシブセンター事業	37	こども部	こども発達支援課
3 子どもの居場所づくり推進事業	38	こども部	こども福祉課
1-6_ 若者が活躍できる環境づくり			
1 青少年健全育成事業	39	こども部	こども育成課
2 青少年ホーム事業	40	教育委員会	生涯学習課
1-7_ ニーズに応じた生涯学習の実現			
1 未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い～第 39 回公民館 研究集会・令和 5 年度地域づくり市民活動研究集会～	41	教育委員会	生涯学習課
2 教育文化センター再整備事業	42	教育委員会	教育政策課
3 公民館等の改修、整備	43	教育委員会	生涯学習課
4 図書館利用環境の充実	44	教育委員会	中央図書館
5 図書館資料・情報の収集、提供	45	教育委員会	中央図書館
6 基幹博物館整備事業	46	教育委員会	博物館
7 展覧会事業の実施	47	教育委員会	博物館
8 松本まるごと博物館構想の実現	48	教育委員会	博物館
1-8_ 全ての世代にわたる食育の推進			
1 子どもを豊かに育む食育の推進	49	教育委員会	学校給食課
2 アレルギー対応食提供事業	50	教育委員会	学校給食課

2-1_ 切れ目ない健康づくりの推進				
1	地域における健康づくりの推進	51	健康福祉部	健康づくり課
2	がん検診等各種検診の推進	52	健康福祉部	健康づくり課
3	後期高齢者医療の推進	53	健康福祉部	保険課
4	フレイル予防の推進	54	健康福祉部	健康づくり課
5	生活習慣の改善	55	健康福祉部	健康づくり課
6	受動喫煙の防止	56	健康福祉部	健康づくり課、保健予防課
7	自殺予防対策の強化	57	健康福祉部	健康づくり課
2-2_ 保健衛生・生活衛生の充実				
1	感染症予防対策の推進	58	健康福祉部	保健予防課
2	感染症予防対策（予防接種の充実）	59	健康福祉部	健康づくり課
3	新型コロナウイルスワクチン接種事業	60	健康福祉部	健康づくり課
4	安心できる医療提供体制の確保	62	健康福祉部	保健総務課
5	生活衛生施設等への監視指導事業	63	健康福祉部	食品・生活衛生課
6	食品衛生施設等への監視指導事業	64	健康福祉部	食品・生活衛生課
7	地域猫管理活動支援事業	65	健康福祉部	食品・生活衛生課
2-3_ 地域医療・救急医療の充実				
1	診療所等事業	66	健康福祉部	福祉政策課
2	病院事業	67	病院局	
3	緊急救急医療等推進事業	68	健康福祉部	福祉政策課
4	松本・大北地域出産子育てネットワーク事業	69	健康福祉部	福祉政策課
2-4_ 個々に寄り添う障がい者福祉の充実				
1	障がい者自立支援給付事業の推進	70	健康福祉部 こども部	障がい福祉課、西部福祉課 こども福祉課
2	地域生活支援事業の推進	71	健康福祉部 こども部	障がい福祉課、西部福祉課 こども福祉課
3	障がい者の差別解消と権利擁護の推進	72	健康福祉部	障がい福祉課、西部福祉課
4	福祉医療費給付事業	73	健康福祉部 こども部	障がい福祉課、西部福祉課 こども福祉課
2-5_ 生きがいある高齢者福祉の充実				
1	地域包括ケアシステムの推進	74	健康福祉部	高齢福祉課、西部福祉課
2	高齢者福祉と介護保険事業	75	健康福祉部	高齢福祉課、西部福祉課
2-6_ 暮らしを守る生活支援の充実				
1	生活保護受給者就労支援・健康管理支援・こどもの健全育成	76	健康福祉部	生活福祉課
2	生活困窮者自立支援等関係事業	77	健康福祉部	生活福祉課
3	市営住宅の整備	78	建設部	住宅課
3-1_ 住民自治支援の強化				
1	地域づくりの推進	79	住民自治局	地域づくり課
2	市民協働の推進	80	住民自治局	地域づくり課
3-2_ 地域福祉活動の推進				
1	地区福祉ひろば管理運営事業	81	住民自治局 健康福祉部	地域づくり課、 福祉政策課
2	地域福祉計画の推進	82	健康福祉部	福祉政策課

3-3_ 地域防災・防犯の推進				
1	松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の利用等……………	83	危機管理部	消防防災課
2	消費生活相談事業……………	84	住民自治局	市民相談課
3	自主防災組織の結成促進及び組織の活性化……………	85	危機管理部	危機管理課
3-4_ 働き盛り世代の移住・定住推進				
1	まつもと住まい誘致プロジェクト事業……………	86	住民自治局	移住推進課
3-5_ 多様な人権・平和の尊重				
1	平和推進事業……………	87	総務部	平和推進課
2	人権尊重の推進……………	88	住民自治局	人権共生課
3-6_ ジェンダー平等社会の実現				
1	男女共同参画推進事業……………	89	住民自治局	人権共生課
2	男女共同参画推進（その他の啓発・相談事業）……………	90	住民自治局	人権共生課
3-7_ 国際化・多文化共生の推進				
1	国際交流推進事業……………	91	住民自治局	人権共生課
2	多文化共生・多文化共生プラザ運営……………	92	住民自治局	人権共生課
4-1_ 再生可能エネルギーの導入促進				
1	まつもとゼロカーボン実現計画（区域施策編）……………	93	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
2	松本市役所ゼロカーボン実現プラン（事務事業編）……………	94	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
3	マイクロ水力発電事業……………	95	上下水道局	上水道課
4	下水道施設における太陽光・消化ガス発電事業……………	96	上下水道局	下水道課
4-2_ 3R徹底による環境負荷軽減				
1	環境基本計画の推進……………	97	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
2	ごみ減量対策事業……………	98	環境エネルギー部	環境業務課
3	エコトピア山田再整備事業……………	99	環境エネルギー部	環境業務課
4	食品ロス削減事業……………	100	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
5	プラスチックごみ削減事業……………	101	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
6	プラスチック資源リサイクル事業……………	102	環境エネルギー部	環境業務課
7	松本キッズ・リユースひろば事業……………	103	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
8	環境教育の充実……………	104	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
4-3_ 自然・生活環境の保全				
1	生物多様性保全事業……………	105	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課
2	環境調査と公害の未然防止……………	106	環境エネルギー部	環境保全課
3	河川環境美化事業……………	107	環境エネルギー部	環境保全課
4	市営霊園管理事業……………	108	環境エネルギー部	環境保全課
5	廃棄物に係る監視・指導……………	109	環境エネルギー部	廃棄物対策課
4-4_ 森林の保全・再生・活用				
1	森林整備事業……………	110	環境エネルギー部	森林環境課
2	森林再生活用事業……………	111	環境エネルギー部	森林環境課
3	鳥獣被害対策事業……………	112	環境エネルギー部	森林環境課
4	林道整備事業……………	113	環境エネルギー部	森林環境課
5-1_ 松本城を核としたまちづくり				
1	松本城三の丸エリア整備事業……………	114	総合戦略局	お城まちなみ創造本部
2	国宝松本城南・西外堀復元事業……………	115	総合戦略局	お城まちなみ創造本部

3	まちなみ修景事業	116	建設部	都市計画課
4	松本城周辺整備事業	117	建設部	建設課・公共用地課
5-2_ 地域交通ネットワークの拡充				
1	総合交通戦略の推進	118	交通部	交通ネットワーク課
2	公設民営体制の構築	119	交通部	公共交通課
5-3_ 自転車活用先進都市の実現				
1	自転車交通安全推進事業	120	交通部	自転車推進課
5-4_ 交通需要に即した道路整備				
1	都市計画道路の見直し	121	交通部・建設部	交通ネットワーク課、都市計画課
2	幹線道路等の整備	122	建設部	建設課、公共用地課
3	交通安全施設等整備事業	123	建設部・交通部	建設課、公共用地課、自転車推進課
4	鉄道駅周辺整備	124	建設部・交通部	建設課、公共用地課、都市計画課、交通ネットワーク課、公共交通課
5-5_ 広域交通網の整備推進				
1	中部縦貫自動車道及び国道 158 号の事業促進	125	建設部	建設総務課
2	国道 19 号拡幅の事業促進	126	建設部	建設総務課
3	地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進	127	建設部	建設総務課
4	信州まつもと空港の活性化	128	交通部	公共交通課
5-6_ バランスの取れた土地利用				
1	都市計画マスタープラン	129	建設部	都市計画課
2	都市機能の維持・充実に向けた区域区分の見直し	130	建設部	都市計画課
3	都市機能の維持・充実に向けた用途地域の見直し	131	建設部	都市計画課
4	都市機能の維持・充実に向けた地区計画の推進	132	建設部	都市計画課
5	空き家対策事業	133	住民自治局 建設部	移住推進課 住宅課
6	景観形成の推進	134	建設部	都市計画課
7	防災都市づくり計画	135	建設部	都市計画課
5-7_ 緑を活かした魅力あるまちづくり				
1	公園施設等の適切な管理及び整備の推進	136	建設部	公園緑地課
2	緑の基本計画	137	建設部	都市計画課
5-8_ 上下水道の基盤強化				
1	老朽給・配水管改良事業	138	上下水道局	上水道課
2	下水道施設改築事業	139	上下水道局	下水道課
3	水道施設耐震化事業	140	上下水道局	上水道課
4	下水道施設耐震化事業	141	上下水道局	下水道課
5-9_ 危機管理体制の強化				
1	災害時応援体制構築の推進	142	危機管理部	危機管理課
2	災害備蓄施設の維持管理と公的備蓄の推進	143	危機管理部	危機管理課
3	災害時要援護者支援プランの推進	144	健康福祉部	福祉政策課
4	防災行政無線の整備及び統合	145	危機管理部	消防防災課
5	消防団員の確保、消防団施設等の整備	146	危機管理部	消防防災課

5-10_ 防災・減災対策の推進		
1 狭あい道路拡幅整備 …………… 147	建設部	建築指導課
2 建築物の耐震改修の促進 …………… 148	建設部	建築指導課、住宅課
3 雨水渠の整備…………… 149	建設部	建設課、公共用地課
4 河川水路網の整備 …………… 150	建設部	建設課、公共用地課
5 奈良井川流域の一級河川整備（県事業）の促進…………… 151	建設部	建設総務課
5-11_ 将来にわたる公共インフラの整備		
1 公共施設マネジメントの推進…………… 152	総務部	公共施設マネジメント課
2 大型道路構造物・舗装の長寿命化及び定期点検…………… 153	建設部	維持課
3 橋りょうの長寿命化及び定期点検 …………… 154	建設部	建設課、維持課
4 市役所新庁舎建設事業 …………… 155	総合戦略局	総合戦略室
6-1_ 新商都松本の創造		
1 松本市商業ビジョン推進事業…………… 156	産業振興部	商工課
2 創業者支援事業 …………… 157	産業振興部	商工課
3 中心市街地活性化事業 …………… 158	産業振興部	商工課
6-2_ ものづくり産業の活性化		
1 工業ビジョン推進事業 …………… 159	産業振興部	商工課
2 地場産業・伝統産業の振興…………… 161	産業振興部	商工課
3 ものづくり人材育成の推進…………… 162	産業振興部	労政課
6-3_ 雇用対策と働き方改革の推進		
1 （一財）松本市勤労者共済会の育成・支援…………… 163	産業振興部	労政課
2 健康経営推進事業 …………… 164	産業振興部	労政課
3 労働相談事業の推進…………… 165	産業振興部	労政課
6-4_ 持続可能な農業経営基盤の確立		
1 農業者支援・育成事業…………… 166	産業振興部	農政課
2 農畜産物生産基盤整備事業…………… 167	産業振興部	農政課
3 多面的機能支払交付金事業…………… 168	産業振興部	耕地課
6-5_ 異業種連携による食産業の振興		
1 農畜産物販売促進事業…………… 169	産業振興部	農政課
6-6_ 地域特性を活かした新産業の創出		
1 松本ヘルス・ラボ推進事業…………… 170	産業振興部	商工課
7-1_ 豊かさを育む文化芸術の推進		
1 文化芸術の振興…………… 171	文化観光部	文化振興課
2 文化施設の管理運営…………… 172	文化観光部	文化振興課
3 2023 セイジ・オザワ 松本フェスティバルの開催…………… 173	文化観光部	国際音楽祭推進課
4 発表の場の提供…………… 174	文化観光部	美術館
5 教育普及事業の実施…………… 175	文化観光部	美術館
6 展覧会事業の実施…………… 176	文化観光部	美術館
7 美術資料の収集・保存管理…………… 177	文化観光部	美術館
7-2_ 歴史・文化遺産の継承		
1 松本城の保存活用…………… 178	文化観光部	松本城管理課
2 松本城の整備等…………… 179	教育委員会	文化財課
3 文化財の保存と管理…………… 181	教育委員会	文化財課

4	埋蔵文化財保護事業	182	教育委員会	文化財課
5	殿村遺跡史跡整備事業	183	教育委員会	文化財課
6	小笠原氏城館群史跡整備事業	184	教育委員会	文化財課
7	白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業	185	教育委員会	文化財課
8	まつもと文化遺産活用事業	186	教育委員会	文化財課
9	史跡弘法山古墳再整備事業	187	教育委員会	文化財課
10	伝統的建造物の分館活用と保存管理	188	教育委員会	博物館
11	松本城の世界遺産登録の推進	189	文化観光部	文化振興課
7-3_ スポーツを楽しむ環境の充実				
1	スポーツ振興事業	190	文化観光部	スポーツ事業推進課
2	スポーツ施設管理運営	192	文化観光部	スポーツ施設整備課
7-4_ 変化する時代の観光戦略				
1	時代の変化に沿った観光の振興	193	文化観光部	観光プロモーション課
2	信州まつもとと空港の利用促進	194	文化観光部	観光プロモーション課
7-5_ 世界に冠たる山岳リゾートの実現				
1	アルプスリゾートブランディング事業	195	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部
2	東山地域等観光施設事業	196	文化観光部	観光プロモーション課
3	美ヶ原エリア	197	文化観光部	観光プロモーション課
4	奈川観光施設事業の推進	198	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部
5	上高地対策事業	199	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部
6	上高地観光施設事業の推進	200	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部
経営管理				
1	計画行政	206	担当部局	担当課
2	事務管理	206	総合戦略局	総合戦略室
3	人事管理	208	総務部	行政管理課
4	デジタル化の推進(デジタルトランスフォーメーション)	213	総務部	職員課
5	財務管理	215	総合戦略局	D X推進本部
6	財産管理	232	財政部	財政課
7	入札・契約事務	233	財政部	契約管財課
8	国民健康保険	234	財政部	契約管財課
9	公営企業の経営状況(上下水道局)	236	健康福祉部	保険課
10	公営企業の経営状況(病院局)	238	上下水道局	
			病院局	
松本市組織表				
	松本市組織表	241		
部局別索引				
	部局別索引	244		

解 說 編

市勢の推移

年月日	記事
令和5年 4月1日	公設民営「ぐるっとまつもとバス」の運行開始
4月1日	リーディングスクール Matsumoto サポート事業開始
4月8日	松本市国民健康保険奈川診療所竣工式の開催
4月25日	第68回美ヶ原高原開山祭の開催
5月1日	松本デュアルスクール制度開始
5月19日	SDGs 未来都市に選定
7月10日	内環状北線「外堀大通り」対面通行開始
7月12日	多世代交流型子育て支援施設「あんさんぶる」オープニングセレモニーの開催
7月15日～10月29日	特別展「映画監督山崎貴の世界」、「映画監督山崎貴の世界 まちなか出張展」の開催
7月29日～30日	第35回国宝松本城太鼓まつりの開催
8月15日	第28回松本市平和祈念式典の開催
8月19日～9月6日	2023セイジ・オザワ 松本フェスティバルの開催
9月23日	第2回まつもと街なかアート大道芸&ジャズフェスティバルの開催
9月24日	まつもと水道100周年記念式典の開催
10月6日	松本市立博物館開館記念式典の開催
10月18日	史跡松本城堀浚渫事業の開始
10月27日	オンライン相談窓口システムの運用開始
11月3日	松本市文化芸術表彰式典の開催
11月9日	農業の課題解決プラットフォーム「活かす農まつもと」の設置
11月11日	交通キャッシュレス決済の本格運用開始
11月12日	松本マラソン2023の開催
12月1日～ 令和6年2月18日	松本市イルミネーション2023-2024の開催
12月21日	「松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例」の制定
令和6年 1月7日	令和6年松本市ハタチの記念式典の開催
1月26日～28日	国宝松本城氷彫フェスティバル2024の開催
2月7日	松本市立病院経営強化プランの策定
2月18日	未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い（第39回公民館研究集会・令和5年度地域づくり市民活動研究集会）の開催
3月	松本市観光ビジョンの策定
3月	「新型コロナウイルス感染症対策の記録」の作成
3月2日	明善児童センター竣工式の開催
3月16日	松本駅お城口広場路線バス乗降場再配置の運行開始
3月22日	松本市・塩尻市・山形村・朝日村を区域とした桔梗ヶ原・松本ワインバレー特区認定

市政の目標と重点施策

1 基本構想 2030 の概要

- (1) キャッチフレーズ
豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都
- (2) 基本理念
岳 自然豊かな環境に感謝し
楽 文化・芸術を楽しむ
学 共に生涯学び続ける
ことにより、三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させる
- (3) 行動目標
みとめる ……自分らしく生き、支え合う
まなぶ ……共にはぐくみ、学ぶ
いかす ……自然・歴史・文化の恵みを受け継ぎ、磨く
つなぐ ……人・街・自然をつなぎ直し、未来に贈る
いどむ ……新たな価値を創造し、常に進化する

2 第 11 次基本計画の概要

基本構想 2030 に掲げる基本理念の下、前期計画として、この 5 年で「何のために何をやる」のかを示す計画としています。

- (1) 「何のために」・・・第 11 次基本計画の目的
ア 一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまちをつくる。
イ 松本の地域特性を活かした循環型社会を実現する。
ウ 三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」させる。
エ 市民の具体的な行動（アクション）を支える。
- (2) 「何をやる」・・・政策の方向性と重点戦略及び基本施策
ア 政策の方向性
（ア）まちの土台になる「安全・安心」のシンカ
（イ）まちの主役になる「ひと・地域」のシンカ
（ウ）まちの豊かさになる「価値・魅力」のシンカ
イ 重点戦略
「ゼロカーボン」、「DX・デジタル化」
ウ 基本施策（7分野・47施策）
こども・若者・教育、健康・医療・福祉、住民自治・共生、都市基盤・危機管理、環境・エネルギー、
経済・産業、文化・観光

基本構想 2030

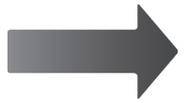
キャッチフレーズ

豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

基本理念

岳： 自然豊かな環境に感謝し
 楽： 文化・芸術を楽しみ
 学： 共に生涯学び続ける ことにより

三ガク都に象徴される松本らしさを
 「シンカ」(進化・深化) させる



改めて「人」を中心としたまちづくりのあり方を考える

第11次基本計画



人を中心としたまちの「シンカ」

政策の方向性

重点戦略

基本施策

5年間で推進する具体的な取組み

重点戦略①
ゼロカーボン

重点戦略②
DX・デジタル化

分野1
こども 若者
教育

分野2
健康 医療
福祉

分野3
住民自治
共生

1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	3-7
結婚・出産・子育て支援の充実	個性と多様性を尊重する学校教育	子どもにやさしいまちづくり	未来につながる子ども福祉の充実	若者が活躍できる環境づくり	ニーズに応じた生涯学習の実現	全ての世代にわたる食育の推進	切れない健康づくりの推進	保健衛生・生活衛生の充実	地域医療・救急医療の充実	個々に寄り添う障害者福祉の充実	暮らしを守る生活支援の充実	暮らしがよい高齢者福祉の充実	暮らしがよい高齢者福祉の充実	国際化・多文化共生の推進	ジェンダー平等社会の実現	多様な人権・平和の尊重	働き盛り世代の移住・定住推進	地域防災・防犯の推進	地域福祉活動の推進	住民自治支援の強化

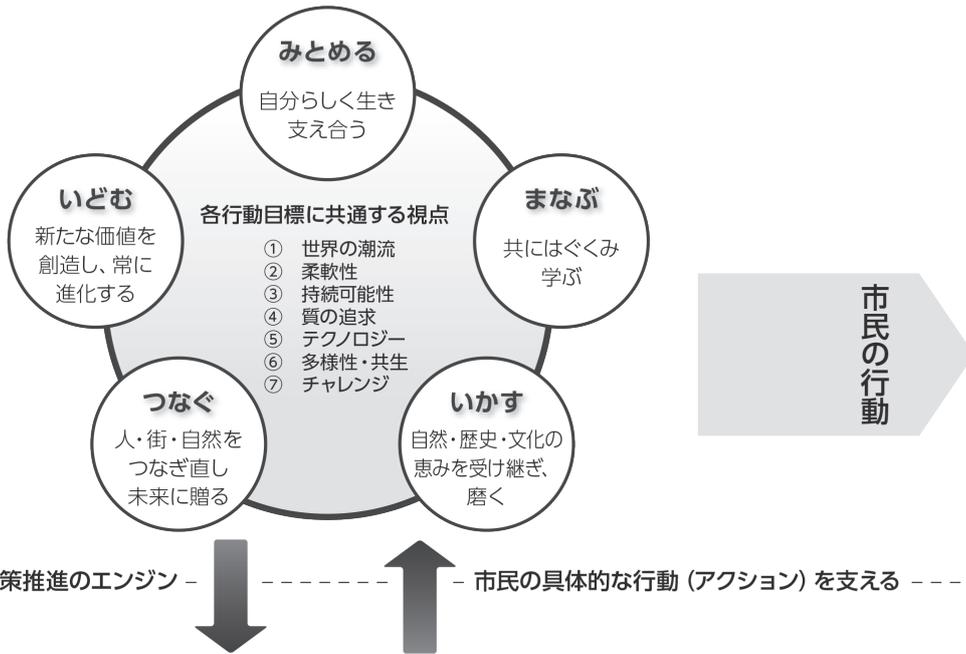
まちの豊かさになる
 「価値・魅力」のシンカ
 新たな価値や魅力を創出するために、ひとや地域のポテンシャルを最大限に活かしたまちをつくる。

まちの主役になる
 「ひと・地域」のシンカ
 ひとや地域の新たなチャレンジを後押しするために、共に育み、支え、学び続けることのできるまちをつくる。

まちの土台になる
 「安全・安心」のシンカ
 安全・安心で健やかに暮らし続けるために、未来に続く、しなやかなまちをつくる。

行動目標

基本理念の実現に向け、市民と行政が
共に取り組む5つの行動目標



目指すまちの姿

松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会

一人ひとりが豊かさや幸せを実感できるまち

(7分野・47施策)

分野4 環境 エネルギー	分野5 都市基盤 危機管理	分野6 経済 産業	分野7 文化 観光
4-1-1	5-1-1	6-1-1	7-1-1
再生可能エネルギーの導入促進	松本城を核としたまちづくり	新商都松本の創造	豊かさを育む文化芸術の推進
4-1-2	5-1-2	6-1-2	7-1-2
3R徹底による環境負荷軽減	地域交通ネットワークの拡充	ものづくり産業の活性化	歴史・文化遺産の継承
4-1-3	5-1-3	6-1-3	7-1-3
自然・生活環境の保全	自転車活用先進都市の実現	雇用対策と働き方改革の推進	スポーツを楽しむ環境の充実
4-1-4	5-1-4	6-1-4	7-1-4
森林の保全・再生・活用	交通需要に即した道路整備	持続可能な農業経営基盤の確立	変化する時代の観光戦略
	5-1-5	6-1-5	7-1-5
	広域交通網の整備推進	異業種連携による食産業の振興	世界に冠たる山岳リゾートの実現
	5-1-6	6-1-6	
	バランスの取れた土地利用	地域特性を活かした新産業の創出	
	5-1-7		
	緑を活かした魅力あるまちづくり		
	5-1-8		
	上下水道の基盤強化		
	5-1-9		
	危機管理体制の強化		
	5-1-10		
	防災・減災対策の推進		
	5-1-11		
	将来にわたる公共インフラの整備		

まちづくり(行政の行動)

議会主要議決事件

令和5年松本市議会第1回臨時会

令和5年5月18日（会期1日間）

件名	概要
市有財産の譲渡について（農林漁業体験実習館）	農林漁業体験実習館を無償譲渡 譲渡財産 木造平家建 延 200.41㎡ 相手方 (株)松本植物センター
自動車事故に関する和解について	令和4年9月1日松本市大字島内7464番3先交差点で発生した自動車事故に係る和解
自動車事故に関する和解について	令和4年9月1日松本市大字島内7464番3先交差点で発生した自動車事故に係る和解
自動車事故に関する和解について	令和4年9月1日松本市大字島内7464番3先交差点で発生した自動車事故に係る和解
松本市市税条例の一部を改正する条例について（専決報告）	地方税法等の改正に伴う軽自動車税種別割の税率に係る特例の適用期間の延長、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例の適用期限の延長等
松本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（専決報告）	地方税法施行令の改正に伴う後期高齢者支援金等課税額の上限額の引上げ及び保険税額軽減措置の判定所得の見直し
工事請負契約の締結について（令和3年度松本市エコトピア山田既存廃棄物移設工事）の議決更正について（専決報告）	令和3年6月定例会で議決された工事請負契約の締結についての一部を変更
監査委員の選任について	監査委員として、若林真一氏及び竹本祐子氏を選任することに同意

令和5年松本市議会6月定例会

令和5年6月12日から令和5年6月29日まで（会期18日間）

件名	概要
松本市公契約条例	公契約の適正な履行、地域経済の健全な発展等により市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、公契約に関する基本理念等必要な事項を定めるもの
松本市市税条例の一部を改正する条例	地方税法等の改正に伴う森林環境税の徴収方法に関する規定の整備、軽自動車税の種別割に係る規定の見直し、固定資産税の課税標準の特例措置に係る規定の追加等
松本市地区福祉ひろば条例の一部を改正する条例	福祉ひろばの新設に伴う所要の改正
松本市子育て支援センター条例の一部を改正する条例	子育て支援センターの新設に伴う所要の改正
松本市児童館条例の一部を改正する条例	児童センターの新設に伴う所要の改正
松本市体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例	指定管理者制度の導入に伴う所要の改正
松本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	特殊勤務手当の見直しに伴う所要の改正
篠ノ井線村井駅東西自由通路新設及び半橋上駅舎整備工事の施行に関する協定の締結についての議決更正について	令和2年12月定例会で議決された協定の締結についての一部を変更
工事請負契約の締結について（令和3年度松本市エコトピア山田既存廃棄物移設工事）の議決更正について	令和3年6月定例会で議決された工事請負契約の締結についての一部を変更

件名	概要
市有財産の取得について（一般環境大気測定局測定機器等）	一般環境大気測定局測定機器等を取得 取得財産 環境大気測定局舎 1基、測定機器一式 取得金額 2,409万円 相手方 環境計測(株)北関東事業所
市有財産の取得について（タイヤドーザー）	タイヤドーザーを取得 取得財産 タイヤドーザー 3台 取得金額 2,048万6,520円 相手方 日本キャタピラー(同)松本営業所
市有財産の取得について（グレーダー）	グレーダーを取得 取得財産 グレーダー 1台 取得金額 2,755万5,000円 相手方 (株)前田製作所松本営業所
市有財産の譲渡について（矢久農業生活改善施設）	矢久農業生活改善施設を無償譲渡 譲渡財産 木造平家建 延 74.53㎡ 相手方 矢久町会
市道の認定について	公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまる2路線を市道に認定
建物取去土地明渡等請求事件に係る和解について	建物取去土地明渡等請求事件の和解
松本市の公の施設の利用に関する協議について（公共下水道）（その1）	松本市の公の施設を安曇野市の住民の利用に供することに関する協議 利用に供する施設 犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道事業梓川処理区第6処理分区横沢幹線 利用区域 安曇野市三郷明盛5088番2外
松本市の公の施設の利用に関する協議について（公共下水道）（その2）	松本市の公の施設を安曇野市の住民の利用に供することに関する協議 利用に供する施設 犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道事業梓川処理区第6処理分区横沢幹線 利用区域 安曇野市三郷明盛5106番3
公平委員会委員の選任について	公平委員会委員として、中寫昇子氏を選任することに同意

令和5年松本市議会第2回臨時会

令和5年8月1日（会期1日間）

件名	概要
市有財産の取得について（交通キャッシュレス決済システム）	交通キャッシュレス決済システムを取得 取得財産 二次元コード決済端末 60セット クレジットカード決済端末 78セット 取得金額 4,788万3,000円 相手方 (有)和晃

令和5年松本市議会9月定例会

令和5年9月4日から令和5年9月22日まで（会期19日間）

件名	概要
松本市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	個人番号を利用する事務の見直しに伴う所要の改正
松本市手数料条例の一部を改正する条例	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査手数料に係る規定の整備
松本市立幼稚園条例の一部を改正する条例	市立幼稚園の入園に係る誓約書の提出の廃止に伴う所要の改正

件名	概要
工事請負契約の締結について（CATV設備等老朽化対策事業奈川地区難視聴対策施設光化工事）	奈川地区難視聴対策施設の光ケーブル伝送路敷設及びヘッドエンド装置設置工事 請負金額 2億2,220万円 請負人 アイネット・アルスター特定建設工事共同企業体
工事請負契約の締結について（松本市総合体育館非構造部材耐震化及び内装改修主体工事）	総合体育館の吊天井等の耐震化及び床、壁等の内装改修 請負金額 7億6,780万円 請負人 ハシバテクノス(株)
工事請負契約の締結について（松本市総合体育館非構造部材耐震化及び内装改修機械設備工事）	総合体育館の空調設備、換気設備及び消火設備の改修等 請負金額 1億7,380万円 請負人 (株)大和ホーム工業
工事請負契約の締結について（松本市梓川体育館大規模改修主体工事）	梓川体育館の屋根、天井、外壁、床等の改修 請負金額 3億2,450万円 請負人 松本土建(株)
工事請負契約の締結について（松本市立梓川小学校長寿命化改良事業第2期主体工事）	梓川小学校の中校舎棟及び南校舎棟の屋根、外壁、床等の改修等 請負金額 4億4,880万円 請負人 松本土建(株)
工事請負契約の締結について（松本市立波田小学校長寿命化改良事業第1期主体工事）	波田小学校普通教室北棟、屋内運動場（講堂）等の屋根、外壁、床等の改修等 請負金額 7億400万円 請負人 (株)アスピーア
市有財産の取得について（トレーラー型移動式水洗トイレ）	トレーラー型移動式水洗トイレを取得 取得財産 トレーラー型移動式水洗トイレ 1台 取得金額 2,405万7,000円 相手方 (有)塩原防災
市有財産の取得について（波田扇子田運動公園移設整備事業用地）	波田扇子田運動公園移設整備事業用地として波田地籍の土地を取得 取得面積 18,263.95㎡ 取得金額 1億6,690万9,155円 相手方 百瀬 保徳 外8人
市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）	松本城南・西外堀復元事業用地として城西2丁目地籍の土地を取得 取得面積 121.09㎡ 取得金額 787万850円 相手方 松本斉産土地(株) 外5人
市道の認定について	公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまる6路線を市道に認定
訴えの提起について	市営住宅明渡請求等の訴えの提起
松本市の公の施設の利用に関する協議について（公共下水道）	松本市の公の施設を安曇野市の住民の利用に供することに関する協議 利用に供する施設 犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道事業梓川処理区第6処理分区横沢幹線 利用区域 安曇野市三郷温794番11 外2筆、安曇野市三郷温794番24 外7筆、安曇野市三郷温817番2
安曇野市の公の施設の利用に関する協議について（公共下水道）	安曇野市の公の施設を松本市の住民が利用することに関する協議 利用する施設 犀川安曇野流域関連安曇野市公共下水道事業三郷第2処理分区枝線 利用区域 松本市梓川倭2997番1 外3筆
特別有功表彰を行うことについて	本郷一彦氏に特別有功表彰を行うことに同意
公平委員会委員の選任について	公平委員会委員として、山本綾子氏を選任することに同意
松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選出について	松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員として、古川良治氏を選出することに同意

令和5年松本市議会第3回臨時会

令和5年11月6日（会期1日間）

件名	概要
工事請負契約の締結について（松本市総合体育館非構造部材耐震化及び内装改修電気設備工事）	総合体育館の電灯設備、舞台照明設備及び自動火災報知設備の改修 請負金額 3億8,280万円 請負人 松本電気・共同電気特定建設工事共同企業体

令和5年松本市議会12月定例会

令和5年12月4日から令和5年12月21日まで（会期18日間）

件名	概要
松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例	再生可能エネルギーの導入及び拡大に当たり、松本市ゼロカーボン実現条例の規定に基づき、太陽光発電設備の設置、維持管理等について必要な事項を定めるもの
松本市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	個人番号を利用する事務の見直しに伴う所要の改正
松本市手数料条例の一部を改正する条例	戸籍謄本等の交付に係る規定の整備、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の追加
松本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	出産被保険者の産前産後期間の保険税の減額に係る規定の追加
松本市ふれあい山辺館条例の一部を改正する条例	利用料金の見直しに伴う所要の改正
松本市営美ヶ原温泉駐車場条例の一部を改正する条例	使用料の見直しに伴う所要の改正
松本市体育施設の設置管理等に関する条例等の一部を改正する条例	体育施設等に係る使用料の見直しに伴う所要の改正
松本市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一部を改正する条例	空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う所要の改正
松本市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例	空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う所要の改正
松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例及び松本市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に準じた期末手当の支給率の改定
松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事院勧告に準じた給料表及び勤勉手当の支給率の改定等
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う所要の改正
松本市梓川地場産品直売センター条例を廃止する条例	施設の廃止に伴う条例の廃止
市道の認定について	公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまる8路線を市道に認定
市道の廃止について	路線の再編成に伴い、1路線を廃止
松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について	広域連合の処理する事務の見直しに伴う規約の変更
公の施設の指定管理者の指定について（白骨温泉公共野天風呂）	公の施設の指定管理者に白骨温泉公共野天風呂湯守の会を指定
公の施設の指定管理者の指定について（野麦峠スキー場）	公の施設の指定管理者に（株）岳都リゾート開発を指定

件名	概要
公の施設の指定管理者の指定について (奈川社会就労センター)	公の施設の指定管理者に(福)松本市社会福祉協議会を指定
公の施設の指定管理者の指定について (芳川児童センター 外15施設)	公の施設の指定管理者に(福)松本市社会福祉協議会を指定
公の施設の指定管理者の指定について (中山児童センター 外5施設)	公の施設の指定管理者にシダックス大新東ヒューマンサービス(株)を指定
公の施設の指定管理者の指定について (沢村児童センター)	公の施設の指定管理者に特定非営利活動法人しろがねを指定
公の施設の指定管理者の指定について (今井農産物直売施設)	公の施設の指定管理者に(株)今井恵みの里を指定
公の施設の指定管理者の指定について (美ヶ原温泉テニスコート 外1施設)	公の施設の指定管理者に美ヶ原温泉旅館協同組合を指定
公の施設の指定管理者の指定について (浅間温泉会館)	公の施設の指定管理者に浅間温泉旅館協同組合を指定
公の施設の指定管理者の指定について (ふれあい山辺館)	公の施設の指定管理者にふれあい山辺館運営共同体を指定
公の施設の指定管理者の指定について (かりがねサッカー場)	公の施設の指定管理者に(株)信州グリーンを指定
公の施設の指定管理者の指定について (特定公共賃貸住宅「芳野町団地」 外21施設)	公の施設の指定管理者に長野県住宅供給公社を指定
公の施設の指定管理者の指定について (池上百竹亭)	公の施設の指定管理者に(公社)松本地域シルバー人材センターを指定
公の施設の指定管理者の指定について (ふれあいパーク乗鞍)	公の施設の指定管理者にふれあいパーク乗鞍管理委員会を指定
固定資産評価審査委員会委員の選任について	固定資産評価審査委員会委員として、北平富美雄氏を選任することに同意

令和6年松本市議会2月定例会

令和6年2月8日から令和6年3月5日まで(会期27日間)

件名	概要
松本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例	地域経済牽引事業に係る承認を得た事業者が地域経済牽引事業の用に供するために取得した家屋等に対する固定資産税の課税を免除するため、必要な事項を定めるもの
松本市発達障がい児等の支援に関する条例	発達障がい児や医療的ケア児等及びその保護者に対する支援を総合的に行うインクルーシブセンターの開設に当たり、発達障がい児等への支援に関する基本理念等必要な事項を定めるもの
松本市農業振興施設整備基金条例	農業振興施設の整備を図る事業に要する財源に充てるための基金を設置
松本市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例	松本市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の一括改正等
松本市地域排水施設事業の設置等に関する条例	松本市地域排水施設事業に地方公営企業法の財務規定を適用することに伴う松本市四賀戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の改正
松本市上高地観光施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法の改正に伴う所要の改正
松本市女性センター条例の一部を改正する等の条例	施設の運営方針の変更に伴う所要の改正

件名	概要
松本市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例	ジェンダー平等社会の実現に向けた所要の改正
松本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市社会就労センター条例の一部を改正する条例	施設の廃止及び移転に伴う所要の改正
松本市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法施行令の改正及び介護保険事業計画の見直しに伴う所要の改正
松本市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例	利用料の見直しに伴う所要の改正
松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の改正に伴う所要の改正

件名	概要
松本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う所要の改正
松本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市保健センター条例の一部を改正する条例	保健センターの廃止に伴う所要の改正
松本市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	旅館業法等の改正に伴う所要の改正
松本市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例の一部を改正する条例	公衆浴場における衛生等管理要領の改正に伴う所要の改正
松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
松本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による学校教育法の改正に伴う所要の改正
松本市農村公園条例の一部を改正する条例	農村公園の廃止に伴う所要の改正
松本市梓川地域休養施設条例の一部を改正する条例	使用料の見直しに伴う所要の改正
松本市梓水苑条例の一部を改正する条例	使用料の見直しに伴う所要の改正
松本市音楽文化ホール条例の一部を改正する条例	附属機関の見直しに伴う所要の改正
松本市営住宅条例等の一部を改正する条例	入居者の資格等の見直し等に伴う所要の改正
松本市手数料条例の一部を改正する条例	既存不適格建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の遡及適用の除外に係る認定の申請に対する審査手数料及び既存不適格建築物の道路内の建築制限の遡及適用の除外に係る認定の申請に対する審査手数料の追加
松本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法の改正に伴う所要の改正
工事請負契約の締結について（令和5年度松本市波田扇子田運動公園移設整備事業公園整備工事）	波田扇子田運動公園の敷地造成、園路及び駐車場整備、遊具及びスポーツ施設設置等 請負金額 5億6,520万2,000円 請負人 (株)フカサワイール
工事請負契約の締結について（国宝旧開智学校校舎耐震補強主体工事）の議決更正について	令和3年6月定例会で議決された工事請負契約の締結についての一部を変更

件名	概要	要
市有財産の処分について（波田扇子田運動公園用地）	波田扇子田運動公園用地を処分 処分面積 14,304.53㎡ 処分金額 1億8,148万187円 相手方 長野国道事務所	
市有財産の譲渡について（梓川地場産品直売センター）	梓川地場産品直売センターを無償譲渡 譲渡財産 売場 木造平家建 延 62.10㎡ 倉庫 鉄骨造平家建 延 48.45㎡ 便所 木造平家建 延 26.11㎡ 相手方 上嶋 哲彌	
市有財産の譲渡について（農機具倉庫）	農機具倉庫を無償譲渡 譲渡財産 木造平家建 延 75.00㎡ 相手方 黒川渡町会	
市道の認定について	公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまる1路線を市道に認定	
訴えの提起について	市営住宅明渡請求等の訴えの提起	
公の施設の指定管理者の指定について（松本城大手門駐車場）の変更について	令和4年12月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定についての一部を変更	
公の施設の指定管理者の指定について（美須々屋内運動場 外7施設）の変更について	令和元年12月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定についての一部を変更	
公の施設の指定管理者の指定について（サッカー場 外2施設）の変更について	令和元年12月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定についての一部を変更	
公の施設の指定管理者の指定について（アルプス公園 外2施設）の変更について	令和4年12月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定についての一部を変更	
公の施設の指定管理者の指定について（元町児童館 外2施設）	公の施設の指定管理者に労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団を指定	
公の施設の指定管理者の指定について（松本城大手門駐車場）	公の施設の指定管理者に(株)TOYBOXを指定	
公の施設の指定管理者の指定について（美須々屋内運動場 外7施設）	公の施設の指定管理者に(株)TOYBOXを指定	
公の施設の指定管理者の指定について（サッカー場 外2施設）	公の施設の指定管理者に(株)TOYBOXを指定	
公の施設の指定管理者の指定について（アルプス公園 外2施設）	公の施設の指定管理者に(株)TOYBOXを指定	
包括外部監査契約の締結について	包括外部監査を委託 契約金額 1,195万1,500円を限度とする額 相手方 富田 哲也（公認会計士）	
工事請負契約の締結について（松本市立菅野小学校長寿命化改良事業第2期主体工事）（専決報告）	菅野小学校長寿命化改良事業の東教室棟、南教室棟及び低学年棟の屋根、外壁、床等の改修等 請負金額 5億160万円 請負人 (株)フジ・システムズ	
市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）	松本城南・西外堀復元事業用地として大手3丁目及び城西2丁目地籍の土地を取得 取得面積 228.84㎡ 取得金額 1,611万576円 相手方 松本資産土地(株) 外1人	
医療事故に関する和解について	昭和62年に旧波田総合病院で発生した医療事故に関する和解	
教育長の任命について	教育長として、伊佐治裕子氏を任命することに同意	
固定資産評価審査委員会委員の選任について	固定資産評価審査委員会委員として、塩野悠子氏を選任することに同意	

監査委員

住民監査請求

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求の処理状況は、次のとおりです。

項 目	内 容
請 求 日 請 求 の 概 要 監 査 結 果 等	令和 5 年 11 月 13 日 市営住宅共益費の返金 却下（令和 5 年 12 月 26 日）
請 求 日 請 求 の 概 要 監 査 結 果 等	令和 6 年 3 月 6 日 株式会社パルコとの間で締結しようとしている「定期建物賃貸借契約」の締結及びこれに基づく公金の支出の中止 却下（令和 6 年 3 月 28 日）

結婚・出産・子育て環境の充実

1 母子保健事業の充実（妊娠・出産・子育てへの支援）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

妊娠、出産の希望に寄り添い、安心して生み育てられる環境を充実させることにより、少子化に歯止めをかけ、子育て世代に選ばれるまちを目指します。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 健康づくり課に母子保健コーディネーターを配置し、地区担当保健師とともに庁内外関係機関と連携して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行いました。
- イ 産後安心して子育てできるように、周産期の親子を支える医療機関、産後ケア事業所等関係機関との連携強化をはかり、子育てしやすい環境づくりに努めました。
- ウ 疾病・障がい等の早期発見や成長・発達の確認、育児相談を通じ、母子に寄り添った育児支援を行うため、乳幼児健診、二次乳幼児健診、育児教室や相談を実施しました。
- エ 国の「出産・子育て応援交付金」に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠時及び出産後にそれぞれ5万円相当を給付する経済的支援を一体的に実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地区担当保健師を中心に、様々な不安や困難を抱える妊産婦や子育て家庭に対し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実をはかります。
- イ 妊娠前の健康管理の取組みと、不妊治療の助成を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	育児ママヘルプサービス、不妊治療費助成事業開始
26年度	不育症治療費助成事業開始
27年度	産後ケア事業開始
28年度	子ども子育て安心ルーム設置、母子保健コーディネーター配置
30年度	母乳・育児相談事業開始
令和元年度	産婦健診事業開始
2年度	オンラインによる育児教室、子育て相談開始
4年度	出産・子育て応援事業開始
5年度	新生児聴覚検査事業開始・低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業開始 育児教室を、オンラインと会場参加によるハイブリッド方式で実施

イ 統計資料

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
不妊治療助成事業	264	224	121	304
産後ケア事業	81	63	72	81
母乳・育児相談事業	447	450	531	405
産婦健診事業	2,792	2,970	2,991	2,691
離乳食教室（初期）	年5回 延38人	年18回 延110人	年18回 延170人	年12回 延224人
離乳食教室（中期）	年4回 延15人	年18回 延44人	年18回 延80人	年12回 延109人
1歳児教室	年3回 延22人	年18回 延52人	年18回 延79人	年14回 延124人

結婚・出産・子育て支援の充実

2 子育て支援事業の充実

こども部 こども育成課

(1) 目標

安心して子育てができ、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応えられるよう、心にゆとりを持って子育てができる環境づくりを目指します。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的とした、子育て支援クーポン（3歳未満児家庭サポートクーポン・多子世帯子育てクーポン）の対象事業を拡大し、配布しました。
また、紙で配布していたクーポンを令和6年度から電子化するため、システム構築を行いました。電子化に伴いスマートフォンでクーポンの申込、受取及び利用が可能となりました。
- イ 子どもの数に対して、子育て支援施設が少なかった南部地域に、福祉ひろばの機能を併せ持つ、多世代交流型子育て支援施設「あんさんぶる」として、5館目となる芳川こどもプラザ（子ども子育て安心ルーム）をイオンタウン松本村井内に開設しました。
- ウ 令和6年1月から、病児・病後児保育の登録・予約システム「あずかるこちゃん」を導入し、スマートフォンで土日祝日、夜間にも利用登録及び予約が可能となりました。
- エ 寿台児童館に設置していた「つどいの広場」を新設した明善児童センター内に移設しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市の子育て施策が市民に浸透していない傾向が伺えることから、子育てガイドブックやホームページを見やすくするなど、情報提供の改善を進めます。
- イ 「子ども子育て安心ルーム」での相談件数は年々増加しており、相談内容も深刻な事例もあることから、母子保健コーディネーター、保育コンシェルジュとの協力体制や、庁内外の関係機関との連携を強化していきます。
- ウ 不登校児童・生徒の居場所として、教育委員会と連携しながら、学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」を継続して実施していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成12年度 筑摩にこどもプラザ開館。館内で休日保育・病後児保育を開始
- 17年度 小宮こどもプラザ開館。児童センター等でつどいの広場事業を開始
- 20年度 相澤病院内で病児保育開始（以降、平成23年度に梓川診療所、平成30年度に丸の内病院、まつもと医療センターで開始し、4カ所で病児保育を実施）
- 25年度 子どもの居場所として、学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」を開設
- 令和元年度 こどもプラザ4館すべてに「子ども子育て安心ルーム」を設置し、子育てコンシェルジュを1名ずつ配置
- 4年度 学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」の運営場所を移転
- 5年度 多世代交流型子育て支援施設「あんさんぶる」としてイオンタウン松本村井内に5館目の芳川こどもプラザ（子ども子育て安心ルーム）を開設
明善小学校敷地内に寿台児童館と内田児童館を統合して明善児童センター（つどいの広場）を新設

イ 統計資料

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こどもプラザ延べ利用者数（5館）	44,406人	43,543人	73,673人
つどいの広場延べ利用者数（21カ所）	67,225人	64,812人	64,664人
子ども子育て安心ルーム相談件数（5館）	4,300件	4,148件	4,376件
病児保育延べ利用者数/病後児保育延べ利用者数	1,603人/404人	1,755人/270人	1,995人/191人
ファミリー・サポート・センター活動回数	2,995回	2,782回	3,257回
子育てサポーター訪問事業延べ利用者数	2,341人	2,382人	2,997人
はぐルッポ延べ利用者数	2,113人	2,836人	2,975人

3 放課後等の居場所対策

こども部 こども育成課

(1) 目標

子ども達が安心・安全に過ごすことができる環境づくりを目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 地域の児童の遊びの拠点として、児童館・児童センター（27館）を整備、運営しています。
- イ 放課後留守家庭となる児童を対象に、放課後及び休校日等に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を児童館・児童センター等（29カ所）で実施するとともに、民営の児童育成クラブ（12カ所）へ運営補助をしています。
- ウ 老朽化と狭隘化が課題となっていた寿台児童館と内田児童館を統合し、明善児童センターを明善小学校敷地内に新設しました。
- エ 小学生等の放課後の安全・安心な居場所として、小学校の空き教室等を利用し、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を4カ所で実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 共働き世帯の増加や核家族化の進展に伴う放課後留守家庭の増加、少子化による小学生人口の今後の推移を踏まえ、放課後児童健全育成事業の質的・量的な充実を図ることが必要です。
- イ 老朽化した木造児童館の改築を検討するとともに、利用児童の増加により狭隘化した施設の改築や遊戯室へのエアコン設置、トイレの洋式化、照明のLED化を計画的に進めます。
- ウ 新・松本市放課後子ども総合プランに基づき、「放課後子ども教室」の実施場所の拡大及び放課後児童クラブと一体的または、連携した事業実施を模索します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和41年度 あがた児童館開館（平成14年度までに25館の児童館・児童センターを整備）
- 61年度 並柳児童センターで留守家庭児童対策事業を開始
- 平成20年度 放課後児童健全育成事業の対象を試行的に6年生まで拡大
山辺小学校の余裕教室を利用して、山辺放課後児童クラブを設置
- 22年度 旭町小学校の余裕教室を利用して、旭町放課後児童クラブを設置
- 23年度 高宮児童館を児童センターとして改築
- 24年度 島内児童館を児童センターとして改築
- 26年度 あがた児童館を中高生の居場所機能を付加した児童センターとして改築
子ども・子育て支援事業計画を策定
- 28年度 松本市放課後子ども総合プラン施行
- 30年度 蟻ヶ崎児童館を沢村児童センターとして移転改築
- 令和2年度 波田中央保育園の改築に伴い、波田児童センター放課後児童クラブ室を設置
信州大学附属松本小学校内に附属放課後児童クラブを設置
- 5年度 明善小学校敷地内に寿台児童館と内田児童館を統合して明善児童センターを新設

イ 統計資料

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童館・児童センター他延べ利用者数（32館）	527,581人	516,992人	608,161人
放課後児童健全育成事業登録児童数（29館）	2,927人	2,868人	3,156人
放課後子ども教室延べ利用者数（4カ所）	4,899人	3,515人	4,131人

質の高い保育・幼児教育の実現

1 保育士確保事業

こども部 保育課

(1) 目標

3歳未満児の保育需要が高まり、本市においても保育士が不足していることから、保育園・幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を対象とした処遇改善などを行い、保育士不足の解消を目指します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 保育士の確保策及び潜在保育士の掘起し
- イ 保育園及び幼稚園の業務ICTシステムの活用
- ウ 処遇改善

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 全国的に保育士が不足する中、本市においても、平成26年度以降、常勤的に勤務する会計年度任用保育士（令和元年度まで嘱託職員）の不足は懸案事項となっています。
- イ 保育の質及び量を確保するとともに、保育士がやりがいを持って仕事を続けられるよう、報酬面を始めとする処遇改善や業務負担の軽減などが喫緊の課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	保育園管理運営検討会の設置
29年度	嘱託保育士の報酬面での処遇改善等を実施
30年度	保育業務補助者の配置、保育園業務ICT化モデル試行、市人材バンク化を実施
令和元年度	正規保育士の定数増、保育園業務ICT化（2か年計画）、地域型保育事業の実施
2年度	正規保育士の定数増、地域型保育事業の実施、認可外保育施設の認定こども園化
3年度	会計年度任用保育士及び幼稚園教諭の月額報酬加算（令和4年2月から開始）
4年度	幼稚園業務ICT化
5年度	保育士養成校での保育士業務等の周知、潜在保育士相談会参加、保育園・幼稚園のICT環境改善

イ 統計資料

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
正規保育士配置数 A	253人	261人	271人	279人	276人	277人
正規休暇者数 B	33人	33人	32人	38人	33人	43人
正規勤務数 C = A-B	220人	228人	239人	241人	243人	234人
会計年度任用保育士数 D	250人	241人	205人	214人	205人	209人
会計年度任用保育士休暇者数 E	6人	7人	8人	3人	6人	5人
会計年度任用保育士勤務数 F	213人	205人	177人	187人	189人	201人
会計年度任用保育士欠員数 G = D-E-F	31人	29人	20人	24人	10人	3人

個性と多様性を尊重する学校教育

1 学都松本の推進

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

令和4年6月、第3次教育振興基本計画を策定しました。この計画では「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を基本的理念に掲げています。子どもを主人公とし、子どもの学びをその周りの地域社会全体で支えることを学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、「学都松本のシンカ」に挑んでいきます。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 豊かな自然環境と少人数を活かした教育を展開する学校に市全域から就学を可能にする小規模特認校制度を、安曇小中学校に続いて、令和6年度から中山小学校にも導入することを決定しました。
- イ 学校や家庭以外の居場所で、子どもの豊かな学びの機会を提供する学都松本寺子屋事業を実施しました。学習支援と生活相談を行う10件の団体に交付金を交付し、学びの機会の多様化を推進しました。
- ウ 住民票を異動せず、学籍だけを異動することで松本市内の市立小中学校に通うことができる新たな区域外就学制度「松本デュアルスクール」を、令和5年5月から開始し、特に大野川小中学校、奈川小中学校で積極的な受け入れを推進しました。
- エ 市民の日常の学びの充実を図るため、部局連携や信州大学との連携による学都松本推進事業を開催し、11～3月の9講座に250名超が参加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 安曇小中学校では区域外就学者が増加するなど成果があることから、中山小学校の動向を注視します。
- イ 子どもの学びを地域で支える取組を一層推進するため、学習支援団体の拡大を図ります。
- ウ 大野川小中学校及び奈川小中学校でのデュアルスクールの積極的な活用のため、住宅支援等を関係課と連携して進めます。
- エ 第3次教育振興基本計画で掲げた「松本まるごと学都構想」の実現に向け、部局横断的な取組を進めるとともに、効果的・効率的な事業手法を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成23年度	松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」策定
24年度	第1回学都松本フォーラムの開催
25年度	学都松本推進協議会、学都松本推進協議会事務局会議の設置
29年度	第2次松本市教育振興基本計画策定、松本市教育大綱として位置付け
令和2年度	第9回学都松本フォーラム中止
3年度	松本市教育大綱を新たに策定
4年度	安曇小中学校へ小規模特認校制度を導入 学都松本寺子屋事業を開始 第3次教育振興基本計画を策定 松本デュアルスクールの導入を決定
5年度	中山小学校へ小規模特認校制度の導入を決定（令和6年度から） 部局連携・信大連携による学都松本推進事業を開催 大野川小中学校、奈川小中学校で松本デュアルスクール制度による積極的な受け入れを開始

個性と多様性を尊重する学校教育

2 学校教育情報化推進事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

理解度・発達等に応じた教育、思考力・判断力・想像力を養う教育、恵まれた文化・自然を大切にする教育を進める、また児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現するためのICTによる学習環境を整備するほか、校務の情報化等、学校における情報化の推進を図ります。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 小中学校のICT機器（校務用や学習用端末、令和4年度で全小中学校の配備が完了した電子黒板等）をリース契約による継続配備と運用を行いました。
- イ 令和5年度から、ICT支援員の継続配置に加え児童生徒や職員がGoogle等の各種教育クラウドサービス利用の際に用いる「ユーザーアカウント」管理のアウトソーシング化（業務委託）を行いました。
- これにより、運用の迅速化及びユーザーアカウント利用開始時期の時短を図りました。
- ウ 「学校と保護者とのコミュニケーションシステム」の運用拡大と校務負担の軽減を進めました。
- 紙の一斉配布物（給食献立表や子ども関連行事のお知らせ等）のうち可能なものは、教育委員会から当該システムで保護者に一斉デジタル配信する方法に切り替えました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア ICT機器等の利用環境整備は進みましたが、一方で国が調査を行った結果、「毎日活用」等、学校や子どもたちのICT活用度は低調であるなどの傾向があります。
- イ ICT支援員の継続的支援を受けながら、実践事例の蓄積と共有とともに各校での活用力向上を図る必要があります。
- ウ ICTを活用した校務負担の軽減策について、引き続き検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和 3年度 ・新たに整備した学習用の「1人1台端末」や校内の無線LAN環境、また教育用クラウドサービスを用いた授業等のICT活用を開始
- ・学校を支援する「ICT支援員」を拡充配置（1→12名）
- ・休業時における自宅等のオンライン授業を想定した「学びの継続訓練」を実施
- ・統合型校務支援システムを全校で運用開始
- 4年度 ・大型提示装置（電子黒板等）拡充配備の完了（普通教室や特別支援学級、特別教室※全小中学校）
- ・オンライン授業配信用機器（マイクスピーカー機器等）の配備完了（全学級）
- ・「学校と保護者とのコミュニケーションシステム」を全校で運用開始

イ 統計資料

小中学校端末配備台数（令和6年3月31日現在）

	教育用端末 (パソコン教室)	タブレット端末		校務用端末 (教職員用)	図書館 端末	備 考
		総数	(うち GIGA スクール)			
小学校	—	12,885 台	(12,684 台)	1,036 台	56 台	
中学校	268 台	6,369 台	(6,195 台)	594 台	60 台	
計	268 台	19,254 台	(18,879 台)	1,630 台	116 台	

個性と多様性を尊重する学校教育

3 インクルーシブ教育の推進

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

全ての子どもが共に学び、未来を切り開いていく力を育み、安心して自立した生活を送ることのできるインクルーシブな共生社会を実現するため、こども部や関係機関と連携して、医療的又は教育的支援を必要とする子ども及びその保護者に対し、切れ目のない支援を行います。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア インクルーシブ教育を推進するセンターの早期開設を目指し、こども部や、医療、福祉の専門家と連携し松本市インクルーシブセンター設立準備委員会を開催し、準備を進めました。
- イ 副学籍制度を活用し、特別支援学校に通う児童生徒と、地域の学校に通う児童生徒の交流が活発になるように、運用方法を改善し、校長会にて周知を図りました。
- ウ 知事と中核市市長との懇談の場において、市立特別支援学校の設置について協議が行われたことに伴い、平行して県の関係機関との意見交換を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市特別支援教育推進協議会からの提言を受け、教育、福祉、医療等の各機関が連携し、子どもや保護者を支える「松本市インクルーシブセンター」を令和6年4月に開設しました。スタートにあたり、新しい組織の運営が円滑に進むよう具体的な連携の形を模索していきます。
- イ 副学籍制度については、運用方法の改善により、交流の打合せ会開催の時期が早まったこと、新型コロナウイルスの扱いが5類になったこと等により、制度に関する問合せが増えました。そうした問合せから見えてきた小さな課題を克服できるよう、システム上のさらなる工夫を考えていきます。
- ウ 市立特別支援学校の設置に向けて、設置目的や目指す姿について、保護者や市民の理解が得られるよう、丁寧に調整を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

発達障がいなど配慮を要する児童の増加に伴い、早期からの切れ目のない支援のため、こども部と教育委員会の連携の必要性が増してきました。令和5年度は、こども部と連携し、松本市インクルーシブセンター設立準備委員会を3回開催しました。教育、福祉、医療等の専門家から出された意見を集約し、具体的な調整を進め、令和6年3月に「松本市発達障がい児等の支援に関する条例」を制定するとともに、4月に松本市インクルーシブセンターを開設しました。

イ 統計資料

発達障がいの診断を受けている児童・生徒数の推移（松本市の小中合計 令和5年度まで）

年度	診断数	1校当平均	
R元	1,153	22.5	↓ 1.5倍
R2	1,279	27.2	
R3	1,415	30.1	
R4	1,463	31.1	
R5	1,538	32.7	

個性と多様性を尊重する学校教育

4 いじめ防止及び不登校児童生徒の支援

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

「松本市子どもの権利に関する条例」及び「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」をもとに、教職員及び児童生徒の人権感覚の醸成、いじめのない学校づくり、不登校児童生徒の支援に取り組みます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 9月と2月に「松本市いじめ問題対策調査委員会」を開催し、令和5年度の市内におけるいじめの状況を報告し、協議しました。また、学校への定期的ないじめ実態調査により一人ひとりの子どもに寄り添った実態把握に努め、いじめ未然防止の取組みについて協議しました。
- イ 不登校支援アドバイザーが定期的に学校訪問をし、不登校児童生徒の個別の状況に応じた対応策を学校職員とともに検討しました。
- ウ 不登校児童生徒の支援として、市内4か所目となる寿教育支援センターを設置して、課題となっていた市南部方面の居場所の充実を図りました。また、校内教育支援センターと家庭をICTで結ぶ取組みや、距離的理由で既存の教育支援センターに通えない不登校児童生徒のために、「ほっとスペース松原」と「ほっとスペース笹賀」を開設し居場所支援を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア コロナ禍を経て、不登校児童生徒は増加の一途をたどっており、多様な学びの場を充実させることにより、誰ひとり取り残さない学びの保障に努めることが必要となっています。
- イ 「松本市いじめ問題対策調査委員会」や「松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」で、広く関係機関との連携を進めるとともに、子どもがSOSを出しやすい仕組みづくりとともに受けとめる教職員の研修が必要となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和2年度 不登校児童生徒の支援にあたるため、市費の「自立支援教員」を、山間小規模3校（安曇小中、奈川小中、大野川小中）を除く全ての小中学校（小学校25校／中学校16校）へ配置しました。
- 4年度 不登校をはじめとした諸問題を抱える児童生徒が置かれた環境に着目した支援を行うため、これまで県から派遣していた「SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）」を市独自に3名配置しました。
- 5年度 市独自の「SSW」を1名増員し、4名配置しました。また、校外の「中間教室」の名称を「教育支援センター」と改変するとともに、市南部に「寿教育支援センター」を新設しました。さらに、各教育支援センターを利用する児童生徒から愛称を募集し、鎌田教育支援センターを「みらい」、山辺教育支援センターを「どんぐり」、波田教育支援センターを「あかり」、寿教育支援センターを「よつば」としました。

イ 統計資料

不登校児童生徒の推移 ※月例調査による

	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	不登校児童数	221	224	308	404
	前年度増減	32	3	84	96
	在籍率(%)	1.8%	1.9%	2.6%	3.5%
中学校	不登校児童数	236	304	372	371
	前年度増減	-34	68	68	-1
	在籍率(%)	4.0%	5.2%	6.3%	6.5%

5 豊かな学びの実現

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

松本市独自の教職員研修の充実と、学びの改革にチャレンジする小中学校によるリーディングスクール Matsumoto サポート事業により、多様性・創造性・主体性ある教育活動の実現を図ります。

(2) 令和5年度の取組みと成果

ア 教職員研修の実施

中核市として市独自に策定した教職員研修計画に基づき、教職員研修を実施しました。

- ・職務別研修、専門研修、課題別研修、特別研修、市費教職員研修など、様々な職域やニーズに応じた約 60 の多様な講座を開設し、全国的に活躍する有識者など多彩な講師を招き、現代的な教育課題に対応した研修を実施しました。
- ・長野県教育委員会と連携し、県が実施する研修にも松本市の教職員が参加しました。
- ・7月26日に全教職員研修「まつもと学びの日」を開催し、松本市の全教職員が、学校や授業の目指す姿を共有しました。
- ・松本市における教育課題の検討や実施研修の効果検証を行いながら、次年度に向けた教職員研修計画を策定し、令和6年度は約70講座の研修を実施予定です。

イ リーディングスクール Matsumoto サポート事業の実施

学びの改革にチャレンジする8校をリーディングスクールに指定し、人的・財政的支援等により学校づくりの取組みを推進することで、松本市全体で学校改革・授業改善を目指す機運の拡大を図りました。

- ・中山小、寿小、明善小、筑摩小、清水中、鎌田中、筑摩中、開成中の8校が、リーディングスクールとして設定したテーマの実現に向け、先進校への視察研修と外部講師を活用しながら学校改革に取り組みました。うち4校では学びの改革推進支援員を配置し、取組体制の強化を図りました。
- ・リーディング校の取組みを市内の全学校で共有する「リーディングスクール・フェス」を1月22日に開催しました。各校の実践発表と意見交換会により、市全体で学校改革と授業改善に向けた機運を高めることができました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 令和5年度には、県実施の研修と合わせて想定以上の参加があり、教職員自身の「学びの意識」が確実に変化してきました。引き続き、魅力的・効果的な研修の実施に向け、研修のあり方を検討していきます。

イ リーディングスクール Matsumoto サポート事業では、8校のリーディング校が先進的な実践を行うとともに、他の学校がそれを視察し取り入れようとする動きも見られました。リーディング校の取組みの先鋭化とともに、市内全校への横展開を意識して事業を展開していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 3年 4月	松本市が中核市に移行 県費負担教職員の研修権限が県から移譲
4年 4月	松本市教育研修センター設置
5年 2月	定例教育委員会にて松本市教職員研修計画を策定
5年 4月	教職員研修を本格スタート、リーディングスクール Matsumoto サポート事業を開始

個性と多様性を尊重する学校教育

6 小中学校施設整備事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

児童生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の機能性向上を図り、延命化を行うための長寿命化事業を計画的に進めるとともに、照明のLED化、設備機器の更新、トイレの改修工事を行い、学校施設の環境整備を目的としています。

また、学校施設は、避難所施設としての役割もあるため、誰もが使いやすい施設整備を目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 菅野小、梓川小の長寿命化改良事業第2期工事、波田小の長寿命化改良事業第1期工事に着手
高綱中の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了
- イ 今井小、岡田小の劣化度調査を実施
- ウ 小学校10校、中学校5校のトイレ洋式化及び共用多目的トイレ整備工事を実施
- エ 男女同室での着替えの更衣スペースについて調査を実施

(3) 現状の分析と今後の課題

昭和40年代から50年代の人口急増に対応するため建設された学校が多く、その多くが老朽化し現在建替えの時期を迎えています。また、少子化により児童生徒数が減少していますが、特別支援学級は増加しています。今後は、子どもたちの個性を尊重し、多様な教育内容に柔軟に対応できる学校施設にするとともに、教職員の働き方改革につながる施設整備を進める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定
28年度	松本市が「公共施設等総合管理計画」を策定
30年度	学校施設長寿命化計画策定に係る劣化状況調査業務委託を実施
令和2年度	上記業務委託結果を基に松本市学校施設長寿命化計画の策定
3年度	小学校2校でトイレ改修工事を実施 清水中学校にエレベーターを設置 菅野小、梓川小の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了
4年度	丸ノ内中、開成中の耐力度調査の完了 菅野小、梓川小の長寿命化改良事業第1期工事に着手 小学校6校、中学校6校のトイレ改修工事を実施 清水小にエレベーター及びいす式階段昇降機を設置 筑摩野中のグラウンド改修工事を実施 波田小の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了 本郷小の耐力度調査の完了
5年度	菅野小、梓川小の長寿命化改良事業第2期工事、波田小の長寿命化改良事業第1工事に着手 小学校9校、中学校2校のトイレ洋式化等改修工事を実施 小学校1校、中学校3校の共用多目的トイレ整備工事を実施 高綱中の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了 今井小、岡田小の劣化度調査の完了

個性と多様性を尊重する学校教育

7 トライやるエコスクール事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

地域の歴史、文化、自然等の特色ある素材を活用し、潤いのある人間性豊かな心を備えた児童生徒を育て、活力ある学校を創出しようとするものです。また、平成22年度からは、環境に関する知識・情報の習得などの実践を行うことにより、学校教育における環境教育の充実も目指しています。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

各学校で、農作物の栽培・飼育活動・地域文化の学習等に取り組み、「体験すること」により、豊かな人間性を培うことができました。また、地域指導者を積極的に活用することで、各地域の特色ある事業を展開し、地域との交流を深めることができました。さらに、リサイクルやみどりのカーテンの設置等の体験活動をとおして環境を学ぶことにより、環境保全や資源の節約について自ら心掛け、実践する意識が高まりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

各学校では、地域を題材とした探究的な学びを取り入れた教育実践が広がっています。今後も地域や環境支援団体との連携を深め、各学校で特色ある活動や環境教育に取り組めるよう進めていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年度 「トライやるスクール事業」として小学校3校、中学校2校のモデル校を対象に実施
12年度 全校に実施を拡大
22年度 環境教育を加え、名称を「トライやるエコスクール事業」に変更

イ 統計資料

令和5年度 トライやるエコスクール事業費

区分	実施校	事業費	1校当たり平均額	備考
小学校	28校	7,020千円	251千円	28校には、あさひ分校が含まれています。
中学校	20校	8,209千円	410千円	20校には、あさひ分校、松原分校が含まれています。

トライやるエコスクール事業の活動例

区分	内 容
総合	・地域招聘事業（地域の歴史・文化財等の学習、伝統文化体験学習、進路学習等） ・農業・栽培体験活動（スクールファーム、1人1鉢花づくり等） ・福祉施設訪問等の地域福祉交流やボランティア活動 ほか
エコ	・温暖化対策体験活動（緑のカーテン効果検証、校舎内緑化活動等） ・エコ活動（リサイクル活動、ごみの分別活動、堆肥づくり等） ・小中学校環境教育支援事業協力団体との活動 ほか

個性と多様性を尊重する学校教育

8 コミュニティスクール事業

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

市内の各小中学校区にコミュニティスクール運営委員会を設置し、地域・保護者・学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し、連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進します。

(2) 令和5年度の取組みと成果

ア これまで進めてきた松本版コミュニティスクール事業は、引き続き、地区公民館がコーディネーターを務めながら、コミュニティスクール運営委員会での話し合いを通じて、地域の特性を生かした事業を展開しました。筑摩野中学校では、野溝籌復活プロジェクトに科学技術部が参画し、地域の伝統文化を学ぶとともに、生徒の地域貢献や自己肯定感の高まりにつながる事業を実施しました。

イ 学校の負担軽減や、地域・保護者・子ども・学校関係者のニーズにあった連携・活動を加速させるため、令和5年度から大野川小・中学校において、国制度のコミュニティ・スクール事業（学校運営協議会・地域学校協働本部・地域学校協働活動推進員の設置）の取組みを始めました。コーディネーターの配置や地域連携事業費の一括交付により学校現場の負担を軽減させました。

ウ 校長会（正副会長ブロック長）、館長会（各ブロック幹事）、モデル校（校長、教頭、地域学校協働活動推進員）、関係課（学校教育課）で構成する「松本市コミュニティスクール事業のあり方検討会」を開催し、国制度モデル校の取組結果について共有し、その効果や今後の展開について話し合いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 他地域へ横展開する際には、地域学校協働活動推進員の人選及びコーディネーターの配置といった、人材の確保に課題があることが共有されました。そこで、今後は、これまで発見できなかった地域の人的・物的資源を掘り起こし、地区の活性化へつなげるため、国制度を他地域へ展開していきます。

イ そのために、モデル校の取組結果・効果を学校関係者（校長会幹事会）や地域関係者（地域づくりセンター長・公民館長等）と共有し、コミュニティスクール事業あり方検討会等で議論を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

経過

平成 20 年度	地域性を活かした松本市独自事業として、学校サポート事業を開始（9 地区）
23 年度	事業の実施地区を市内 35 全地区に拡大（～継続）
30 年度	学校サポート事業とコミュニティスクール事業を一体化し、松本版コミュニティスクールとして事業開始
令和 3 年度	学校、公民館等の関係者を対象に事業のアンケートを実施 コミュニティスクール事業のあり方検討会を立上げ
4 年度	コミュニティスクール事業のあり方検討会等で国の制度導入などについて検討
5 年度	大野川小・中学校で国型を導入したモデル校事業を開始

1 子どもの権利推進事業

こども部 こども育成課

(1) 目標

子ども一人ひとりが尊重され、自分らしく生きる力を高めながら、生きていくことに喜びを感じられるよう、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、すべての子どもにやさしいまちの実現を目指すものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 子どもの権利について、市民の皆さんへのさらなる浸透を図るため、11月に「まつもと子どもの権利ウィーク」を実施しました。「青少年健全育成市民大会」の開催40回及び「松本市子どもの権利に関する条例」の制定10年の節目の年であったことから、市民フォーラムでは、子どもを交えたパネルディスカッションや基調講演を行うなど、内容を拡充して開催し、機運を高める取組みを行いました。
- イ 子どもの権利相談室「こころの鈴」において、子どもや保護者等からの相談（延426件）に対応しました。また、周知を図るため、こころの鈴通信、案内カードを作成し、市内の小中高生に配布しました。
- ウ 子どもの意見表明や社会参加を促進するため、「まつもと子ども未来委員会」を開催し、市政や地域の課題に関する学習、意見交換を行い、市へまちづくりの提言をしました(委員34人、委員会15回)。
- エ 子どもにやさしいまちづくり委員会が、第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画の進捗状況の検証の他、子どもの権利川柳・ポスターコンクール入選作品の審査をしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自己肯定感の高い子どもの割合は約6割にとどまっています。子ども自身の自己肯定感を高めるため、子ども達の意見を尊重し、社会の一員として参加できる仕組みの拡充を進めます。
- イ すべての子どもにやさしいまちづくりを推進するため、第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画中間報告書の提言を踏まえて、子どもの権利を尊重した施策を行うとともに、子どもの権利の普及・啓発に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 松本市子どもの権利に関する条例を施行
子どもにやさしいまちづくり委員会を設置
- 26年度 子どもの権利擁護委員を配置、子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設
まつもと子ども未来委員会を設置
子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定
- 令和元年度 子どもの権利を推進している自治体の子どもたちとの「子ども交流事業」を開始
第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定
- 3年度 まつもと子どもの権利ウィークを創設
- 4年度 第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画中間報告書を策定

イ 統計資料

松本市子どもの権利アンケート調査（3年ごとに実施）

区 分	平成27年度	平成30年度	令和3年度
自己肯定感の高い子どもの割合	62.2%	60.7%	64.3%
松本市子どもの権利に関する条例の認知度	23.6%	57.4%	66.4%

未来につなぐ子ども福祉の充実

1 子ども家庭総合支援拠点による支援体制整備

こども部 こども福祉課

(1) 目標

要保護児童やその家庭への効果的な支援につなげるため、地域や関係機関との連携強化により、子どもの置かれた環境等を的確に捉え、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、児童虐待防止啓発事業等により市民意識の向上と関係者の資質向上を図ります。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携体制の確認と要保護・要支援児童及び特定妊婦の情報共有と支援方針の確認を行いました。
- イ 「こんにちは赤ちゃん事業」について、民生委員・児童委員及び主任児童委員への研修を実施し、乳児家庭の孤立を防ぐため事業の継続を図りました。
- ウ こども家庭センターの設置及びヤングケアラーコーディネーターの設置に向けて、関係部署と協議を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がいに関する相談や対応が増加し早期対応が困難な状況が生じているため、新設した医療的ケア児等コーディネーターとの連携体制を構築し、相談・支援の体制強化を図ります。
- イ 相談内容が多様化・複雑化しているため、こども家庭センター及びヤングケアラーコーディネーターの設置をし、関係部署との連携を強化して、全ての子育て世帯や児童等への相談・支援を行う体制を構築します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成12年度	児童虐待の防止等に関する法律施行
17年度	子育て支援課を創設し、家庭児童福祉司・社会福祉主事・家庭児童相談員を配置
18年度	要保護児童対策地域協議会を設置
21年度	こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業開始
令和元年度	松本赤十字乳児院による養育支援訪問事業開始
2年度	松本市子ども家庭総合支援拠点設置

イ 統計資料

	家庭児童相談	子育てショートステイ事業	こんにちは赤ちゃん事業
3年度	512件（内、虐待42件）	24人（延べ118泊）	664件（内、支援対象73人）
4年度	638件（内、虐待48件）	20人（延べ158泊）	182件（内、支援対象59人）
5年度	681件（内、虐待45件）	39人（延べ165泊）	1,040件（内、支援対象59人）

※ こんにちは赤ちゃん事業について、令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染予防のため訪問を中止し郵送で対応した期間がある。

未来につなぐ子ども福祉の充実

2 松本市インクルーシブセンター事業

こども部 こども発達支援課

(1) 目標

発達障がいや発達に心配のある子どもと、医療的ケアが必要な子どもや小児慢性特定疾病の子どもとその保護者を継続して総合的に支援します。さらにインクルーシブ教育を推進し、すべての子どもたちが健やかに育つまちを目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア インクルーシブセンター設立及び条例制定に向けて、教育委員会と共に取り組みました。
- イ 医療的ケア児および小児慢性特定疾病児の支援のため、医療的ケア児等コーディネーターを配置しました。
- ウ 従来の事業に加え、読み書きに困難を抱える児童生徒への支援を試行的に行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

医療機関の初診待機期間が長期化し、支援開始が遅れる状況が続いています。また、学齢期の相談が増加し、相談内容は多様化しています。これらの課題を解決するため、インクルーシブセンターに配置された「医療、保健、保育、福祉、教育」の専門職を有機的に機能させ、速やかな支援開始と支援の充実・強化に取り組めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 22 年度 あるぷキッズ支援事業（発達障害児支援システム）開始
- 27 年度 なんぶくプラザ内に「あるぷキッズ支援室」を整備
- 令和 2 年度 松本市発達障害児支援基本指針を策定
- 6 年度 松本市発達障がい児等の支援に関する条例の施行
松本市インクルーシブセンター開設

イ 統計資料

区 分	R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度	
	回数	延参加人数	回数	延参加人数	回数	延参加人数
あるぷキッズ支援室相談	-	854 人	-	1,087 人	-	1,178 人
巡回支援	164 回	595 人	180 回	632 人	231 回	632 人
サポート手帳の配付	-	4 冊	-	12 冊	-	3 冊
あそびの教室	324 回	2,293 人	246 回	1,959 人	340 回	2,584 人
ペアレント・トレーニング	40 回	194 人	42 回	210 人	42 回	223 人

未来につなぐ子ども福祉の充実

3 子どもの居場所づくり推進事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、その生育環境が世代を超えて連鎖することのないよう、「松本市子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、すべての子どもが自らの意志で未来を選択できる環境を整えることを目指します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 地域における子どもの居場所づくりを推進し、安全、安心で温かな地域社会を創造することを目的に、概ね月1回以上、食事提供を必須とし、学習支援又は生活相談を行う団体に対して交付金を交付しました。令和5年度は18会場（15団体）の交付を決定しました。
- イ 新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、食事提供のほか、生活体験や学習支援などを積極的に行う団体が多く見られました。
- ウ 松本地域のプラットフォームが構築され、より広域での情報共有が可能となりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市内の小中学校区に1カ所以上の居場所を開設することを目標としていますが、開設している地域に偏りがみられます。
- イ 令和4年度と比較して、新規実施は4会場ありましたが、支援者の高齢化や物価高騰等により、今後の事業継続に課題を抱えている既存団体もあります。
- ウ 事業実施団体との連絡会議などを通じて、より新たに取り組みやすく、持続可能な事業にしていく必要があります。
- エ 様々な事情を抱えた子どもたちが、参加しやすくなるよう事業を行っていく必要があります。
- オ 民生委員への周知や市民へ向けた事業報告会の開催により、子どもたちの身近な場所での居場所開設の拡大を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	「子ども貧困対策の推進に関する法律」施行
27年度	子どもの貧困対策に関する調整会議を設置 市独自で保育園・幼稚園における在園時調査を実施
28年度	松本市ひとり親家庭実態調査 保育園・幼稚園における在園時調査を実施
29年度	松本市子どもの未来応援指針の策定 子どもの居場所づくり推進事業の開始

イ 統計資料

実施状況の推移

年度	団体数	会場数	実施地区
令和元年度	9団体	11会場	7地区（第一、庄内、島内、寿、寿台、里山辺、波田）
令和2年度	11団体	13会場	8地区（第一、第三、庄内、島内、寿、寿台、里山辺、波田）
令和3年度	11団体	13会場	9地区（第一、第三、庄内、島内、島立、寿、寿台、里山辺、波田）
令和4年度	13団体	16会場	10地区（第一、第三、庄内、島内、島立、新村、寿、寿台、里山辺、波田）
令和5年度	15団体	18会場	13地区（第一、第三、城北、庄内、島内、中山、新村、神林、芳川、寿、寿台、里山辺、波田）

若者が活躍できる環境づくり

1 青少年健全育成事業

こども部 こども育成課

(1) 目標

未来を担う若者が、地域や多様な人と関わりながら、安心して健やかに成長できる環境を創出し、若者を社会全体で育むことで、若者が主体的に活躍できるまちを目指すものです。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 中高生の放課後の居場所として、青少年の居場所(研修施設、体育施設)を7か所で開設しています。
- イ 新型コロナウイルスの影響により中止や縮小していたジュニア・リーダー講習会を「美ヶ原少年自然の家」で子ども会育成会と連携し、1泊2日で実施することができました。
- ウ インターネットやスマートフォン等の適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶメディア・リテラシー講座や、薬物の危険性や喫煙による健康被害等を学ぶための啓発講座を実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 核家族化や、地域における人間関係の希薄化により、青少年が社会生活に必要なことを学ぶ機会や、豊かで幅広い人間関係を築く機会が減少しています。
- イ 若者の仲間づくり、多様な人との出会い、活動の場づくりと情報共有を行うことで、若者が活躍できる、あるいは周囲から頼られるような、リーダーの育成のため講習会等を実施していきます。
- ウ インターネット利用が子どもから高齢者までの幅広い世代に広がり、インターネットを通じて様々な情報を得られるようになった一方で、多くの情報の中から正しい情報を選択する力を身に付けるため、教育委員会等と連携しながら講座を継続して実施していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	放課後や休日の居場所として体育施設などを利用した「青少年の居場所」を設置
20年度	市内小中学校の児童・生徒を対象としたメディア・リテラシー講座を開始
22年度	市内小中学校の児童・生徒を対象とした薬物乱用防止啓発講座を開始
23年度	心や体の悩みなどに関する相談室「まちかど保健室」を開設
26年度	あがた児童センター2階に、中高生専用の「青少年の居場所」スペースを設置
29年度	Mウイング2階の改修に伴い、「青少年の居場所」の座席数を増設
令和5年度	勤労者福祉センター3階図書室に、「青少年の居場所」スペースを設置

イ 統計資料

区 分		3年度	4年度	5年度	
青少年の居場所	延べ利用人数	体育施設	566人	551人	960人
		研修施設	502人	622人	648人
メディア・リテラシー講座	実施校数		34校	35校	33校
	受講者数	児童・生徒	7,995人	7,393人	5,426人
薬物乱用防止啓発講座	実施校数		37校	40校	38校
	受講者数	児童・生徒	4,249人	4,264人	3,647人
まちかど保健室	延べ相談件数		96件	53件	52件

若者が活躍できる環境づくり

2 青少年ホーム事業

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを通じ、自分づくり、仲間づくりを進めるとともに、ひきこもりの若者を含め、社会で生きていく力を培うことを支援します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア コーディネーター事業は、ボードゲームイベントを7回開催しました。また令和4年度から、信濃むつみ高校の先生がコーディネーターとなり、外国の文化を学ぶ「多国籍なんなん交流会」を4回開催しました。
- イ ヤングスクールは、夏期は14講座、秋期は10講座、冬期は12講座を開催しました。
- ウ 若者が地域・企業に働きかけ、インターン企画を提案し、実践発表や参加者同士の交流を行いながらまちづくりに参加する「松本若者会議」に参加、協力しました。
- エ ヤングキャリアメンターによる、若者への相談事業を行いました。
- オ 「ハタチの記念式典」は令和6年1月、二十歳の方を対象に開催しました。
- カ ひきこもりの若者を支援するため、ひきこもりの現状を理解しながら、当事者の対応に寄与することを目的とした研修会を4回開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 若者が社会の中で孤立しないように、気軽に利用できる魅力ある居場所づくりの推進と情報発信を行います。
- イ 若者が積極的にまちづくりに参加することができるためのイベントや活動を周知します。
- ウ 若者の多様なニーズに対応できるよう、講座、イベント内容の充実を図ります。
- エ ハタチの記念式典は、対象者を祝い激励すると共に、故郷松本の良さをPRし、将来松本にUターンし活躍する若者を増やすことを目的として、対象者で組織する実行委員会が主となって企画・運営を行い、開催します。
- オ ひきこもりの若者を支援するための研修会の開催や支援団体、居場所の周知を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成29年度 名称を松本市勤労青少年ホームから松本市青少年ホームに改称し、対象者を35歳未満の勤労青少年から、15歳以上35歳未満の青少年としました。
- 30年度 コーディネーターを配置し、若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを推進
- 令和元年度 若者カフェ、松本若者会議を開始

イ 統計資料

青少年ホーム登録者数推移

年 度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
登録者数(人)	342	198	178	167	185

ニーズに応じた生涯学習の実現

1 未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い

教育委員会 生涯学習課

～第39回公民館研究集会・令和5年度地域づくり市民活動研究集会～

(1) 目標

日頃の公民館活動や地域づくり活動、市民活動に関わる人々が、出会い学びあう集大成の場として開催します。幅広い住民や団体、職員が一堂に会し、互いに学びあい、多くの気づきを得ることで、明日からの「自らの実践」へつなげます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

ア 大会概要

(ア) 期日 令和6年2月18日(日)

(イ) 会場 中央公民館(Mウイング)他

(ウ) 主催 松本市・松本市教育委員会・松本市地域づくり研究連絡会

(エ) 主管 「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い」実行委員会

(オ) 内容

・「松本市町内公民館調査からみる公民館の新たな可能性」をテーマとした、社会教育研究者による基調講演

・「若者の地域参画」や「新たな視点から考える地域づくり」など、5つの分科会を実施

イ 参加者数 延べ470名

ウ 取組みと成果

(ア) 各地区で行われている地域づくり等の実践事例を調査し、分科会テーマの選定を行いました。

(イ) 分科会では実践事例の報告に留まらず、事例から課題の本質や背景を共有し議論する場としたことで、同様の課題意識を持った多様な住民が参加しました。

(ウ) オンライン(ZOOM)を活用し、四賀地区と芳川地区にサテライト会場を設置することで、分科会テーマに即した立地での開催を実現しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 企画段階からの市民参画が少なく、より多くの市民に関わってもらうための仕組みづくりが必要

イ 参加者の気づきやつながりを更にコーディネートすることが必要

ウ 公民館と住民自治局との役割分担の整理が必要

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和61年 3月 第1回松本市公民館研究集会 開催

平成19年 10月 第1回地域づくり市民活動研究集会 開催

29年 1月 未来を拓く自治と協働のまちづくりを目指す研究集会 松本大会 開催

30年 2月 「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い～第33回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会～」 開催

ニーズに応じた生涯学習の実現

2 教育文化センター再整備事業

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

令和4年度に実施したアドバイザー会議の意見を踏まえ、不思議を探り、持続可能な未来を切り拓く、子どもと、大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点として、教育文化センターと教育研修センターの機能を併せ持つ「(仮称)学都ラボ」を目指し、再整備内容等について検討します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 教育文化センター運営委員会において、「(仮称)学都ラボ」の方向を踏まえ、ICTを駆使した学びの発信、自然科学と共に人文社会科学を含めた学び、既存施設の活用を基本とした再整備のあり方等を検討しました。
- イ 既存施設を調査のうえ、空調設備及び照明器具を主体として、経年劣化の著しい設備の更新を計画しました。
- ウ 「(仮称)学都ラボ」の目指す、多様な学びを実現するため、ICTやプログラミング学習、自由な学習環境、情報共有のためのフリースペースに対応する居室の様式替え、備品の導入等を計画しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 空調設備に関連する工事については、配管や内装等付帯して実施すべき内容があることから、設計等において、慎重な精査を行います。
- イ (仮称)学都ラボに対応する居室の様式替え・備品配備計画等については、アドバイザーや教育文化センター運営委員会の意見を踏まえつつ、検討を進めます。
- ウ 施設整備や事業のアップデートにおいて、セイコーエプソン株式会社をはじめとする、企業や大学等と連携し、再整備のコンセプトにつながる単焦点プロジェクターの活用、ビジュアルプログラミングなど児童のモチベーションの向上、創造性の発現に向けた取組みを検討、実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和元年	8月	新科学館建設検討委員会を設置
	12月	教育民生委員協議会において基本計画(素案)を了承
2年	4月～	事業棚卸による事業の見直し
	11月	見直し方針の決定(宇宙に特化した展示内容の見直し、情報通信分野の再検討等)
3年	1月	教育民生委員協議会において棚卸結果について報告
	4月～	中核市移行に伴う教職員研修について検討
	12月	市議会12月定例会一般質問において市長が再整備方針を表明
4年	2月	経済文教委員協議会において再整備方針について了承
	4月～	アドバイザー会議において再整備内容、施設・事業の方向性等について協議
	8月	アドバイザー会議で出された意見等を基に教育文化センター運営委員会で意見交換
5年	1月	アドバイザー会議において今後の方向性について協議
	9月	経済文教委員協議会においてアドバイザー会議の検討結果、「(仮称)学都ラボ」としての今後の方向性を報告
	10月	「(仮称)学都ラボ」としての今後の方向性について教育文化センター運営委員会で意見交換
	11月10日	教育文化センター運営委員会で、再整備の方向性、スケジュール、ゾーニングイメージについて検討
6年	3月7日	教育文化センター運営委員会で、再整備の方向性等を継続検討

ニーズに応じた生涯学習の実現

3 公民館等の改修、整備

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

学びあいの場や災害対応の地域拠点として機能を維持するため、施設の移転新築、定期的な補修及び長寿命化を進めます。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

ア 公民館等長寿命化事業

個別施設計画に基づき、Mウイング（中央公民館）第2期工事及び第3期工事の実施設計を行いました。また、松南地区公民館の屋根・外壁の補修及び照明・トイレ他、各種設備の更新を行いました。

イ Mウイング2階 若者居場所整備事業

若者が学習・交流する環境を提供して若者の居場所づくりを促進するため、Mウイング2階のふれあいロビー（学習スペース、図書室）を拡充し、家具什器、電源コンセント等を整備しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 地区公民館等の生涯学習施設は、今後、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化・集約化及び長寿命化等を推進する必要があります。

イ 開館から30年を経過する施設が多く、設備等の耐用年数経過に伴う故障は年々増加する傾向にあります。また、消防法等関係法令・基準に対応する改修等、安全確保・法令遵守の観点からも、速やかな施設整備が求められるため、計画的な改修工事と合わせて、経常的な維持修繕工事も適切に実施していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

整備経過

年度	大規模改修	移転整備
H 16	入山辺公民館	-
H 20	安曇公民館	-
H 22	梓川公民館	-
H 24	神林公民館	-
H 26	鎌田地区公民館	-
H 27	今井公民館	-
H 28	内田公民館	-
H 29	笹賀公民館	波田公民館（移転）
H 30	和田公民館	-
R 3	-	里山辺公民館（新築）

イ 統計資料

公民館等の経過（築後）年数

経過年数	施設数①	割合 ((①)/40*100)	
		内、整備済み	
～20年	7館	0館	17.5%
21～30年	14館	1館	35.0%
31～40年	13館	8館	32.5%
41年～	6館	3館	15.0%

整備状況

項目	施設数等
生涯学習施設	40館
新築・移転・大規模改修済み	11館
中間補修実施済み	1館
整備割合（中間補修を除く）	27.5%

（統計の数値はR5年3月現在）

ニーズに応じた生涯学習の実現

4 図書館利用環境の充実

教育委員会 中央図書館

(1) 目標

松本らしい生涯学習による「生きがいの仕組みづくり」をめざすため、生涯学習機会の場としての図書館利用を促進するため、利用環境の充実を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

ア 松本市図書館未来プランに基づく事業の推進

令和4年度に策定した「松本市図書館未来プラン」に定める図書館基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を実現する取組みを積極的に行い、プランの推進を図りました。

イ 子どもの読書活動の推進

ブックスタート・セカンドブック、サードブック事業の実施、読み聞かせボランティア養成講座などの人材育成事業の実施、中・高校生への働きかけの具体的な検討等を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 図書館利用環境の充実

市民のさらなる図書館利用促進を図るため、「松本市図書館未来プラン」に沿った図書館サービスの充実に努めます。

開館から32年が経過した中央図書館の大規模改修について検討します。また、市民の利便性向上のため、通勤通学に便利な場所等へのサービスポイントの設置を検討します。

イ 子どもの読書活動の推進

子どもが読書に親しめる環境づくり、子どもの読書活動の普及・啓発及び子どもと本をつなぐ人材の育成、家庭・地域・学校等各団体との連携体制づくりを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成31年 2月	「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」を策定
令和元年 5月	「学都松本子ども読書活動推進委員会」を設置
2年 7月	「松本市中央図書館あり方検討委員会」を設置。翌年3月報告書を提出
4年 10月	「松本市図書館未来プラン」策定

イ 統計資料

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
市民1人当たり図書館貸出冊数	6.1冊	5.8冊	6.6冊	6.5冊	6.4冊
市民の図書館利用カード登録割合	44.4%	*21.7% (43.4%)	20.7%	20.2%	22.3%

※ 令和2年3/4～3/31(25日を除く)、4/1～5/15新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため全館閉館、令和4年3/25～4/6耐震対策工事に伴う移転のためあがたの森図書館が閉館、令和4年6/20～6/24LED照明更新工事のため波田図書館が閉館、令和5年9/22～9/26図書館システムサーバ更新のため全館閉館、9/18～10/3松南地区公民館改修工事のため南部図書館が閉館、令和6年3/15～3/29耐震対策工事終了に伴う移転のためあがたの森図書館が閉館

※ 令和2年度末に登録者のデータ削除基準を、登録カードの有効期限切れ10年以上の未更新者から2年以上に見直し。()内は旧基準割合

ニーズに応じた生涯学習の実現

5 図書館資料・情報の収集、提供

教育委員会 中央図書館

(1) 目標

市民誰もが生涯にわたって学ぶことができるように、生涯学習における情報拠点として、多様なニーズに応じた図書館資料・情報の収集、提供を行います。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 令和5年度は、13,858冊の蔵書の増加を図り、年度末の市民一人当たりの図書館蔵書数は5.7冊となりました。
- イ オンラインデータベース導入数が9件に増加しました。
- ウ 長野県と県内市町村による協働電子図書館「デジとしょ信州」の利用促進を図るとともに、新たに視覚に障害がある方のためのアクセシブルライブラリーの利用登録を開始しました。
- エ 利用者登録及び「デジとしょ信州」利用登録の電子申請による受付を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状

社会の変化や市民の多様なニーズに応じた資料の充実を図り、図書館蔵書数は年々増加しています。また、時間や空間の制約を受けず誰でも気軽に情報にアクセスできる電子図書館サービスの提供も進めています。
- イ 今後の課題

地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集、提供を進めるほか、レファレンスサービスの提供のあり方、蔵書点検などの資料管理業務や貸出返却業務の効率化を可能とするICタグ導入、将来にわたって保存すべき地域資料のデジタル化等の図書館サービスのあり方について検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年	4月	官報情報検索サービスの開始
	12月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの提供開始
28年	3月	宗教館文庫の一部、松原文庫、柴田文庫を博物館へ移管
29年	4月	第一法規出版「D1-Low.com」及び朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル」を導入
30年	3月	宗教館文庫の全てを博物館へ移管
31年	4月	インターネット辞書・事典検索サイト「ジャパンナレッジLib」を導入
令和4年	4月	「理科年表プレミアム」、「日経テレコン」を導入
	5年	4月 農業系データベース「ルーラル電子図書館」を導入

イ 統計資料

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
蔵書数	1,269,412冊	1,291,469冊	1,307,599冊	1,324,551冊	1,338,409冊
市民一人当たり	5.3冊	5.4冊	5.5冊	5.6冊	5.7冊

6 基幹博物館整備事業

教育委員会 博物館

(1) 目標

松本まるごと博物館構想の中核施設として位置付けられた、郷土松本を担うひとをつくる「ひとづくり」と、心豊かに夢がふくらみ育つまちをつくる「まちづくり」に資する学習拠点となる基幹博物館を整備します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 条例施行規則等の改正など開館事前準備を進め、10月7日に開館しました。
- イ 令和4年度に実施した工損事後調査結果に基づき、地権者等への補償料を算出しました。
- ウ 旧市立博物館からの収蔵品の移転を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 工損補償額算定結果に基づき、地権者等への説明を行い、補償を進めます。
- イ 旧市立博物館収蔵品移転を完了します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 11 年度	松本城およびその周辺整備計画を策定
12 年度	松本まるごと博物館構想を策定
17 年度	日本民俗資料館が財団から市に寄贈され、松本市立博物館に名称変更
20 年度	松本市基幹博物館基本構想を策定
21 年度	松本市基幹博物館基本計画を策定
27 年度	市議会教育民生委員協議会が、移転候補地を松本城三の丸地区とすることを了承
28 年度	市議会議員協議会が、移転候補地を松本城大手門駐車場敷地とすることを了承 松本市基幹博物館施設構想及び松本市基幹博物館建設計画を策定
29 年度	設計プロポーザルで設計者を選定し、建築・展示の設計に着手
令和 元 年度	建築・展示の設計完了 主体工事・電気設備工事・機械設備工事の本契約を締結 借用地について、10年間の事業用定期借地権設定契約公正証書を作成
2 年度	建築工事に本格着工 展示製作業務委託の本契約を締結し、準備工に着手
3 年度	松本市基幹博物館1階活用市民会議を開催
4 年度	建築工事竣工、展示製作業務完了
5 年度	借用地について、事業用定期借地権設定契約解除に係る合意及び30年間の土地賃貸借契約締結 開館

ニーズに応じた生涯学習の実現

7 展覧会事業の実施

教育委員会 博物館

(1) 目標

松本市立博物館の3つの基本方針①ふかめる、②はぐくむ、③つなげるに沿って、社会教育施設としての役割及び街中の賑わいを創出するため、特別展や企画展を開催します。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 開館記念特別展第1弾「まつもと博覧会」、第2弾「至極の大衆文化 浮世絵 - 酒井コレクション-」を開催し、松本の魅力を市内外へ発信しました。
- イ 「まつもと博覧会」では、明治時代の松本を紹介するとともに、現代の松本の展示に取り組み、企業連携を実施しました。
- ウ 「至極の大衆文化 浮世絵 - 酒井コレクション-」では、日本三大コレクションの一つと言われている、日本浮世絵博物館と連携して開催し、市内外の観覧者から好評でした。
- エ 博物館分館のうち8館で、展示テーマを深めるとともに、他機関との連携や、常設展示をしていない収蔵品を公開する機会として21回の特別展・企画展を開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 2階特別展示室を活用し、観覧者の増加や再来訪の動機付けにつながる魅力ある展覧会を継続して実施することが重要です。
- イ 市民、企業、他の博物館等と連携しながら、1階スペースや展示室以外を活用したミニ展示等に取り組み、館全体のにぎわいや活用を図る必要があります。
- ウ 分館も含めた常設展示していない収蔵資料を特別展等で公開し、博物館資料の活用を進める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

展覧会名	会 期	来館者満足度 (指定管理者実施)
まつもと博覧会	令和5年10月7日(土) ～12月10日(日)	87% (目標80%)
至極の大衆文化 浮世絵 - 酒井コレクション-	令和6年1月13日(土) ～3月3日(日)	

8 松本まると博物館構想の実現

教育委員会 博物館

(1) 目標

市域全体を屋根のない博物館と捉え、市民とともに博物館活動を推進する「松本まると博物館」構想の実現に向けて、博物館での展示や講演会、ワークショップ等の開催に加え、博物館活動の担い手を育成する市民学芸員養成講座を実施します。また、新しい松本市立博物館の開館を契機として、分館の利用促進を図るため、観覧料の見直しや、博物館施設以外の文化施設との連携を視野に入れた「まると学都構想」に取り組めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 新博物館の開館記念特別展（まつもと博覧会展、浮世絵展）にあわせ、講演会を3回、リレートークを2回開催し、各回に約50人～100人の市民が参加しました。
- イ 第12期の市民学芸員養成講座を9回実施し13名が修了しました。成果品として、令和6年度春開催の「戸田家臣団」展のリーフレットを作成しました。
- ウ 令和6年3月17日（日）に博物館祭りを開催し、市民学芸員が、七夕人形、犀川通船、城下町町名、六地藏等グループ別に研究した成果を発表しました。
- エ 市民学芸員及び友の会から公募した市民を母体として、新博物館3階の展示について、観覧者に解説や案内をする「常設展示市民ガイド」を養成しました。開館後の活動について、好評の声が多数寄せられています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 展覧会、講演会、ワークショップ等の実施にあたっては、多くの人へ情報が行き届くような周知方法の工夫や博物館に興味のない層への興味を掘り起こす内容の構築が必要です。
- イ 市民学芸員養成講座の修了者が、継続して博物館活動に関わるようなサポート体制が必要です。
- ウ 常設展示市民ガイドについて、観覧者の声やニーズを反映したガイド方法のステップアップ、博物館とガイドとの情報共有体制の構築、さらには、博物館を起点とした街中の回遊性の向上、文化施設等の連携促進を進めることが重要です。
- エ 分館の利用促進を図るため、観覧料についてメリハリのある料金体系への見直しを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成12年度	松本まると博物館構想策定
18年度	第1回市民学芸員養成講座を開講
30年度	松本市歴史文化基本構想策定
令和元年度	第1回博物館まつり開催
5年度	松本市立博物館 移転開館

イ 統計資料

市民学芸員養成講座 修了者

平成18年度	18名
19年度	15名
20年度	11名
21年度	11名
22年度	6名
23年度	9名
24年度～29年度休止	
平成30年度	12名
令和元年度	9名
2年度	5名
3年度	8名
4年度	13名
5年度	13名

全ての世代にわたる食育の推進

1 子どもを豊かに育む食育の推進

教育委員会 学校給食課

(1) 目標

食育を通じて、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、地域の農産物や食文化への理解を深めることで、健全な心身を培い、豊かな人間性の形成をめざします。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

ア 食育の推進

「食に関する指導の全体計画」に沿って、栄養教諭・調理員による学校訪問、給食指導や、朝食摂取の大切さについての授業等、学校と連携した食育事業を実施しています。また、時節に応じた食育の資料を各学校・各家庭に配信しました。

イ 地産地消の推進

- (ア) 地産地消率向上のため、食材納入業者には主要野菜を中心に地場産物の納入を促し、安全安心な旬の食材を積極的に献立に取り入れるよう努めました。
- (イ) 無農薬、低農薬で作付けした農産物使用の拡大を図り、環境にも配慮した安全安心な給食の提供を目指して、「環境にやさしい給食の日」を設け、全ての市立小中学校の給食に低農薬米を主食として提供しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 児童生徒の食に関する実態調査の朝食喫食率の経年変化をみると、R元年の小5の喫食率90.3%が、R4年の中2の喫食率では87.2%となっており、3.1%減少しています。

また、小学生と中学生を比較すると「朝食を食べない日」がある中学生の割合が多くなっています。朝食欠食の課題を各学校と共有し、小学4年生への朝食の授業を全校で実施するとともに、家庭へ情報発信します。関係部署とも連携しながら、課題の改善につながる子どもの食育に取り組みます。

イ 地産地消を進めるなかで学校給食へ地場産物を積極的に取り入れました。地場産物を使用した献立作りや、J A、生産者グループ等との連携を進め、学校給食での地場産物の提供機会を増やします。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

食育の推進、地産地消の取組みとして、学校給食に、松本産の野菜や松本地域の地場産物を取り入れた「松本の日」の献立を提供しています。旬のものが市場に多く出回る6月から11月に月1回児童生徒に紹介しています。

イ 統計資料

(ア) 児童生徒の食に関する実態調査の朝食喫食率

R元年：小学5年時 90.3% → R4年：中学2年時（R元年 小学5年時）87.2% 3.1%減少

※ 長野県教育委員会事務局保健厚生課実施：令和4年度児童生徒の食に関する実態調査より

※ 設問は、R元年：喫食の有無 R4年度：学校がある日の喫食の有無

(イ) 学校給食における地場産物の使用率

主要野菜15品目の長野県産食材使用割合（重量ベース）

令和5年度28.4%、令和7年度末30%目標

全ての世代にわたる食育の推進

2 アレルギー対応食提供事業

教育委員会 学校給食課

(1) 目標

学校給食を教育の一環（食育）として位置づけ、食物アレルギーの有無にかかわらず、全ての児童生徒に対して給食の提供を保障していかうとするものです。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 一般給食から隔離した専用調理室を設け、専任の栄養士・調理員が対応食（代替食）を調理し、それぞれ個別の容器に入れて各学校へ配送しています。

令和5年度アレルギー対応食提供人数 163人（令和5年7月）

イ 個々の児童生徒の症状の特徴等を情報共有し、アレルギーに対する正しい理解を深めるため、保護者との個別懇談会を行っています。

アレルギー対応食解除人数（一般給食を食べられるようになった人数）18人（令和5年3月）

ウ 事故防止のため、学級担任が変更となった児童生徒への学校訪問を行い、対応食提供方法の確認を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア アレルギー対応食提供人数は、27年度をピーク（203人）に若干減少しました。

イ 緊急時の対応について、全校対象に緊急対応マニュアルを徹底するための情報共有等を行います。

ウ 成長期に必要な栄養素を様々な食品から摂取できるよう、医師の指導のもと、児童生徒及び保護者と共に対応食解除に向けた取組みを進めていきます。

エ 大規模センター（西部・東部センター）において、新入学児童の対応食提供開始時期を現状の7月から5月へ変更する取組みを学校と共同して進めていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 11年 1月	アレルギー対応食提供開始（7食）
12年 4月	実施要綱制定
13年 4月	西部学校給食センター開設
17年 8月	アレルギー室拡張（西部）
18年 8月	アレルギー室拡張（第2）
21年 8月	東部学校給食センター開設
25年 11月	食物アレルギー講演会開催「食物アレルギーの知識と対応」
28年 10月	食物アレルギー講演会開催「正しく知ろう！～食物アレルギーの理解と対応～」
29年 4月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）発行
令和 元年 12月	食物アレルギー講演会開催「食物アレルギー～最近の進歩～」
4年 4月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）発行
11月	食物アレルギー講演会開催「食物アレルギーとの上手なつきあい方」
4年 4月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）発行
11月	食物アレルギー講演会開催「食物アレルギーとの上手なつきあい方」

イ 統計資料

食物アレルギー対応食提供児童・生徒数（各年度7月1日現在）

（単位：人）

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者数	187	179	167	169	163

切れ目ない健康づくりの推進

1 地域における健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

松本市健康増進総合計画に基づき、地域を基盤とした健康づくりを推進します。地域づくりセンターを中心に、保健師、福祉ひろば職員、地区生活支援員、地域包括支援センター職員、その他地域の関係する地区組織（食生活改善推進員・体力づくりサポーター等）と連携し、より身近な地域での健康づくりを強化推進します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 地区担当保健師が、地域を拠点とした保健活動の充実や地区担当職員との連携強化を図るために、10月より35地区中22地区への地区駐在化をすすめ、身近な地域での健康づくりに取り組みました。母子保健業務、全世代対象の健康相談の充実、地区課題に向けた取り組み、また地域包括支援センター職員及び地区生活支援員と連携したフレイル予防の実施、地区への健康情報の発信等を重点に活動しました。
- イ 食生活改善推進員養成教室を年2会場6回コースで実施しました。新たに7人が食生活改善推進員として加入（会員数236人）し、市内35地区で地区課題に沿って食生活改善栄養指導事業を実施するとともに、地区福祉ひろばや地区公民館等で様々な年代を対象とし食生活改善のための取り組みを行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 保健師が、身近な地域で健康づくりを推進するため、健康相談等の環境整備を行うとともに、地区課題を明確化し、課題に沿った取り組みを行います。
- イ 引き続き食生活改善推進員の養成を行うとともに、地域住民が自ら学び、活動する場の支援、さらには地域の健康づくりに向けた取り組みを支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 松本市食生活改善推進協議会

昭和44年度	食生活改善推進員の活動開始
57年度	食生活改善推進協議会組織化
平成9年度	松本市による食生活改善推進員養成教室を開始
18年度	松本市食生活改善推進協議会が厚生労働大臣表彰を受賞
令和4年度	40周年記念事業実施

イ 体力づくりサポーター育成

平成25年度	4年間で全地区実施する計画で育成開始
29年度	全地区で体力づくりサポーター地区集会実施
30年度	リーダーサポーター育成開始

切れ目ない健康づくりの推進

2 がん検診等各種検診の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

がんの早期発見・早期治療を図るため、がん検診等各種検診の受診率の向上に取り組むものです。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 松本市国民健康保険特定健診や後期高齢者健診等の基本健診、がん検診受診券、各がん検診無料クーポンを1通に同封してお送りする個人通知により受診勧奨を行いました。
- イ 国保加入者を対象に子宮がん検診(20～39歳)、乳がん検診(40～69歳)の受診勧奨を行いました。
- ウ FMまつもと、広報まつもと等の各メディアへの出演及び情報掲載、SNS等のインターネットを通じた周知・啓発を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 若い世代で受診率が低い傾向があるため、これらの世代のアクセシビリティの向上が必要です。
- イ 要精密検査となった方の精密検査受診率が低い大腸がん検診等で、精密検査受診を促す取組みが必要です。
- ウ がんの早期発見効果の高い検査を提供するため、胃内視鏡検査の導入について検討が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	前立腺がん検診開始
18年度	肺がんCT検診を開始
21年度	子宮頸がん検診、乳がんマンモグラフィ検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
23年度	肺がんCT検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
24年度	個別通知による受診勧奨を開始、大腸がん検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
26年度	HPV(ヒトパピローマウイルス)併用検診、胃がんリスク検診を開始
29年度	子宮頸がん・乳がん検診の自己負担額の引き下げ
30年度	乳がん超音波検診無料クーポンの開始
令和4年度	WEB予約サイトの開設

イ 統計資料

区分	令和4年度			令和5年度		
	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)
肺がんCT検診	80,341	2,571	3.20	80,454	2,216	2.75
胃がん検診	87,633	2,832	3.23	87,576	2,635	3.01
大腸がん検診	87,633	15,988	18.24	87,576	15,101	17.24
子宮がん検診	49,934	9,776	19.57	49,909	9,950	19.94
乳がん検診	46,760	10,226	21.87	46,733	10,475	22.41
前立腺がん検診	32,163	6,087	18.93	32,365	5,901	18.23

切れ目ない健康づくりの推進

3 後期高齢者医療の推進

健康福祉部 保険課

(1) 目標

高齢者が安心して医療を受けることができる環境づくりとともに、健康保持増進を図るため保健事業の充実を目指しています。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

- ア 後期高齢者医療は75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障がい認定者を対象として、長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっています。市は、保険料の徴収、各種申請や届け出の受付、保健事業などの業務を担っています。
- イ 後期高齢者健康診査は健康づくり課が担当し、令和5年度の対象者35,955人（要介護3～5は希望者のみ）のうち受診者は15,203人で、受診率は42.2%でした。このうち、簡易脳ドックを除く人間ドック受診者は1,085人でした。
- ウ 令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に国保、後期、介護保険で連携して取り組んでいます。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 健康診査は、受診料を無料にすることで負担を軽減し、受診率向上を図っています。（法定必須16項目に市独自の10項目を追加して実施しています。）
- イ 平成25年度から人間ドック・脳ドックに対する助成を行い、高齢者が自身の健康を確認する選択肢を広げています。
- ウ 高齢者に健康の大切さを意識してもらい、健康診査の受診率を向上させ、被保険者の健康維持と医療費の適正化を進めることが課題です。
- エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で取り組む重症化予防事業やフレイル予防事業は、高齢者のQOL（生活の質）を高めるとともに、医療費や介護保険給付費の負担軽減につながるため、多くの市民に関心を持ってもらえるように取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度 健康診査の開始 健康診査市独自検査項目3項目追加
 21年度 健康診査に市独自検査項目2項目追加 23年度までに7項目を追加
 令和3年度 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始

イ 統計資料

後期高齢者健康診査

(健康づくり課所管)

年 度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	伸び率 (%)
R01	36,369	16,325	44.9	△ 2.0
R02	33,422	15,788	47.2	2.3
R03	33,722	15,123	44.8	△ 2.4
R04	34,665	15,536	44.8	0.0
R05	35,955	15,203	42.2	△ 2.6

※ 令和2年度から後期高齢者健康診査の対象のうち要介護3～5の被保険者を希望制に変更しました。

切れ目ない健康づくりの推進

4 フレイル予防の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

フレイル予防対策として、医療連携の体制整備を進めるとともに、フレイル該当者の把握と予防の周知啓発、保健指導を実施するものです。また、身近な地域で自ら進んで健康づくりに取り組むことができるよう、高齢者の通いの場の創出と、健康づくりを支援する人材を育成するものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア フレイルを防ぎ、健康の保持増進、医療費および介護給付費の伸びを抑制するために、「フレイル予防の推進」に関する専門者会議を設置し、今後の方向性について協議しました。また、フレイル対策を主導し、フレイルを考慮した高齢者医療を担う医師を育成するため、フレイルサポート医の養成講座を実施し、医師12名、歯科医6名が参加しました。
- イ フレイル該当者の把握強化のため、介護保険未認定の75歳以上一人暮らし高齢者を対象に電力スマートメータによるフレイル検知事業を行いました。515名が参加し、フレイルの早期発見及び早期介入による介護予防に努めました。
- ウ 身近な地域で住民同士が主体的に運動を継続できる仕組みづくりとして、週1回運動を行うサークルの立ち上げ支援を行い、新たに33サークルが立ち上がり、全126サークルが活動しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア フレイル健診等で把握したフレイル該当者に対し、個別支援を行い、必要な場合は医療につなげるなど、医療と連携したフレイル対策を行います。
- イ フレイル要因となる痩せリスクの方が、国や県と比較して多いため、個別の保健指導等を行い改善に向けての取組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 地域の中で運動を支援するボランティア「体力づくりサポーター」育成開始
- 令和元年度 自主運動サークル支援事業を開始
- 3年度 「体力づくりサポーター育成事業」と「自主運動サークル支援事業」を地域介護予防活動支援事業へ移行
- 4年度 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始。「フレイル健診と健康教室開始」
フレイル予防推進協議会の設置

イ 統計資料

	体力づくりサポーター	自主運動サークル立上げ	フレイル予防	
	全登録者数	サークル数	健診数	講座数
令和元年度	440	28		
令和2年度	455	51		
令和3年度	395	70	77	70
令和4年度	412	93	95	76
令和5年度	392	126	77	74

切れ目ない健康づくりの推進

5 生活習慣の改善

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、より良い生活習慣に心掛け、病気の発症を予防するため、松本市健康増進総合計画を推進します。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 若い世代で健（検）診受診率が低い傾向があるため、これらの世代のアクセシビリティの向上のために、スマートフォンやPCから各種検診を予約できるようWEBサイトを継続運営しました。
- イ 過去の特健診受診結果やレセプトデータを人工知能により分析した、対象者の特徴別受診勧奨通知の作成・発送や、同分析による勧奨効果を順位づけした受診勧奨に取り組みました。
- ウ 第4期松本市食育推進計画に基づき、「あなたの生活にプラスワン」を新たな方向性とし、「1日2食は3皿食べよう」を推進するため、「おいしく食べよう具だくさんみそ汁」及び「よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～」を取組みの柱として広く周知しました。また、各部局と連携し、松本と関わりの深い大豆や大豆製品を題材に食育を展開する「まつもと だいでず大作戦」に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 無関心層や若者などが受診につながる仕組みづくり、誰もが健康情報を得て、自らすすんで健康づくりに取り組める仕組みづくりが必要です。
- イ 市民一人ひとりが体験を通じて豊かな食生活を育めるよう、重点取組の周知や、作る・味わう等の体験ができる講座、ICTの活用を通じ、個人の実践につながる食育を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	第1期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」を策定
19年度	第1期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（20年度～24年度）策定 松本市国保特定健診・保健指導の開始、各種健康講座を実施
22年度	「働く世代の生活習慣病予防事業」の開始 第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」（23年度～32年度）策定
24年度	第2期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（25年度～29年度）策定
29年度	第3期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（30年度～34年度）策定
令和4年度	松本市健康増進総合計画（5年度～9年度）策定

イ 統計資料

特定健康診査・特定保健指導

単位：%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率	38.0	43.0	42.8	41.3
特定保健指導実施率	47.3	42.2	45.0	

※ R5受診率は速報値。保健指導は実施中。

切れ目ない健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課
保健予防課

6 受動喫煙の防止

(1) 目標

健康増進法及び松本市受動喫煙防止に関する条例に基づき、受動喫煙による健康被害や喫煙による健康への影響について、市民ひとり一人が理解できるように啓発事業を推進し、健康増進を図ります。理解できるように啓発事業を推進し、健康増進を図ります。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア はじめの1本を吸わせない取り組みとして、小学生高学年啓発動画を作成しました。
- イ 禁煙支援ガイドを活用し、医師会・歯科医師会・薬剤師会と禁煙支援の連携を図りました。
- ウ 世界禁煙デーに併せ禁煙啓発強化月間として、松本城のライトアップや乳幼児健診や保育園での啓発を行いました。
- エ 特定施設（第一種施設、第二種施設、喫煙目的室施設）における受動喫煙に関する相談、指導及び飲食店への周知啓発をしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民や企業に対し、健康増進法の改正及び松本市受動喫煙防止に関する条例について周知徹底し、円滑な法律施行を目指します。
- イ 医師会・歯科医師会・薬剤師会、企業と連携を図り、禁煙支援の充実を図ります。
- ウ 子どもたちを受動喫煙の健康被害から守るため、幼児期からの喫煙防止教育の実施や子育て世代、働く世代への啓発、加熱式タバコについての正しい理解の普及を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 25 年	3 月	庁議で「タバコと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」を策定
	12 月	松本駅前お城口広場を「さわやか空気思いやりエリア」（禁煙エリア）に設定
30 年	7 月	健康増進法の一部を改正する法律の公布。受動喫煙防止対策の強化
	8 月	たばこ対策庁内検討会議の発足。本市の対策の見直しを行うことを確認
	10 月	たばこ対策推進協議会の発足。条例制定に向けて協議
31 年	3 月	松本市受動喫煙防止に関する条例の制定
令和 元年	7 月	松本市受動喫煙防止に関する条例施行市公共施設での原則敷地内禁煙開始
	10 月	松本駅お城口広場周辺を「受動喫煙防止区域」に指定 指定喫煙所・禁煙啓発所運用開始
3 年	4 月	中核市移行に伴い特定施設等へ指導及び助言等の事務が長野県から移譲
4 年	4 月	松本城公園・旧開智学校までの道路を「受動喫煙防止区域」に指定 松本城公園公共指定喫煙所運用開始
6 年	1 月	小学生高学年向け啓発動画作成

イ 統計資料

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
喫煙率（国保特定健診受診者の内、習慣的に喫煙する者）	11.1%	11.4%	11.3% （決定値）	11.5% （速報値）

切れ目ない健康づくりの推進

7 自殺予防対策の強化

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

松本市自殺予防対策推進計画に基づき、自殺者数の減少を図るため総合的な予防対策に取り組みます。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 第3期松本市自殺予防対策推進計画に基づき、啓発・教育・相談・支援体制の強化に取り組みました。
- イ 自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」で個別相談に対応しました。
- ウ 自殺率の高い子どもや若者・働き盛り世代にICTを活用し、相談支援先の情報を積極的に届けるため、検索連動型広告を実施しました。
- エ 若い世代への教育・啓発の一環として、SOSの出し方に関する出前講座を小中学生へ実施しました。また、子どもへの暴力防止(CAP)プログラムを小中学生、保護者、教員に向けて実施しました。
- オ 長野県精神保健福祉センターと共催で「若者が考える、生きるを支えるワークショップ」を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自殺予防対策推進協議会及び庁内連絡会議を中心に、各分野、各団体等との連携を強化して自殺予防対策に取り組みます。複雑化・複合化した相談に対し、包括的に支援します。
- イ ICTを活用し、積極的な情報発信に取り組みます。
- ウ 若年者や働き盛り世代の自殺死亡率が高い傾向にあることより、若い世代からの教育・啓発を重点的に行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 21 年度	松本市自殺予防対策推進協議会の発足
22 年度	松本市自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」の開設
23 年度	松本市自殺予防対策推進計画策定、地域支援者のための研修会を実施
29 年度	第2期松本市自殺予防対策推進計画策定
令和 4 年度	第3期松本市自殺予防対策推進計画策定

イ 「いのちのきずな松本」の実施状況（令和5年度）

相談日数	244 日
相談件数	1,742 件（実人数 109 人）

相談者 109 人の年齢別内訳（令和5年度）

単位（人）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
8	19	27	16	23	8	6	2	109

ウ ICTを活用した検索連動型広告実績

広告表示数（広告が表示された回数。検索した際、必ず表示されるとは限らない）	92,385 回
広告クリック数（広告が表示された際、広告をクリックし、相談窓口を確認した回数）	7,939 回
広告クリック率（広告クリック数 / 広告表示数 × 100）	8.59%

1 感染症予防対策の推進

健康福祉部 保健予防課

(1) 目標

感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、感染症の予防・感染拡大防止に向け、的確な対応が行える体制づくりを推進します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 感染症法に基づき、発生動向調査や積極的疫学調査により感染症の発生状況の正確な把握と分析を行うとともに、関係機関への迅速な情報提供を行い、感染症の予防を図りました。
- イ 新型コロナウイルス感染症対策は、R 5.5.8 から5類へ移行となりましたが、国の方針に基づき、外来や救急への影響緩和のため、発熱時の受診相談や陽性判明後の体調急変時の相談窓口として24時間対応の受診相談センターをR 6.3月まで継続実施しました。
- ウ エイズ・性感染症予防対策は、電話や面接による相談、HIV 迅速検査及び性感染症検査（梅毒・クラミジア）を行うとともに、検査普及週間や世界エイズデーに合わせ、市公式 SNS での情報発信やレッドリボンツリーの設置を行い、感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めました。
- エ 結核対策は、結核に関する正しい知識の普及啓発、積極的疫学調査及び接触者検診の実施を図り、結核患者の早期発見と適正な管理をすることで感染拡大予防に努めました。
- オ 感染症法が改正され、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、今後起こり得る新興感染症の発生に備えるため、松本市感染症予防計画を策定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市感染症予防計画に基づき、今後の新興感染症の発生に備えた体制整備及び平時から感染症の予防やまん延を防止していくための対策を講じていくことが必要です。
- イ 結核や性感染症等の感染症対策として、本市の発生状況を踏まえた周知啓発等の対策を推進していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和 2年度 中核市の指定に関する政令が交付
- 3年度 中核市へ移行、松本市保健所を開設
- 5年度 5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行

イ 統計資料

感染症発生件数

(令和5年度)

分類	一類	二類	三類	四類	五類	新型コロナウイルス感染症
件数 (件)	-	22	7	13	42	922

※新型コロナウイルス感染症の発生件数は、令和5年5月7日までの集計

エイズ相談件数

(令和5年度)

来所相談	電話相談	計
187	202	389

2 感染症予防対策（予防接種の充実）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

予防接種法に基づき予防接種を行い、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止します。実施にあたっては、予防接種の意義等について啓発を図り、被接種者の体質等を理解している、かかりつけ医療機関での個別接種の推進を図ります。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

ア 乳幼児・学童の予防接種の接種率は、ほぼ横ばい傾向で、感染症のまん延はありません。
イ 任意予防接種のおたふくかぜ接種費用の一部助成及びこどものインフルエンザ接種費用の半額助成、帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

予防接種が感染症のまん延予防に大きな成果をあげていることから、今後とも普及啓発活動を行うとともに接種勧奨に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 25 年度 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌 3 ワクチンの定期接種開始
6 月から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨中止
水痘・おたふくかぜワクチンの接種費用の一部助成を開始
26 年度 10 月から水痘・高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種開始。9 月で水痘の一部助成終了
4 月から B 型肝炎、10 月から高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を開始
28 年度 県外定期予防接種費用の助成を開始。10 月から B 型肝炎ワクチンの定期接種を開始
29 年度 任意の B 型肝炎ワクチンの予防接種の一部助成対象者の拡大
30 年度 任意の高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部助成終了
令和 元 年度 大人の風しん追加的対策開始
2 年度 10 月からロタウイルスワクチンの定期接種開始
任意のこどものインフルエンザ予防接種費用の半額助成を開始
3 年度 任意の B 型肝炎予防接種費用の一部助成終了
4 年度 子宮頸がんワクチンの積極的勧奨再開、キャッチアップ接種開始
5 年度 任意の帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を開始
3 月で高齢者肺炎球菌予防接種の経過措置終了

イ 統計資料

令和 5 年度 帯状疱疹接種費用助成

※補助開始前に 1 回自費で接種した方

年度	申請のあったワクチンの種類	申請者数	接種したワクチンの種類	接種者数
令和5	生	627人 (20.5%)	生	440人
	不活化	2,433人 (79.5%)	不活化 1 回目	1,921人
			不活化 2 回目	1,457人
			不活化 2 回のみ※	79人
合計	3,060人	合計	3,897人	

保健衛生・生活衛生の充実

3 新型コロナウイルスワクチン接種事業

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

予防接種法に基づく特例臨時接種として、国が示す対象者及び接種時期に従い、希望する市民全員に円滑かつ効率的に新型コロナウイルスワクチン接種を実施し、新型コロナウイルス感染症による重症化予防及び感染拡大防止に努めます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

ア 令和5年春接種（5/8～オミクロン2価）、令和5年秋接種（9/20～XBB.1.5）を実施しました。
イ 医療機関での接種のほか、アルピコプラザでの集団接種を実施しました。
ウ 特例臨時接種が終了（3/31）することに伴い、集団接種を令和5年11月末、コールセンターを令和6年1月末に終了し、個別接種は特例臨時接種終了に併せて終了としました。

(3) 現状の分析と今後の課題

国の方針やワクチンの供給については非常に流動的であることから、関係機関との協力体制のもと柔軟かつ迅速に接種を進めていきます。
引き続き市のホームページやSNSを通じた周知啓発活動を推進していくとともに、高齢者等の情報弱者への支援体制を確保していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 2年 12月	国が第1回自治体向け説明会を開催し接種体制の確保について指示
3年 2月	松本市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター設置／医療従事者等への接種開始
4月	高齢者施設への巡回接種開始
5月	集団接種会場で高齢者の接種開始（市職員を動員した接種体制）
6月	医療機関での接種開始
7月	基礎疾患を有する者への優先接種開始
9月	12歳以上への接種開始
12月	3回目接種開始（医療従事者等から順次）
4年 2月	集団及び巡回接種を市職員を動員した接種体制から委託業務に変換
3月	5～11歳の小児接種開始
4月	12～17歳の3回目接種開始
6月	60歳以上のオミクロン株対応2価ワクチン（以下、「オミクロン対応ワクチン」という。）接種開始
7月	基礎疾患を有する者及び医療従事者等へのオミクロン対応ワクチン接種開始
9月	12歳以上へのオミクロン対応ワクチン接種開始（令和4年秋開始接種）
11月	生後6か月～4歳までの乳幼児ワクチン接種開始
5年 3月	5～11歳用オミクロン対応ワクチン接種開始
5月	令和5年春接種開始（オミクロン対応ワクチン）
9月	令和5年秋接種開始（XBB.1.5株対応ワクチン）
11月	集団接種会場（アルピコプラザ）を終了
6年 1月	松本市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター終了
3月	特例臨時接種終了

イ 新型コロナウイルスワクチン接種の状況

令和6年3月末現在

接種済 (人)	区分	住民基本 台帳人口 (R5.4.1)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
	65歳以上	67,015	63,015	62,819	61,176	56,591	49,592	39,766	29,701
	60歳～64歳	13,695	12,346	12,330	11,667	10,027	7,075	3,703	1,739
	50歳～59歳	33,612	28,943	28,955	26,658	18,809	8,205	3,673	2,095
	40歳～49歳	33,117	30,687	30,539	24,782	13,789	4,715	1,916	1,059
	30歳～39歳	24,819	21,397	21,301	16,116	7,525	2,422	936	453
	20歳～29歳	23,303	19,433	19,332	14,367	5,970	1,651	521	235
	12歳～19歳	17,655	15,545	15,408	10,774	4,407	707	57	3
	5歳～11歳	14,105	4,139	3,983	1,806	414	139		
	生後6か月～4歳	8,399	483	461	419	108			
	合計	235,720	195,988	195,128	167,765	117,640	74,506	50,572	35,285

接種率 (%)	65歳以上	94.03	93.74	91.29	84.45	74.00	59.34	44.32
	60歳～64歳	90.15	90.03	85.19	73.22	51.66	27.04	12.70
	50歳～59歳	86.11	86.14	79.31	55.96	24.41	10.93	6.23
	40歳～49歳	92.66	92.22	74.83	41.64	14.24	5.79	3.20
	30歳～39歳	86.21	85.83	64.93	30.32	9.76	3.77	1.83
	20歳～29歳	83.39	82.96	61.65	25.62	7.08	2.24	1.01
	12歳～19歳	88.05	87.27	61.03	24.96	4.00	0.32	0.02
	5歳～11歳	29.34	28.24	12.80	2.94	0.99		
	生後6か月～4歳	5.75	5.49	4.99	1.29			
	全体	83.14	82.78	71.17	49.91	31.61	21.45	14.97

- ・対象者は、令和5年4月1日時点の住民基本台帳の人口
- ・接種数は、各接種会場が接種実績をワクチン接種記録システム（VRS）を通して報告した数値を集計（松本市外で接種した者を含む）

保健衛生・生活衛生の充実

4 安心できる医療提供体制の確保

健康福祉部 保健総務課

(1) 目標

市民が安心安全な医療を受けられるようにするため、医療に対する患者の苦情・心配や相談に対応し、医療機関や患者に対し医療安全に関する助言および情報提供を行うほか、医療機関が医療法及び関連法令に規定された人員や構造設備を有し、適正な管理を行っているか検査を行います。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 医療安全支援センターで、専属の職員が病気や医療機関等に関する相談を受け、その内容を医療機関との情報交換会において共有しました。
- イ 医療従事者や地域住民を対象に、医療安全支援センターで受付けた相談内容を反映させた、医療安全や医療機関のかかり方の研修会（講座）を開催しました。
- ウ 病院や有床診療所を対象に、立入検査を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 引続き医療安全支援センターの周知を行い、医療に関する悩みを持った患者・御家族への助言を講じていく必要があります。
- イ 医療を適切に受けるためには、患者に対する医療従事者側の配慮だけでなく、患者や家族側の自立した高い意識が必要であることから、「医者にかかる10箇条」を活用した講座活動を広く進めていく必要があります。
- ウ 予定の全医療機関の立入検査を実施しました。ここ数年実施できなかった院内における感染対策の状況確認を行いました。引き続き実施する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和 3年度 松本市保健所に医療安全支援センターを設置
新型コロナウイルス感染症に配慮した立入検査を実施（一部書面審査）
- 4・5年度 新型コロナウイルス感染症等に配慮した立入検査を実施

イ 統計資料

	R3年度	R4年度	R5年度
医療機関等の相談件数	226	307	342
医療機関等への苦情件数	44	50	40

研修テーマ	対象者	R3年度		R4年度		R5年度	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
賢い患者になるために	住民	7	延べ146	15	延べ423	9	延べ298
医療安全研修会	医療従事者	2	244	1	25	3	11

検査予定医療機関	対象医療機関数	検査頻度	R4年度(か所)	R5年度(か所)	R6年度(か所)
病院	16	毎年	16	16	16
有床診療所	10	3～5年毎	3	2	4

保健衛生・生活衛生の充実

5 生活衛生施設等への監視指導事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

旅館、興行場、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所及び特定建築物等の生活衛生関係施設について、関係法令に基づき、許可・確認及び届出受理を行うとともに、監視指導や測定を行うことで施設の衛生を確保し、公衆衛生の維持・向上を図ります。

(2) 令和5年度の取組みと成果

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症になったことから、中核市発足以来初めて、通常ベースに戻し、監視指導事務を行いました。
また、旅館組合、理容組合等の講習会を通じて、指導を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 立入検査は、長野県の監視指導計画に準じて実施しており、指摘事項は、総じて変更等の届出の提出、自主管理点検の実施が多く、旅館・公衆浴場では、浴槽水の適正な管理、理・美容所では、適正な消毒の実施が多くなっています。
イ 引き続き、生活衛生関係法令に基づく施設に対し、立入検査による監視指導や講習会等を通じた指導を行い、施設の衛生管理の向上を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度 中核市移行に伴い、新たに松本市保健所を開設

イ 統計資料

<令和5年度 監視件数>

業態名	施設数	監視件数
興行場	6	2
旅館業	345	119
公衆浴場	124	43
理・美容所	845	143
クリーニング業	132	42
特定建築物	121	16

6 食品衛生施設等への監視指導事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

松本市食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係営業施設、集団給食施設等における食品の製造、加工、調理等が衛生的に行われるよう、監視指導を行うことにより、飲食に起因する衛生上の危害発生の防止を図ります。また、市内の食品製造施設で製造される食品及び食品の流通拠点である市場、スーパーマーケット等で流通する食品等を収去し、残留農薬、残留動物用医薬品、添加物、微生物及びその他必要な検査を実施することにより、違反食品を排除し、食品の安全性の確保に努めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

食中毒予防等及び食品に関する正しい知識を市民や事業者へ広く周知するため、市のホームページのほか、市公式YouTube、SNS等へ動画を作成し、情報配信を行いました。また、食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に施設及びイベントの監視指導、食品の収去検査や事業者支援のための各種講習会等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 飲食店の利用客は、コロナ禍より急激に増加し、テイクアウトやデリバリー等、業態が変化した飲食店も増えており、十分な加熱調理といった通常の衛生管理に加え、調理能力に見合った提供数や適切なメニュー選択といった食中毒防止のためのリスク管理が求められます。
イ 令和5年度は、市内施設を原因とする不良食品の発生が1件あり、原因追及及び再発防止対策等の指導を行いました。食中毒の発生はありませんでしたが、引き続き食品衛生監視指導計画に基づき、施設の監視指導及び食品等の収去を行い、食品による危害発生防止と施設の衛生管理の向上を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 2年度 令和 3年度松本市食品衛生監視指導計画を策定
3年度 中核市移行に伴い、新たに松本市保健所を開設

イ 統計資料

<令和5年度 監視件数>

区分	施設数	監視件数
許可を要する施設（許可件数）	4,710	883
営業届出施設（届出件数）	2,120	229
計	6,830	1,112

<令和5年度 収去検査件数>

収去検体数	検査項目数
180	2,718

7 地域猫管理活動支援事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

動物愛護の推進の観点から、飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の生活環境の保持を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

地域猫活動に取り組む住民や個人ボランティアが増えたため、活動団体を登録制に変更し、21団体を登録しました。また、登録団体が地域猫として管理する猫のうち、オス86頭、メス118頭（合計204頭）の不妊・去勢手術について助成を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市に寄せられる猫に関する苦情相談の中では、屋外にいる猫による糞尿被害が最も多く、次いで徘徊や鳴き声に関するものが多い状況です。飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行った後、継続して給餌や糞尿の管理を行うことにより、猫の命を見守りつつ、生活環境被害の防止を図ることを目的とした地域猫活動がより多くの市民の理解を得られるよう、周知に努めます。また、猫の増加の原因となる不適切な餌やり行為を行う飼い主に対し、引き続き適正な飼い方の指導を行うとともに、飼い主のいない猫への責任ある関わり方について周知し、理解を求めています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度 松本市地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱施行
 26年度 地域猫管理活動支援事業として予算を増額
 令和5年度 松本市地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱改正（団体登録制に変更）

イ 統計資料

地域猫管理活動支援事業として行った手術頭数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
オス 上限 8,800円	52	63	53	69	86
メス 上限 16,500円	93	90	95	89	118
合計（頭）	145	153	148	158	204

地域医療・救急医療の充実

1 診療所等事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

地域住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療の充実を図ります。

医療資源の少ない山間地域において必要な医療を継続的に提供していくため、5カ所の市営診療所の運営に取り組みます。

(2) 令和5年度の実績と成果

各診療所において、引き続き、地域住民が安心して安全に医療を受けることができるよう必要な医療提供を行うため、人材確保や医療機器等の整備に努めました。

移転新築した奈川診療所では、松本市立病院からの診療体制を組み、新診療所での診療を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

医療資源の少ない地域を担う診療所は、医師等の医療従事者の安定的な確保等、他の医療機関からの継続的な支援が不可欠です。

松本市立病院との連携強化を図り、安定的な診療所運営が図れるよう体制の構築を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度 安曇大野川診療所改築工事（現地）、安曇島々診療所移転改修工事（安曇支所内）を実施。安曇大野川診療所及び歯科診療所の統合により、大野川歯科診療所を廃止

28年度 大野川診療所及び大野川歯科診療所を一体化して、現地に改築し、平成28年4月1日に開設

島々診療所の機能を隣接する安曇支所1階へ移転し、平成28年4月1日に開設

令和元年度 錦部歯科診療所を令和2年3月31日に廃止

5年度 奈川診療所を移転新築（令和5年3月30日竣工）し、令和5年4月1日に開設

イ 診療所の概要

区分	大野川診療所	沢渡診療所	稲核診療所	島々診療所	奈川診療所
開設	平成28年 4月1日	昭和61年 6月1日	昭和54年 10月30日	平成28年 4月1日	令和5年 4月1日
診療科目	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科・歯科
診療日 及び 診療時間	(内科) 月 13:30~15:30 水・金 9:00~11:30 (歯科) 月 9:00~16:00 水 9:00~12:00 金 9:00~16:30	水 14:30~15:30	月 9:00~11:00 金 14:00~15:30	(内科) 火 9:00~12:00 木 9:00~15:30 (歯科) 火・木 9:00~16:30	(内科) 月・火・木※・金 9:00~11:30 ※木は9:30~ (外科) 第2水曜日 10:00~12:00 (歯科) 月 9:00~16:00 火・木 9:00~16:30
職員体制	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長(松本市立 病院医師) 信大歯科医師 松本市立病院医師 看護師 歯科衛生士 事務員

2 病院事業

病院局

(1) 目標

松本市立病院は、松本市西部地域の基幹病院として、主に急性期医療の提供のほか回復期医療、周産期医療など、新しい命の誕生から人生の終末期までの幅広い医療を提供します。四賀の里クリニックは、四賀地域住民の心の拠り所となる地域医療の拠点として、地域に親しまれる医療機関を目指します。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 松本市立病院では、新型コロナウイルス感染症の5類移行により発熱患者が減り、外来患者数が減少した一方で、入院患者数や人間ドック・健診利用者数が増加したため、医業収益は前年度と比較して増加する見込みです。
- イ 令和4年8月に松本市立病院建設基本設計に着手し、令和5年11月に完了しました。
- ウ 四賀の里クリニックでは、新型コロナウイルス感染症の5類移行、人口減少等の影響により利用者数はやや減少しています。引き続き、医療提供体制の充実により収益の確保に努めます。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市立病院では、持続可能な地域医療体制を確保するため、公立病院経営強化プランに沿った医療を実践します。地域において果たすべき役割・機能を改めて見直すとともに、新病院建設を見据えて、経営基盤の強化に取り組みます。
- イ 松本圏域の感染症指定医療機関として引き続き感染症対策に取り組みます。
- ウ 四賀の里クリニックでは、医療提供体制の充実により収益確保に努めるとともに、老朽化が進んだ現施設の移転を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | | |
|---------------|--------|-------------------------|
| (ア) 松本市立病院 | 昭和23年度 | 村立波田診療所開設 |
| | 平成27年度 | 松本市立病院整備のあり方に関する将来構想を策定 |
| | 30年度 | 許可病床数を215床から199床に変更 |
| | 令和3年度 | 松本市立病院建設基本計画を策定 |
| | 4年度 | 松本市立病院建設基本設計に着手 |
| (イ) 四賀の里クリニック | 5年度 | 松本市立病院建設基本設計業務完了 |
| | | 松本市立病院経営強化プランを策定 |
| | 昭和25年度 | 会田村、中川村2カ村組合立病院として開設 |
| | 平成17年度 | 4村合併に伴い市立病院として運営 |
| | 30年度 | 無床診療所化し、名称を四賀の里クリニックへ変更 |

イ 統計資料（令和5年度稼働状況）

区分	松本市立病院			四賀の里クリニック		
	年間実数	1日平均数	診療日数	年間実数	1日平均数	診療日数
外来延べ患者数	83,888人	345.2人	243日	8,812人	36.6人	241日
入院延べ患者数	57,554人	157.3人	366日	—	—	—
救急搬送受入	1,394人	3.8人	366日	—	—	—
分娩数	120件	0.3件	366日	—	—	—
ドック・健診	6,416人	26.4人	243日	—	—	—

救急医療・周産期医療の充実

3 緊急救急医療等推進事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

1年365日、平日・休日の夜間及び休日の昼間、市民が安心して安全に医療を受けることができる救急医療の充実を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

ア 初期救急医療（軽症）

(ア) 診療所による平日・休日夜間及び休日昼間の在宅当番医制

(イ) 小児科・内科夜間急病センターにおける、小児科・内科の夜間365日診療

イ 二次救急医療（中等症）

病院による平日・休日夜間及び休日昼間の病院群輪番制（松本広域圏8病院、うち市内7病院）

ウ 三次救急医療（重症）

信州大学医学部附属病院及び相澤病院による重症救急患者の24時間受入れ

エ こどもの初期医療に関し、子育て支援講座として夜間急病センター看護師による出前講座を実施

(3) 現状の分析と今後の課題

松本医療圏では、松本市医師会等関係機関の協力のもと運営している夜間急病センターや在宅当番医制による初期救急、二次救急病院の病院群輪番制による二次救急及び救命救急センターによる三次救急体制が整備され、緊急時に安心して医療が受けられる医療提供体制は、住民に定着してきました。一方で、近年、軽症状者の受診が増え、医療機関への過度な負担が課題となっていることから、適正受診の周知・徹底が求められています。また、夜間急病センターにおいては、勤務医の高齢化による医師の減少に加え、医師の働き方改革に伴い、小児科医の医師確保が課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 小児科・内科夜間急病センター受診状況

年度	診療日数	受診者数				診療収入
		合計	小児科	内科	小児科割合	
令和3年度	365日	2,525人	1,712人	813人	67.8%	23,777千円
令和4年度	365日	2,812人	1,904人	908人	67.7%	26,905千円
令和5年度	366日	5,594人	3,275人	2,319人	58.5%	62,637千円

イ 二次救急診療実施集計表（松本広域圏8病院の二次救急診療患者数）

年度	外来患者数	入院患者数	合計患者数
令和3年度	17,202人	4,008人	21,210人
令和4年度	21,895人	4,146人	26,041人
令和5年度	21,279人	4,573人	25,852人

※ 松本広域圏8病院（相澤病院、一之瀬脳神経外科病院、藤森病院、松本協立病院、丸の内病院、まつもと医療センター、松本市立病院、安曇野赤十字病院）

※ 患者数は、松本広域圏外の患者数も含まれます。

救急医療・周産期医療の充実

4 松本・大北地域出産子育てネットワーク事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

松本・大北医療圏の産科医療体制の崩壊を止める措置として、分娩従事医師の負担軽減、離職防止及び妊婦の安心感の確保を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

健診協力医療機関・分娩医療機関の両医療機関で利用する共通診療ノートの活用等により、妊娠初期から分娩医療機関を利用する妊婦は、年々減少しています。その結果、医療機関の役割分担の推進と分娩従事医師等の負担軽減が図られ、安心・安全な出産ができる体制が整備されています。
また、地域住民の理解と協力を得るため、公開講座を開催するなど周知啓発に努めています。

(3) 現状の分析と今後の課題

この事業は、産科医療体制を維持するモデルケースとして、市民理解を促すとともに、更なる体制維持・継続のあり方を松本・大北医療圏全体で検討していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

松本・大北地域住民の妊娠届（妊娠証明）の取扱実績

届出期間	分娩医療機関	前年比	健診協力医療機関	前年比
R3年4月～R4年3月	959件（163）	※	1,801件	※
R4年4月～R5年3月	931件（143）	0.97（0.88）	1,593件	0.88
R5年4月～R6年3月	812件（161）	0.87（1.13）	1,556件	0.98

注 分娩医療機関の（ ）内は、信大、相澤、丸の内、松本市立病院の取扱件数

※ R2年度以前の対比数値を未把握（R3大北地域、新規加入のため）のため記載なし

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

1 障がい者自立支援給付事業の推進

(1) 目標

障がい者・児（以下「障がい者」という。）が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく自立支援給付サービスを提供し、障がい者・児の福祉の向上及び増進を図ることを目標とします。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 障がいの特性と多様化するニーズに対応するため、計画相談支援事業者と連携して障がい者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援とサービスの提供を推進しました。
- イ 適切なサービスが持続的に提供できるよう、提供状況の把握、事業所の支援等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

障がい者手帳交付者は年々増加しています。障がいの重複化や重度化とともに高齢化も進んできているため、障がいの状態や生活状況に応じた個別支援の更なる充実に努めます。

また、各部局と連携し、事業所運営の適正化を図りながら障害福祉サービスの質の確保に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年 障害者自立支援法が施行され、自立支援給付事業によるサービス提供を開始
- 24 年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、サービス利用計画作成対象者を拡大
児童福祉法の一部改正に伴い、障がい児に係るサービスを再編
- 25 年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）」に改正
難病患者の一部を障害福祉サービスの対象に追加
- 令和 3 年 中核市移行に伴い、事業所の指定、指導、監査等の事務の権限が市に移譲

イ 統計資料

自立支援給付事業（児童福祉法によるサービス含む）

区分	R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度	
	給付件数 (件)	給付費 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)
訪問系サービス	7,646	560,894	7,474	641,792	7,892	742,869
日中活動系サービス	17,979	2,793,024	18,397	2,781,101	19,490	2,999,190
居住系サービス	5,810	920,238	6,009	982,257	6,279	1,065,037
サービス利用計画作成	6,470	100,742	6,813	105,818	7,337	114,866
児童通所サービス	8,772	533,127	9,954	614,477	11,892	735,094

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

2 地域生活支援事業の推進

(1) 目標

障がい者の自立や社会復帰、社会参加の促進及び介護者の負担軽減が図れるよう、地域の実状に即した事業として地域生活支援事業を積極的に実施し、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えます。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 松本圏域3市5村及びサービス提供事業所と連携を図りながら事業を実施しました。
- イ 圏域の相談支援センターと連携し、生活・就労・住居等の多様な相談支援を実施しました。
- ウ 県との共同により、専門性の高い意思疎通支援を行うもの（手話通訳者等）の養成研修及び派遣を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がい者や介護者のニーズの多様化及び重度の障がい者へのニーズが増えていることから、障がいの特性及び生活環境に応じた相談支援及び各種サービスの提供に努め、社会参加の促進を図ります。
- イ 事業実施にあたっては、自立支援協議会及び相談支援事業所などの関係機関と連携を図りながら、支援の充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18年 障害者自立支援法が施行され、地域生活支援事業によるサービス提供を開始
松本障がい保健福祉圏域自立支援協議会を設置し、障害者相談支援事業を実施
- 21年 日常生活用具給付事業の種類等を圏域内で統一
- 令和 4年 松本圏域自立支援協議会の解散に伴い、市単独で自立支援協議会及び基幹相談支援センターを設置
- 5年 総合相談支援センター「Wish」1センターから4か所のセンターに体制変更

イ 統計資料

(単位：千円)

区分	R 3年度		R 4年度		R 5年度	
	利用状況	給付費	利用状況	給付費	利用状況	給付費
相談支援センター（延相談件数）	11,580 件	－	10,834 件	－	12,040 件	－
手話通訳等派遣事業	1,348 回	5,143	1,483 回	5,625	1,499 回	6,246
移動支援事業	15,743h	36,800	14,278h	33,133	15,813h	35,588
日常生活用具給付事業	5,146 件	62,212	5,500 件	60,015	5,610 件	60,257
訪問入浴事業	2,891 回	36,123	2,700 回	33,739	3,076 回	39,465

3 障がい者の差別解消と権利擁護の推進

(1) 目標

障がい者への差別を解消し、権利や尊厳を守り、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目標とします。また、実施にあたっては、地域の皆さんの理解と協力を得ながら、関係機関との連携強化、支援体制の整備を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 障害者差別解消法の基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施、合理的配慮を提供することについて、職員対応要領を活用して、職員の研修を実施しました。
- イ 市民に向けて「信州あいサポーター研修」と連携した講座等を開催し、法律の趣旨や障がいや障がい者に対する正しい理解が進むよう、周知、啓発活動を行い、差別解消の推進に取り組みました。
- ウ 権利擁護推進のため、松本市社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターに圏域市村と共同で委託し、成年後見制度に係る支援体制の充実を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がい者への差別解消のため、引き続き研修や周知、啓発活動を実施します。
- イ 障がい者の権利擁護を推進するためには、障がい者と家族（養護者）の支援体制を構築、強化することが必要です。松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会や成年後見支援センターと連携を強めて支援を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 障害者差別解消法における国等の経過

- 平成 20 年 障害者の権利に関する条約（国連発効）
- 22 年 「障害者制度改革のための基本的な方向について」閣議決定

イ 権利擁護の推進に関する経過

- 平成 23 年 成年後見支援センターかけはしを開設（松本市社会福祉協議会が設置・運営、圏域市村で運営費の一部を助成）
- 28 年 松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置

ウ 統計資料

(ア) 障がい者虐待に係る通報・相談延件数（件）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
通報・相談延件数	11	16	18

養護者及び障害者福祉施設従事者等に関する通報・相談状況

(イ) 成年後見支援センター 延相談件数（件）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
延相談件数（件）	304	262	373

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課
西部福祉課
こども部 こども福祉課

4 福祉医療費給付事業

(1) 目標

地域で安心して暮らすことができる社会をめざし、乳幼児、児童、障がい者（児）、ひとり親家庭の医療費自己負担分について償還又は現物給付を行い、健康保持と福祉の増進を図ります。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 新規手帳取得者等に対し、福祉医療制度の周知徹底及び適正な活用を図り、障がい者の経済的な負担の軽減に努めました。
- イ 経済的に医療費窓口負担額の支払いが困難な低所得者については、福祉医療費貸付制度を利用した支援を行いました。
- ウ 子育て支援医療の対象児童を15歳から18歳に拡大し、子育て世帯への医療負担の軽減に努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

子育て支援医療（0歳から18歳まで）の現物給付方式導入に併せ、障がい者等の医療費助成も軽減が図れるよう県に要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和49年度 松本市医療費特別給付金制度を創設
- 平成15年度 自動給付方式の導入、対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳1級の者の通院医療費助成）、所得制限の導入、福祉医療費貸付制度の導入
- 17年度 入院時食事療養費標準負担額の助成開始
- 18年度 障害者自立支援法に基づく自己負担分医療費及び70歳以上で療養病床入院時の生活療養費（食事分）の助成開始
- 25年度 対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳2級の者の通院医療費助成）
- 27年度 18歳以下の障がい児医療の対象者について、所得制限を廃止
- 30年度 子育て支援医療の対象児童について窓口負担500円となる現物給付方式を導入
- 令和4年度 子育て支援医療の対象児童を15歳から18歳に拡大

イ 統計資料

区分	令和4年度			令和5年度		
	給付件数 (件)	給付費 (千円)	県補助金 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)	県補助金 (千円)
子育て支援医療	360,291	691,430	192,718	417,466	806,487	212,739
障がい児医療	3,294	12,557	4,000	2,612	9,722	2,859
ひとり親医療	43,033	99,107	49,543	44,125	100,793	49,911
障がい者医療	254,805	806,531	279,131	257,815	815,754	284,228

生きがいある高齢者福祉の充実

健康福祉部 高齢福祉課
西部福祉課

1 地域包括ケアシステムの推進

(1) 目標

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる地域社会の実現に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、高齢者を地域全体で見守る地域包括ケアの仕組みづくりを推進します。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 高齢者の自立支援と重度化防止に焦点をあて理学療法士等の医療専門職の参画を得て多角的な視点で検討を行う自立支援型個別ケア会議を開催してきました。当初、市主導で実施してきましたが全ての地域包括支援センターで開催することができ、様々な場を活用して医療と介護の連携を推進しました。
- イ 認知症になっても住み慣れた地域で生活することのできる地域共生社会に向け、認知症の方本人や家族の視点を重視しながら、本人の社会参加を進める「チームオレンジまつもと」の構築を各地域包括支援センターと連携し、推進してきました。
- ウ 地区生活支援員（社協へ委託）を配置し、地縁組織、民生委員、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人等と連携しながら、生活を支える多様な支援体制（助け合いづくり）の充実と強化、及び高齢者の社会参加（つながりづくり）の推進をしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自立支援型個別ケア会議を全ての地域包括支援センター主催で継続開催できるよう、地域包括支援センターへの支援を行い、医療と介護の連携による高齢者の自立支援と重度化防止の取組みをすすめます。
- イ 市内の3団体が「チームオレンジまつもと宣言」を行い、チームオレンジまつもととして登録できました。今後も継続して、認知症の方本人の社会参加を目指し、地域共生社会に向け、ステップアップ講座等の開催を行っていきます。
- ウ 35地区の地区生活支援員を中心に、様々な通いの場や生活支援の体制づくりが進んでいますが、人口や高齢化率、地理的な地区差もあるため、地域の実情に合ったきめ細やかな体制づくりが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和2年度 自立支援型個別ケア会議の開始
まつもとミーティング（認知症本人ミーティング）の開催支援
- 3年度 在宅医療と介護の連携推進の周知のため、多職種連携研修会を市公式チャンネルでYouTube配信。
- 4年度 地区生活支援員の35地区配置が完了
- 5年度 高齢福祉課内に松本市介護と医療連携支援室を移転設置し、医療コーディネーターを配置（兼務）
チームオレンジまつもとを3団体が宣言

イ 統計資料（ケア会議実績）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別ケア会議	37回	32回	45回	30回
自立支援型個別ケア会議 （検討事例数）	11回 (22事例)	12回 (24事例)	24回 (36事例)	22回 (28事例)

各会議終了3～6か月後の時点で支援経過報告を作成し、担当者で共有している。
個別事例から抽出された地域で取り組むべき課題については、地区支援企画会議等へ提案している。

2 高齢者福祉と介護保険事業

(1) 目標

団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見据え、「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、介護保険事業計画・高齢者福祉計画を推進します。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の最終年
- イ 「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、中長期的な視点のもとに第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。
- ウ 高齢者の生活を支えるため、松本市地域見守りネットワーク事業や在宅介護 24 時間あんしん支援事業などの福祉施策を展開しました。また、高齢者が地域の中でいつまでも生きがいを持って生活するために、外出支援や活躍ができる場の確保などの事業を展開しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者等が増加していることから、高齢者福祉や介護サービスに対する需要が増加・多様化しています。
- イ 住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して自立した生活ができるように、福祉サービスの充実や地域づくりを進める必要があります。また、医療と介護の専門職が在宅サービスを一体的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」のシカ（深化、進化）に向けた取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

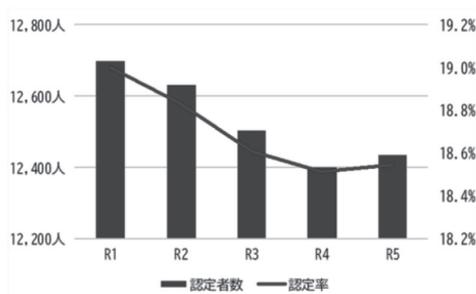
ア 経過

- 平成 4 年度 「松本市老人保健福祉計画」を策定
- 11 年度 「第1期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定（以降3年毎に更新）
- 12 年度 介護保険制度開始
- 28 年度 新しい総合事業を開始
- 令和 3 年度 第8期計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）のスタート

イ 統計資料

（出典）介護保険事業状況報告（月報）3月月報

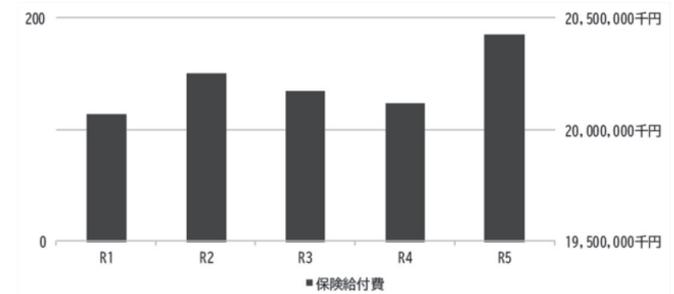
第1号被保険者認定率の推移



	R1	R2	R3	R4	R5
認定者数	12,700人	12,633人	12,504人	12,401人	12,435人
第1号被保険者数	66,740人	67,076人	67,189人	66,992人	67,045人
認定率	19.0%	18.8%	18.6%	18.5%	18.5%

（出典）介護保険事業状況報告（月報）3月月報

保険給付者の推移



	R1	R2	R3	R4	R5
保険給付費	20,071,398千円	20,249,750千円	20,175,684千円	20,121,148千円	20,426,548千円

暮らしを守る生活支援の充実

1 生活保護受給者就労支援・健康管理支援・こどもの健全育成

健康福祉部 生活福祉課

(1) 目標

ハローワーク等関係機関や民生・児童委員等と連携しながら、積極的かつ組織的に就労指導及び就労支援の強化を図り、生活保護世帯の早期自立をめざします。

(2) 令和5年度の取組みと成果

ア 就労支援員を2名配置し、ハローワーク等と連携しながら実情に応じた継続的できめ細やかな就労支援を行い、被保護者世帯の早期自立を支援しました。

イ こども支援員1名を配置し、基礎学力を習得できなかった小・中・高校生を対象に個別に訪問しての学習支援を行いました。

ウ 保健師、管理栄養士各1名を配置し、一般健診の受診勧奨や戸別訪問、電話相談による保健指導を行い、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組む健康管理支援事業を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 令和4年度末と比較して保護人員、世帯数ともに減少していますが、生活保護新規相談・申請件数及び保護開始件数は依然として多い件数で推移しています。

イ 高齢者世帯は引き続き過半数以上の割合を占めるほか、見守りを必要としている傷病者・障害者世帯は増加していることから、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業や地域居住支援事業との連携強化が必要となっています。

ウ 貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもの生活習慣・育成環境の改善や、進路選択への助言拡充が必要となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度 就労支援事業実施
27年度 子どもの学習支援事業実施
令和2年度 健康管理支援事業実施

イ 統計資料

年度別、世帯類型別被保護者世帯数（各年度3月31日現在）

年度	項目	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯	合計
3年度（世帯）		870	38	475	177	1,560
	（％）	(55.8)	(2.4)	(30.5)	(11.3)	
4年度（世帯）		873	38	504	187	1,602
	（％）	(54.4)	(2.3)	(31.4)	(11.6)	
5年度（世帯）		848	23	522	159	1,552
	（％）	(54.6)	(1.5)	(33.6)	(10.2)	

暮らしを守る生活支援の充実

2 生活困窮者自立支援等関係事業

健康福祉部 生活福祉課

(1) 目標

生活保護に至る前段階にある生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関である「まいさぼ」が中核となり、「困窮者の自立と尊厳の確保」「困窮者支援を通じた地域づくり」の視点を踏まえた包括的かつ継続的な支援を提供します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 失業や減収により住居の継続確保が困難となり、就職活動に支障をきたす方に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援しました。
- イ 生活困窮者のうち、就労意欲、社会適応能力が低い等の就労に向けた課題を抱える者に対して、就労に必要な基礎能力の形成を図るため、就労体験機会の提供や面接の対応訓練等を行いました。
- ウ 庁内プロジェクト会議や支援調整会議を通じて、「まいさぼ松本」「まいさぼとまり木松本」と庁内関係課とのより一層の連携を図り、生活困窮者の早期発見及び支援開始を推進しました。
- エ 生活困窮者が社会とのつながりを実感し、社会参加に結びつけていくために、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、新規相談者及び継続支援者は減少しているものの、相談内容は複雑化（生活費、ローン支払い、住まい、傷病・障がい等）してきており、支援が長期化する傾向にあります。
- イ 誰も取り残さない全世代型支援体制（国が示す「重層的支援体制整備事業」）を構築する中で、居住に課題を抱える生活困窮者が安定した居住を確保し地域に定着するには、居住支援（不動産業者への同行、手続きの支援）のほか入居後の見守り等のアフターフォローなど、居住確保支援の強化が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年度	生活困窮者自立支援法施行 自立相談支援事業、住居確保給付金、子どもの学習支援事業（生活保護世帯）実施
28 年度	就労準備支援事業、一時生活支援事業実施
29 年度	家計改善支援事業実施
令和 5 年度	生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施

イ 統計資料

まいさぼ松本・まいさぼとまり木松本の支援状況

	新規相談者数	前年度からの継続支援者数	延対応回数	延就職・増収者数
令和 3 年度	1,342 人	960 人	9,369 件	47 人
令和 4 年度	732 人	664 人	7,400 件	33 人
令和 5 年度	498 人	1,116 人	6,443 件	48 人

暮らしを守る生活支援の充実

3 市営住宅の整備

建設部 住宅課

(1) 目標

住宅に困窮する低所得者の居住水準の向上と、安心・安全な住環境を提供するため、良質な市営住宅の整備を推進します。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 建物や設備の老朽化により入居率の低下及び高齢化率が増加している市営住宅について、若者の生活スタイルに合わせたリノベーションを行いました。
- イ 入居戸数の減少と高齢化率の抑制、セーフティネットの機能を強化するため、入居要件を緩和しました。
- ウ 「松本市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅ストックの有効活用と長寿命化を図りながら居住環境を改善する改修工事を行いました
- エ 長野県と「県営住宅寿団地」の建替えに伴う協働事業に関する協定を締結しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 入居率の低下及び高齢化の問題解決に向けた施策を更に進めます。
- イ 松本市公営住宅等長寿命化計画について、社会情勢の変化、事業の進捗状況等に応じた見直しを行います。
- ウ 寿団地の県営住宅との協働建替事業を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

市営住宅の整備経過

建設年度	新築住宅			建替住宅			建設年度	新築住宅			建替住宅							
	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅等 特定公共 賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅等 特定公共 賃貸住宅		団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅等 特定公共 賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅等 特定公共 賃貸住宅					
昭和52年度	野溝	20	20				4	小宮	12	12								
	会田	4	4				5	小宮	60	60				石芝	36	36		
	中川	4	4					小井	2	2				元町上	24	24		
53	岡田	24	24				6	高島	6	6				元町上	24	24		
	南松本西	25	25					西宮	4	4								
	錦部	8	8					番所	6		6							
54	島内	96	96				7				6		南松本	42	42			
	錦部	4	4					御堂原	14	12	2		南松本	27	27			
55	竹淵	54	54					小原	2	2			南松本	24	24			
57	南松本南	32	32	二子	26	26	8						豊丘	55	55			
	西宮	1	1				9	小原	10		10							
	南松本南	40	40	寿田町	24	24		取田	14	14								
	錦部	4	4	寿田町	42	42		大野田	20		20							
	中川	4	4				11	上土	25		25		豊丘	45	45			
59	埋橋	30	30	寿田町	54	54		西宮	1	1								
60	南松本南	30	30	寿田町	30	30		大野田	20		20		芳野	39	18	21		
	南松本東	30	30					横沢	19	19								
	野沢	6	6				12	大手	8	8			豊丘	30	30			
61	出川	60	60	寿田町	54	54		松本駅北	25	25								
	野沢	3	3				13	コーポ	6	6								
	野沢	60	60	寿田町	36	36												
	野沢	3	3	元町	18	18								寿	45	45		
	竹淵	24	24	元町	14	14									30	30		
	浅間南	60	60	石芝	16	16									20	20		
	大示川	3	3												30	30		
平成元年度	浅間南	32	32	石芝	24	24												
	上郷	2	2															
	稲核	3	3					小原	3	3				豊丘	15	15		
2	浅間南	30	30	石芝	16	16								寿	21	21		
	大示川	3	3												15	15		
	上郷	2	2												27	27		
3	小宮	30	30	石芝	16	16									48	48		
	上郷	2	2															
								合計		990	907	83			967	946	21	

住民自治支援の強化

1 地域づくりの推進

住民自治局 地域づくり課

(1) 目標

松本市地域づくり実行計画に基づき、多様な主体による協働体制の構築や地域力の向上、地域課題の解決に向けた具体的な取組み等を促進、支援することで、35地区の住民自治を基盤とした「松本らしい地域づくり」を推進します。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 市内35地区の地域づくりセンターを中心に、高齢者等の生活支援や地域公共交通の検討、災害時の個別避難計画づくりなど、各地区の課題解決に向けた住民主体の取組みを支援しました。
- イ 地域づくりセンター強化モデル事業を8地区（庄内、島内、芳川、寿、岡田、里山辺、四賀及び奈川）において展開し、センターの人員体制、予算権限等の拡充を図る試行的な取組みを実施しました。
- ウ 次代を担う若者が活躍できるまちづくりを推進するため、若者で構成する団体に対して若者チャレンジ応援事業補助金を交付し、地域課題解決等に取組む8事業が実施されました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域づくりセンターを強化し、各地区の実状に即した効果的な施策を迅速に展開するため、地域づくり課（地域支援担当）が各センターを機動的に支援する、新たなサポート体制の確立が必要です。
- イ 町会役員の高齢化や担い手不足、町会加入率の低下等、地域運営を取り巻く環境が厳しさを増す中、行政からの依頼事項の削減や町会の在り方検討など、住民自治支援の更なる充実が必要です。
- ウ 若者が地域で活動する機会を増やすとともに、地域で活動する若者同士のネットワークづくりや情報共有のできる体制づくりなど、地域で活動のしやすい環境を整備することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	35地区に地域づくりセンターを開設
27年度	「松本市地域づくり推進交付金」及び「松本市地域振興事業補助金」制度を創設
令和3年度	地域づくりセンター強化モデル事業を4地区で開始 第3次松本市地域づくり実行計画を策定
4年度	地域づくりセンター強化モデル事業を8地区に拡大
5年度	地域づくりセンターにブロック制を導入し、6ブロック長を新たに配置

イ 統計資料

町会加入率の推移（各年度4月1日現在）

	町会数	住民登録世帯数	町会加入世帯数	町会加入率
令和元	488	105,151	82,121	78.09%
2	487	105,936	81,834	77.25%
3	487	107,069	81,692	76.30%
4	487	107,518	81,398	75.71%
5	485	108,573	81,339	74.92%

住民自治支援の強化

2 市民協働の推進

住民自治局 地域づくり課

(1) 目標

「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、協働を推進しながら「市民がいきいきと暮らせる住みよい地域」をつくります。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 市民の無償の労力提供に対する原材料等支給事業を19団体に実施しました。
- イ 市民活動団体の日頃の活動内容を広く紹介すると共に、団体同士の交流を目的とする「市民活動フェスタ」について、松本市立博物館の市民交流スペースを主会場として開催しました。また、YouTube等のSNSを活用した市民向けの啓発や講演会、市民活動クイズなど団体同士の交流が図られました。
- ウ 「プラチナサポーターズ松本」との協働により、プラチナ世代の生きがいと社会貢献活動への参加を促すための「気づき」と「きっかけ」づくりの支援事業を実施しています。月1回のプラチナサロンの実施に加え3月には多方面で活躍されている紀行作家のシェルパ斉藤（斉藤政喜）氏の講演会を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 社会情勢の変化とともに地域の担い手不足が叫ばれるなか、ニーズの把握や新たな人材の発掘及び財政的支援を行い、地域と市民活動団体が協働で地域課題を解決していく取組みを推進します。
- イ 「何か活動を始めたい」という方の相談支援及び市民の自主的かつ非営利の社会貢献を目的とする団体の活動拠点として、市民活動サポートセンターの機能の充実を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成17年度	市民活動サポートセンターを開設、「市民と行政の協働推進のための基本指針」を策定
18年度	松本市市民活動推進委員会を設置、市民協働事業提案制度を創設
19年度	市民活動団体金融対策事業（NPO法人夢バンクへの資金貸付による間接的融資）を開始
22年度	市民労力提供に対する原材料支給事業を開始、プラチナ世代相談窓口「とまり木」事業を開始
24年度	松本市市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた「提言書」を市長に提出
25年度	「プラチナサポーターズ松本」との協働により毎月1回「プラチナサロン」を開催
27年度	松本市市民活動推進委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針に関する提言書」を市長に提出。同委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針」を策定
	市内4ライオンズクラブとの連携協定を締結
令和元年度	松本市市民活動推進委員会が第6期の活動をまとめたレポートを市に提出
2年度	松本市市民活動推進委員会を廃止し、松本市地域づくり市民委員会と統合
4年度	サポセン通信100号（記念号）発行

イ 統計資料（市民活動サポートセンター 利用状況）

項目 年度	開館日数 (日)	利用者数 (人)	専用利用件数 (件)	登録団体累計数 (団体)	平均利用者数 (人/日)	平均専用利用件数 (件/日)
R 3	336	9,469	761	306	28.2	2.3
R 4	336	12,324	821	239	36.7	2.4
R 5	337	11,243	888	233	33.4	2.6

地域福祉活動の推進

住民自治局 地域づくり課
健康福祉部 福祉政策課

1 地区福祉ひろば管理運営事業

(1) 目標

住み慣れた地域において、住民参加による地域住民の生きがい、健康・福祉づくりを進めるため、福祉を中心とした地域づくりの拠点である地区福祉ひろばの事業の充実を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 事業は、地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に運営を委託しています。
- イ 地域づくりセンター体制の中で、福祉課題を通じた地域づくりを地域づくりセンター、地区公民館と一体となって進めるため、連携強化に取り組みました。
- ウ 地区福祉ひろばの利用者を送迎する地域のボランティア組織に対し、その保険料を補助しました。(令和5年度実施 17地区)
- エ 全ての福祉ひろばに生活総合機能改善機器を設置し、利用者の拡大を図るとともに、様々な地域の担い手が機器を活用し、福祉ひろばが住民主体の通いの場となるよう取り組みました。
- オ Wi-Fi 未接続の福祉ひろば(24館)にWi-Fiを設置し、デジタル弱者である高齢者を対象としたスマホ教室等を開催しました。(令和5年度実施 19館)

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域づくりを一体的に推進する体制を整えるため、令和3年度から地区福祉ひろば管理運営事業は、各地域づくりセンター及び地域づくり課が所管しますが、事業は、引き続き地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に委託等をして運営します。
- イ 福祉を中心とした地域づくりの拠点として、利用者拡大、担い手育成及び町会での事業展開を図ります。
- ウ 公共施設再配置計画を踏まえて、施設を適正に維持管理します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 7年度	地区福祉ひろばを3地区(本郷、里山辺、寿台)で開設
14年度	29地区に福祉ひろばを配置完了
18年度	四賀地区、安曇地区、奈川地区、梓川地区の福祉ひろば開設 寿台地区福祉ひろば移転新築
20年度	本郷地区南郷福祉ひろば(地区2館目)開設
23年度	波田地区福祉ひろば開設により、全地区に配置完了
27年度	松南地区福祉ひろば移転
令和 元年度	鎌田地区福祉ひろば増築
3年度	里山辺地区福祉ひろば移転
4年度	奈川地区福祉ひろば移転
5年度	芳川地区みなみ福祉ひろば(地区2館目)開設

イ 統計資料

年 度	ひろば利用延人数(人)	町会健康教室回数(回)	同教室参加延人数(人)
R 3	154,647	219	3,777
R 4	185,862	299	5,011
R 5	211,423	436	7,069

地域福祉活動の推進

2 地域福祉計画の推進

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

誰もが住み慣れた地域で自分らしくお互いを認め合い、支え合うことができる地域共生社会の実現を目指した取組みを推進します。

(2) 令和5年度取組みと成果

ア 地域福祉活動推進事業交付金

地域住民が互いに支え合う地域福祉活動の新たな担い手を育成、確保し、更なる活動の推進を目的として、任意の団体が行う活動を支援する交付金を48団体54活動に交付しました。

イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画の策定

8050問題やヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの制度・分野を超えて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に行う「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）」を令和5年度から実施するにあたり、事業実施計画の策定等に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 地域福祉活動の推進

各地区では地区の実情に応じて、住民主体によるサロン活動やボランティア活動など地域福祉活動が行われています。引き続き、地域福祉活動推進事業に関する交付金等の制度を周知、活用するなどして、団体の活動支援等に取り組みます。

イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業

既存分野の相談窓口等で対応が困難な課題を抱える個人や世帯の実態把握を行うとともにリスト化を進め、課題の解きほぐしや支援機関の役割分担、方向性の整理などの調整を行い、包括的な支援体制づくりを進め、組織全体がチームとなって伴走支援を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成17年度	地区別地域福祉計画策定
18年度	第1期松本市地域福祉計画策定
23年度	第2期松本市地域福祉計画策定
28年度	第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定
～29年度	地域包括ケアシステム推進事業（推進3地区でモデル事業）実施 「地域の支え合い活動支援ガイド」作成
30年度	地域福祉活動推進事業に関する交付金等創設
令和3年度	第4期地域福祉計画策定
4年度	誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画策定

地域防災・防犯の推進

1 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の利用等

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

地域における防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の推進を図ることを目標とします。

この目標を達成するため、地区ごとに「松本市地区町会連合会防犯活動費交付金」を交付し、経費面から生活の安全確保及び地域の防犯活動をサポートします。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

ア 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金支給要綱に基づき、1地区につき10万円を35地区の町会連合会に交付しました。なお、地域づくりセンター強化モデル地区（8地区）については、地域自治支援交付金の一部として同額を交付しました。

イ 第一地区町会連合会には松本市防犯条例第7条第1項の規定により防犯重点地区に指定され、防犯カメラを設置しているため、15万円を加算して交付しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 刑法犯認知件数は平成14年以降19年連続減少傾向にあったものの令和4年から増加傾向に転じました。その認知件数の内、約7割が空き巣や車上ねらいといった、市民に身近なところで発生する犯罪です。

イ そのため、地区町会連合会が行う防犯活動の必要経費（防犯パトロール用ベストや帽子、会議費、防犯灯の電球等）を交付することで、各地区の創意工夫により幅広く活用されています。

ウ 引き続き警察と連携し、刑法犯認知件数の減少と年々巧妙化する電話でお金詐欺の被害防止に取り組めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

特殊詐欺の被害が増加していることを受け、平成27年度に松本警察署及び市内関係団体と連携協定を締結し、平成28年度以降も被害防止対策に取り組んでいます。

平成27年 9月 特殊詐欺非常事態宣言発令（9月4日）

12月 特殊詐欺被害防止に関する連携協定締結（12月1日）

（松本市、松本警察署、松筑金融機関防犯連絡協議会、松本コンビニエンスストア防犯協会、松本地区タクシー防犯協会、松本商工会議所、社会福祉法人松本市社会福祉協議会）

被害防止街頭啓発活動 年金支給日（年6回）

平成30年10月～令和元年11月終了

特殊詐欺電話被害防止対策機器の高齢者世帯への貸出

31年 3月 防犯重点地区（第一地区）防犯カメラ更新3台・増設5台工事竣工

令和 4年 4月 「特殊詐欺」の名称を「電話でお金詐欺」に変更（長野県警察本部）

10月 松本市・第一生命保険(株)との連携協定により「電話でお金詐欺」

被害防止ポスター500枚・チラシ5,000枚を作成配付

イ 統計資料

特殊詐欺被害防止対策街頭啓発

年度	R 2	R 3	R 4	R 5
街頭啓発実施数	1回	3回	8回	6回

2 消費生活相談事業

住民自治局 市民相談課

(1) 目標

消費生活と経済社会との関わりの複雑化・多様化に伴い、消費生活相談も複合的で難解なものが増加しています。引き続き、相談体制の整備を進め、消費者被害の防止と減少を目指します。また、消費者トラブルの際の「身近な相談窓口」としての認知度向上に努めます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 1,189 件の消費生活相談を受けました。2 名の相談員が助言やあっせんなどをおこない、結果、未然防止額やクーリングオフ制度による回復額（返金額）が計約 1,800 万円でした。
- イ 「広報まつもと」に特集を年 2 回組み、新聞情報誌等（信濃毎日新聞社情報誌 MG プレス、労政まつもと）のほかに、市ホームページや松本安心ネットによるデジタル情報の発信を強化しました。また、落語による啓発も実施し、消費者被害に関する注意喚起と消費生活相談事業の周知を行いました。
- ウ 松本山雅ホームゲームのアルウィンで、悪質商法等被害防止の啓発活動を行いました。
- エ 町会等での出前講座を 7 回、中学校への出前教室を 4 回実施しました。
- オ 消費者被害防止のためのバス側面広告や車内広告、また成年年齢引き下げについての電車内サイネージ広告等を実施し、公共交通機関を利用した啓発を行いました。
- カ 多重債務者無料弁護士相談会を 1 回開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 消費生活相談において、通信販売のトラブルに関する相談が約 4 割を占めています。消費者を取り巻く情報通信社会の複雑化や多様化を背景に、幅広い年齢層で高止まりしています。
- イ 消費者の自立を支援するため、中学生向けに実施している出前教室や、地域などへ出向く出前講座などにより、若年者層から高齢者まであらゆる年齢の全ての人々に積極的な消費者教育事業を引き続き展開していきます。また、身近に相談できる消費生活センターの周知にも力をいれます。
- ウ 県消費生活センターや県内各市消費生活センターと情報共有し、消費者生活相談の解決に向けた情報の蓄積や活用に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 16 年度 消費生活相談窓口を新設
- 17 年度 松本市消費生活センターに改称
- 22 年度 全国の相談状況がわかる「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO - NET）」の運用開始
- 27 年度 松本市消費生活センター条例を制定

イ 統計資料

相談件数の推移

(単位：件)

	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
相談件数	1,286	1,473	1,407	1,153	1,056	1,093	1,189

地域防災・防犯の推進

3 自主防災組織の結成促進及び組織の活性化

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもとに、地域住民の一人ひとりが、大規模災害発生時に相互に協力して組織的に活動を行うことを目的に、町会を単位とする自主防災組織の充実や活性化に向けた支援を行っています。

(2) 令和5年度の取組みと成果

ア 自主防災組織防災活動への補助

自主防災組織への防災資機材等の購入や地区が行う防災訓練に対する補助金を交付しました。
(令和5年度交付実績 交付件数 100件、金額 10,056,733円)

イ 出前講座の開催

自主防災組織の活性化、防災知識の普及等のため出前講座を開催しました。
(出前講座等：開催数 75回 参加者 4,116人)

(3) 現状の分析と今後の課題

自主防災組織防災活動支援補助金により、防災資器材の更新、充実が図られています。また、防災訓練及び避難所運営訓練、出前講座に取り組む組織では、地域での防災・減災に対する備えと意識の醸成が進み、組織の活動も活発になっています。

コロナ禍では活動が停滞していた組織もありましたが、能登半島地震による防災への関心の高まりもあることから、補助金制度、出前講座の積極的な活用について、防災連合会やホームページ、出前講座実施時の紹介等により、継続して周知を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度 除雪機の購入に対して、利用年数による上限額を撤廃し補助額を拡大
30年度 出前講座メニューを見直し（避難所運営ゲームHUG導入）
以降 出前講座メニューの多様化（クロスロードゲーム、簡易図上訓練DIG導入）

イ 統計資料

自主防災組織防災活動支援補助金交付状況・出前講座の開催状況

		R3年度	R4年度	R5年度
防災資機材補助（町会）		101件	94件	88件
避難所運営訓練補助 （地区・避難所運営委員会）		5件	8件	10件
除雪機補助（町会・地区）		1件	3件	2件
交付金額（合計）		9,793,070円	11,090,467円	10,056,733円
出前講座	件数	36件	53件	75件
	参加者	2,512人	2,826人	4,116人

働き盛り世代の移住・定住推進

1 まつもと住まい誘致プロジェクト事業

住民自治局 移住推進課

(1) 目標

活力あるまちづくりを推進するため、都市部に居住する「ふるさと暮らし」に関心のある人に向けて松本市の魅力を発信するとともに、移住希望者の相談・受入体制の充実を図り、本市への定住化を促進するものです。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 窓口・オンライン等多様なツールを活用して相談業務を行いました。(年間移住相談件数 805 件)
- イ 移住セミナーに参加し、松本市の様々な情報を発信するとともに、働き盛り世代の移住者増を目的とした就活・転職セミナーや、企業説明会などを開催しました。
- ウ こうした取組みの結果、行政サポートによる松本市への移住者は、51 世帯 107 名となりました。
- エ U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金について、移住した子育て世帯に対し、子ども 1 人当たり 100 万円の補助金額を加算しました。(交付件数 60 件)
- オ WEB 広告を活用し、首都圏のテレワーカーをターゲットとした移住プロモーションを実施しました。(実施時期 12～3 月)

(3) 現状の分析と今後の課題

テレワークの普及により、転職なき移住が可能になるなど、移住スタイルに変化が生じていることから、移住に対するニーズが高まり、移住相談件数や移住者数が増加傾向にあります。松本市が引き続き移住先として選ばれるよう、多様な移住スタイルに応じた情報発信の重要性が増しています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年度 政策課（現総合戦略室）に移住相談窓口を設置
- 19 年度 移住セミナーや個別移住相談など、大都市圏（東京、大阪等）での情報発信を開始
- 令和 元 年度 転職支援会社と連携した移住者支援を開始（転職セミナーや転職個別相談等の実施）
ふるさと回帰支援センター（東京）に松本市の移住情報発信ブースを常設（7 月～）
移住推進課 LINE 公式アカウントによる情報発信を開始
- 2 年度 移住相談希望者の利便性向上を図るためオンラインによる移住相談業務を開始
若者の移住促進を図るため信州大学寄付講義「松本市の魅力発見ゼミ」を開講
移住推進課公式 YouTube チャンネル及び Instagram による情報発信を開始

イ 統計資料

行政サポートによる世帯主年代別の移住者数（平成 19 年度～令和 5 年度までの累計、判明分）

年 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	合 計
世帯数	39	138	74	52	61	12	376
人 数	66	320	162	100	106	18	772
世帯割合	10.4%	36.7%	19.7%	13.8%	16.2%	3.2%	-

1 平和推進事業

総務部 平和推進課

(1) 目標

世界の恒久平和と核兵器廃絶の実現を目指す松本市平和都市宣言の理念のもと、平和の大切さや命の尊さを次世代に語り継ぐ取組みを進めるものです。

(2) 令和5年度取組みと成果

- ア 第28回松本市平和祈念式典の開催（令和5年8月15日、約200人参加）
黙とう、平和都市宣言朗読、小中学生による平和への思い発表など
- イ 平和推進活動補助金の交付（通年、交付実績8件）
- ウ 松本ユース平和ネットワーク事業
- エ 第33回広島平和記念式典等参加事業
- オ 第2回松本市平和三行詩コンクールの開催（応募人数249人、応募総数382作品）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 昨今の世界情勢を受けて、市民の平和への関心は高まっていますが、戦後79年が経過し、若い世代へ戦争の記憶を継承することが必要であると考えます。
- イ 今後も、若い世代の関心を引く取組みに重点を置き、インターネット平和資料館「まつもと平和ミュージアム」の充実、オンライン平和講話や平和三行詩コンクールなど、時代に即した平和推進活動を実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和61年度 松本市平和都市宣言（昭和61年9月25日宣言）
- 63年度 日本非核宣言自治体協議会（事務局：長崎市）に加盟
- 平成3年度 第1回松本市広島平和記念式典参加事業実施（以降、毎年実施）
- 8年度 第1回松本市平和祈念式典開催（以降、毎年開催）
- 20年度 平和市長会議（事務局：広島市）に加盟（平成25年 平和首長会議に改称）
- 23年度 第23回国連軍縮会議 in 松本を開催
- 26年度 第4回平和首長会議国内加盟都市会議を開催
- 27年度 「平和の灯」点火式の開催（戦後70周年平和祈念事業）
- 28年度 日本非核宣言自治体協議会総会・研修会を開催。松本ユース平和ネットワーク発足
- 令和2年度 日本非核宣言自治体協議会の役員自治体に就任

イ 統計資料

項目	R2	R3	R4	R5
平和推進活動補助金の申請（交付）件数	7件	4件	5件	8件
平和祈念式典参加者数	約100人	約100人	約100人	約200人
まつもと平和ミュージアムのアクセス数（累計）	1,141回	5,436回	12,066回	20,567回

2 人権尊重の推進

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性と人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

(2) 令和5年度取組みと成果

- ア 松本市差別撤廃人権擁護審議会の開催
- イ 松本市企業人権啓発推進協議会による各種講演会、講座等の開催
- ウ 松本市地区人権啓発推進連絡協議会による各種講演会、講座等の開催
- エ 人権を考える市民の集い開催
- オ 人権ポスター展の開催

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 企業におけるパワーハラスメントや、地域においてマイノリティである外国人などに対する偏見や差別など、依然として解決すべき人権問題が存在しています。
- イ インターネットの普及に伴い、個人に対する匿名での誹謗中傷など、差別が複雑化しています。
- ウ 部落差別、ハンセン病患者等に対する差別について、歴史を学び、差別が不適切であることを理解する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和 44 年 松本市同和対策審議会条例施行
- 52 年 松本市同和教育推進連絡協議会会則施行
- 57 年 松本市企業同和教育推進連絡協議会規約施行
- 平成 11 年 松本市部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃と人権擁護に関する条例施行
- 12 年 松本地区人権啓発推進連絡協議会則施行
松本市企業人権啓発推進連絡協議会規約施行
- 令和 5 年 差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例施行

イ 統計資料

項目	R 3	R 4	R 5
松本市企業人権啓発推進協議主催会講演会等参加者数	159	126	121
松本市地区人権啓発推進連絡協議会講演会等参加者数	2,212	2,772	4,200
人権を考える市民の集い参加人数	279	92	74
人権ポスター展出展数	86	83	229

1 男女共同参画推進事業

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 松本市男女共同参画推進委員会の開催（年2回）
- イ 第5次松本市男女共同参画計画の進行管理、関係課事業の積極的推進
- ウ 生理用品の無償提供、民間企業との連携による生理用品提供サービス導入
- エ 性的マイノリティ専門相談窓口設置、性の多様性小・中学校講座実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 家庭においての性別役割分担意識は解消の方向に動いていますが、社会全体において固定的な性別役割分担や無意識の偏見・思い込みが存在しており、意識改革に向けたさらなる取組みが必要です。
- イ 理工系分野への女性の進出が少ないため、当該分野への興味・関心を持つ女子学生を支援する取組みを引き続き行う必要があります。
- ウ 性の多様性に対する理解の拡大に向けて、相談対応の充実や講座等を通じた啓発活動に取り組む必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 15 年 3 月 第1次松本市男女共同参画計画策定（計画期間：平成 15～19 年度）
- 15 年 6 月 松本市男女共同参画推進条例公布・施行
- 28 年 10 月 男女共同参画計画・人権に関する意識調査、地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」実施
- 令和 元年 3 月 地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」終了
- 3 年 4 月 パートナーシップ宣誓制度開始
- 5 年 1 月 第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画策定（計画期間：令和 5 年度～9 年度）

イ 統計資料

審議会等における女性委員の参画状況

(単位 %)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行政委員会（自治法 180 条の 5）	21.3	21.3	18.0
法律・条例により設置されている審議会等	21.7	24.7	25.7
要綱等により設置されている委員会等	26.5	23.4	24.0
法律に基づいて設置されている委員	72.9	72.3	72.7
全 体	34.0	34.0	34.9

2 男女共同参画推進（その他の啓発・相談事業）

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

第5次松本市男女共同参画計画に定めた目指すまち4つの柱に基づき男女共同参画推進に係る施策及び女性活躍を推進する施策を実施します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 男女共同参画を進める市民のつどい・まつもとの開催
- イ 電話相談・面接相談・女性弁護士相談・男性相談員による男性相談の継続実施
- ウ 広報まつもと特集ページやニュースレターで意識啓発を実施
- エ 女性センター、トライあい・松本での各種講座の開催、図書貸出し等学習機会の提供の継続実施
- オ 女性センターとトライあい・松本を統合し、ジェンダー平等センター開設に向けた拠点施設の整備を実施
- カ 周知・情報発信の強化のため、専用ホームページを開設

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和6年4月開設のジェンダー平等センターを拠点とし、性差にとらわれない社会を目指して、各種講座・イベントを通じ、共働き・共育での推進等に取り組む必要があります。
- イ 家庭・夫婦・生活・地域の間関係の悩みなどについて、専門相談員による電話・面接相談を実施します。
- ウ 専用ホームページでの情報発信を強化し、意識啓発及び認知度アップに取り組めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和47年	4月	働く婦人の家	開館
平成11年	4月	女性センター	開設
	5年	「働く婦人の家」から「トライあい・松本」に名称変更	
	20年	「女性センター」の愛称を「パレア松本」に決定	
令和6年	3月	トライあい・松本	閉館

国際化・多文化共生の推進

1 国際交流推進事業

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

市民参加による海外姉妹・友好都市との交流を進めるとともに、市民の国際理解の促進や国際感覚に優れたグローバルな人材の育成に繋げるものです。

(2) 令和5年度の実施と成果

ア アメリカ・ソルトレークシティ（姉妹提携65周年記念公式訪問団派遣事業）

（ア）日程 令和5年7月、市関係者等参加

（イ）内容 ソルトレーク市長表敬、記念式典、パネルディスカッション、市内視察、記念植樹等

イ アメリカ・ソルトレークシティ（姉妹提携65周年記念公式訪問団受入事業）

（ア）日程 令和5年10月、市関係者等参加

（イ）内容 松本市長表敬、記念式典、市内視察等

⇒交流先の都合により令和6年度に延期

ウ 海外姉妹・友好都市中高生オンライン国際交流の実施

（ア）日程 令和5年11月～令和6年1月

（イ）内容 松本市の中学生とソルトレークシティ、カトマンズ市の中高生が、設定したテーマのもと、オンラインで交流・ディスカッションを行ったもの

(3) 現状の分析と今後の課題

市民が海外姉妹・友好都市を身近に感じられるイベントやホームページ・パンフレットで周知を積極的に行い、国際的な感覚や意識を高めるきっかけを創出することが重要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和33年11月29日 ソルトレークシティ・松本市 姉妹都市提携

平成元年11月17日 カトマンズ市・松本市 姉妹都市提携

7年3月21日 廊坊市・松本市 友好都市提携

17年5月16日 グリンデルワルト村交流継続合意

※昭和47年4月20日 旧安曇村姉妹都市提携

27年7月14日 高雄市・松本市 「健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書」締結

国際化・多文化共生の推進

2 多文化共生・多文化共生プラザ運営

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

国籍や文化の違いを認め合い、交流を深めることで多様性が尊重され、誰もが地域社会の一員として活躍できる多文化共生のまちを目指します。

(2) 令和5年度の実施と成果

ア 多文化共生

(ア) 多文化共生推進協議会の開催

(イ) 多文化共生キーパーソン登録者 125 名、キーパーソン研修会実施 (46 名参加)、出前講座実施 (4 回)、オンライン日本語教室の開催 (延べ 20 回 159 名参加)

(ウ) ポルトガル語相談の実施、多言語生活ガイドブック・防災ハンドブックの利用促進 (二次元コード付案内の配布)、庁内通訳派遣・文書翻訳の実施、災害多言語支援センター設置訓練実施

イ 多文化共生プラザ

多言語相談 (相談件数 1,684 件)、交流イベント実施 (延べ 316 名参加)

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 松本市の外国人住民数は、県内トップクラスであり、国籍も 60 カ国以上と多様です。情報の発信においては、多文化共生キーパーソンを通じた発信や、やさしい日本語の普及・活用を促進します。

イ 人口減少・少子高齢化が進む中、外国人住民も地域社会の構成員としての活躍が期待されます。日本語教育の体制づくり等により、外国人の方にも選ばれるまちづくりに努めます。

ウ 外国人住民の定住化により多文化共生プラザへの相談も複数多岐にわたり、複雑な問題を抱えた相談者もいます。関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 21 年度	松本市子ども日本語支援センター開設 (現：松本市子ども日本語教育センター)
23 年度	松本市多文化共生推進プラン策定 (計画期間：平成 23～27 年度)
24 年度	松本市多文化共生プラザ開設
28 年度	第 2 次松本市多文化共生推進プラン策定 (計画期間：平成 28～令和 2 年度)
令和 3 年度	第 3 次松本市多文化共生推進プラン策定 (計画期間：令和 3～7 年度)

イ 統計資料

国・地域別外国人住民数

(単位：人)

	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	ブラジル	タイ	その他	合計	国数
3.12末	925	897	545	438	342	169	571	3,887	62カ国
4.12末	904	904	583	442	325	187	706	4,048	63カ国
5.12末	942	873	582	501	314	187	887	4,286	64カ国

再生可能エネルギーの導入促進

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

1 まつもとゼロカーボン実現計画（区域施策編）

(1) 目標

2050ゼロカーボンシティの具現化を図るため、市民・事業者・行政が連携の下、豊富な自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を徹底的に進め、温室効果ガス排出量を、2030年度までに2013年度比で51パーセント削減することを目指すものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 自然環境及び生活環境の保全を図りながら太陽光発電設備の適正な導入を促すため、「松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例」を制定しました。
- イ 脱炭素関連事業の核を担う地域エネルギー事業会社を松本市が関与する形で設立するため、事業の方向性、運営体制等について、参画事業者候補と協議を行い、事業計画案を取りまとめました。
- ウ 脱炭素先行地域の主軸となる小水力発電の施設整備に向け、基本設計を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 2050年にゼロカーボンを実現するためには、あらゆる政策領域において、官民挙げて再エネ及び省エネ導入を徹底的に実践することが必要不可欠です。特に、市の温室効果ガス排出量の5割弱を占める産業部門・業務部門の削減が急務で、民間事業者による脱炭素化を支援する施策の展開が必要です。
- イ 松本市ゼロカーボン実現条例に基づき、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を果たすためには、行動変容が不可欠です。中でも、市民の皆さんの行動変容を促すための取組みを展開することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 2年度	気候非常事態宣言及び2050ゼロカーボンシティ表明
3年度	松本平ゼロカーボン・コンソーシアムを設立
4年度	松本市ゼロカーボン実現条例施行 まつもとゼロカーボン実現計画を策定 環境省「脱炭素先行地域」に乗鞍高原地域が採択
5年度	松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例制定

イ 統計資料

(ア) 温室効果ガス排出量の推移

(単位：排出量 t - CO₂)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
産業部門	444,256	427,088	410,566	416,780	399,435	407,024	393,014	24%
業務部門	441,785	426,459	448,253	358,487	337,317	327,315	309,713	19%
家庭部門	434,213	434,154	390,392	390,458	404,370	394,164	381,090	23%
運輸部門	425,378	431,960	440,572	441,330	464,762	467,690	468,701	28%
廃棄物の焼却	46,958	45,931	45,792	45,733	45,295	44,812	45,044	3%
その他ガス	64,593	64,288	64,410	62,808	63,185	63,249	63,401	4%
合計	1,857,183	1,829,880	1,799,985	1,715,596	1,714,364	1,704,254	1,660,963	

(イ) 松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの活動状況（R6.3.31 現在）

項目	実績	備考
会員団体数	125	企業会員108、地域会員15、学会会員2
定例フォーラム開催回数	4	
課題別部会開催回数	3	

再生可能エネルギーの導入促進

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

2 松本市役所ゼロカーボン実現プラン（事務事業編）

(1) 目標

2050ゼロカーボンシティの具現化に向け、松本市の事務事業について率先して再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を進め、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で55パーセント削減することを目指すものです。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 市有施設のLED化を進めるため、市有施設照明調査業務を行い、本庁舎、東庁舎及び大手事務所について、先行してLED化を実施しました。
- イ 市有施設への太陽光発電設備の設置を進めるため、オンサイトPPAによる市有施設への太陽光発電設備の導入可能性調査を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 2050年にゼロカーボンを実現するためには、松本市役所においても温室効果ガス削減に向けた取り組みを全部局が徹底的に進める必要があります。
- イ 市有施設への太陽光発電設備の設置を進めるうえで、施設毎に、電力量など電力消費の状況を考慮した設置手法の検討が必要です。
- ウ 2030年度の温室効果ガス削減目標を確実に達成するため、現状すう勢及び今後の対策について、時点修正しながら着実に取り組むことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和元年度	松本市環境配慮型公共施設整備指針を策定
2年度	気候非常事態宣言及び2050ゼロカーボンシティ表明
4年度	松本市ゼロカーボン実現条例施行 松本市役所ゼロカーボン実現プランを策定
5年度	本庁舎、東庁舎及び大手事務所について、先行してLED化を実施

イ 統計資料

(ア) 市の事務事業における温室効果ガス排出量の推移 (単位：排出量 t-CO₂)

	2013 (基準年度)	2019	2020	2021	2022
目標値	—	31,309	30,052	28,795	27,539
基準年度比	—	80.6%	77.4%	74.1%	70.9%
実績値	38,851	36,498	34,402	33,544	33,278
基準年度比	100%	93.9%	88.5%	86.3%	85.7%

再生可能エネルギーの導入促進

3 マイクロ水力発電事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

令和元年10月に稼働開始した「寿配水地小水力発電所」に続き、上水道施設の高低差を利用した水力発電を行うことで未利用の再生可能エネルギーを活用し、温室効果ガスの一つであるCO₂削減を図ることにより低炭素社会の実現を目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 令和3年度の可能性調査及び令和4年度の基本設計の結果により選定された「岡田第2配水地」で事業を進めるため、設計施工一括発注方式により契約を締結しました。
- イ 詳細設計を完了させ、水車発電機を始めとする主要機器の発注を行いました。
- ウ 電力会社と協議を進め、系統連携に必要な手続きを行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 製作期間に入った主要機器の進捗管理を徹底し、適切な工場製品検査の実施が必要です。
- イ 機器製作に合わせ、現場施工に向けた準備を行います。
- ウ 電力会社への手続きのほか、経済産業省への手続きが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和元年度	寿配水地小水力発電所、稼働開始
2年度	局プロジェクトチームによる調査実施 ・男女沢第2浄水場で発電可能性を確認
3年度	上水道施設の可能性調査実施 ・262施設の調査により、9施設抽出
4年度	9施設の基本設計実施 ・「岡田第2配水地」を最有力候補地に選定 二次評価により妥当性を検証し、事業化 RFIを受けての機器・業者選定実施 ・優先受託候補者を選定
5年度	設計施工一括発注方式で契約締結 ・詳細設計実施、主要機器の発注

再生可能エネルギーの導入促進

4 下水道施設における太陽光・消化ガス発電事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

消化ガスを利用した発電設備について、適切な維持管理を行い、安定した発電を行います。また、太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの活用を推進します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 宮渕浄化センターでは、平成28年度に消化ガス発電設備増設工事、令和3年度に太陽光発電設備工事を行い、発電した電気を場内利用することで購入電力量を削減しています。
- イ 同センターでは、令和5年度には太陽光発電設備増設工事に着手しました。
- ウ 両島浄化センターでは、平成27年1月から消化ガス発電を行い、売電による安定した収益を得ています。

(3) 現状の分析と今後の課題

宮渕・両島浄化センターの消化ガス発電において、適切な維持管理により順調な運転を維持していますが、今後、施設の劣化、部品の損耗等に対しても、安定した発電効果を維持することが課題です。

宮渕浄化センターの増設する太陽光発電は令和6年度に稼働する見込みで、さらに購入電力量を削減します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成22年度 消化ガス発電基本設計（日本下水道事業団）
- 【宮渕浄化センター】
- 平成23年度 詳細設計・機械設備工事発注（日本下水道事業団デザインビルド方式による総合評価）
- 24年度 機械設備・電気設備工事完了 3月末からMG T（マイクロガスタービン）2台稼働
- 27年度 増設機2台設置実施設計・工事着手
- 28年度 工事完了、3月から稼働 計4台のMG Tが稼働中
- 令和2年度 太陽光発電設備工事 3月から稼働開始
- 5年度 太陽光発電設備増設工事着手
- 【両島浄化センター】
- 平成25～26年度 消化ガス発電設備工事（プロポーザル方式による総合評価）
- 27年2月 稼働開始 燃料電池3台

イ 統計資料

宮渕浄化センター消化ガス・太陽光発電実績

	R3年度	R4年度	R5年度
消化ガス発電量(kWh)	237万	223万	221万
太陽光発電量(kWh)	15万	15万	14万
購入電力削減率(%)	46.4	43.2	43.4
電力料金削減額(千円)	34,927	53,539	47,443

両島浄化センター消化ガス発電実績

	R3年度	R4年度	R5年度
売電量(kWh)	184万	203万	196万
売電収益(千円)	79,462	87,285	84,016
売電単価(税抜き:円)	39.00	39.00	39.00

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

1 環境基本計画の推進

(1) 目標

松本市総合計画の基本理念「(岳) 自然豊かな環境に感謝し (楽) 文化・芸術を楽しみ (学) 共に生涯学び続ける」の実現のため、第4次松本市環境基本計画に定める「地球環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」を5つの柱とし、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に展開します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

第4次松本市環境基本計画年次報告書を作成し、松本市環境審議会での外部評価も加えながら適切な進行管理を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

令和3年度に策定した第4次環境基本計画を効果的に進めるため、市民、事業者、行政等が連携を図りつつ、PDCAサイクルによる適切な進行管理を引き続き行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年度	松本市環境基本条例公布
11年度	松本市環境基本計画策定
19年度	第2次松本市環境基本計画策定
20年度	松本市一般廃棄物処理計画策定
23年度	第3次松本市環境基本計画策定、松本市地球温暖化対策実行計画策定
27年度	松本市生物多様性地域戦略「生きものあふれる松本プラン」策定
28年度	第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）策定
29年度	松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度～令和9年度版）策定
令和元年度	松本市災害廃棄物処理計画策定
2年度	松本市食品ロス削減推進計画策定
3年度	第4次松本市環境基本計画策定

イ 統計資料

令和4年度における第4次松本市環境基本計画に定める指標・目標値のある項目の評価状況

評価基準（達成度）	令和3年度	令和4年度
A（100%以上）	7項目 /21.9%	9項目 /28.1%
B（70%以上）	12項目 /37.5%	16項目 /50.0%
C（40%以上）	6項目 /18.8%	4項目 /12.5%
D（40%未満）	2項目 /6.3%	1項目 /3.1%
評価できない項目	5項目 /15.6% ^{※1}	2項目 /6.3% ^{※2}
計	32項目 /100%	32項目 /100%

※1） 5項目の内訳（5年に1度評価するもの、令和4年度から事業に着手するもの、感染症の影響で調査未実施のもの、令和3年度を基準年とするため評価しないもの、令和9年度以降から評価可能なもの）

※2） 2項目の内訳（5年に1度評価するもの、令和9年度以降から評価可能なもの）

3 R 徹底による環境負荷軽減

2 ごみ減量対策事業

環境エネルギー部 環境業務課

(1) 目標

市民、事業者及び行政等がそれぞれの責任を明確にして、ごみの減量、分別収集の徹底、再資源化等を推進することにより、資源を大切に、環境に極力負荷をかけない持続可能な循環型社会を目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 事業形態別組成調査の結果等を活用し、多量排出事業者や可燃ごみにプラスチックの混入が多いと思われる事業所に対し、排出状況等の確認及び改善指導を行いました。
- イ ごみ分別アプリを配信し、市民が手軽に情報を得られるよう利便性の向上を図りました。
- ウ 市民がごみの分別区分を検索しやすい環境を整備するため、市公式LINEで、送付された名前やキーワードで分別区分を自動回答する既存のシステムの運用に加え、市民から送付された捨てたいごみの写真とサイズなどの詳細を基に分別区分を有人で回答する仕組みを新たに構築しました。
- エ 環境教育の一環として、令和元年度に導入した製紙機で市内の廃棄書類から再生紙を作成し、市民への案内チラシ等に使用しました。
- オ 市内全域で「プラスチック資源」として、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収及び大型プラスチック資源の分別収集を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

令和5年度の総ごみ量は、前年度に比べ約4,348トン（約5.1%）の減少となりました。これは、プラスチック資源（大型プラスチック資源含む。）の分別変更などの理由により、家庭系及び事業系可燃ごみが減少したためです。引き続き、ごみの減量化・適正処理に関する取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年度	生ごみ処理機購入費補助開始
11年度～平成13年度	雑びん、ペットボトル、破碎ごみ、蛍光管、乾電池の分別回収開始
15年度	剪定木破碎処理機購入費補助開始
17年度	容器包装プラスチックの資源化開始、廃食油の全市回収を開始
20年4月	リサイクルセンター開設
26年度	市内全地区（35地区）において使用済小型家電製品の分別回収を開始
29年度	スプレー缶等及びライターの分別回収を開始、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信
令和元年度	松本クリーンセンター内に製紙機を導入
3年度	容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収に向けて検討を開始
5年度	プラスチック資源（大型プラスチック資源含む。）の分別変更

イ 統計資料

ごみ量の推移

（単位：t）

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
可燃ごみ	78,742	77,136	76,279	76,266	71,927
埋立ごみ	1,136	1,090	754	715	658
破碎ごみ	355	371	282	303	338
資源ごみ	9,305	8,695	8,234	8,045	8,058
総ごみ量	89,538	87,292	85,549	85,329	80,981
前年対比	1.38%	△2.51%	△2.00%	△0.26%	△5.10%

3 R 徹底による環境負荷軽減

3 エコトピア山田再整備事業

環境エネルギー部 環境業務課

(1) 目標

更なるごみの減量化を推進するほか、焼却灰や飛灰の再資源化等を着実にを行うことで最終処分場の延命化を図るとともに、今後も長期的に、より安全な施設として使用するため、現在地において再整備します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 廃棄物移設工事が完了したため、埋立処分終了届を提出した後に、廃止モニタリングを開始しました。
- イ 新処分場の基本設計が完了し、引き続き実施設計に着手しました。なお、基本設計を実施した結果、工期が1年間延長となり、令和10年4月の供用開始予定となりました。
- ウ 現処分場への廃棄物の埋め立て終了に伴い、市内に埋立容量のある最終処分場が無いことから、焼却灰、飛灰及び破碎処理後の埋立ごみの全量を民間事業者9社で処理しました。なお、民間事業者での処理の内訳は、焼却灰の資源化6,625トン、飛灰の資源化1,304トン、飛灰の市外埋立1,684トン、破碎処理後の埋立ごみの市外埋立622トンとなっています。

(3) 現状の分析と今後の課題

エコトピア山田の再整備は、全体基本計画に基づき、着実かつ安全に進めていく必要があります。また、再整備期間中は埋め立てが行えないことから、これからも引続き埋立量を削減するため、より一層ごみの減量化を推進するとともに、焼却灰等を安定的に処理できるよう委託先を確保していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成20年度 焼却灰の資源化（人工砂化）を開始
- 23年度 飛灰の資源化（地盤再生利用）を開始
- 24年度 ごみの共同処理に伴い、塩尻市・朝日村と灰の交換開始、残りの飛灰を全量資源化
- 26年度 焼却灰及び飛灰の資源化に溶融を追加、飛灰は資源化以外に委託埋立を開始
- 29年度 施設の使用開始から50年近くが経過することから、今後も長期にわたり安全な施設として使用するため、現埋立施設を維持しつつ新構造基準を念頭に新たな検討を開始
- 30年度 検討の結果、現在の場所に埋立地を再整備することに決定
- 令和元年度 再整備事業に着手
- 2年度 年度末をもって廃棄物の埋め立てを終了
- 3年度 再整備事業に係る全体基本計画を策定。既存廃棄物移設工事に着手
- 4年度 新処分場の基本設計に着手
- 5年度 新処分場の基本設計が完了し、引き続き実施設計に着手

イ 統計資料

松本クリーンセンターから排出される灰の処理方法 (単位：t)

区分	処理方法	3年度	4年度	5年度
資源化	焼却灰	7,111	7,098	6,625
	飛灰	1,345	1,317	1,304
	小計	8,456	8,415	7,929
埋立	焼却灰(市内埋立)	0	0	0
	飛灰(委託埋立)	1,881	1,746	1,684
	小計	1,881	1,746	1,684
合計		10,337	10,161	9,613

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

4 食品ロス削減事業

(1) 目標

持続可能な社会の実現に向けごみ減量と食育推進の観点から、世界的な課題でもある食品ロス（食べられるのに関わらず廃棄される食品）を削減するため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で削減に取り組むことを推進するものです。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

- ア 市民向けの取組みとして、外食版及び家庭版「残さず食べよう！30・10運動」の街頭啓発、市内食品小売店と連携したポスター及びPOP掲示、SNSでの発信等を行いました。
- イ 市内保育園、幼稚園等（62園）の年長児及び小学3年生（30校）を対象に食品ロスをテーマとした参加型環境教育を実施し、年長児の約6割、小学生の約5割に意識や行動の変化が見られました。
- ウ 自治体運営型フードシェアリングサービス「まつもとタベスケ」を活用し、事業系食品ロスの削減を進めました。
- エ 家庭での食品ロス削減の取組みを促すため、削減につながる料理のアイデアを募集して表彰する「第2回もったいないクッキンググランプリ」を開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和2年度に策定した松本市食品ロス削減推進計画の削減目標達成に向けて、あらゆる世代、立場の人が自分事として取り組むことが重要です。
- イ 特に、事業系食品ロスの削減については、事業者の取組みに加え、消費者である市民の意識変容が不可欠であり、両者へのアプローチが求められます。
- ウ コロナ禍で認知度が低下した「残さず食べよう！30・10運動」の周知啓発を改めて強化するとともに、乾杯後30分、お開きの前10分を基本としながらも、柔軟な時間設定を行うことで、本来の目的である宴会での食べ残しを削減する取組みを促します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成23年度	「残さず食べよう！30・10運動」を開始
24年度	園児を対象とした参加型環境教育を開始
28年度	「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を創設、小学校環境教育を開始
29年度	第1回食品ロス削減全国大会を開催
令和2年度	松本市食品ロス削減推進計画を策定
3年度	まつもとフードシェアマーケットを開始
4年度	第1回もったいないクッキンググランプリを開催

イ 統計資料

市内で発生する食品ロス量 (単位：t)

年度	食品ロス量	内訳	
		事業系	家庭系
R 1	9,065	4,427	4,638
R 2	9,084	3,662	5,420
R 3	9,570	3,390	6,179

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

5 プラスチックごみ削減事業

(1) 目標

ごみの減量及びゼロカーボン推進に向け、松本の強みを活かしたきっかけづくりにより、市民に使い捨てプラスチック製品に依存したライフスタイルからの転換を促し、プラスチックごみの削減を推進するものです。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア アクアスポットswee（無料給水設備）を、市内5か所に追加設置しました（累計15か所）。
- イ 飲食店からのテイクアウト利用時に発生するプラスチックごみを削減するため、「アルパッケ」を活用したテイクアウト容器リユースシステム構築事業を実施しました。
- ウ イベントにおいて排出される使い捨てプラスチック製食器によるごみを削減するため、イベント用リユース食器導入事業を開始しました。
- エ 以上の取組みを体系化したワンウェイプラスチック削減ミッションとして実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア プラスチックごみのさらなる削減に向けて、既存施策の周知・啓発や、新たな事業を展開するなど、市民の行動変容を促す取組みを強化させる必要があります。
- イ テイクアウト容器リユースシステム構築事業については、コロナ禍以降の生活様式の変化を踏まえ、リユース容器の更なる普及に向けた新たな利用形態を構築する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和3年度 アクアスポットプロジェクトsweeについて、信州大学と合同で報道発表
アクアスポットsweeを市内5か所に設置
- 4年度 アクアスポットsweeを市内5か所に追加設置
「ワンウェイプラスチック削減ミッション」を開始
テイクアウト容器リユースシステム構築事業を開始
「まつもとエコ旅宣言」を発出
- 5年度 アクアスポットsweeを市内5か所に追加設置
イベント用リユース食器導入事業を開始

イ 統計資料

家庭系可燃ごみ量と家庭系可燃ごみに占めるプラスチック量の推移 (単位：t)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家庭系可燃ごみ量	38,160	38,304	37,000	36,770	33,529
プラスチック類の割合(※)	15.7%	19.8%	19.8%	13.8%	13.1%
家庭系可燃ごみに占める プラスチック量	5,991	7,584	7,326	5,074	4,392

※ 各年度の組成調査結果。なお、令和2年度は調査未実施のため3年度の数値を使用

3 R 徹底による環境負荷軽減

6 プラスチック資源リサイクル事業

環境エネルギー部 環境業務課

(1) 目標

容器包装プラスチック及び製品プラスチック（プラスチック資源）を一括回収するとともに、大型の製品プラスチック（大型プラスチック資源）を分別収集して再資源化することで、焼却するごみ量削減による最終処分場の延命とプラスチック類を焼却する際に発生する二酸化炭素排出量の削減を図りゼロカーボンシティの実現を目指します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 昨年度策定した「プラスチック使用製品廃棄物に係る資源物の分別基準」に基づき、4月から市内全域でプラスチックごみの分別を変更しました。
- イ プラスチック資源の回収量（松塩地区広域施設組合への持込量を含む。）は、1,359トン（前年の容器包装プラスチック回収量比で約479トン増）となりました。これにより、松本クリーンセンターにおける可燃ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量を約1,326トン削減する効果がありました。
- ウ 大型プラスチック資源の排出方法については、さらなる市民周知を図るため、市公式YouTubeによる動画配信を行うとともに、啓発チラシを作成し、市公式ホームページ等で公開しました。
- エ ごみの分別や2050ゼロカーボンシティの実現について周知を図るために、指定ごみ袋のうち可燃ごみ専用袋にはキャッチフレーズを、プラスチック資源専用袋にはキャッチフレーズとメッセージを表示するデザイン変更の準備を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

プラスチック資源の回収量をさらに増加し、焼却由来の二酸化炭素の排出を抑制するため、引き続き市民に分かりやすい方法での周知啓発に努め、市民の分別意識の醸成を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成12年度	容器包装リサイクル法が本格的に施行
17年度	本市で容器包装プラスチックの資源化を開始
令和3年度	環境省モデル事業の採択を受け、市内2地区（島内地区、安曇地区大野川区）で容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を試験的に実施
4年度	プラスチック資源循環促進法が施行 「プラスチック使用製品廃棄物に係る資源物の分別基準」を策定 脱炭素先行地域の安曇地区大野川区で容器包装プラと製品プラの一括回収を先行実施
5年度	市内全域でプラスチック資源（大型プラスチック資源含む。）の分別変更

イ 統計資料

プラスチック資源回収量と家庭系可燃ごみに占めるプラスチック割合の推移

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
プラスチック資源回収量 [t]	820	870	876	881	1,359
家庭系可燃ごみに占めるプラスチック割合 [%]	15.7	-	19.8	13.8	13.1

※ 令和4年度までは、容器包装プラスチック回収量

※ 家庭系可燃ごみに占めるプラスチック割合は組成調査結果による。なお、令和2年度は未実施

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

7 松本キッズ・リユースひろば事業

(1) 目標

育児・子ども用品は使用期間が限られ、子どもの成長後有効活用されていない例が多くあります。そこで、家庭で使用しなくなった育児・子ども用品を回収し、必要とする家庭に無料で配付することで、リユース（再利用）によるごみの減量化と子育て世代への支援を推進します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 本事業の業務委託にあたり公募型プロポーザルを実施して、委託業者を選定し、6月から事業を開始しました。
- イ 市内25か所の地域づくりセンターと環境・地域エネルギー課窓口で回収を行い、子ども服・小物やチャイルドシートなどを約68,000点（約20.3トン）回収しました。
- ウ 回収した子ども用品を点検後、ラーラ松本屋内テニスコート及び南部体育館で計6回配付会を開催し、希望する市民に無料で配付しました。
- エ 子育て無料情報誌への広告掲載や、広報まつもと、市公式ホームページへの情報掲載を通して、幅広く周知を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

配付会に参加される方を固定しないよう、広報まつもとや市公式ホームページだけでなく、SNSなどを活用して、幅広い方の参加を促します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年 8月	各回収場所での常時回収を開始
10月～	第1回配付会開催（年度内計5回の配付会をラーラ松本で開催）
28年度	計8回の配付会開催（5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、3月）
29～30年度	各年度計6回の配付会を開催
令和元年度	計5回の配付会を開催（5月、7月、9月、10月、12月）
2年度	計5回の配付会を開催（7月、9月、10月、12月、3月）
3年度	計6回の配付会を開催（5月、7月、10月、11月、12月、3月）
4年度	計6回の配付会を開催（7月、9月、10月、12月、1月、2月）
5年度	計6回の配付会を開催（5月、6月、9月、10月、12月、2月）

イ 統計資料

事業実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配付会参加世帯数	1,418 世帯	1,151 世帯	1,350 世帯	1,231 世帯	1,685 世帯
配付数	約 34,600 点 約 12.1 トン	約 21,400 点 約 10.4 トン	約 27,600 点 約 12.8 トン	約 22,800 点 約 9.8 トン	約 33,400 点 約 12.5 トン
回収数	約 74,400 点 約 22.4 トン	約 44,800 点 約 13.8 トン	約 65,800 点 約 19.9 トン	約 43,800 点 約 16.8 トン	約 68,000 点 約 20.3 トン

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

8 環境教育の充実

(1) 目標

松本の豊かな環境資源を活用した総合的な環境学習を通して市民の環境意識を高め、環境負荷軽減に向けた活動の拡大を目指します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 自然観察会等の環境学習講座「エコスクール」を18講座開催することで、幅広い世代に対して環境教育の場を提供しました。
- イ 学校での環境教育の推進を図るため、環境分野の専門性を持つ企業・団体等が講師となる環境学習プログラムを学校へ提供する「小中学校環境教育支援事業」を15校で実施しました。
- ウ 幼少期から「もったいない」の気持ちを育み、環境保全の意識や環境に対する関心を高めるため、市内幼稚園・保育園の年長児を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした環境教育を62園で実施しました。また、市内小学3年生を対象に食品ロスをテーマとした環境教育を30校で実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア エコスクール事業実施後のアンケートでは、約95%の参加者が「満足」と回答しています。より多くの市民に本市の豊かな自然環境に親しみ、環境問題に関心を持っていただく機会とするため、体験を含めた講座を今後も充実させていきます。
- イ 環境教育支援事業では、小中学校、環境団体及び公民館等が連携し、地域に開かれた学習を実施しました。引き続き、学校の意見や要望も取り入れながら、学習プログラムを提供していきます。
- ウ 年長児や小学3年生対象の参加型環境教育は、参加した園児の約6割、児童の約5割、また保護者の3割から4割に意識の変化がみられました。引き続き、家庭への波及効果まで狙った事業を展開します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア エコスクール実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座開催数	10回	12回	14回	18回
参加人数	145名	153名	225名	174名

【実施内容】 ホタル観察会、女鳥羽川自然観察会、「ライチョウ」に会いに行こう、ペットボトルから繊維を作ろう、川の生き物を観察しよう、メダカの学校生きもの観察会、トンボ観察会、ロケットストーブを作ってみよう、ワシ・タカウォッチング、化石を通して地球を学ぼう、森の自然体験、冬の自然観察会等

イ 松本市環境教育支援事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校数	15校	18校	17校
実施事業	43事業	43事業	50事業
実施プログラム数	20講座	19講座	23講座
参加人数	2,544名	2,294名	2,599名

【実施内容】 リバーアドベンチャー、木の授業とバームクーヘン作り、里山学習体験、体感&体感！自然体験学習！、体感プログラムを中心とした自然体験学習、水辺の生物の観察会、アウトドアから学ぶ防災・災害対策、ぬかくどご飯炊き体験等

自然・生活環境の保全

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

1 生物多様性保全事業

(1) 目標

松本市生物多様性地域戦略の取組方針である「学習し、広める」「想像し、考える」「実践し、活かす」を基に、生きものの恵みを将来世代も受け取れるよう、生物多様性の保全を推進し、多様な環境に育まれた、生きものあふれる豊かな自然の維持と再生を目指します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 松本市生物多様性地域戦略のモデル地区であるアルプス公園でオオムラサキを中心としたチョウ類の調査を5月下旬から9月にかけて実施しました。
- イ 4月から8月にかけて、市民参加型環境調査として市民ツバメ調査を実施し、922人から1,279件の報告がありました。
- ウ 河川清掃におけるオオキンケイギク等の特定外来生物駆除活動に6,036人のボランティアが参加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 開発行為など人間活動によるものや、生活様式の変化などにより逆に人間活動がなくなること、外来生物の影響など、様々な要因で生物多様性が急速に失われつつあります。特に、近年生息域を拡大している特定外来生物オオキンケイギクは、対応を急ぐ必要があることから、町会で管理困難な場所や希少種の生息地について、今年度委託による駆除を実施します。
- イ 私たちは、衣・食・住をはじめ、「生物多様性」がもたらす様々な恵みを受けて生活していますが、「生物多様性」という言葉の認知度が低く、さらなる啓発が必要です。
- ウ 必要な開発とのバランスをとりながらも、市民一人ひとりが生物多様性の重要性を認識し、豊かな自然を将来世代に引き継いでいくことが課題です。

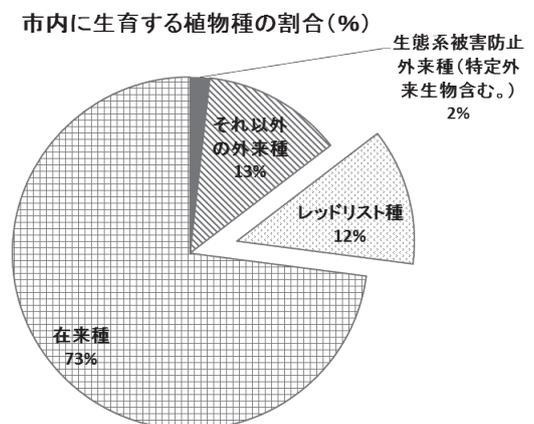
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成23年度 生物多様性自治体ネットワークに理事として加盟
- 27年度 松本市生物多様性地域戦略策定
- 29年度～令和5年度
ゴマシジミ保護回復事業やモニタリング調査等の生物多様性保全事業を実施

イ 統計資料

- 市内に生育する植物種（2,933種）※のうち、
- レッドリスト種（絶滅危惧種）の割合（H27）
- 12.5パーセント（368種）



自然・生活環境の保全

2 環境調査と公害の未然防止

環境エネルギー部 環境保全課

(1) 目標

環境調査を適切にかつ継続的に実施し、市内の環境状況を把握し、生活環境の保全を目指します。

また、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水の監視や、土壤汚染対策法に基づく指導を行い、公共用水域の水質の保全を図り、地下水汚染や健康被害を未然に防止します。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 河川や地下水などの水質調査（67カ所）、騒音等の環境調査（11カ所）、水質汚濁防止法に基づく事業場の立入調査（88事業場、延べ104回）を行いました。

イ 土壤汚染対策

（ア）土壤汚染調査の結果、汚染が判明したため、区域を指定した件数は、0件でした。

（イ）一定規模以上の土地の形質の変更届出書受理件数は、29件でした。

ウ 公害苦情処理件数は、69件でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 公共用水域の水質の保全をはかるため、事業場からの排水の監視や、河川及び地下水の調査を継続する必要があります。

イ 地下水汚染の未然防止をはかるため、水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設は、構造基準の順守や点検記録の保存が義務付けられています。立入検査を実施し、継続的に監視が必要です。

ウ 土壤汚染による健康被害を未然に防止するため、法に基づく届出提出の徹底が必要です。

エ 公害苦情件数は近年、年間50件程度ありますが、その大半を占める野焼きについては、「原則禁止」を周知していく必要があります。

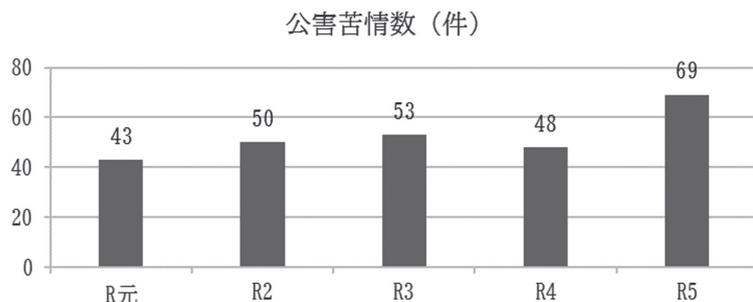
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 6年度	水質汚濁防止法に定める政令市に指定
15年度	土壤汚染対策法施行
20年度	環境省から「まつもと城下町湧水群」が「平成の名水百選」に認定
令和 3年度	中核市移行により大気汚染防止法事務、ダイオキシン類対策特別措置法事務を所管

イ 統計資料

公害苦情数（件）



自然・生活環境の保全

3 河川環境美化事業

環境エネルギー部 環境保全課

(1) 目標

清らかな河川環境を保全するため、河川愛護団体と連携し、環境美化、意識の向上を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

河川をきれいにする会（18団体）の運営補助を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

河川清掃回数及び参加人数は前年度より増えましたが、引続き清掃・啓発を行い、環境美化に努める必要があります。また、アレチウリやオオキンケイギク等の特定外来生物の駆除は、継続実施が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和42年度 横田溝渠をきれいにする会が設立。その後、各河川をきれいにする会が設立される。
平成28年度 三間沢川をきれいにする会が設立され、18団体となる。

イ 統計資料

河川をきれいにする会（18団体実績）

	清掃回数（のべ回数）	収集ごみ量（kg）	のべ参加人数（人）
令和3年度	290	161,507	16,514
令和4年度	324	168,075	20,097
令和5年度	423	206,251	26,747

4 市営霊園管理事業

環境エネルギー部 環境保全課

(1) 目標

市民の墓地需要に対応し次世代につなぐため、市営霊園の整備、貸付け、管理を適正に行うものです。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 合葬式墳墓整備事業（中山霊園新屋内型合葬式墳墓新築主体工事）
令和6年度にかけて、中山霊園内で新屋内型合葬式墳墓の新築工事を実施しています。
- イ 合葬式墳墓整備事業（中山霊園合葬式墳墓進入路道路舗装測量設計業務委託）
合葬式墳墓進入路道路舗装工事に向けた地質調査、設計業務を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状の分析
- (ア) 従来型の墓所利用者は、合葬式等の墓所に遺骨を移し、聖地区画を返還する、いわゆる「墓終い」をする方が増加傾向にあります。
- (イ) 平成24年度に供用を開始した屋内型合葬式墳墓（個別埋蔵場所、共同埋蔵場所）の利用者は、一定の需要があり、生前申請の受付を開始した樹木式埋蔵場所は、年度中に156件の申込みがありました。
- イ 今後の課題
- 墓所需要が多様化しているため、市民が望む墓所形態を的確に把握し、提供をしていくことが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 市営霊園の一般墓所貸付・返還数実績 (単位：件)

項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
新規貸付	69	102	77	103	70
返還	61	42	65	60	89

イ 合葬式墳墓申込数実績 (単位：件)

項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
個別埋葬	30	36	40	61	60
共同埋葬	119	105	128	175	210
樹木式埋葬	52	234	151	101	156
合計	201	375	319	337	426

5 廃棄物に係る監視・指導

環境エネルギー部 廃棄物対策課

(1) 目標

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、廃棄物処理業者等からの申請を審査し、各種基準への適否を確認するとともに、廃棄物処理業者等に対して定期的に立入検査を行い周辺的生活環境を保全します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 産業廃棄物関係 27 件、一般廃棄物関係 35 件の申請を審査し、全てについて許可しました。
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物処理業者及び排出事業者等へ 448 回の立入検査を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 廃棄物処理業者等からの申請に対しては、引き続き厳格な審査を行います。
- イ 廃棄物処理業者等への立入検査による監視を継続すると共に、より効果的な指導が行えるよう体制を整備します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 3 年度 中核市移行に伴い産業廃棄物関係業務の開始

イ 統計資料

廃棄物処理業者等（令和 6 年 3 月 31 日現在） （単位：事業者数）

産業廃棄物収集運搬業 ^{※1}	34
産業廃棄物処分業 ^{※2}	25
特別管理産業廃棄物収集運搬業 ^{※1}	5
特別管理産業廃棄物処分業 ^{※2}	3
一般廃棄物収集運搬業（一般許可）	13
一般廃棄物収集運搬業（限定許可）	31
一般廃棄物収集運搬業（特定家庭用機器）	12
一般廃棄物処分業	9
使用済自動車の再資源化等に関する法律 解体業	9
使用済自動車の再資源化等に関する法律 破砕業	7

※ 1 積替保管施設を設置するものに限る

※ 2 松本市内に設置するものに限る

森林の保全・再生・活用

環境エネルギー部 森林環境課

1 森林整備事業

(1) 目標

木材等林産物の供給、国土や自然・生活環境の保全、水源のかん養など森林の多面的な機能を十分に発揮させ持続できるよう、森林の整備・保全を推進するものです。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 松本市森林整備計画に基づき、森林経営計画の策定支援や路網の整備と併せて、国及び県からの補助に加えて市の嵩上げ補助を行うことにより、個人有林や市有林等で約129haの森林造成事業を行いました。また、国・県の森林計画改定に基づき、松本市森林整備計画の一部変更を行いました。
- イ 島内山田地区において地域住民等が主体的に森林の整備・利用に取り組むため、地区協議会と連携して里山整備事業を促進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市森林整備計画に基づき、計画的な森林の整備と利用期を迎えたカラマツ等の有効活用を進める必要があります。
- イ 計画的かつ一体的な森林整備が進むよう、林業事業者による森林経営計画の策定を支援し、集約化（山林の境界確認、不在地主の確認、事業参画者の同意）に向けた森林所有者の特定が課題です。
- ウ 路網整備や高性能林業機械の導入を推進すること、及び「伐って、使って、植えて、育てる」という林業の適正な循環の構築に取り組み、木材の利用促進を図る必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 森林造成事業（委託・補助）

(単位：ha)

年度	造林	下刈	除伐	保育間伐	搬出間伐	更新伐	枝打他	合計
5	17.25	47.53	0.74	3.62	51.67	7.99	0	128.80

イ 松本市森林資源の現況

(単位：ha)

松本市地域総面積 97,847 (100%)											
森林以外 (農地、原野、宅地等) 19,403 (20%)	森林面積 78,444 (80%)										
	民有林 38,272 (49%)								国有林 40,172 (51%)		
	針葉樹					広葉樹		未立木等	国有林		
	22,524 (59%)					14,868 (39%)		880 (2%)	40,172 (100%)		
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他	クヌギナラ	その他	未立木等	針葉樹	広葉樹	その他
	13,443	6,098	1,113	726	1,144	942	13,926	880	23,168	12,066	4,938
35%	16%	3%	2%	3%	3%	36%	2%	58%	30%	12%	

令和6年3月31日現在

森林の保全・再生・活用

2 森林再生活用事業

環境エネルギー部 森林環境課

(1) 目標

松枯れ被害対策として、伐倒くん蒸処理、ライフライン沿線の危険木処理や樹種転換事業などを実施するとともに、松本市森林再生市民会議を開催し、森林再生に向けた取組みを行うものです。

(2) 令和5年度取組みと成果

- ア 被害が拡大している先端地において、2,956本、6,302m³の被害木を伐倒くん蒸処理しました。
- イ ライフライン（生活道路）沿線の危険木の伐採（750本、814m³）を行いました。
- ウ 災害のおそれのある危険箇所を防災林として整備するため、測量調査（5.84ha）、整備（6.71ha）を実施しました。
- エ 環境保全のため、過去に伐倒くん蒸処理した際に使用した非分解性のビニールシート及び薬剤空ボトルの回収業務の実施に向けて、試験回収（2,682か所、7,340kg）を行いました。
- オ 被害木の有効活用を図るため、被害木を伐採・搬出し木質バイオマス資源として利用しました。
- カ 岡田、寿、中山地区他では、更新伐・樹種転換事業（44.8ha）に取り組んでおり、森林組合等林業事業者が中心となり地権者の同意を得て、事業を実施しています。
- キ 個人、団体が実施する、松枯れ予防のための樹幹注入37件97本、及び感染拡大防止のための伐採処理94件188本に対して補助を行いました。
- ク 松本市森林再生実行会議からの提案に基づき、松本市森林再生市民会議運営委員会を立ち上げ、市民が森林への関心を高めるためのイベントを4回、フォーラムを1回開催しました。また、令和6年度の「松本市森林長期ビジョン」策定に向け、運営委員会を7回開催しました。
- ケ 松本市の森林の保全、再生、活用について具体的な施策を検討することを目的として、松本市森林再生実行会議から市長に対し、「松本市で森林の再生に向けて実行するための提案書」が提出されました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 広大な森林域での松枯れ被害を防ぐことは困難であるため、被害拡大を遅らせる方針にシフトし、被害先端地に絞った伐倒くん蒸やライフライン沿線の危険木処理を推進し、森林の再生や利活用に向けた事業に取り組む必要があります。
- イ 「松本市森林長期ビジョン」の策定には市民の声を吸い上げることが重要ですが、現在、森林と人との距離が離れている（森林への関心が低い）ことが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成16年度 松本市内で初めて松くい虫被害が確認される。
- 20年度 四賀、東山部域に被害が急激に拡大する。
- 令和3年度 松枯れ対策を含めた森林再生に関する提言を受けて、具体的な施策を検討するため松本市森林再生実行会議から提案を受ける。

イ 伐倒くん蒸処理実績

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本数（本）	3,962	3,840	2,748	3,222	2,956
材積（m ³ ）	4,955	5,208	5,029	6,173	6,302
事業費（千円）	141,628	155,814	150,982	169,544	161,902

森林の保全・再生・活用

3 鳥獣被害対策事業

環境エネルギー部 森林環境課

(1) 目標

ニホンジカやカラス等の野生鳥獣による農林業被害を軽減するため、「松本市鳥獣被害防止計画」及び松本市有害鳥獣駆除対策協議会が定める「有害鳥獣駆除計画」に基づき、個体数調整を行うものです。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 令和5年度の有害鳥獣駆除捕獲数は、5,054羽・頭で前年比106.4パーセントとなりました。
(内訳 鳥類 2,812羽、獣類 2,242頭)
- イ 駆除を担う狩猟者の確保のため、新規銃猟者へ狩猟免許取得に対する補助金を交付しました。
(新規銃猟者4名)
- ウ クマ等の出没に対処しました。(学習放獣等49頭)(参考：令和4年度33頭)

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア ニホンジカなどの大型獣による被害に加え、ハクビシン等の中型獣やカラス等鳥類による農作物への被害が増加しているため、生息区域や生育状況に合わせた対策が必要です。
- イ 猟友会員の高齢化や新規会員の確保が課題であるため、猟友会や地域捕獲隊への支援が必要です。
- ウ カラス、ムクドリに対する被害対策や捕獲対策を実施することが必要です。
- エ 捕獲わなの見回り労力軽減と捕獲効率向上のためのICTシステムの研究・推進が必要です。
- オ 近年クマによる被害が増加しているため、対策が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 有害鳥獣駆除捕獲数

区分 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5
鳥類(羽)	3,402	3,690	3,627	2,664	2,812
獣類(頭)	1,980	2,515	2,180	2,085	2,242
合計(頭羽)	5,382	6,205	5,807	4,749	5,054

イ 農林業被害額

区分 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5
農業被害額(千円)	44,824	43,927	45,409	59,953	65,828

森林の保全・再生・活用

環境エネルギー部 森林環境課

4 林道整備事業

(1) 目標

森林整備と木材生産の効率化を目的に、松本市森林整備計画に基づき、森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、林道網の整備により、高性能林業機械による効率的な間伐材の搬出を可能とし、健全な森林づくりを推進するものです。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

森林の適切な維持、管理及び総合的な利用等を図るため、令和5年度は地方創生道整備推進交付金事業及び農山漁村地域整備交付金事業による林道改良を3路線で実施しました。

また、県単林道事業による林道改良を1路線で実施しました。

令和2年度分と5年度の豪雨による林道災害の2路線の災害復旧を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

利用期を迎えた森林の増加に伴い、搬出間伐が主体となっており、生産コストの軽減を図るため、林道網の整備が必要です。

また、開設から長期間が経過し、老朽化が進んでいる林道は計画的に修繕を行い、利用者の安全を確保するとともに、施設の延命化を図る必要があります。

林道整備事業を推進するためには、効果的な路線配置と補助金や交付金の拡充が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

1 林道整備事業の実施状況

ア 地方創生道整備推進交付金事業

路線名	種別	延長 (m)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
美ヶ原線	改良	2,146	4.0 ~ 7.0	367,440	H 19 ~ R 9 年度
奈川安曇線	改良	3,007	4.6 ~ 6.0	960,301	H 17 ~ R 9 年度

イ 農山漁村地域整備交付金事業

路線名	種別	延長 (m)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
宮ノ入線	改良	1,611	4.0	233,330	R 元 ~ R 9 年度

ウ 橋りょう延命化事業

路線名	種別	数量 (橋)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
白樺橋 (奈川安曇線) 他	改良	29	4.6	211,029	H 26 ~ R 8 年度

エ 県単林道事業

路線名	種別	延長 (m)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
奈川安曇線	改良	1,423	4.6 ~ 6.0	182,622	H 17 ~ R 7 年度

令和4年度より美ヶ原線、よもぎこば線及び奈川安曇線の維持管理等事業は建設部で行っています。

松本城を核としたまちづくり

総合戦略局
お城まちなみ創造本部

1 松本城三の丸エリア整備事業

(1) 目標

二つの国宝を有する松本城三の丸及び旧開智学校周辺の将来像を示し、公民が連携して、「誰かに語りたくなる暮らし」をつくり、松本城三の丸エリアビジョンの実現を目指すものです。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア エリアビジョンの実現に向けて、6界隈で6団体が社会実験等のプロジェクトに取り組みました。
- イ 令和5年11月に成果報告会（公開レポート&フィードバック）を開催し、実施したプロジェクトの報告と意見交換を行いました。
- ウ 公民連携のエリアビジョン推進組織「三の丸エリアプラットフォームへ新たに1団体が加入し、令和6年3月に公開プレゼンテーションを開催しました。計7団体が令和6年度に実施するプロジェクトを提案し、全てのプロジェクトがエリアプラットフォームのサポート対象として認定されました。
- エ エリア全体の取組みとして、公共空間の清掃と参加者の交流等を目的とした三の丸CLEAN&MEETSなどを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 実施したプロジェクトを効果検証し、イベント的な取組みから日常の暮らしのシーンとなる取組みへつなげていくため、民間のプロジェクトの改善や検証結果をハード整備等に反映することが今後の課題です。
- イ 取組みを定常化するための仕組みや推進組織のあり方を検討し、「誰かに語りたくなる暮らし」の実現を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成27年度 「松本城三の丸地区整備基本方針～大名町・土井尻界隈～」を策定
- 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置を活用し、「街場のえんがわ作戦」として道路占用許可基準を緩和した公共空間利活用（テラス席やベンチ等の設置）を開始（大名町通りや緑町・辰巳の御庭などで実施）
- 3年度 「松本城三の丸エリアビジョン」を策定
- 4年度 「三の丸エリアプラットフォーム」設立
- 5年度 6界隈で6団体がプロジェクトに取り組み、その報告と意見交換を実施
公開プレゼンテーションを開催し、7団体が令和6年度に実施するプロジェクトを7団体が提案して、認定

松本城を核としたまちづくり

総合戦略局
お城まちなみ創造本部

2 国宝松本城南・西外堀復元事業

(1) 目標

令和6年3月に策定した史跡松本城整備基本計画に基づき、「幕末期の松本城の姿を可能な限り具現化」することを目指して、南・西外堀を復元します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 令和5年度末時点の事業用地取得状況は、取得予定面積 9,283.26㎡に対し、8,978.09㎡（取得率 96.7%）となりました。
- イ 復元整備の根拠となる客観的な情報を収集するため、令和4年度に引き続いて南外堀西側を発掘調査するとともに、南外堀東側や西外堀南側などの発掘調査をしました。
- ウ 絵図資料や発掘調査結果にもとづく復元整備の基本的な考え方を検討し、史跡松本城整備基本計画を策定しました。
- エ 水をたたえた堀の復元に向け、関係機関との協議を積み重ねるとともに、文化庁から現地指導等を受けました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 関係権利者の理解と協力を得ながら、令和6年度中に事業用地取得を完了できるよう、引き続き交渉を進めます。
- イ 復元整備の根拠となる客観的な情報を集めるため、引き続き西外堀北側などの発掘調査を行います。
- ウ 発掘調査の成果等を基に、復元整備に向けた設計方針を検討し、用地取得や発掘調査が進捗している南外堀の検討を先行し、段階的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|--------|--|
| 昭和51年度 | 「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定 |
| 平成11年度 | 「松本城およびその周辺整備計画」を策定 |
| 19年度 | 教育民生・建設合同委員協議会において、外堀の復元と内環状北線（先線）を一体的に整備することとし、具体的な対応等に着手することについて了承 |
| 24年度 | 都市計画公園区域を変更
文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定を開始 |
| 25年度 | 事業用地取得を開始 |
| 30年度 | 事業方針を堀復元から平面整備へと変更 |
| 令和2年度 | 市議会6月定例会において、水をたたえた堀復元のための調査、研究を進める考えを表明
城西2丁目（医師会館跡地）の代替地整備に着手 |
| 4年度 | 文化庁へ水をたたえた堀を復元整備することについて協議し、了承
南外堀西側において初めて横断的に発掘調査を実施 |
| 5年度 | 史跡松本城整備基本計画を策定 |

松本城を核としたまちづくり

3 まちなみ修景事業

建設部 都市計画課

(1) 目標

各地区のまちづくり協定に定めたデザインに基づきファサード（正面周辺部）を改修することで、城下町の歴史的な景色に調和した魅力ある街なみを形成し、周辺観光施設や中心市街地との回遊性の向上を図ります。（整備費用の3分の2相当額を補助。上限300万円）

(2) 令和5年度の実施状況と成果

修景事業のニーズについて、お城周辺地区第2ブロックのまちづくり協定運営委員会に出席し、意見を伺いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

今後の修景補助のあり方について、まちづくり推進協議会やお城まちなみ創造本部と連携しながら検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

対象地区	補助件数	実施期間
中町地区：	52件	（平成元～21年度）
本町地区：	17件	（平成13～16年度）
下町地区：	42件	（平成6～23年度）
中央東地区：	13件	（平成18～25年度）
お城周辺地区：	8件	（平成30～令和4年度）
計	132件	

4 松本城周辺整備事業

(1) 目標

松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業ほか周辺環境整備を一体的に進め、水めぐる城下町の歴史的風致の維持向上を図るとともに、歩行者が安全・安心に松本城を回遊できる空間確保のための道路整備を行います。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 内環状北線は、7月に対面通行化し、11月に全面供用しました。

イ 市道1057号線は、用地買収・補償を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 内環状北線は、令和6年度に歩道の中電柱をすべて撤去します。

イ 市道1057号線は、引き続き、関係権利者個々の具体的な条件整備を進め、事業進捗を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和35年度	都市計画決定（内環状北線）
平成2年度	都市計画変更（白板交差点～今町交差点・30mに変更）
9年度	都市計画変更（今町交差点～松本城入口の道路幅員31mに変更）
11年度	「松本城およびその周辺整備計画」を策定
19年度	教育民生・建設合同委員協議会において外堀の復元と内環状北線（先線）を一体的に整備することとし、具体的な対応等に着手することについて了承
21年度	地元説明会開催
22年度	地元説明会を5回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を提示。内環状北線の現況測量及び土質調査を実施
23年度	松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業の地元対応窓口「松本城周辺整備課」設置。地権者等全ての関係者に対し、権利調査及び意向調査実施
24年度	松本都市計画道路事業（3・2・12号内環状北線）認可
25年度	内環状北線の事業用地取得を開始
令和元年度	市道1057号線の事業用地取得を開始
2年度	内環状北線の電線共同溝ほか道路整備工事に着手 市道1056号線の工事に着手
4年度	市道1056号線の一部完成
5年度	内環状北線の全面供用

地域交通ネットワークの拡充

1 総合交通戦略の推進

交通部 交通ネットワーク課

(1) 目標

過度な自家用車依存の社会から歩行者・自転車・公共交通の優先へ転換し、脱炭素社会の推進や人中心の交通まちづくりを実現するため、地域特性に応じた適切な交通手段をかしこく選択できる移動環境とそれをシームレスにつなぐ交通体系を構築する施策を推進します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 路線バスの交通キャッシュレス決済について、QRコードを活用した決済方式によるぐるっとまつもとバス全路線を対象とした本格運用を11月から開始。さらに、2月からクレジット決済機能を拡充し、海外も含めた観光客など来松者の路線バス利用の利便性向上を図りました。
- イ 交通まちづくりにぎわい創出事業について、自動車の通過交通の抑制を図るため、中町通りでトランジットモールを計9回、公園通り及び新伊勢町通りで歩行者天国を計13回行いました。
- ウ 渋滞対策として、時差出勤やテレワークによる通勤時間帯の交通量ピークを分散する取組みについて、企業数を拡大して実施しました。
- エ 平田駅パークアンドライド駐車場において、舗装補修に合わせて区画線を引き直し駐車区画台数を33台増やし、利用者の利便性向上を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 交通キャッシュレス決済について、令和8年春の交通系ICカード（地域連携ICカード）の導入に向け、引き続き関係機関等との調整を進めます。
- イ 渋滞対策について、多くの企業に時差出勤やテレワークの取組みを呼びかけ、通勤時間帯のピーク分散を拡大します。
- ウ パークアンドライド駐車場について、企業等への周知を行い、新規利用者の増を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度	松本市総合交通戦略を改定 中町通りにおいて、地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施（計10回）
4年度	路線バスの交通決済キャッシュレス化の実証実験を一部路線で開始 中町通りにおいて、地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施（計8回）
5年度	交通キャッシュレス決済の本格運用を開始 中町通り、公園通り等において、地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施（中町計9回、公園通り等計13回）

イ 統計資料

年度別パークアンドライド駐車場利用台数・利用率

年度	新村駅（50台）	平田駅（※収容台数）	大庭駅（51台）
令和3	4,823台・26%	38,690台・80%	14,070台・76%
令和4	台数調査未実施	41,307台・80%	12,676台・67%
令和5	台数調査未実施	42,198台・74%	12,817台・69%

※ 平田駅パークアンドライド駐車場の収容台数 R3以前：133台、R4：142台、R5：175台

地域交通ネットワークの拡充

2 公設民営体制の構築

交通部 公共交通課

(1) 目標

利用者の減少により、民間事業者だけでは継続が困難になりつつある路線バスを市民の足と位置付け、行政主導による公民の適切な役割分担の整理、更なる利便性向上に向けた路線の再編やダイヤ、運賃制度の見直しを行い、持続可能な公共交通体系の構築を推進します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 令和5年4月から市が制度設計し、民間事業者が運営運行を行う公設民営バス「ぐるっとまつもと」の運行を開始しました。
- イ 令和5年10月から運行事業者1者と5年間の官民連携エリア一括長期運行協定を締結しました。
- ウ 市民の声に基づいた公共交通サービスを構築するため、バス利用者等を対象としたアンケート調査を実施し、令和5年11月11日と令和6年3月16日のダイヤ改正に反映しました。
- エ 精度の高い分析を行うため、バスに乗降カウンターを設置しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 再編した「ぐるっとまつもと」バス路線については、利用状況、住民要望、評価検証結果を踏まえ、必要な見直しを行い利便性向上、効率的な運行に努めるとともに、国の補助事業を積極的に活用します。
- イ 持続可能な公共交通を確保するため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、継続的な利用促進等に取り組めます。
- ウ ルートや便数、ダイヤについて、利用者の意見を聴取しながら、より利用してもらえるよう不断の見直しを行います。
- エ 高齢化等により需要が高まりつつあるラストワンマイルとしての地域内移動について、AIを活用したオンデマンド交通を運行するなど、交通体系構築に向けた地元調整を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 28 年度 松本市地域主導型公共交通事業を拡充。現在、地域バスが6路線運行(波田循環バス、ほしみ線、中山線、入山辺線、浅間・大村線、島内川東乗合タクシー)
- 29 年度 松本周遊バス「タウンズニーカー」について、市が実施主体となり、ルートを見直し増便
- 令和 2 年度 市営バス四賀線と四賀地域バスの統合及びダイヤ見直し
- 3 年度 松本市、山形村、朝日村による地域公共交通計画の策定
- 4 年度 アルピコ交通(株)の自主路線を含めた、エリア全体の路線再編を実施
西部地域コミュニティバスを地域連携バスに、市営バス四賀線を四賀循環バスに、市営バス奈川線を奈川・安曇線に改称するとともにルートやダイヤを見直し
- 5 年度 公設民営バス「ぐるっとまつもと」の運行開始
アルピコ交通(株)と5年間の官民連携エリア一括長期運行協定を締結
バス利用者等を対象にアンケート調査を行い、2回のダイヤ改正を実施
AIを活用したオンデマンド交通の実証運行を寿エリア(寿地区、寿台地区及び松原地区)及び梓川地区で実施

自転車活用先進都市の実現

1 自転車交通安全推進事業

交通部 自転車推進課

(1) 目標

自転車の適正かつ安全な利用を図りながら、自転車利用環境の整備を促進し、自転車を気軽に快適に利用できるまちを目指します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 松本市自転車ネットワーク計画に基づき、自転車関連の交通事故が多い路線から矢羽根マークの設置を実施しました。
- イ 自転車の交通安全啓発として、高校生を対象としたスケアードストレイト交通安全教室を開催するなど、自転車利用者の運転ルール遵守のための取組みを実施しました。
- ウ シェアサイクル事業は、専用の駐輪場を4か所増設し37か所、自転車を30台増やし160台になりました。
- エ 自転車ヘルメット着用促進のため高等学校等に対する支援事業補助金を開始しました。
- オ 市外の高校に通学する生徒に対するヘルメット購入補助金を開始しました。
- カ 幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業補助金を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自転車の利用促進に向けて、快適な自転車通行環境のネットワーク化が望まれており、市民だけでなく県内外のサイクリストの利用状況に応じた自転車通行空間の計画的な整備が必要です。
- イ 市内における自転車関連の交通事故割合が県平均の約1.6倍であることから、電動アシスト付自転車を含めた自転車の安全利用・交通ルールの啓発及び交通マナーの向上、ヘルメット着用促進対策が必要です。
- ウ シェアサイクル利用者の行動分析を行い、更なる利用拡大を目指します。
- エ 既存自転車駐車場の経年劣化に対する改修・更新工事を、計画的に実施することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成18年度	自転車レーン整備開始
25年度	高校生を対象としたスケアードストレイト交通安全教室開始
令和3年度	松本市自転車活用推進計画を策定
4年度	中条自転車駐車場のリニューアルオープン 矢羽根マークの整備開始
5年度	自転車ヘルメット着用促進高等学校等に対する支援事業を開始 市外通学高校生に対するヘルメット購入補助を開始 幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業を開始

イ 統計資料

スケアードストレイト交通安全教室参加校 (単位:校)

年度	2019	2020	2021	2022	2023
参加校	3	0	5	4	3

自転車ヘルメット着用促進高等学校等に対する支援事業補助金申請件数
(単位:校)

年度	2023
申請件数	13

市外通学高校生に対するヘルメット購入補助金申請件数
(単位:件)

年度	2023
申請件数	20

幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業補助金申請件数
(単位:件)

年度	2023
申請件数	37

交通需要に即した道路整備

交通部 交通ネットワーク課
建設部 都市計画課

1 都市計画道路の見直し

(1) 目標

社会情勢の変化に対応し、長期未着手路線の見直しを行うとともに、集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくりを推進するための路線網の形成を図るものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

ア 松本市都市計画審議会の中に学識経験者、関係行政機関からなる都市計画道路見直し部会を設置し、2回開催しました。

イ 都市計画道路の必要性を評価するための評価項目を検討し、区間別に評価しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市内の都市計画道路の約8割は昭和36年に決定したもので、人口減少等の社会情勢の変化により、その必要性に変化が生じています。

イ 都市計画道路の計画地には建築制限が課されており、実現可能性の低い路線は早期に見直しの必要があります。

ウ 効率的かつ機能的な路線網を構築するため、引き続き2回目の見直しに取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成22年度 松本市総合都市交通計画を策定
31年度 城山新井線の一部、松本朝日線の一部を廃止
令和2年度 出川浅間線の一部、末広線の全部を廃止
4年度 大村上金井線、宮渕新橋上金井線、小池浅間線、女鳥羽川北岸線、女鳥羽川南岸線の一部、逢初鎌田線の全線を廃止
博労町栄町線（本庄1丁目）を都市計画決定
5年度 松本市都市計画審議会都市計画道路見直し部会を設置し、合計2回開催

イ 統計資料

松本都市計画道路の整備状況

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画延長 (m)	115,520	115,520	114,960	108,330	108,330
整備延長 (m)	49,089	49,203	49,760	50,010	50,010
整備率 (%)	42.5	42.6	43.3	46.2	46.2

交通需要に即した道路整備

建設部 建設課
公共用地課

2 幹線道路等の整備

(1) 目標

コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、都市基盤となる幹線市道の整備を計画的・効率的に進めます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- 第7次道路整備五箇年計画を8月に策定し、継続路線の早期整備に取り組みました。
- ア 中環状線の市道7003号線（島立）は、工事と用地買収・補償を実施し、10月に供用しました。
 - イ 中環状線の市道7553号線月見橋（笹部4丁目、島立）は、仮設道路・仮橋工事、用地買収・補償を実施しました。
 - ウ 外環状線の出川浅間線（里山辺）は、用地買収・補償を実施しました。
 - エ 南北幹線の中条白板線（白板）は、仮橋切替工事を実施しました。
 - オ 南北幹線の小池平田線（庄内～本庄）は、用地買収・補償を実施しました。
 - カ 東西幹線の博労町栄町線（本庄）は、用地測量・補償調査を実施しました。
 - キ 東西幹線の市道2181号線（浅間温泉2丁目）は、工事と用地買収・補償を実施しました。
 - ク 補助幹線の波田地区の市道波田98号線（森口）は、工事を実施し、5月に供用しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地への交通を分散化し、快適な道路環境と住みよいまちの形成を目的とした環状放射型の幹線道路網の整備は、5年度末で75.7%となります。今後も関係者の協力を得ながら、計画的に事業進捗を図ります。

（第7次道路整備五箇年計画の整備方針）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ・交通円滑化に向けた幹線道路等の整備 | ・国・県と連携した広域交通網の整備促進 |
| ・安全・快適な歩行者・自転車通行空間の整備 | ・防災・減災に向けた道路機能の維持・向上 |
| ・まちづくりとの連携・拠点の整備 | ・情報発信による計画の見える化 |

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成5年度から道路整備五箇年計画を策定し、計画的かつ効率的に道路整備を進めています。

イ 統計資料

道路整備五箇年計画

第1次計画（平成5～9年度）	整備実績延長 L=7.4km
第2次計画（平成10～14年度）	整備実績延長 L=4.1km
第3次計画（平成15～19年度）	整備実績延長 L=5.3km
第4次計画（平成20～24年度）	整備実績延長 L=3.3km
第5次計画（平成25～29年度）	整備実績延長 L=2.4km
第6次計画（平成30～令和4年度）	整備実績延長 L=2.5km
第7次計画（令和5～9年度）	整備目標延長 L=1.0km

交通需要に即した道路整備

建設部 建設課 公共用地課
交通部 自転車推進課

3 交通安全施設等整備事業

(1) 目標

交通安全施設等の整備により、「安全で快適な交通環境」を目指し、交通事故の抑制を目標とします。
歩道設置、安全施設設置、路肩整備、交差点改良等を実施するとともに、快適で歩きやすい歩行空間を確保するために、波打ち歩道の解消を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 道路の部分改良（歩道設置、交差点改良、路肩整備等）を実施しました。
- イ 生活道路やゾーン30等区域内の車両通行量とスピードの抑制対策を行いました。
- ウ 交通安全施設（区画線、路面標示、防護柵、反射鏡、標識等）の設置を行いました。
- エ 歩行空間あんしん事業（波打ち歩道の改修、側溝の蓋掛け等）を推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状の交通環境に適した交通安全施設等を、計画的に整備します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成19年度～ 波打ち歩道の改修
- 25年度～ 公安委員会によるゾーン30指定 8カ所指定
梓川地区、庄内地区、中町・中央地区、旭町地区、鎌田地区、寿地区
笹賀・神林地区、芳川地区

イ 統計資料

交通安全施設等整備状況

年度	波打ち歩道の改修	交差点改良	路肩整備	ゾーン30整備	区画線	防護柵	反射鏡
H30	684m	2カ所	372m	2カ所	41,080m	531m	48カ所
R元	299m	4カ所	491m	2カ所	31,830m	150m	43カ所
R2	151m	2カ所	612m	2カ所	29,254m	472m	35カ所
R3	—	2カ所	776m	1カ所	31,130m	235m	70カ所
R4	276m	2カ所	354m	—	34,985m	14m	40カ所
R5	204m	1カ所	228m	—	37,153m	133m	40カ所

交通需要に即した道路整備

4 鉄道駅周辺整備

建設部 建設課 公共用地課 都市計画課
交通部 交通ネットワーク課 公共交通課

(1) 目標

- ア 村井駅は、南部地域の交通拠点として、東西自由通路の新設に合わせて老朽化した駅舎の改修、駅周辺環境を整備し、利用者の利便性や安全性の向上を図り、交通結節点機能の強化を目指します。
- イ 松本駅は市内で最も利用者が多いターミナル駅であり、駅周辺を、J R東日本、アルピコ交通及び市の三者による交通ハブ機能強化の取組みによって、より賑わいのあふれるエリアとすることを目指します。
- ウ 波田駅は、西部地域の拠点として、市立病院移転に伴う周辺整備により交通環境等の課題解決を図ります。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 村井駅は、事業用地を取得し、東西自由通路及び駅舎及び周辺道路の整備を実施しました。
- イ 松本駅周辺整備は、松本地域公共交通協議会及び関係機関と協議を行い、路線バス乗り場の再配置を行いました。
- ウ 波田駅は、地下自由通路整備に係る地質調査を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 村井駅は、東西自由通路及び駅舎整備の進捗を図り、令和6年10月の供用開始を目指します。また、交通広場等周辺施設及び若者の居場所の整備を進めます。
- イ 松本駅周辺整備は、経営状況などから交通事業者各社も新規の事業取組みが難しい状況にはありますが、リニア中央新幹線の開業による人流の変化も見据え、引き続き三者による協議に取り組めます。
- ウ 波田駅は、市立病院建設事業のスケジュールと整合を図りながら取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 村井駅の主な経過

- 平成30年度 東西自由通路及び駅舎整備事業について、J R東日本と基本協定締結
- 令和2年度 J R東日本と東西自由通路及び駅舎整備工事の施行協定を締結
- 3年度 東西自由通路及び駅舎整備工事に着手

イ 松本駅の主な経過

- 平成29年度 JR東日本が生活サービス事業成長ビジョン(NEXT10)を策定、公表
- 令和元年度 松本駅周辺における松本市の中核中核都市機能強化に関する連携協定を締結し、定期的な協議を実施
- 3年度 三者トップ協議を行い、以降実務者レベルでの協議を継続
- 4年度 松本地域公共交通協議会とバス乗り場の再配置について協議。また、各関係団体との協議を継続
- 5年度 松本地域公共交通協議会及び各関係機関とバス乗り場の再配置について協議を行い、再配置した松本駅お城口広場のバス乗り場の運行を開始

ウ 波田駅の主な経過

- 令和4年度 波田駅周辺整備基本計画を策定

広域交通網の整備推進

1 中部縦貫自動車道及び国道 158 号の事業促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

松本市と福井市を結ぶ中部縦貫自動車道は、地域産業の活性化、観光地へのアクセス強化等を実現するとともに、中央自動車道長野線(長野自動車道)、東海北陸自動車道及び北陸自動車道を相互に連絡し、関東・中部・北陸地方の広域的、一体的発展に寄与する道路であることから、その整備促進を図るものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 「中部縦貫自動車道(松本～中ノ湯間道路)建設・国道158号整備促進期成同盟会」(令和5年7月13日に対面要望)及び「中部縦貫自動車道建設促進長野・岐阜連絡協議会」(令和5年7月20日及び令和5年10月25日に対面要望)の活動を通して、国土交通省、地元選出国會議員等に整備促進等の要望を行いました。
- イ 松本波田道路は、国が、全地区で用地取得を進めるとともに、波田地区、和田地区、新村地区で本線工事を進めました。市は、国、県等の関係機関と、円滑な工事進捗が図られるよう調整を行うとともに、松本波田道路に接続する追加ICの設置に向けた協議を行いました。
- ウ 中部縦貫自動車道(波田～中ノ湯間)は、国、県と第3回先線整備検討会の開催に向けた協議を行いました。
- エ 国道158号奈川渡改良事業では、大白川トンネル(2号トンネル)が令和元年7月に貫通し、それに繋がる大白川大橋が令和5年5月に架設が完了しました。
- オ 国道158号狸平バイパス事業では、引続きトンネル掘削工事を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本波田道路は、用地取得率が9割を超えてきていることから、早期の供用開始に向け、本線工事の進捗が一層図られるよう、引続き国への要望及び地元調整を行うとともに、追加ICの設置に向けた関係機関との調整を進めます。
- イ 中部縦貫自動車道波田～中ノ湯間(先線計画)は、先線整備検討会の早期開催に向けた関係機関との協議を進めるとともに、早期のルート提示の実現に向け、国・県と協力して取組みを進めます。
- ウ 国道158号奈川渡改良は、工事が円滑に進められるよう、国、県及び地元関係機関等との調整を図るとともに、事業促進について国等に要望を行います。
- エ 国道158号狸平バイパスの早期完成について、県へ要望を行います。
- オ 波田渋滞対策道路の早期完成について、県へ要望を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和62年度	高規格幹線道路として路線指定
平成9年12月	安房峠道路(L=5.6km)開通(安房トンネルL=4.37km)
11年3月	松本波田道路の都市計画決定
30年4月	市が追加ICを2カ所設置する方向で関係機関と協議を行う方針を公表
31年3月～	国が関係4地区で個別に用地交渉を開始(松本波田道路)
令和2年7月	国、県、市で先線計画(波田～中ノ湯間)の第1回整備検討会を開催
3年1月～	国が本線工事に着手(松本波田道路)
3年7月	県が狸平バイパスの工事に着手
4年6月	先線計画の第2回整備検討会を開催

イ 統計資料

中部縦貫自動車道の事業進捗状況とその割合(令和6年4月1日現在)

項目	整備計画						調査中		全延長
	供用中		事業中		計				
長野県区間	2.3km	7%	5.3km	15%	7.6km	22%	約27km	78%	約35km
岐阜県区間	29km	48%	9.5km	16%	38.5km	64%	約21km	35%	約60km
福井県区間	47.3km	75%	15.5km	25%	62.8km	100%	0km	0%	約62.8km
路線全体計	78.6km	49%	30.3km	19%	108.9km	68%	約48km	31%	約160km

※ 路線全延長は概数のため、各県区間の全延長と一致しない。

広域交通網の整備推進

2 国道 19 号拡幅の事業促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

国道 19 号は、松本市の発展を支える交通の主軸として、また生活道路として主要な役割を果たしていますが、地域間交通の増加や、沿線商業施設の開発等により慢性的な渋滞を引き起こしています。

この渋滞解消と松本市周辺における地域の活性化など、さらなる交通需要に対応していくために、その整備促進を図るものです。

(2) 令和 5 年度 of 取組みと成果

ア 国道 19 号松本拡幅建設促進連絡協議会、松本商工会議所と連携し、国土交通省、財務省等に事業促進等の要望を行いました。(令和 5 年 11 月)

イ 用地取得の進捗状況は、令和 6 年 3 月末現在、事業区間全体の面積比で約 62%となっています。(昨年比 4%増)

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 国道 19 号松本拡幅の用地買収が円滑に進むよう、引き続き国と協力し、早期事業完了に向けた取組みを進めます。

イ 渚から白板交差点間については、関係機関と調整し落合橋橋梁工事及び 4 車線化拡幅工事の早期完成に向けた取組みを進めます。

ウ 整備促進を図るため、一定区間の用地買収が完了した箇所への工事着手に向け国と調整を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 10 年 3 月	4 車線化の都市計画決定
10 年度	渚 3 丁目～宮渚本村間が事業化 (松本拡幅 L = 1.6km)
10 年 5 月	「松本地区整備対策連絡協議会」を改称し「松本拡幅建設促進連絡協議会」を設立
16 年 11 月	事業化区間の地権者会を設立し、建設促進連絡協議会に加わる
17 年度～	用地取得に着手
23 年度～	工事に着手
25 年度	第 1 工区の渚 1 丁目交差点付近の一部が完成 (上り車線の右折レーン 2 車線化)
27 年度	渚 1 丁目交差点北から田川小学校前まで約 400 m の工事が完了し、暫定供用
28 年度～	国の用地国債制度を活用した松本市土地開発公社による事業用地の先行取得を実施 (令和元年度まで)
30 年度	渚 2 丁目交差点周辺歩道の暫定整備
令和 4 年度～	落合橋橋梁工事に着手、落合橋既設歩道橋の撤去、新歩道橋橋台設置
5 年度～	落合橋橋台設置、新設歩道橋上部工着手

イ 統計資料

用地取得率の経過 (取得率は先行取得を含む)

年度	～H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
1～4 工区全体 取得率 (%)	46	47	53	57	58	62

広域交通網の整備推進

3 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

全国的な道路ネットワーク構築に合わせ、松本・大北地域と糸魚川地域とを規格の高い道路で結び中信経済圏と北陸経済圏の交流促進を図るとともに、地域住民が安全で安心して暮らせるための災害に強く信頼性の高い道路の建設促進を図るものです。

(2) 令和5年度の取組みと成果

ア 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」及び「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路長野県側ルート建設促進協議会」の活動を通して、国土交通省、地元選出国會議員、県知事等に早期のルート決定と事業化区間整備促進の要望を行いました。

イ 令和6年1月に県が大町市街地区間の最適ルート帯をCルート帯（100m幅）に選定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、地元への丁寧な説明を行い、合意形成を図りつつ、詳細なルート選定を早期に進めることが必要です。

イ 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が主体となり、大町市街地区間において、早期に事業化が図られるよう県に働きかけます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年	6月	計画路線に指定
	20年10月	県が「(仮称)豊科IC」を起点とする豊科北ルートを最適案として公表
	23年度	小谷村雨中地区(2km)が事業化
	29年4月	白馬村白馬北工区が事業化
	31年2月	県が安曇野市内のルート案を再検討する考えを表明
	4月	糸魚川市山本-上刈間が松糸・今井道路として新規事業化
令和2年	2月	県が大町市街地区間の最適ルート帯を西ルート帯に選定(1~2km幅)
	8月	県が安曇野市新設区間の最適ルート帯をAルート帯に決定(50m幅)
3年	6月	県が安曇野市新設区間のAルート帯について、これまでの50m幅から9.5m幅まで絞り込んだルート線案を提示
	7月	県が安曇野市新設区間名を安曇野道路に決定
	9月	安曇野道路が都市計画決定
4年	4月	安曇野道路が新規事業化
5年	8~12月	「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が地元国会議員、国土交通省、関東地方整備局、北陸地方整備局、新潟県、長野県に建設促進を要望
6年	1月	県が大町市街地区間の最適ルート帯をCルート帯に選定(100m幅)

広域交通網の整備推進

4 信州まつもと空港の活性化

交通部 公共交通課

(1) 目標

県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港の機能強化やアクセス向上により、北海道や九州、関西圏を始めとする国内遠隔地や東アジア等国外との移動を活発にして、空港を中心とした県内外・国内外の広域交流を創出するものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

国内路線の維持・充実

FDA 11号機に対するネーミングライツ事業、スポンサー支援事業などの運航支援を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 県が主体となった、「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」の実現に向けたスピード感とスケジュール感のある具体的な取組みの推進
- イ 松本駅と空港を結ぶエアポートシャトルの時間短縮、県内各地への空港シャトルバスの運行など、二次交通の充実
- ウ 空港周辺の幹線道路を始めとする、地元の環境整備について、県による一層の取組みの推進

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 6年 7月 26日	松本空港ジェット化開港
8年 11月 15日	松本空港初の国際チャーター便（松本～釜山）就航（17日まで）
22年 6月 1日	JAL 撤退。FDA が札幌線、福岡線を就航
23年 7月 15日	FDA 4号機を観光大使に任命。ネーミングライツ開始
26年 8月 1日	JAL が大阪線の夏期限定で運航再開
27年 3月 29日	FDA が福岡線の複便運航を開始
28年 6月 10日	県が「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」を発表
29年 12月 24日	FDA 11号機に愛称として、「松本市観光大使 Alps Mountain View 号」を命名
30年 8月 8日	FDA が札幌丘珠線の夏期便運航を開始（8月8日～8月31日）
令和 元年 10月 27日	FDA が神戸線を就航
3年 8月 27日	FDA が神戸線の複便運航を開始
4年 3月 27日	FDA が札幌丘珠線の運航期間を拡大し、夏ダイヤ通期で運航化
5年 10月 29日	FDA が札幌新千歳線を冬ダイヤの一部期間増便

イ 統計資料（令和5年度の就航路線数）

- (ア) 国内線 定期便：札幌（新千歳）線1便/日、福岡線2便/日、神戸線2便/日
 季節便：大阪線1便/日（8月1日～31日）
 札幌（新千歳）線1便/日（10月29日～3月30日の一部期間）
 札幌（丘珠）線1便/日（3月27日～10月29日）

国内チャーター便：66便/年

- (イ) 国際線 国際チャーター便：0便/年

1 都市計画マスタープラン

建設部 都市計画課

(1) 目標

合併による市域の拡大や、超少子高齢型人口減少社会などの社会情勢の変化に対応するため、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約連携型都市の構築に向け、長期的展望にたち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

都市計画マスタープランの一部である立地適正化計画の見直しに向け、他市の見直し状況・内容の把握、整合性確保等の観点から長野県及び隣接自治体との意見交換を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市都市計画マスタープランにおいて位置付けた各拠点における都市機能の維持・形成・誘導を図るために、関係課との協議を行い手法の検討を進めます。
- イ 松本市立地適正化計画は、実施済みの都市計画基礎調査、都市構造可視化分析を考慮した評価・分析、及び、防災指針の追加を行い見直しを実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 11 年 5 月	都市計画基本方針を策定
18 年度	周辺 4 村との合併による市域の拡大、社会情勢の変化による見直しに着手
19 年度	全体構想、地域別構想の検討
20 年度	全体構想（案）、地域別構想（案）の作成及び都市計画マスタープラン（素案）の作成
22 年 3 月	都市計画マスタープラン改定
23 年度	旧波田町との合併による市域拡大による見直しに着手
25 年 3 月	都市計画マスタープラン改定
	全体構想へ波田地区の位置付け、波田地域別構想の追加及び時点修正
26 年度	都市計画マスタープランの市民評価を実施
29 年 3 月	立地適正化計画（都市機能誘導区域）を策定
31 年 3 月	立地適正化計画に居住誘導区域等を追加（一部改定）
令和 元 年度	都市計画マスタープランの見直しに着手
4 年 3 月	都市計画マスタープラン改定

2 都市機能の維持・充実に向けた区域区分の見直し

建設部 都市計画課

(1) 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）に分けて、段階的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

工業ビジョンの方針に基づく臨空工業団地拡張のため、市街化編入を予定しており、長野県及び農林水産省関東農政局との協議を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

将来人口のすう勢から、人口フレームによる市街化区域の拡大は今後見込めませんが、工業フレームによる市街化区域の拡大は見込めるため、工業ビジョンや松本波田道路追加インターチェンジ整備計画等を踏まえ、松本市都市計画マスタープランと整合がとれた適正な区域区分の設定ができるよう、計画的に検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和46年	5月17日	新都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）による区域区分告示（市街化区域2,262ha、市街化調整区域24,168ha）
55年	3月	第1回区域区分定期見直しにより、市街化区域455ha増の変更
平成2年	8月	第2回区域区分定期見直しにより、市街化区域958ha増の変更
8年	8月	第3回区域区分定期見直しにより、市街化区域20ha増の変更
12年	8月	第4回区域区分定期見直しにより、市街化区域69ha増の変更
16年	5月	第5回区域区分定期見直し（一般保留の決定のみ）
22年	11月	第6回区域区分定期見直しにより、市街化区域22ha増の変更
26年	2月	村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域5ha増の変更
	11月	松本都市計画区域と波田都市計画区域を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分
令和4年	5月	第7回区域区分定期見直しにより、市街化区域25.8ha増の変更

イ 統計資料

都市計画区域の状況

単位：ha（令和6年4月1日現在）

行政区域	都市計画区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847 (100%)	松本	30,191 (30.86%)	4,034 (4.12%)	26,157 (26.74%)	67,656 (69.14%)

3 都市機能の維持・充実に向けた用途地域の見直し

建設部 都市計画課

(1) 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定して規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

臨空工業団地拡張に伴う区域区分の見直しを進めており、それに伴い市街化区域に編入される見込みである区域の用途地域について、工業系とすることを都市計画審議会に報告しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

松本市都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、必要な区域においては、現況の土地利用に即し都市機能誘導に適する用途地域への変更を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 13 年 3 月	市街地建築物法の適用により用途地域を指定
48 年 10 月	新都市計画法の制定・建築基準法の改正により、8 種類の用途地域に変更
平成 8 年 4 月	都市計画法・建築基準法の一部改正により、12 種類の用途地域に変更
17 年 3 月	波田都市計画区域の用途地域指定
25 年度まで	市域の拡大、区域区分の変更等により、用途地域を 28 回変更
26 年度	波田地区において、都市計画区域の統合と区域区分に合わせ、平成 17 年に指定した用途地域を見直し
28 年 9 月	村井駅周辺の一部について用途地域を変更
31 年 3 月	惣社地区の一部用途地域を変更
令和 元年 11 月	都市計画道路の見直しに伴い白板地区の用途地域の一部を変更
4 年 5 月	大字島内、大字和田、波田、村井町南 4 丁目の一部の区域に関し、区域区分の見直しに伴い用途地域を変更
6 月	都市計画道路の見直しに伴い里山辺地区西部周辺の用途地域の一部を変更

イ 統計資料

松本都市計画区域の用途地域

単位:ha (令和 6 年 4 月 1 日現在)

第 1 種 低 層 住居専用地域	第 2 種 低 層 住居専用地域	第 1 種 中 高 層 住居専用地域	第 2 種 中 高 層 住居専用地域	第 1 種 住 居 地 域	第 2 種 住 居 地 域	準住居地域
505 (12.5%)	31 (0.8%)	681 (16.9%)	229 (5.7%)	900 (22.3%)	401 (9.9%)	30 (0.7%)
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	
114 (2.8%)	167 (4.1%)	576 (14.3%)	163 (4.0%)	237 (5.9%)	4,034 (100%)	

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計をしても 100 とはならない。

4 都市機能の維持・充実に向けた地区計画の推進

建設部 都市計画課

(1) 目標

土地地区画整理事業などにより計画的に整備が進められている地区、開発予定地区及び既存集落における良好な居住環境の確保、あるいは公共施設整備の不十分な地域における公共施設の計画的な整備と居住環境の向上を目的として、地区関係者の合意のもとに地区計画を策定し、建築行為の誘導、規制をすることにより、良好な市街地の維持・形成の推進を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

全国地区計画推進協議会の研修会等へ参加し、他自治体の先進事例について研究しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 既存集落など適正な土地利用の整序を図っていくべき区域を中心に、地元関係者の協力を得ながら地区計画を策定し、魅力ある住みよいまちづくりを進めます。
- イ 立地適正化計画に位置付けた都市機能の維持・誘導や郊外部のコミュニティ維持を目的として、緩和型地区計画の導入や市街化調整区域における地区計画制度の活用に向けた検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 4 年度～令和 5 年度

41 地区 333.3ha の地区計画を都市計画決定

5 年 4 月 「松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定

イ 統計資料

地区計画決定の経過

単位:ha (令和 6 年 4 月 1 日現在)

年 度	面 積	地 区 名	年 度	面 積	地 区 名
H 4	39.8	芳川小屋、寿百瀬	H 19	23.0	中原、中山台
H 5	31.7	小屋、竹渕北、寿小池	H 20	9.0	城北東
H 6	23.3	平田東、高宮・征矢野	H 21	21.0	笹部、中巾
H 7	18.1	竹渕南、岡田久根下、 松原・寿台、村井	H 23	10.0	青島、空港東
			H 24	12.7	倭工業団地
H 8	5.9	野溝塚田、新井	H 26	1.9	新井北
H 10	7.2	寿小赤	H 27	2.6	東方
H 11	4.3	平田西、竹渕西	H 28	3.0	両島
H 12	4.1	井川城北、島高第一	H 29	4.9	村井町南
H 13	2.6	下惣	H 30	2.9	惣社
H 14	13.3	小宮、村井巾下	R 元	1.1	岡田東
H 15	37.1	平田、庄内	R 3	31.3	信州大学松本キャンパス地区
H 17	12.0	和田西原	R 4	6.8	上村井
H 18	3.7	井川城中	合 計	333.3	41 地区

5 空き家対策事業

(1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応について、住宅課を総合相談窓口とし、庁内関係課が連携し、管理が適正でない空き家への対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、まちの活性化を図ります。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある市内の特定空家等1軒について、松本市で初めて、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告及び命令を実施しました。
- イ 国土交通省の空き家対策モデル事業に応募し採択された、一般社団法人タガヤスと松本市が連携し、空き家に関する意識醸成のためのツール（空き家双六・カルタ等）の開発に協力しました。
- ウ 空き家所有者等への適切な管理の促進に対する取組みとして、「松本市空家管理事業者登録・紹介制度」を創設しました。
- エ 空き家所有者が、空き家の売却・賃貸にあたってネックとなる課題を把握し、解決に向けたアドバイスを受けるため、不動産事業者による定期相談窓口を開設しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 管理が適切でない空き家について、所有者等へ管理の促進や除却費補助金による支援を行っているところですが、相続問題や再建築不可等、解決困難な案件に対応する新たなアプローチが必要です。
- イ 空き家は今後も増加傾向にあるため、空き家の発生予防という視点も重要です。地域住民とのワークショップ等を開催し、空き家に関する意識醸成を推進することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	松本市空き家等の適正管理に関する条例施行
30年度	松本市空家等対策協議会を設置及び松本市空家等対策計画を策定
令和元年度	松本市空き家バンクの開設
2年度	空き家に関する補助制度の制定及び特定空家等に1件認定
3年度	空き家対策事業を住宅課に統合
	空き家バンクの媒介に関する協定の締結及び略式代執行の実施
4年度	空き家バンクに関する業務を移住推進課へ移管
	松本市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（緊急安全措置の追加）
5年度	松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱策定

イ 統計資料

老朽危険空家等除却費補助金及び空き家バンク利活用促進事業補助金 交付件数（R2.11～）

年度	除却費補助	家財等 処分費補助	改修費補助		取得費補助
			子育て世帯	県外移住者	
R2	2	0		0	
R3	12	4		1	
R4	14	3	1	0	7
R5	15	2	1	1	13

6 景観形成の推進

建設部 都市計画課

(1) 目標

松本市における良好な景観の形成を図るため、本市の自然環境や歴史的・文化的資源を生かした景観の整備を推進し、快適でより美しいまちづくりを目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 「松本市景観条例」に基づく「行為届出」件数は92件、同「通知」件数は20件ありました。
- イ 「松本市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物設置等許可事務256件、うち、違反広告物の是正案件は、2件でした。
- ウ 景観事前協議制度等により、申出のあった4件に対し計7回の景観評価会を開催し、個別案件の景観について協議を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 景観の保全や形成に資する景観形成基準の充実を図るための事前協議制度の運用や、松本城・北アルプス等を望む場所を眺望点として新たに位置付けた「松本市景観計画」を令和5年3月に改定しました。
また、景観計画の方針や解釈の考え方を示す「松本市景観計画デザインマニュアル」も併せて改定しました。
- イ 市民の景観意識の高揚に資する事業を推進します。
- ウ 屋外広告物については、松本の景観にふさわしい掲出を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和60年度	第4次基本計画に基づき松本市都市美観整備計画を策定
63年度	都市景観形成モデル都市の指定
平成4年度	松本市都市景観条例を施行
12年度	松本城周辺高度地区を都市計画決定
14年度	松本市公共案内サイン基本計画を策定
19年度	松本市景観計画を策定、松本市都市景観条例を全部改正
20年度	松本市景観条例、松本市屋外広告物条例を施行
21年度	松本市景観計画デザインマニュアルを作成
25年度	合併4地区及び空港東地区の高さ制限追加
27年度	松本市景観計画に波田地区を追加
29年度	景観事前協議制度導入
令和2年度	中核市移行による県からの権限移譲に関し、松本市屋外広告物条例の全部改正
4年度	松本市景観計画、景観計画デザインマニュアルを改定

7 防災都市づくり計画

建設部 都市計画課

(1) 目標

発生確率の高まっている災害による被害を抑止・軽減させ、災害に強い“市民の命を守る”都市を速やかに実現するため、「松本市防災都市づくり計画」を見直しました。

また、公表された「想定最大規模の浸水想定」に対し、過度に不安を感じるだけでなく、より具体的な災害対策を示すことによって正しく恐れ、災害リスクに基づいた目指すべき都市像を共有し、市民と行政が協力して安全で安心なまちづくりを推進します。

(2) 令和5年度の実施と成果

令和5年3月改定した「松本市防災都市づくり計画」を全市35地区への配布し、周知をしました。また、出前講座による市内高校への啓発活動を行いました。それにより、市民自らが防災都市づくりの担い手として、自助・共助の取組みへの意識向上を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 近年の地球温暖化による水害の頻発・激甚化を受け、「震災対策」を主とした現行計画に、これまでの具体的施策の検証と「水害対策」を追加した計画に見直し、市民へ災害リスク情報を周知するとともに自助・共助の取組みを促進します。

イ 災害危険度判定調査結果により、居住地域の危険性を認識することで、自主防災活動の啓発や建物の耐震化など市民が主体となった防災まちづくりを推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 8年度	政府の地震調査研究推進本部が「牛伏寺断層を含む区間で、今後数百年以内にM8程度の地震が発生する可能性が高い」との見解を発表
12年度	災害危険度判定調査結果の公表
13年度	松本市防災都市計画を策定公表
15年度	地区防災まちづくり方針を策定公表
21年度	災害危険度判定調査結果の公表
24年度	狭あい道路の拡幅整備に関する条例制定及び事業化
25年度	国が「防災都市づくり計画策定指針」を公表
26年度	信州大学と市危機管理部の共同により「揺れやすさマップ」を作成
令和 2年度	災害危険度判定調査結果の公表
	県が「流域治水推進計画」を公表
3年度	市危機管理部が「松本市ハザードマップ」を全戸配布
4年度	松本市防災都市づくり計画改定公表

緑を活かした魅力あるまちづくり

1 公園施設等の適切な管理及び整備の推進

建設部 公園緑地課

(1) 目標

緑や水辺などの地域資源を活かし、人々が集い賑わう、魅力あるまちづくりを目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア アルプス公園いきものふれあいの森（北側拡張部）の利活用を推進するため、松本市アルプス公園自然活用委員会を設置し、公園独自のルール等を検討しました。

イ アルプス公園魅力向上検討会議からの提言を受け、提言内容を主軸に基本計画の策定を行いました。

ウ 都市公園を安心・安全に利用するため、公園長寿命化事業で、7公園の遊具・施設を更新しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

古くは昭和20年代に開設された公園があり、樹木の古木化、施設の老朽化が進んでいます。適切な維持管理を行いながら、防災機能の向上、ユニバーサルデザイン化、施設の改築・更新を進めます。また、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地）及び開発行為緑地による緑地等、市民がもともと身近に利用できる公園整備を重点的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

令和5年度末現在、開設公園162カ所、開設面積346.26ha、市民一人当たりの公園面積は14.67㎡です。

（※参考 令和5年度末 長野県15.2㎡/人、全国10.9㎡/人）

ア 公園の状況

区 分	R3年度		R4年度		R5年度	
	公園数(カ所)	面積(ha)	公園数(カ所)	面積(ha)	公園数(カ所)	面積(ha)
街区公園	27	6.57	27	6.57	27	6.57
近隣公園	7	12.50	7	12.50	7	12.50
地区公園	3	16.10	3	16.10	3	16.10
総合公園	2	81.61	2	81.61	2	81.61
広域公園	1	100.90	1	100.90	1	100.90
墓地公園	1	47.00	1	47.00	1	47.00
都市緑地	8	25.01	8	25.32	8	25.32
条例公園(注)	113	56.26	113	56.26	113	56.26
合 計	162	345.95	162	346.26	162	346.26

(注) 都市計画決定していない条例公園

イ 一人当たりの公園面積

(㎡)

年度	R 3	R 4	R 5
松本市	14.66	14.67	14.67
長野県	14.90	15.10	15.20
全 国	10.70	10.70	10.90

2 緑の基本計画

建設部 都市計画課

(1) 目標

ゼロカーボンの推進、治水等の防災、まちなかの回遊性向上につながるみどり（緑、水、土等）を、様々な主体が連携して保全・整備し、持続可能なまちを実現する。また、管理・活用を通して、みどりを身近に感じる豊かな暮らしを実現することで、ウェルビーイングの向上を図る。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 緑の基本計画や緑のデザインマニュアルを基に、新築等の際に必要な景観法の届出の審査時に、景観計画に定める敷地内緑化を提案し、民間敷地での緑化を推進しました。
- イ 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めるために令和5年3月に策定した松本まちなかグリーンインフラアクションプランに基づき、22のアクションのうち18に着手しました。
- ウ 松本駅お城口広場及び花時計公園で緑のくつろぎ空間創出の社会実験を実施しました。
- エ 外堀大通り、公園通りの整備に合わせて、植栽とベンチを設置しました。
- オ あがたの森通りの歩道空間再整備に向けて、長野県や地元関係者との調整を進めました。
- カ 伊織緑地でグリーンシェードの試行設置を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知しますが、事業者の経済的負担もあることから、誰もが賛同できる緑化について研究し、快適でうるおいのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。
- イ 松本城、松本駅及びあがたの森を結ぶトライアングルエリアを対象に、「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン」で示されたアクションの実施に向けて、地域と行政等の多様な主体が連携しながら取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 5年度	緑のデザインマニュアル作成（松本市）
9年度	松本市緑の基本計画策定（基準年平成7・目標年平成27）
14年度	波田町緑の基本計画策定（基準年平成14・目標年平成33）
26年度	松本市緑の基本計画改定
27年度	緑のデザインマニュアル作成
28年度	景観計画区域内行為届出書に緑化の割合導入
30年度	緑化の割合を盛り込んだ事前協議制度開始
令和 3年度	信州まちなかみどり宣言
4年度	松本まちなかグリーンインフラアクションプラン策定

上下水道の基盤強化

1 老朽給・配水管改良事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

中心市街地に残る古い配水管および給水管は、漏水や赤水の発生原因となるほか、被災時に損害を受け
る可能性が高く、市民生活に支障を及ぼす恐れがあるため、配水管の改良と給水管の取替えを計画的に進
めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 老朽配水管（CIP φ 75～300）廃止管と更新管を含め L=896 mの改良を実施しました。
- イ 老朽給水管（鉛給水管）667 栓の取替えを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

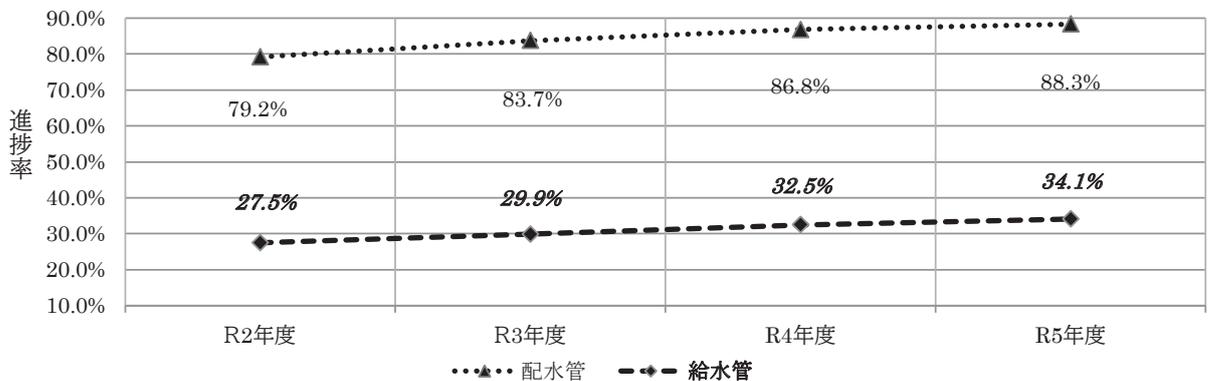
- ア 配水管改良事業は、昭和 52 年度から平成 26 年度まで、第 7 次にわたって計画し実施してきました。
- イ 平成 27 年度以降は、単独事業に加え、他事業関連に併せ順次更新を行い、令和 5 年度までに約 52km を改良し、未改良が約 8 km 残存しています。
- ウ 配水管の改良は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや水運用な
どを検討し、計画的に実施します。
- エ 老朽給水管取替事業は、約 40,800 栓の取替えが必要で平成 20 年度から、順次取替えを実施し令
和 5 年度までに 13,936 栓取替えをしています。
- オ 平成 30 年度から、事業の進捗を図るため、委託費および直営工事で老朽給水管の解消に努めてい
ます。
- カ 取替えには、多額の費用と期間を要しますが、経営状況を見極めながら計画的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
3	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 100～450 L = 2,644 m、老朽給水管取替 979 栓
4	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 75～350 L = 1,845 m、老朽給水管取替 1,069 栓
5	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 75～300 L = 896 m、老朽給水管取替 667 栓

イ 統計資料



上下水道の基盤強化

2 下水道施設改築事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

下水道施設の老朽化が進む中、適切な維持管理と計画的な更新により改築事業を進めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア ストックマネジメント事業

(ア) 丸の内第1排水区、南深志第2・3排水区、北深志排水区他管渠更生工事を実施しました。

(イ) 宮測・両島浄化センター汚泥処理設備等改築工事に着手しました。

(ウ) 渚中継ポンプ場受変電設備他改築工事に着手しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 現在、宮測・両島浄化センターの改築工事を進めていますが、今後は四賀・上高地・波田の浄化センターも老朽化が進むため、将来の在り方を見据えた改築工事や施設の統廃合等、広域化・共同化の検討が必要です。

イ 計画的に管渠改築工事を進めていますが、老朽化した管渠が多いため、改築費用の増大が課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 浄化センター経過年数

	処理能力 (m ³ /日)	供用開始年	経過年数	改築着手年
宮 測	82,200	昭和 34 年 ^{*1}	64 年	平成 11 年
両 島	32,850	昭和 63 年	35 年	平成 28 年
四 賀	630	平成 11 年	24 年	令和 9 年以降
上高地	1,400	平成 4 年	31 年	令和 6 年以降
波 田	5,400	平成 6 年	29 年	令和 9 年以降

※1 現標準活性汚泥方式の供用開始は昭和 51 年で、それからの経過年数は 47 年です。

(イ) 管渠施設

布設から 50 年を超えた管渠延長 67.7km (管渠総延長 1,306.8km) (R 6. 3.31)

イ 統計資料

	目標値 (R 7)	R 4 年度	R 5 年度
下水道管渠の更新率 (更新延長/計画延長 ^{*2})	19.3%	12.9%	15.3%

※2 計画延長は、鉄筋コンクリート管の延長 272km

上下水道の基盤強化

3 水道施設耐震化事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

大規模地震が発生した場合、水道施設への被害を最小限に抑えるとともに、被災時に水道水が早期に供給できるよう、中心市街地の主な水道施設について耐震化を進めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 寿配水地の耐震化を実施しました。

イ 基幹管路耐震化工事 ϕ 400mm L = 128 m、 ϕ 300mm L = 240 mを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 本市周辺には、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると予想される活断層があることから、耐震化を進める必要があります。

イ 配水地の耐震化は、水道施設の診断結果に基づき、工法、工事の施工性、工事期間中の水運用、仮設計画などを検討し、整備方針を決定します。

ウ 全水道施設の耐震化を進めるには、多額の費用と年月を要するため、被災時に早期復旧の必要性が高い市街地の主要な水道施設から計画的に実施します。

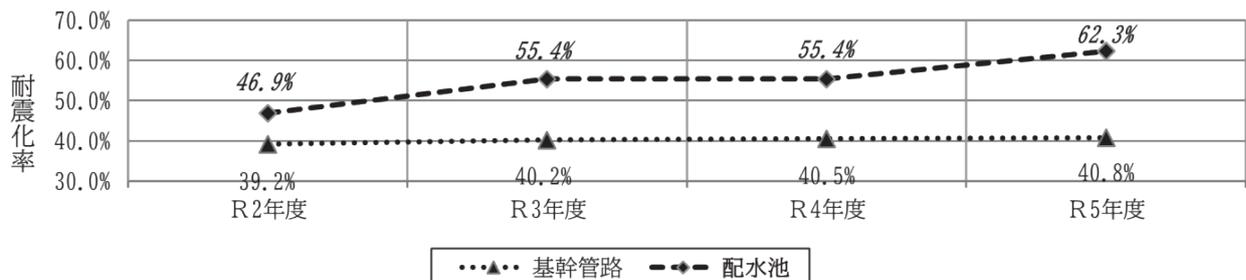
エ 管路の耐震化は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや他の配水区からの供給なども含め、総合的に検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
3	実施設計（寿配水地） 耐震化工事（茶臼山配水地・岡田第2配水地・藤井減圧槽・並柳第1配水地） 配水本管実施設計、用地測量、配水本管耐震化工事 ϕ 350～500mm L = 501 m
4	耐震化工事（寿配水地） 基幹管路実施設計、用地補償、基幹管路耐震化工事 ϕ 300～450mm L = 363 m 重要給水施設管路実施設計、重要給水施設管路耐震化工事 ϕ 100mm L=651 m
5	実施設計（妙義配水地、神林配水地） 耐震化工事（寿配水地） 基幹管路実施設計、基幹管路耐震化工事 ϕ 300～400mm L = 368 m

イ 統計資料



上下水道の基盤強化

4 下水道施設耐震化事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

大規模地震等が発生した場合の市民生活への影響や公衆衛生被害を最小限に抑えるため、下水道施設の耐震化をはじめとする地震対策を実施し、ライフラインとしての信頼を確保します。

(2) 令和5年度の実績と成果

第三期下水道総合地震対策計画に基づき、幹線管渠の耐震化工事及び宮渕・両島浄化センターの耐震設計・耐震化工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 浄化センター・管路施設の全てを耐震補強するには莫大な費用がかかるため、優先順位を決め進めています。

イ 管路施設については、液状化が想定される地区の緊急輸送路等に埋設されている幹線管渠を優先的に耐震補強しています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 21 年度 第一期下水道総合地震対策計画策定（平成 22～26 年度）
- 26 年度 第二期下水道総合地震対策計画策定（平成 27～31 年度）
- 令和 元 年度 第三期下水道総合地震対策計画策定（令和 2～6 年度）
- 元 年度～2 年度
 - 宮渕浄化センター低段最初沈殿池耐震化工事
- 2 年度 蛇川汚水幹線、丸の内汚水幹線他耐震化工事
- 2 年度～3 年度
 - 両島浄化センター汚泥棟（地下部分）・塩素混和池耐震化工事
- 3 年度 丸の内汚水幹線他耐震化工事
- 3 年度～5 年度
 - 宮渕浄化センター汚泥棟耐震化工事
 - 両島浄化センター汚泥棟（地上部分）・消化槽耐震化工事
- 4 年度～5 年度
 - 中段幹線、丸の内幹線、渚幹線他耐震化工事
 - 宮渕浄化センター高・低段塩素混和池耐震設計
 - 両島浄化センター消化槽棟・機械棟耐震設計

イ 統計資料

	目標値（R7）	R4 年度	R5 年度
下水道管渠の耐震化率（耐震化延長 / 計画延長 ^{※1} ）	22.4%	21.5%	22.8%

※1 計画延長は、液状化地区の重要幹線延長 37.1km

危機管理体制の強化

危機管理部 危機管理課

1 災害時応援体制構築の推進

(1) 目標

行政機能が麻痺し応急対策や復旧業務に大きな支障が生じた東日本大震災を教訓として、市町村間の相互応援協定、企業等との物資等供給に関する協定の締結などの応援体制の充実を進めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 企業等との災害時協定

- ・松本市社会福祉協議会と「災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定」
 - ・イオンタウン株式会社と「災害時における施設等の一時使用に関する協定」
 - ・松本市波田商工会と「災害時における応急生活物資の供給に関する協定」
- を締結しました。

イ 協定先との訓練

総合防災訓練及び凶上防災訓練に、災害時相互応援協定等を締結している関係機関が参加しました。

ウ 災害時サポート事業所登録

災害時に地域に身近な事業所等が地域の防災活動に協力いただく「災害時サポート事業所登録制度」に6事業所に登録していただきました。

(3) 現状の分析と今後の課題

各種団体等との協定締結を推進し、災害時の応援体制を強化していきます。
「災害時サポート事業所登録制度」について、事業所に更なる周知を図ります。
また、地域に定着した事業所等の持つ人材、資機材、建物スペースなどの提供による地域での協力体制が構築できるよう、登録事業者と地元町会の連携を深めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和 3年度 中核市、東日本電信電話(株)長野支店、長野県弁護士会、長野県行政書士会松本支部と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に4事業所登録
- 4年度 株式会社カインズ、NPO法人コメリ災害対策センターと協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に5事業所登録
- 5年度 松本市社会福祉協議会、イオンタウン株式会社、松本市波田商工会と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に6事業所登録

イ 統計資料

協定及びサポート事業所登録数の推移

	R 3年度	R 4年度	R 5年度
災害時応援協定等締結数	71	73	76
災害時サポート事業所登録数	68	73	79

危機管理体制の強化

2 災害備蓄施設の維持管理と公的備蓄の推進

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

災害時における被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、被災者のもとへ物資を迅速に届けられる備蓄施設の維持管理を行います。また、松本市地域防災計画に基づき、災害対策の公的備蓄を進めます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

非常用備蓄食糧として、想定避難者数の1食分（65,500食）のうち、13,100食を更新・配備しました。更新にあたっては、食品の賞味期限切れ2ヶ月程度前に困窮者支援団体へ譲渡したり、出前講座での試食提供などを行い、可能な限り食品ロスが生じないように配慮して取り組んでいます。

(3) 現状の分析と今後の課題

平成27年に公表された長野県地震被害想定調査報告書の被害想定に基づき、計画的に公的備蓄を進めています。備蓄物資は、各小中学校に設置した備蓄倉庫等への分散備蓄と松本市防災物資ターミナルでの集中備蓄により物資の管理をしています。また、災害時の物資配送が迅速に円滑に行えるよう民間事業者との協力協定を締結し、訓練等を通じて配送体制の強化を図っています。

今後も、要配慮者用品（大人用おむつ、妊産婦用品、生理用品等）、プライバシー確保用テント、エコノミークラス症候群予防用の弾性ストッキング、ペット対応用品を加えるなど、能登半島地震での教訓、社会状況の変化、最新の知見等を踏まえた備蓄品の充実と備蓄・配送体制の整備が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	発電機、投光器等の配備が無い指定避難所へ3年計画で発電機等を配備開始
28年度	備蓄倉庫が未整備の小中学校に3年計画で備蓄倉庫を整備。平成30年度完了
令和元年度	松本市防災物資ターミナル竣工、運用開始
2年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施 全避難所へ新型コロナウイルス感染症対策用品セットを配置
3年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施
4年度	長野県等と連携した松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施

イ 統計資料

備蓄倉庫及び備蓄物資数量の推移

	R3年度	R4年度	R5年度
備蓄倉庫設置箇所数	65 箇所	64 箇所	64 箇所
発電機等配備避難所数	158 箇所	159 箇所	159 箇所
食糧	65,500 食	65,500 食	65,500 食
段ボールベッド	1,167 台	1,167 台	1,328 台
携帯トイレ	257,500 枚	257,500 枚	257,500 枚

危機管理体制の強化

3 災害時要援護者支援プランの推進

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

災害時に避難等が困難となる高齢者や障がい者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 避難行動要支援者名簿を作成し、町会、民生委員・児童委員などの地域関係者、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関へ提供しました。(年2回、名簿の更新)
- イ 提供した名簿等を活用するなどして、地区及び町会等の実情に応じた見守り、避難支援体制づくりを支援するための出前講座等を行いました。(年間9回)

(3) 現状の分析と今後の課題

「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、本人から個人情報の外部提供に対する拒否の意思表示がない限り、平常時から町会、民生委員・児童委員、自主防災組織など避難支援に携わる者に名簿情報を提供しています。

引き続き、地区や町会の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを庁内関係課、社会福祉協議会等と連携して支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成21年度	災害時要援護者登録制度開始、災害時要援護者支援プラン（ガイド編）を策定
22年度	災害時要援護者支援プラン（マニュアル編）を作成
23年度	災害時要援護者支援プラン（マニュアル編）の一部改訂
24年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の締結 松塩筑木曾老人福祉施設組合
25年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の締結 (社福) 中信社会福祉協会
26年度	同協定書の再締結（適用施設の拡充） 松塩筑木曾老人福祉施設組合
28年度	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定書の締結 (一社) 日本福祉用具供給協会
29年度	介護事業者等へ福祉避難所の設置運営に関する協定締結に関する意向調査を実施
30年度	市内25法人49事業所と福祉避難所協定を締結 福祉避難所開設運営マニュアルを作成し、福祉避難所開設運営訓練を実施
令和元年度	市内1法人1事業所と福祉避難所協定を締結
4年度	市内1法人1事業所と福祉避難所協定を締結
5年度	市内2法人2事業所と福祉避難所協定を締結（合計 30法人72事業所）

イ 統計資料

(単位: 人)

	避難行動要支援者名簿 登録者数	平常時から名簿情報を 提供している者	個人情報外部提供 拒否の意思表示者
令和4年4月	15,338	12,435	2,903
令和5年4月	16,688	13,069	3,619
令和6年4月	17,119	13,119	3,988

危機管理体制の強化

4 防災行政無線の整備及び統合

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

緊急・災害情報等を市民に的確かつ迅速に伝達するため「松本市における災害情報等伝達手段構築の方向性について」に基づき、市内全域で統合整備した同報系防災行政無線の維持管理と、無線設備の必要性が求められている地域への有効的な拡充を進めます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 旧松本市及び合併地区を統合化した同報系防災行政無線の保守管理を行い、安定して運用ができました。
- イ 令和5年度は上高地エリア内の徳沢・横尾への拡充整備に向け、関係省庁に事業説明を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 旧松本市のシステムと一体的に管理運用するため、老朽化した合併地区の同報系防災行政無線の更新整備は完了しました。
- イ 聞き取りにくいといった課題については、テレホンサービスや松本安心ネット、市公式SNSなどで補完していますが、効果的な防災情報の伝達手段として防災アプリ等の導入を研究します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成23年度	同報系防災行政無線設計業務委託（旧松本市）
平成24年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（旧松本市）
平成25年度 ～26年度	同報系デジタル防災行政無線整備内容（旧松本市） ・親局2局、中継局1局、屋外拡声子局307局、戸別受信機717か所（旧松本地区の指定避難所、公共施設、町内公民館及び要援護者施設等）
平成29年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（梓川・波田地区）
平成30年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事完了（梓川・波田地区） ・梓川地区 屋外拡声子局40局、戸別受信機47か所 ・波田地区 屋外拡声子局31局、戸別受信機48か所 同報系デジタル防災行政無線追加整備完了（旧松本市） ・屋外拡声子局1局（桜橋付近） 同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（四賀・安曇・奈川地区）
令和元年度 ～3年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・安曇地区整備完了 音声告知端末649か所、屋外拡声子局7局 ・奈川地区整備完了 音声告知端末325か所、屋外拡声子局7局 ・四賀地区整備完了 音声告知端末1,620か所、屋外拡声子局4局
令和4年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・上高地エリア整備完了 屋外拡声子局4局
令和5年度	上高地エリア（徳沢・横尾）の拡充整備計画作成

イ 統計資料

同報系デジタル防災行政無線世帯カバー率

年度	R2	R3	R4	R5
世帯カバー率	98.0%	99.0%	99.0%	99.0%

危機管理体制の強化

5 消防団員の確保、消防団施設等の整備

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

市民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防団員の確保を図るとともに、活動拠点施設としての消防団施設（詰所・車両置場）及び消防機動力としての消防団車両について、整備方針に基づく整備を進めます。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 時代に即した持続可能な消防団への改革
時代の変化に対応した持続可能な消防団について、消防団と共に処遇改善や負担軽減等に取り組む
- イ 団員の確保
- (ア) 「消防団協力事業所表示制度」（事業所による消防団への積極的協力を認定）の活用（50事業所登録）
 - (イ) 市職員への勧誘（新規採用職員、若手職員を対象）
 - (ウ) 学生消防団活動認証制度による学生の勧誘
 - (エ) 松本市消防団「広報委員会」により、団員確保のための消防団PR動画を作成公開。公式インスタグラムを開設
 - (オ) 消防団のデジタル化により、団員の負担軽減を図るため、全分団等にパソコン及びモバイルWi-Fiルータの配備及び出勤報告アプリの導入
 - (カ) プロスポーツの試合会場での消防団PR及び路線バスの車内放送によるPR広報
- ウ 消防団施設 積載車置場2か所の建替整備 第15分団（芳川）、第21分団（内田、寿台）
- エ 消防団車両 消防ポンプ自動車1台の更新 第21分団（内田、寿台）
公益財団法人日本消防協会から寄附された消防団活動車1台

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 消防団員の確保と時代の変化に対応した消防団への改革が求められています。そのため、消防団とともに、団員の確保に繋がるよう処遇改善や負担軽減などに取り組めます。
- イ 若者や女性の入団につながる新たな取り組みや消防団活動のイメージアップにつながる取り組みが必要です。
- ウ 災害時における消防団の役割や活動の必要性を知っていただけるよう、地域のイベント等に参加してPRします。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- (ア) 松本市の消防団員（令和6年4月2日現在）
 - a 総数 1,695 人（条例定数 2,169 人）
 - b 上記(ア)のうち女性団員数 76 人（4.4%）
- (イ) 上記(ア)のうち市役所消防隊 26 人（令和元年 11 月 1 日設置）
- (ウ) 消防団施設等の整備方針
 - a 施設の建替基準 耐用年数又は 30 年以上
 - b 車両の更新基準 22 年

イ 統計資料

年度	R 3	R 4	R 5	R 6
消防団員数	1,887 人	1,714 人	1,705 人	1,695 人

防災・減災対策の推進

建設部 建築指導課

1 狭あい道路拡幅整備

(1) 目標

市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、狭あい道路（都市計画区域内の幅員1.8 m以上4 m未満の市道）の拡幅整備を推進します。これにより、災害時の避難行動や防火活動、日照、通風、防火性能等に有効な空間を確保でき利便性が向上します。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

ア 建築主等と協議が整った箇所について、市が測量や登記の費用を負担するとともに、後退用地内の工作物等の撤去等に対し補助金を交付しています。

イ 令和5年度実施状況（協議状況）

(ア) 協議書受付件数 143件（内寄附予定件数28件）

(イ) 所有権移転件数 22件

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、事業を進めることが必要です。

イ 令和3年度から対象範囲を都市計画区域まで広げ、災害時の避難や防災活動、日照、通風、防火性能等について、引き続き広報活動を通じて、機会あるごとに周知を図るとともに、関係団体等と連携し積極的にPRしていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成22年度	庁内協議開始
23年度	庁内協議 12月に議会に取組みについて報告
24年度	4月にパブリックコメント実施と議会の意見聴取 6月議会で「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」制定 8月に「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」施行
令和3年度	対象範囲を都市計画区域まで拡大

イ 統計資料

事業内容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
道路整備件数	10件	4件	4件	9件
工作物除去・移設等補助金交付件数	5件	6件	9件	11件
奨励金交付件数	1件	1件	3件	4件

防災・減災対策の推進

2 建築物の耐震改修の促進

建設部 建築指導課 住宅課

(1) 目標

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅や建築物の無料耐震診断及び耐震補強工事等に対する補助を行い、地震に対する建築物の安全性の向上と災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 令和 5 年度 of 取組みと成果

耐震改修促進事業の概要について、市ホームページへの掲載、ラジオ番組出演、市営バスへのチラシ掲示、パンフレット配布等による周知を行うとともに、無料耐震診断受診後の未改修世帯へ情報提供の通知を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 耐震補強工事に多額の経費を要することや高齢者のみが暮らす住宅の増加の影響等により、無料耐震診断後の耐震補強工事に踏み切れない世帯等が多くなっています。
イ 松本市耐震改修促進計画（第 3 期）に基づき、関係部局とも連携して取組みの推進を図り、早期目標達成を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 16 年度	木造住宅無料耐震診断事業を開始
17 年度	木造住宅耐震補強工事補助事業を開始
19 年度	松本市耐震改修促進計画を策定
20 年度	非木造住宅、避難施設及び特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業を開始
26 年度	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断実施
27 年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：平成 28 年度～令和 2 年度）
28 年度	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断結果を公表
令和 元 年度	ブロック塀撤去事業開始
3 年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

イ 統計資料

年度		R 2	R 3	R 4	R 5
木造住宅	無料耐震診断	31 戸	23 戸	21 戸	25 戸
	耐震補強工事補助	7 戸	4 戸	6 戸	6 戸
非木造住宅耐震診断補助		0 件	0 件	0 件	0 件
避難施設無料耐震診断		0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助		0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
ブロック塀撤去事業		32 件	29 件	19 件	24 件

3 雨水渠の整備

(1) 目標

都市化による雨水流出量の増加に伴い、放流の分散化を図り、都市浸水被害を防止するため雨水渠の整備を進めます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 長沢川・地蔵川の溢水対策として、県第一雨水幹線の舗装復旧工事を実施しました。
- イ 並柳、出川地区の溢水対策として、並柳雨水幹線の排水施設工事を実施しました。
- ウ 国道19号松本拡幅事業に関連して、田川第一雨水幹線の設計業務を実施しました。
- エ 市街地の下水道合流区域内の溢水対策として、丸の内雨水幹線の雨水渠工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 都市化による出水量の増加及びゲリラ豪雨による溢水対策として、公共下水道事業計画に基づいて雨水渠整備を進めています。
また、今後の課題として継続路線の早期完了が課題となっています。
(田川第一雨水幹線、並柳雨水幹線、筑摩雨水幹線、丸の内雨水幹線)

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和43年度 下水道事業として雨水排水対策を開始
(中略)
- 平成14年度 上下水道局下水道課から建設課へ事業移管
- 16年度 牛伏川第三雨水幹線竣工
- 17年度 水汲第一雨水幹線竣工
- 20年度 芳川村井第一雨水幹線竣工
- 25年度 芳川小屋第一雨水幹線竣工
- 26年度 穴田川第三雨水幹線、信大南雨水貯留管竣工
- 令和元年度 筑摩雨水貯留管竣工

イ 統計資料

整備面積・管渠延長の実績

年度	全体計画 計画排水区域 (ha)	整備面積		管路整備延長	
		累 計 (ha)	整備率 (%)	整備延長 (m)	累 計 (m)
令和3	3,807.0	750.8	19.7%	297.8	30,643.5
令和4	3,807.0	750.8	19.7%	175.5	30,819.0
令和5	3,807.0	750.8	19.7%	210.8	31,029.8

防災・減災対策の推進

建設部 建設課
公共用地課

4 河川水路網の整備

(1) 目標

河川及び水路の水系別、排水系別の整備を進め、円滑な治水・排水により市民生活の安全性を確保するとともに、周辺の景観と自然環境に配慮したうるおいとやすらぎのある水辺空間の形成を目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

車屋堰、放光寺水路、村井東水路、横田運動公園水路、三才水路等、市内を流れる11の河川・水路（延長 512.1 m）の改修を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地の河川・水路は1次改修が概ね完成しています。しかし、施設は老朽化が進んでおり、また近年の集中豪雨や都市化による降雨時の出水量の増加により、通水断面不足による溢水等が発生しています。このため、既存の河川・水路で2次改修が可能な区間の整備を進めるとともに、新設排水路や雨水貯留浸透施設など、総合的な整備・検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

河川改良費の状況（雨水渠を含む）

年度	総 計		国庫補助事業（起債含む）		市単独事業	
	総額（千円）	構成比（%）	総額（千円）	構成比（%）	総額（千円）	構成比（%）
令和3	384,980	100.0	339,576	88.2	45,404	11.8
令和4	150,938	100.0	107,698	71.4	43,240	28.6
令和5	290,333	100.0	215,682	74.3	74,651	25.7

イ 統計資料

河川・水路の改修実績

年度	河 川			水路（雨水渠を除く）		
	改修数 （路線）	改修延長 （m）	金額 （千円）	改修数 （路線）	改修延長 （m）	金額 （千円）
令和3	4	189.2	11,806	10	351.1	20,343
令和4	2	21.1	4,367	8	383.5	23,536
令和5	2	42.2	6,853	9	469.9	33,786

※ 金金額は工事請負費です。

防災・減災対策の推進

5 奈良井川流域の一級河川整備（県事業）の促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、県及び関係団体とともに整備促進を図ります。特に、危険度が高い、田川の中流域（庄内地区から芳川地区）及び薄川の下流域（田川合流から上流 700 m）が早期に改修できるようにするため、田川の下流域（薄川合流から奈良井川合流）から優先的に整備を促進するとともに、田川の中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

ア 河川整備

県により次の工事が行われました。

(ア) 田川の渚～村井工区の護岸工（巾上 110.0 m、寿 184.5 m）

(イ) 奈良井川の今村橋周辺の護岸工（L = 301.2 m）

(ウ) 市内河川の樹木除去、堆積土砂の除去

イ 河川整備促進の要望活動

奈良井川水系河川改良促進期成同盟会で、中央要望を 8 月 4 日に、県要望を 12 月 1 日に実施

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、新たな松本圏域河川改修計画が策定されるまでは、昭和 57 年に策定した奈良井川全体計画に基づいて河川改修を計画的に進めています。

イ 市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と堆積土砂撤去や立木等の伐採など「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の取組みを県へ要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 19 年	田川	奈良井川合流点～塩沢川合流点の河川改修事業が採択
	牛伏川	田川合流点～白姫橋の河川改修事業が採択
25 年	女鳥羽川	田川合流点～原橋の河川改修事業が採択され着手（平成 29 年完了）
26 年	田川	河川改修工事着手
27 年	鎖川	奈良井川合流点～針尾橋の河川改修事業が採択され着手（平成元年完了）
38 年	奈良井川、田川及び女鳥羽川	の計画高水流量の改訂
42 年	薄川	田川合流点～舟付橋の河川改修工事に着手（平成 2 年から休止）
45 年	ダム計画との整合及び薄川の編入により、奈良井川、田川、女鳥羽川及び薄川の計画高水流量の改訂	
49 年	牛伏川	河川改修工事着手（昭和 60 年完了）
57 年	奈良井川水系の全体の計画高水流量を改訂し、水系全体の変更認可を受け、河川改修工事を施工	

イ 統計資料

一級河川の状況については、資料編 1215 に掲載

将来にわたる公共インフラの整備

1 公共施設マネジメントの推進

総務部 公共施設マネジメント課

(1) 目標

「松本市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化及び集約化並びに適正化の取組みや民間活力の導入により、公共施設の総量抑制やコスト縮減を進めます。また、施設の特性に応じた省エネルギー化を進めます。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 令和5年12月、解体費用の最小化を図るため、未利用建物解体（活用）マニュアルを策定し、運用を始めました。
- イ 市民と公共施設の状況に関する情報を共有するため、施設の基本情報、財務情報に加え、利用度とコストによる費用対効果や施設管理者アンケートの結果による施設性能評価を記載した施設カルテを公表しました。
- ウ 施設の長寿命化と省エネルギー化工事の設計を行いました。
(菅野小学校3期改修、梓川小学校3期改修、波田小学校2期改修、高綱中学校1期改修)
- エ 施設の長寿命化と省エネルギー化の工事監理を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市公共施設等総合管理計画に示した方向性について、更なる取組みが必要です。
- イ 今後、更なるコスト上昇も予想されるなかで、総量削減と長寿命化の推進に加え、経費削減、収益確保、未利用資産の有効活用、公有資産の売却、貸付等による財源の確保が必要です。
- ウ 地方公会計の公共施設マネジメントへの活用の検討が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度	松本市公共施設白書を策定
28年度	松本市公共施設等総合管理計画を策定
30年度	松本市公共施設再配置計画を策定
令和2年度	松本市個別施設計画を策定
3年度	松本市公共施設等総合管理計画を改訂

イ 統計資料

松本市公共施設等総合管理計画策定時からの施設数及び延床面積の推移（R6以降は推計）

	計画 策定時	H 29	H 30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
施設数	769	757	743	739	733	721	715	706	696	677
延床面積（千m ² ）	1,132	1,138	1,139	1,145	1,139	1,135	1,136	1,134	1,126	1,115
増減率（累計）		0.5%	0.6%	1.1%	0.6%	0.3%	0.3%	0.1%	△0.5%	△1.5%

将来にわたる公共インフラの整備

2 大型道路構造物・舗装の長寿命化及び定期点検

建設部 維持課

(1) 目標

大型道路構造物について、点検要領に基づいた定期点検を実施し、また舗装については、幹線道路の路面性状調査等を行い、長寿命化修繕計画を策定します。

計画的な維持補修により、安全性の確保及び耐用年数の延伸による財政負担の軽減、平準化を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 舗装について、令和元年度に策定した舗装長寿命化修繕計画に基づき、市道 8087 号線他 3 路線 L = 1.1km の修繕を実施しました。

イ 横断歩道橋について、平成 30 年度に策定した横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づき、1 橋（並柳）の修繕を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 建設から 50 年以上経過する施設の割合は加速度的に増加しています。

イ 定期点検、調査、修繕工事において、新技術の活用による品質の確保、効率化、コスト削減が求められています。

ウ メンテナンスサイクルの構築、戦略的かつ計画的な維持管理、更新により老朽化するインフラ整備のトータルコストの削減、長寿命化を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 30 年度	大型道路構造物（大型カルバート・横断歩道橋・トンネル）に関する個別の長寿命化修繕計画を策定
令和 元年度	舗装長寿命化修繕計画を策定（L=344km） 舗裝修繕 6 路線（市道 6572 号線他 5 路線 L=1.9km）実施
2 年度	舗裝修繕 6 路線（市道 6572 号線他 5 路線 L=2.5km）実施 横断歩道橋修繕 2 橋（北松本（西）・島内）実施
3 年度	舗裝修繕 3 路線（市道 7553 号線他 2 路線 L=0.9km）実施 横断歩道橋修繕 1 橋（南荒井南）実施 大型道路構造物（大型カルバート）点検実施
4 年度	舗裝修繕 2 路線（市道 7553 路線他 1 路線 L=1.3km）実施 横断歩道橋修繕 1 橋（島内）実施 大型道路構造物に関する個別の長寿命化修繕計画を更新

将来にわたる公共インフラの整備

建設部 建設課
維持課

3 橋りょうの長寿命化及び定期点検

(1) 目標

長さ2m以上の橋りょうについて、点検要領に基づいた5年に1回の定期点検を実施します。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕・架替えを行うことにより、橋りょうの安全確保及び耐用年数の延伸による財政負担の軽減、平準化を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 平成31年3月に見直した「松本市橋梁長寿命化修繕計画」（平成24年度策定）に基づき、深志橋他11橋の修繕に係る詳細設計、開智橋歩道橋他14橋の修繕を実施しました。

イ 定期点検は平田陸橋他93橋を実施し、令和元年度に着手した2巡目の定期点検（全993橋）が完了しました。

ウ 2巡目の点検結果に基づき、令和6年3月に修繕計画の見直しを行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 定期点検対象橋りょう993橋のうち、2044年度（20年後）に架設50年を経過する橋りょうは、全体の約81%を占め、高齢化が進んでいます。

イ 修繕や架替えに要する費用を可能な限り縮減するため、長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕を進め、損傷が大きくなる前に劣化対策を行う「予防保全型管理」への転換を図っていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 平成20年度から23年度の橋梁調査に基づき、平成24年度「松本市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

(イ) 平成26年7月から義務付けられた橋りょうの定期点検は、平成30年度に1巡目、令和5年度に2巡目が完了し、令和6年度から3巡目の点検に着手します。

(ウ) 点検結果に基づき修繕計画を見直すことにより、効率的で効果的な橋りょうの維持管理に取り組んでいます。

イ 統計資料

実施状況

(単位：橋数)

項目	R元	R2	R3	R4	R5	計
定期点検（2巡目）	212	205	273	209	94	993
橋長2～5m	95	84	142	103	65	489
橋長5m以上	117	121	131	106	29	504
詳細設計	9	6	9	6	12	42
修繕が完了した橋数	3	10	18	22	15	68
橋長2～5m	—	—	10	12	4	26
橋長5m以上	3	10	8	10	11	42

将来にわたる公共インフラの整備

4 市役所新庁舎建設事業

総合戦略局 総合戦略室

(1) 目標

老朽化が進み、狭隘化も著しい市役所庁舎について、来庁者や職員の安全安心を確保し、より利便性と満足度の高い行政サービスを効率的に提供するため、新庁舎の建設計画を進めるものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

市議会議員協議会における意見等を踏まえ、改めて、市の考え方及び今後の進め方等を整理しました。

＜市の考え方＞

- ・市民に身近な場所、市民が利用しやすい場所で、質の高い行政サービスを提供するため、対面とオンラインを組み合わせた総合窓口を設置
- ・こうしたサービスの提供を下支えするために必要な事務所、いわゆるバックオフィス機能については、業務の効率性等の面から、できる限り本庁舎に一体的に整備
- ・南松本に配置する行政機能は、保健所を柱として、既存の周辺施設と連携して充実した保健サービスを提供するために必要な機能と窓口機能に絞り、実際の施設規模や配置する職員数などは別途検討

＜議会協議＞

令和5年12月 市議会議員協議会からの意見等を踏まえ、再度、市の考え方及び今後の進め方等について協議し、継続協議と集約

(3) 現状の分析と今後の課題

様々な観点から多角的な検討を行い、市役所新庁舎の建設に向けた取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度	新庁舎建設検討庁内委員会を設置し、庁舎建設の担当課・関係課による検討を開始
28年度	総合計画（第10次基本計画）に新庁舎建設を位置付け
29年度	市議会の了承を得て、現在地を新庁舎の建設場所に選定
30年度	新庁舎建設基本構想を策定
令和元年度	新庁舎建設基本計画を策定
2年度	市議会新庁舎建設特別委員会に建設計画見直しの考え方等について協議
3年度	市議会議員協議会に基本的な考え方及び具体案について協議
4年度	市議会議員協議会に改めて市の考え方及び今後の進め方等について協議

イ 統計資料

	建築年	経過年数	階数	延床面積	構造
本庁舎	S34	64年	地上5階、地下1階、塔屋3階、附属建物	6,848.26㎡	RC
東庁舎	S44	54年	地上4階、地下1階、塔屋1階	6,500.80㎡	RC
東庁舎別棟他	H4	30年	地上2階、附属建物	674.34㎡	LGS
北別棟庁舎	H29	6年	地上2階	496.86㎡	LGS
計				14,520.26㎡	

1 松本市商業ビジョン推進事業

(1) 目標

直面する諸課題を各関係機関と共有したうえで、今後10年間における商業振興の方向性を明らかにし、実現性の高い施策を推進するための指針として策定した「松本市商業ビジョン（H 31.4 策定、R 6.2 改訂）」に基づき、地域に愛される商業地づくりを進めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 商業ビジョン見直しの基礎資料とするため、商業や中心市街地を取り巻く現状を確認するためのアンケートを実施しました。（回答数 1,710件 結果については中間見直し版商業ビジョンに掲載）
- イ 商業ビジョンの過去5年間の取組みの成果及び課題、社会情勢の変化等を踏まえ、項目の追加、修正、推進内容の見直し等を行いました。
- ウ 商業地の空き店舗対策のため、空き店舗活用事業として3件に家賃補助を行いました。
- エ 商店街の活性化や魅力ある店舗づくりの推進を進める各種事業に対し、支援を行いました。
・活動強化事業 4件 ・まちおこし事業 8件 ・賑わい創出事業 2件

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 小規模事業者に対しては販路拡大・生産性向上、伴走型支援を強化し、持続的な経営を後押しします。今後深刻化する人材不足に対応できるよう、AI及びロボティクスを活用した業務効率改善のための支援への展開が必要です。
- イ インバウンドが増加する中、各地域の特色を活かした商品やサービスの高付加価値化のための取組み支援や、消費者ニーズに対応した個店の売り上げ向上につながる支援への展開が必要です。
- ウ 伊勢町商店街振興組合の解散や、大型商業施設の閉店予定など、中心市街地を取り巻く環境が大きく変わろうとしているため、商店街や中心市街地のあり方を検討・共有する機会を提供し、今後のまちづくりの方向性を共有する機会の創出が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成30年 中心市街地だけでなく、本市全体で課題を共有した商業ビジョンを策定しました。
- 令和2年 松本市商業ビジョンの重点事業に掲げる「キャッシュレス化の推進」を図るため、商業及び観光の振興を含む包括連携協定をPayPay株式会社と締結しました。
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者の資金繰り支援として「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設しました。
- 3年 「新型コロナウイルス対策特別資金」の取扱い終了に伴い、既存資金の貸付利率引き下げ等の制度拡充を実施しました。
- 4年 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者の資金繰り支援として、景気変動対策資金（特別）の貸付利率引き下げ等の制度拡充を実施しました。

2 創業者支援事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

意欲ある創業者の円滑な創業及び事業の継続が図れるように関係機関と連携し、創業者に対する伴走型の相談や支援、事業承継対策に取り組み、商業の活力の増進及び商業地としての魅力を高めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 新規創業者の家賃及び利子に対し補助を行う創業者支援事業を実施しました。
- ・新規開業家賃補助事業 38件（うち市外からの移住者11件）
 - ・新規開業支援利子補給事業 24件
- イ 松本市商業ビジョンに基づき、地域で活躍する現役の経営者を「商業アドバイザー」に委嘱し、主に創業5年未満の事業者に対する支援を実施しました。
- ・延べ相談回数 3件（3事業者）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 創業件数は堅調で、市外・県外からの移住者による創業も増加傾向にあることから、移住者に向けた情報提供等の対応の強化が必要です。
- イ 労働力及び人材不足が進んでおり、人材の流入に対する支援が必要なことから、松本地域事業者支援ネットワークを中心とした関係機関との連携を強化する取り組みが必要です。
- ウ 魅力的な個店の維持と創出を図るため、創業者及び移住創業者と事業承継希望者とをマッチングさせることで、人材の流入を促進させる取り組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成15年 商業の振興を図ることを目的として、新規開業者に対し家賃補助及び利子補給を行う創業支援事業を開始
- 23年 家賃補助及び利子補給について、補助期間の限度を12月から24月に見直しを実施
- 令和2年 新規開業者への家賃補助率を引き上げ（令和4年度までの時限措置）
- R2年度創業 補助率 6/10（上限額 16万円/月）
 - R3年度創業 補助率 5/10（上限額 14万円/月）
 - R4年度創業 補助率 4/10（上限額 12万円/月）

イ 統計資料

新規創業から5年間の事業継続率 (単位：%)

年 度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
継続率	90	90	93	94	94

移住者への補助実績 (単位：件)

年 度	R 元	R2	R 3	R 4	R 5
件数	9	5	9	14	11

3 中心市街地活性化事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

地域資源をいかし、まちの魅力を高めるため、地元住民、商店、関係団体と行政が協働しながら、何度でも通いたくなるまちづくりを進め、中心市街地の活性化を推進します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 個店の魅力向上とまちの賑わいを創出するため、店主自らが講師となる第15回「松本まちなかゼミナール」(17店舗参加、全23講座)を開催しました。
- イ 中心市街地活性化の立案に必要なデータの収集として、「商店街歩行者通行量調査」や「中心市街地空き店舗・空き地調査」を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 上記調査の精度を高めるとともに、消費者ニーズや中心市街地を取り巻く環境変化に対応した調査の継続的な実施が必要です。
- イ 中心市街地商店街の空き店舗の増加を解消するため、空き店舗の情報収集とオーナーのニーズ把握を進め、ニーズをとらえた空き店舗対策の展開が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

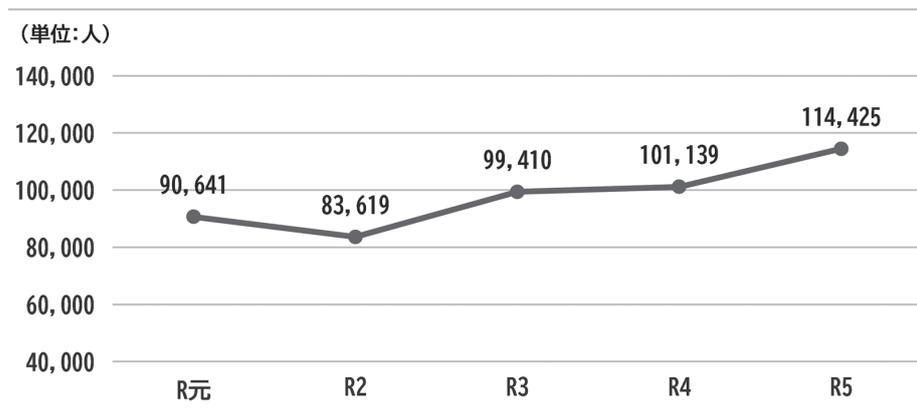
ア 経過

平成31年度 中心市街地だけでなく、本市全体で課題を共有した商業ビジョン策定
令和5年度 商業ビジョンの中間見直しを実施

イ 統計資料

商商店街歩行者平均通行量の推移

(調査：中心市街地52地点 春・秋2回実施 ※R3年度は年1回の実施)



ものづくり産業の活性化

1 工業ビジョン推進事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

松本市工業ビジョン（H 30.3 策定、R 5.5 改訂）に定める目指すべき方向性「松本市の特性を生かした新たな活力の創造により高い競争優位性を持った地域」の実現に向け、「松本ものづくり産業支援センター」を中心に産学官が連携し、産業創発や生産性向上、新たな雇用の創出を推進します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 中小企業のDX・デジタル化及び省エネルギー化を促進するため、中小企業者社会変革対応促進事業補助金を創設し、集中的な支援を実施するとともに、外部人材を活用した経営改革を支援するため、外部人材活用促進事業補助金を創設しました。
- イ 地域中核企業支援事業補助金の活性化支援事業及び販路拡大支援事業を、製造業等活性化支援事業助成金及び製造業等販路拡大支援事業補助金に統合し、分かりやすい制度に改めました。
- ウ 開発事業者主導による新松本工場団地拡張に着手するとともに、アルウィン西側農地を地域未来投資促進法に基づく重点促進区域とすることを含む第2期松本地域基本計画について国の同意を得ました。
- エ 松本ものづくり産業支援センターのコーディネーターによる企業訪問や技術相談、セミナー開催等の各種企業支援を実施しました。
- オ ICT 拠点施設「サザンガク」において、コワーキングスペース、サテライトオフィス、テレワークオフィスの運営の他、人材育成やスタートアップに係るセミナー等を開催しました。
- カ 長野県産業振興機構との共催で「産学官連携交流会 in 松本2023」を開催し、先端研究や新技術・製品、事例等の発表・紹介を行いました。
- キ 関東経済産業局との事業連携により、松本商工会議所や金融機関、大学等と協働で「地域の人事部」事業に取り組み、中小企業に対する人材確保支援を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

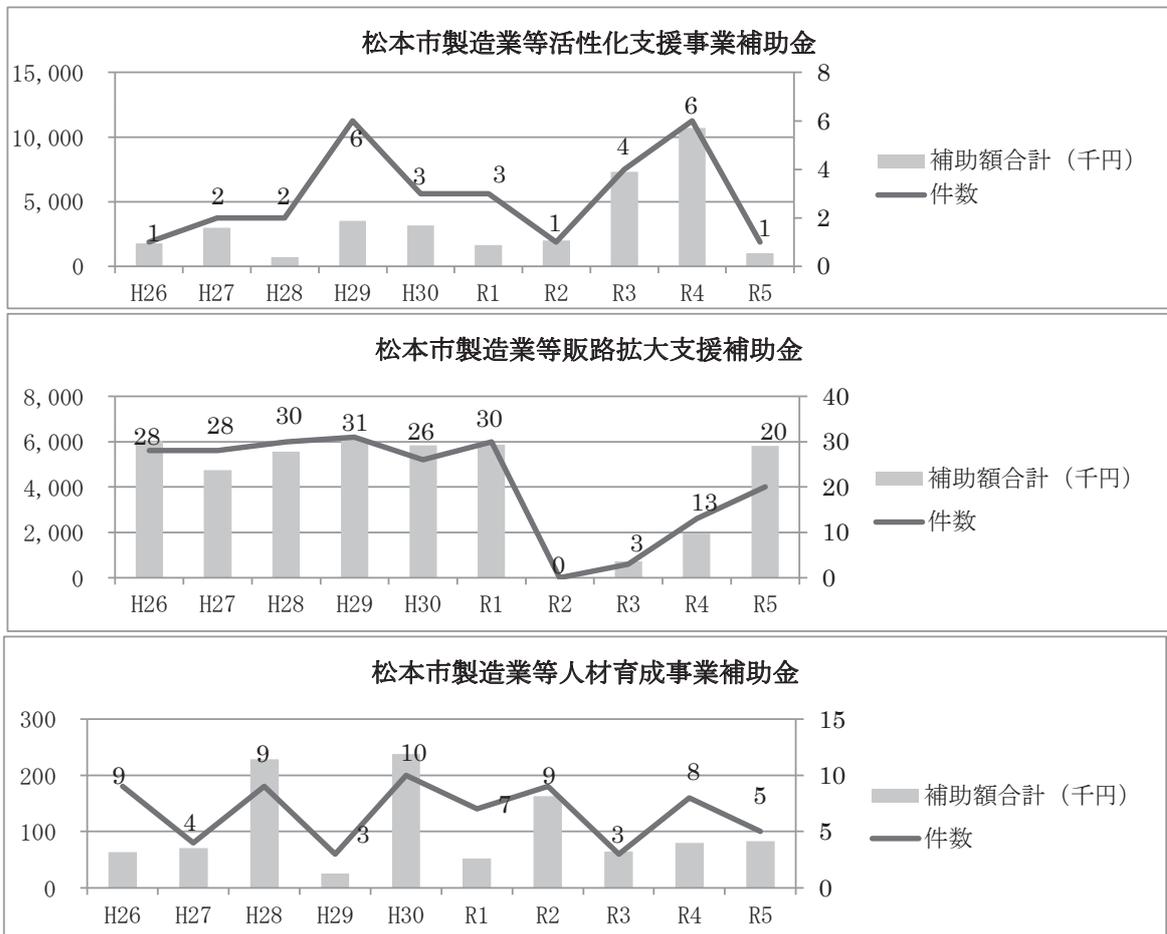
- ア 中間見直し後の工業ビジョンに基づき、重点的推進事項を中心にものづくり産業の持続的発展に向けた施策を展開します。
- イ 関東経済産業局や商工会議所等と連携して実施する「地域の人事部」事業により主に専門人材の確保を図ります。
- ウ サザンガクを中心にデジタル活用人材の育成や企業のデジタル化支援等によりDX・デジタル化の推進を図るほか、コワーキングスペースにおける多様な人材の交流による産業創発の加速化、テレワークオフィスの受注拡大による新しい働き方の浸透等に取り組めます。
- エ ゼロカーボン産業の推進や経営資源の脱炭素化等、ものづくりにおけるゼロカーボンに向けた企業の取組みを推進します。
- オ 企業の用地需要に対応するため、新松本工業団地拡張及び地域未来投資促進法の活用による大規模開発について、いずれも民間主導で実施し、必要な法的調整や支援を行います。
- カ 各種補助金の活用による食料品・飲料製造分野の推進や、ネットワークの活用による産業用機械分野の推進等、重点産業を中心に工業振興を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 19 年度 松本地域の企業、行政、松本商工会議所等の支援機関や学識経験者により松本市工業ビジョン（計画期間：平成 20 年度～ 29 年度）を策定
- 20 年度 市内の中小企業者等が大学等との新商品・技術の実用化に向けた共同研究を行う際の経費を補助する「製造業等活性化支援事業助成金」を創設
- 21 年度 松本商工会議所、信州大学等と 8 機関で「まつもと工業支援センター」を松本ソフト開発センター内に開設
- 23 年度 工業高校と地域産業界との連携構築による人材育成に係る支援を実施
- 26 年度～ 29 年度 成長産業への誘導、海外市場を見据えた情報提供を推進
- 29 年度 企業、行政等支援機関、学識経験者等により、新たな松本市工業ビジョン（計画期間：30 年度～令和 9 年度）を策定
- 30 年度 （一財）松本ソフト開発センターとまつもと工業支援センターを統合し（一財）松本ものづくり産業支援センターを設置
- 令和 元 年度 サザンガクを大手 3-3-9 に開設
- 2 年度 地域中核企業支援事業補助金を創設
- 3 年度 経済産業省関東経済産業局との包括的連携協定を締結（2 年間）
- 4 年度 松本市工業ビジョン（計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度）の中間見直しを実施
- 5 年度 中小企業者社会変革対応促進事業補助金及び外部人材活用促進事業補助金を創設

イ 統計資料



2 地場産業・伝統産業の振興

(1) 目標

かつては地域経済を支えてきた地場産業も、大量生産品の出現による需要の減少や後継者不足等により伝承が困難な分野が数多くみられることから、松本ものづくり伝承塾実行委員会（平成18年10月4日設置）を中心に、本物の良さ、ものづくりの大切さを見直し、販路拡大や後継者の確保・育成、伝統技術を生かし現代のニーズにも対応する製品開発などの諸課題に取り組むものです。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 2つの伝統工芸について市民向けに体験講座を実施しました。
- イ 物産イベントの際、市ホームページで公開している「名工・名産品ガイドブック」の周知を行いました。
- ウ 事業者に対し、各種支援策の周知を行いました。
- エ 販路拡大・周知のため、県外の3イベントに出展し、2つの物産展を開催しました。
- オ 引続きイオンモール松本の展示スペースに、伝統工芸品の展示を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本の地場産業、伝統的産業により生み出された製品は高い評価を得る一方、購買層も高齢化が進んでおり、若年層の関心や需要を呼び起こし、技能の継承につなげられるかが課題となっています。
- イ 後継者の確保・育成のため、助成事業の周知を行います。
- ウ 知名度の向上と需要の確保のため、体験講座の開催やイベント出展を行い市内外での周知と販路の拡大を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(1) 2023 ふじさわ産業フェスタ	R 5. 5.20 ~ 21	於 藤沢市 出展
(2) 第44回せたがやふるさと区民まつり	R 5. 8. 5 ~ 6	事業者の都合により不参加
(3) OMFスクリーンコンサート	R 5. 8.25	於 藤沢市 出展
(4) 信州・松本そば祭り	R 5.10. 7 ~ 9	於 松本城 開催
(5) RKBカラフルフェス	R 5.10.14 ~ 15	於 福岡市 出展
(6) 信州・松本地域の物産と観光展	R 5.11.13 ~ 15	於 名古屋市 開催
(7) 信州・松本の物産と観光展	R 5.12. 8 ~ 9	於 世田谷区 開催
(8) 第39回長野県伝統工芸品展	R 6. 1.17 ~ 23	於 井上百貨店

(個々の事業者が参加)

ものづくり産業の活性化

3 ものづくり人材育成の推進

産業振興部 労政課

(1) 目標

平成 24 年 10 月に松本市を主会場として開催された「技能五輪全国大会」を契機に、次代につながる人材育成施策として、市内の学校、職業訓練校、経済関係団体、労働関係団体及び行政で構成する連絡会組織を設け、若年層の地元への就職や定着、産業に必要な人材の確保など総合的に人材育成を支援します。

(2) 令和 5 年度 of 取組みと成果

- ア 松本市ものづくり人材育成連絡会を 2 回開催しました。
- イ 就職面接会、進路情報誌の製作を行いました。
- ウ 長野県松本技術専門校の技能奉仕活動の支援や、成人年齢引き下げによる労働トラブルを防止するため、市内高等学校にワークルールの周知啓発を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

中学生の職場体験、就職面接会などの支援については、松本市ものづくり人材育成連絡会の構成団体相互間のネットワークを活かし、連携をとりながら進めます。

また、技能奉仕活動では、市内公園のベンチ等の補修作業のほか、市有施設等での作業を行うことにより、若年技能者に光を当てるとともに、若年者がものづくりに興味を持ってもらえる事業に取り組むことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 25 年度 市内の大学、工業高校、高等学校校長会・中学校校長会、ものづくり関係団体、労働団体、松本市など 20 団体による「松本市ものづくり人材育成連絡会」を設立
松本工業高校インターンシップ体験報告会、出前講座、就職面接会、ものづくりフェア・学都フォーラムへの参加などを行う。
- 26 年度 上記事業に加え、中高生を対象とした諏訪圏工業メッセ見学ツアーの開催、中学生の職場体験をまとめた進路情報誌の製作、小学生への出前講座等を実施
- 27 年度 上記事業に加え、高校生・大学生を対象にした企業見学ツアーを開催
- 28 年度 上記事業に加え、長野県松本技術専門校の技能奉仕活動への支援を実施
- 29 年度 上記事業に加え、高校生を対象にアルバイトの労働条件を確かめるセミナーを開催

イ 統計資料

技能五輪全国大会出場選手数

		R 元	R2	R3	R4	R5
松本市	人数	3	2	5	3	3
	職種	3	2	5	3	3
長野県	人数	49	32	39	46	45
	職種	18	13	16	16	17

雇用対策と働き方改革の推進

1 (一財) 松本市勤労者共済会の育成・支援

産業振興部 労政課

(1) 目標

市内の中小事業所に働く勤労者や自営業者の福利厚生の上昇を図り、地域経済の発展を目指し活動する(一財)松本市勤労者共済会の運営及び事業の充実を支援します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 加入推進員委託から未加入事業所へのダイレクトメール送付に切り替え、新規会員の加入促進に努めました。その結果、前年度の1.5倍の新規加入につながりました。
- イ 会報「共済会だより」を年間6回発行し、すべての会員に配布するとともに実施する事業等の情報提供に努めました。
- ウ 会員証を提示することで、利用料金の割引等のサービスを受けられる提携施設や店舗を拡大するための契約促進活動を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 会員数は、ここ数年減少傾向にあり、後継者不足や少子高齢化等による事業所の減少が懸念されることから、会員の加入促進をより一層図ります。
- イ 市の推進する施策や、時代に即した事業を展開し、計画的に実行していくことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和47年度	松本市勤労者互助会設立(会長 松本市長)
平成2年度	松本市勤労者共済会に改称
17年度	法人の認可を受け、(財)松本市勤労者共済会として発足(理事長 松本市長)
24年度	民間出身者が理事長に就任
25年度	一般財団法人としてスタートする。健康関連事業、講座を実施
26年度	松本地域健康産業推進協議会に加盟

イ 統計資料

加入事業所数及び会員数の推移

年 度	R3	R4	R5
会 員 数	7,676 人	7,584 人	7,541 人
事業所数	1,438 所	1,410 所	1,381 所

雇用対策と働き方改革の推進

2 健康経営推進事業

産業振興部 労政課

(1) 目標

企業等が従業員の心身の健康を経営に直結する資産と捉え、従業員の健康づくりへ積極的に投資する「健康経営」の普及により、若いうちから健康増進が図られるとともに企業経営の生産性向上を目指すものです。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 市職員による企業訪問や健康経営セミナーを主体に、協会けんぽ「健康づくりチャレンジ宣言」や国の「健康経営優良法人」の実施を促しました。
- イ 「企業の健康経営促進に関する連携協定」に基づき、関係団体が実施した事業との連携を図りました。
- ウ 健康経営の普及促進及び支援体制の拡充に向けた連携・協力体制の構築のため、健康経営推進に向けた研究を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 健康づくりチャレンジ宣言へのエントリー事業所数は徐々に増えています。令和5年度の市内事業所数は157所であり、令和4年度に比べ22所の増加となりました。
- イ 市職員による企業訪問を実施し、健康経営に具体的に取り組む企業を更に増やすことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成26年度 松本地域健康産業推進協議会分科会事業として松本市健康経営研究会設置
- 27年度 (一財)松本市勤労者共済会会員企業に対して健康経営に関するアンケートを実施
冊子「目指せ!健康経営の進め」を作成し、市内企業に配布(約6,000部)
- 28年度 松本商工会議所、(一財)松本市勤労者共済会、松本大学、全国健康保険協会長野支部、松本市の5者が「企業の健康経営促進に関する連携協定」を締結
「歩こうBIZ & Cycle BIZ」事業実施(松本地域健康産業推進協議会事業)
健康経営アドバイザー研修(初級)の実施
- 29年度 健康経営セミナーを開始
- 30年度 市の建設工事における総合評価落札方式の「価格以外の評価点」に「健康経営優良法人の認証」を追加
健康経営企業訪問を開始

イ 統計資料

健康経営企業訪問数及び健康づくりチャレンジ宣言事業所数

年 度	R3	R4	R5
企業訪問数	80社	90社	121社
事業所数	116所	135所	157所

雇用対策と働き方改革の推進

3 労働相談事業の推進

産業振興部 労政課

(1) 目標

複雑化、深刻化する雇用情勢の変化に対応し、地域の実情に即した労働、雇用対策に取り組み、安心して持続的に働ける労働環境の実現を目指します。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 職場内での悩み、ストレスを抱える勤労者のため、産業カウンセラーなどが相談・助言を行う「勤労者心の健康相談」、若年未就労者やフリーター等を対象にキャリアカウンセラーによる「若者職業なんでも相談」、雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代を対象とした社会保険労務士による「就職氷河期世代就労相談」を実施しました。
- イ 労使間トラブルなどの解決を図るため、NPO法人に業務委託し、労働相談支援事業を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

労働環境の複雑化に伴い、労働相談や勤労者等を対象とした各種相談件数はここ数年高い水準で推移しています。

今後も労働相談等のニーズが高まる可能性があることから、引き続き関係機関等と連携を強化し、対応していくことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 9 年度	労働相談コーナーを勤労者福祉センター 1 階事務室内に開設
14 年度	勤労者心の相談室開設
15 年度	適職発見探索ルーム開設
16 年度	労働相談支援事業開始（NPO法人 ユニオンサポートセンターへ事業委託）
21 年度	労働相談コーナーを労働相談室に改め、勤労者福祉センター 2 階に相談室を設置
24 年度	適職発見探索ルームを若者職業なんでも相談に名称変更
令和 元 年度	職業・労働相談体制の見直しを実施
5 年度	就職氷河期世代就労相談窓口を開設

イ 統計資料

事業内容	R3	R4	R5
職業・労働相談	86 件	117 件	102 件
勤労者心の健康相談	78 件	123 件	118 件
若者職業なんでも相談	64 件	87 件	91 件
就職氷河期世代就労相談	—	—	17 件
労働相談支援事業	4,014 件	3,736 件	3,031 件

持続可能な農業経営基盤の確立

1 農業者支援・育成事業

産業振興部 農政課

(1) 目標

新規就農者を確保するとともに、先端技術を活用したスマート農業の推進や農地の集約化により安定的かつ効率的な農業経営を推進し、持続可能な農業をめざします。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

ア 就農者育成対策事業	移住就農希望者を含む新規就農候補者を対象に3年間の実践的な研修を実施し、地域への就農及び定着を図るものです。
イ 認定農業者への農地集積面積	離農者の増加に伴う農地を適正に管理するため、規模拡大を希望する認定農業者へ農地集積・集約を推進するものです。
ウ 未来を担う農業経営者支援事業	認定農業者、認定新規就農者、女性農業者が導入する機械・施設に対して補助を実施するものです。
エ スマート農業推進事業	認定農業者等が導入するスマート農業機械等に対して補助を実施するものです。

(3) 現状の分析と今後の課題

農家数の減少や担い手の高齢化が進んでいますが、新規就農者の確保に加え認定農業者等の中心経営体の育成・強化、農地の集積・集約を進めることで農業経営体の規模拡大が図られ、農業生産額は年々増加しています。担い手の減少傾向は今後も続くことが予想されることから、新規就農者の確保に加え、規模拡大、事業の省力化、精密化や高品質生産効率化に資するスマート農業等の導入を奨励し、併せて地域農業の将来方針を明確化する「地域計画」の策定に向けた話し合いを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 就農者育成対策事業営農継続者数

R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
40 人	43 人	45 人

イ 認定農業者への農地集積面積

R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
2,596ha	2,850ha	2,911ha

ウ 未来を担う農業経営者支援事業申請件数

R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
53 件	23 件	26 件

エ スマート農業推進事業申請件数

R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
—	12 件	12 件

持続可能な農業経営基盤の確立

2 農畜産物生産基盤整備事業

産業振興部 農政課

(1) 目標

農畜産物価格の低迷や国内外産地との競争が農業経営に大きな影響を与えていることから、低コスト・省力化による効率的な生産、新品種・新技術の導入等による生産力・競争力の向上と環境に配慮した農業の取組みなどにより、産地間競争に打ち勝つ産地づくりを進め農業所得の向上を図るものです。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 経営所得安定対策により農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を推進しました。
- イ 生産コストの低減や販売額の増加等の収益力向上に取り組む産地へ生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組みを支援しました。
- ウ 環境保全型農業の推進を図るため、有機農業など環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体を支援しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 経営所得安定対策により、農業経営の安定と農業所得の向上を図ります。
- イ 収益力向上等に取り組む意欲ある農業者の基盤整備等へ国の事業を活用し次世代を担う施設整備や高収益作物・栽培体系への転換を図る取組みを支援します。
- ウ 環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産全体の栽培方法等について環境保全を重視したものに転換する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 産地生産基盤パワーアップ事業実績

年度	事業内容	事業費（千円）
R 3年度	ぶどう棚・雨よけハウス・灌水施設の導入（取組者 20 名）	39,789
R 4年度	すいか選果設備の整備	1,208,900
	ぶどう棚・雨よけハウス・灌水施設の導入（取組者 16 名）	44,093
R 5年度	麦・大豆生産拡大に向けた機械の導入（取組者 1 名）	21,450

イ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

年度	事業内容	事業費（千円）
R 4年度	家畜飼養管理施設整備	125,180

ウ 環境保全型農業直接支払事業

年度	対象者	取組面積（a）	交付金額（円）
R 3年度	5 団体 25 名	2,638	1,874,360
R 4年度	5 団体 20 名	2,504	1,754,160
R 5年度	6 団体 24 名	2,818	1,769,600

持続可能な農業経営基盤の確立

3 多面的機能支払交付金事業

産業振興部 耕地課

(1) 目標

農業・農村が持つ多面的機能を将来にわたって維持していくため、地域の共同活動に対して国、県、市が連携して支援し、地域が主体となった保全活動の推進を図るものです。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動（農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動）を49組織が実施しました。

イ 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を35組織が、また、施設の長寿命化のための活動を38組織が実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

農業者だけでなく、農業者と地域住民等で構成される組織により共同活動が行われ、地域資源が適切に保管理される区域が広がっています。今後は、地域資源の質的向上を図る活動や長寿命化を図る活動も含めて取組面積の拡大等に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

H26年度に国の制度改正により「多面的機能支払交付金制度」が開始された時点では41活動組織、対象農用地面積2,367haでしたが、R5年度末では49活動組織、4,331haまで広がっています。

イ 統計資料

農地維持支払交付金					資源向上支払交付金									
基礎的な保全活動					質的向上を図る共同活動					施設の長寿命化のための活動				
交付対象農用地面積 (ha)				交付金額 (円)	交付対象農用地面積 (ha)				交付金額 (円)	交付対象農用地面積 (ha)				交付金額 (円)
田	畑	草地	合計		田	畑	草地	合計		田	畑	草地	合計	
3,189.18	1,132.18	10.22	4,331.58	116,435,728	2,208.24	314.59	2.45	2,525.28	46,810,188	2,910.80	1,129.43	8.44	4,048.67	100,322,228

交付金合計額 (円)	263,568,144
------------	-------------

注) 補助率: 国1/2、県1/4、市1/4

異業種連携による食産業の振興

1 農畜産物販売促進事業

産業振興部 農政課

(1) 目標

農畜産物のブランド化や販売力強化を推進し農業所得向上と持続可能な農業の実現を図ります。デジタル化の推進によりインターネットで情報収集や買い物をする人が増加傾向にあります。ふるさと納税制度やECサイト販売等による情報発信に取組み、付加価値の高い農産物をPRします。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア ふるさと納税返礼品は高品質な農産物をPRする絶好の機会となるとともに、テストマーケティングの機会となることから、農産物のふるさと納税返礼品の登録推進を図りました。
- イ 付加価値の高い農産物のPRと販路拡大を図るため、農業者対象のECサイト販売説明会や個別相談等を実施しました。
- ウ 県から「信州の伝統野菜」の認定を受けている松本一本ねぎの栽培普及と技術向上のため、農業協同組合との協働により栽培講習会を開催しました。
- エ 加工・流通業者、販売業者等との異業種連携や農商工連携を図り、関連産業の6次産業化を推進するために、異業種交流会を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 農産物の通販サイトが注目され、巣ごもり需要や非接触型志向の高まりが見受けられることから、ECサイトは農産物の販路として更なる拡大が見込めます。
- イ ふるさと納税返礼品は、付加価値が高い松本産農産物のPRに効果的であるとともに消費宣伝やECサイト販売に繋げることができます。
- ウ ふるさと納税返礼品登録やECサイトを利用した販路拡大に意欲のある農業者に対し、説明会の開催や個別相談等を継続して実施する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 25 年度	6 次産業化支援事業開始
28 年度	作付拡大奨励事業開始（松本一本ねぎ）
30 年度	作付拡大奨励事業の対象追加（稲核菜他 2 品目） 6 次産業化支援事業の補助限度額見直し等
令和 3 年度	6 次産業化支援事業の補助対象追加（ECサイト利用料、ECサイト構築費等）
4 年度	6 次産業化支援事業を農畜産物販売促進事業に名称変更

イ 統計資料

年 度	R 3	R 4	R 5
農畜産物販売促進事業採択件数	0 件	4 件	0 件
農畜産物のふるさと納税返礼品登録数	44 件	82 件	86 件

地域特性を活かした新産業の創出

1 松本ヘルス・ラボ推進事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

市民と産学官の共創の場である「松本ヘルス・ラボ」を通じたモニタリング事業により、ヘルスケア分野における新たな産業やサービスを創出して地域経済の好循環をもたらすとともに、市民の健康度のさらなる向上を目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 市民の健康増進と市民との共創により健康産業の創出を図る「松本ヘルス・ラボ」において、健康増進プログラム、ヘルスケアサービスの有効性を検証するモニタリング事業等を実施しました。
- イ 商業施設でのイベントや市内企業に直接働きかけるなど新規会員獲得を行い、松本ヘルス・ラボの会員数が5,900名を超えました。
- ウ 市の補助事業として、ヘルスケア製品・サービスの実用化を支援する実証事業等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本ヘルス・ラボの会員数は5,900名を超えましたが、モニタリング事業を充実させるためには、子育て世代や現役世代、学生を中心とした幅広い年齢層の会員獲得のほか、健康に興味のない健康無関心層へのアプローチが必要です。
- イ デジタルツールを活用した健康情報発信の充実を図るとともに、数多くのモニタリング事業を獲得することで、市民の健康増進と健康産業振興の両立を進めます。

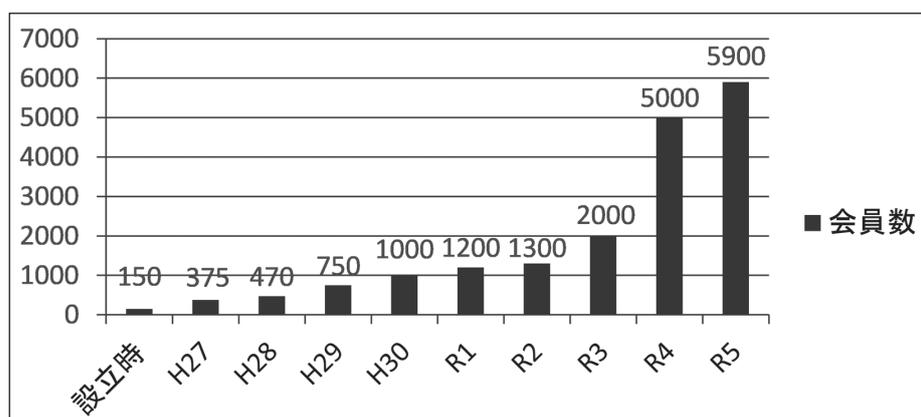
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 23 年 7 月	松本地域健康産業推進協議会設立
26 年 12 月	協議会事業として、松本ヘルス・ラボ事業を開始
27 年 9 月	任意団体「松本ヘルス・ラボ」設立
28 年 12 月	一般財団法人松本ヘルス・ラボ設立
29 年 3 月	松本ヘルス・ラボオフィスをMウイングに開設
令和 3 年 5 月	松本地域健康産業推進協議会を解散し、松本ヘルス・ラボに機能を集約 ※松本ヘルス・ラボで健康プログラム・モニタリング事業等を通年実施

イ 統計資料

松本ヘルス・ラボ会員数の推移



豊かさを育む文化芸術の推進

1 文化芸術の振興

文化観光部 文化振興課

(1) 目標

誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境を整えることにより、市民の心の豊かさを育むとともに、まちの賑わいにつなげることを目指します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 松本市文化芸術振興審議会において、文化芸術基本法（平成29年施行）に基づく「松本市文化芸術推進基本計画」の進捗状況を報告するとともに、国や県の状況を踏まえ、計画の一部を改訂する方針を固めました。
- イ 松本市文化芸術表彰として、特別栄誉賞1名、大賞1名、功労賞1団体、奨励賞2名を顕彰しました。
- ウ 文化芸術に係る全国大会、国際大会に出場した18歳までの子ども（小中学生を除く）を対象とした祝金を29件交付しました
- エ 松本まちなかアート project 事業の取組内容について評価、意見聴取を行うために、松本まちなかアート project 運営会議を設置しました。
- オ 松本まちなかアート project 実行委員会を設立し、「第2回まつもと街なか大道芸 & ジャズフェスティバル」、松本市美術館の企画展と連携した「映画監督 山崎貴の世界 まちなか出張展」を開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア セイジ・オザワ 松本フェスティバルや信州・まつもと大歌舞伎、草間彌生作品等優れた文化芸術を国内外へ発信している環境を活かし、文化芸術を一層暮らしの中に浸透させていく必要があります。
- イ 市民活動を支援するため、まつもと市民芸術館、松本市音楽文化ホール等の施設整備を進めてきましたが、文化芸術に関わる人材の育成を進めることが必要です。
- ウ 松本市文化芸術推進基本計画に基づいた基本的施策を推進し、市民の誰もが自由に文化芸術に親しめる機会を提供することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成15年 9月26日	「松本市文化芸術振興条例」を制定
17年 4月11日	(財)松本市教育文化振興財団の事務局を、博物館から文化振興課に移管
18年 1月24日	「松本市文化芸術振興基本方針」を策定
25年 4月 1日	(財)松本市教育文化振興財団が(一財)松本市芸術文化振興財団に移行
27年 4月 1日	文化スポーツ部創設
28年10月28日	「松本市文化芸術振興基本方針」を改定
令和2年 4月 1日	「松本市文化芸術振興条例」を「松本市文化芸術基本条例」に改正
3年 4月 1日	文化スポーツ部を文化観光部に組織改編
3年 9月17日	「松本市文化芸術推進基本計画」を策定
5年 3月30日	競技会・発表会出場祝金を見直し、「松本市文化・スポーツ大会出場子ども応援祝金」を創設
5年 4月27日	松本まちなかアート project 実行委員会設立
5年 7月27日	松本市文化芸術表彰の中に「文化芸術特別栄誉賞」を新設
5年 11月17日	松本まちなかアート project 運営会議設置

豊かさを育む文化芸術の推進

2 文化施設の管理運営

文化観光部 文化振興課

(1) 目標

「多彩で特色ある自主事業」と「幅広い市民利用（貸館事業）」とのバランスをとりながら、管理運営の効率性を追求するとともに、市民に親しまれる館運営に努めます。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 市民芸術館、音楽文化ホール及び波田文化センターの一括管理を（一財）芸術文化振興財団へ指定
- イ 各施設で指定管理者による、施設の特徴を生かした多彩で特色のある自主事業を実施しました。
- ウ 市民芸術館の芸術監督団を選任し、まつもと市民芸術館管理運営方針を全面改正しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民芸術館、音楽文化ホール、波田文化センター及び鈴木鎮一記念館の各施設は、文化芸術の拠点としての機能維持及び施設の延命を図るため、計画的に施設設備の改修・更新を行うことが必要です。
- イ 管理運営について、指定管理者のノウハウを生かし、適正かつ効率的な運用を図るとともに、各施設の自主事業等について積極的にPRを行い、より市民に親しまれる施設となるよう工夫していくことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- [まつもと市民芸術館] 指定管理者：（一財）松本市芸術文化振興財団 R5～R9利用料金・委託料併用
- [音楽文化ホール] 指定管理者：（一財）松本市芸術文化振興財団 R5～R9利用料金・委託料併用
- [鈴木鎮一記念館] 指定管理者：（公社）才能教育研究会 R4～R8委託料方式
- [波田文化センター] 指定管理者：（一財）松本市芸術文化振興財団 R5～R9利用料金・委託料併用

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
市民 まつもと 芸術館	利用者(人)	162,593	159,770	184,988	
	自主事業	鑑賞者数(人)	42,110	58,925	51,583
		事業数、公演数	27事業、110公演	32事業、117公演	32事業、79公演
	登録会員数等	ボランティア登録:68人 D M 会員: 1,048人 メルマガ会員:12,316人	ボランティア登録:80人 D M 会員: 1,097人 メルマガ会員:14,078人	ボランティア登録:76人 D M 会員: 1,078人 メルマガ会員:15,261人	
音楽 ホール 文化	利用者(人)	28,130	53,468	67,970	
	自主事業	鑑賞者数(人)	4,357	8,597	7,587
		事業数、公演数	11事業、12公演	23事業、23公演	23事業、26公演
	登録会員数等	登録:48団体 メイト会員:913人	登録:47団体 メイト会員:1,230人	登録:46団体 メイト会員:1,055人	
鈴木 鎮一 記念館	利用者(人)	553	1,206	2,228	
	自主事業	鑑賞者数(人)	0	71	880
		事業数、公演数	0事業	3事業	3事業
波田 文化 センター	利用者(人)	6,067	11,544	13,081	
	自主事業	鑑賞者数(人)	559	1,346	1,303
		事業数、公演数	7事業11公演	10事業16公演	8事業15公演
	登録団体数	3団体	3団体	3団体	

豊かさを育む文化芸術の推進

3 2023 セイジ・オザワ 松本フェスティバルの開催

文化観光部 国際音楽祭推進課

(1) 目標

平成4年度から毎年開催されている、セイジ・オザワ 松本フェスティバル（OMF）の共催、関連事業の実施によりこれを積極的に支援し、音楽文化の振興とそれを活かしたまちづくりを図るものです。

(2) 令和5年度の取組みと成果

公式公演としてオーケストラ2プログラム3公演、室内楽3公演、室内楽勉強会1公演、OMFオペラ1公演の計8公演を開催しました。共催、関連事業等も併せて実施し、総鑑賞者数は69,827人でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 世界的指揮者、小澤征爾総監督のもと国際的な音楽祭を開催し、優れた音楽芸術を国内外へ発信するとともに、まちの賑わいや子ども達の情操教育、音楽ファンの裾野の拡大に寄与しています。
イ フェスティバルの継続開催と発展には、支援体制の充実と開催都市にふさわしい環境づくりと主催団体であるサイトウ・キネン財団、OMF実行委員会の財政基盤の確立などが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 3年 11月 15日	「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」の松本開催が正式決定
4年 4月 15日	松本市教育委員会内に国際音楽祭推進室（本部扱い）を設置
5月 1日	財団法人サイトウ・キネン財団の設立が文化庁から許可
1日	「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」実行委員会が発足
7月 6日	松本市国際音楽祭推進団体協議会が発足
9月 5日～15日	第1回「'92 サイトウ・キネン・フェスティバル松本」を開催 ※以降毎年開催 ※海外公演、冬の特別公演の開催
	・ヨーロッパ公演 平成6年8月、平成9年4月、平成16年5月
	・冬の特別公演 平成11年12月、平成12年12月、平成29年1月、平成31年1月
	・アメリカ公演 平成13年1月、平成22年12月（ニューヨーク公演）
	・中国公演 平成23年9月
16年 7月 1日	国際音楽祭推進課が教育委員会から市長部局へ所管替え
27年 4月 1日	「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」に名称を変更
令和 2年 5月 14日	「2020 セイジ・オザワ 松本フェスティバル」開催中止を発表
3年 9月 3日・5日	「2021 セイジ・オザワ 松本フェスティバル」無観客収録配信を実施
4年 8月 13日～9月 9日	「2022 セイジ・オザワ 松本フェスティバル」を開催
11月 25日・26日	30周年記念 特別公演 を開催
5年 8月 19日～9月 6日	「2023 セイジ・オザワ 松本フェスティバル」を開催

豊かさを育む文化芸術の推進

4 発表の場の提供

文化観光部 美術館

(1) 目標

市民の創造活動の発表や展示できる快適な環境を提供し、市民の主体的、継続的な美術活動の促進を図ることを目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

市民ギャラリー、多目的ホール等を貸し出し、市民・団体等の芸術活動の発表の場を提供しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 美術に関する展示、催事、ワークショップなどに市民・団体等が各施設を活用しました。
新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、利用者数も前年度比120%以上となり、賑わいを取り戻してきています。
- イ 照明器具や音響機械等の設備も大規模改修時に更新され、利便性が向上していることから、より利用者が安全で快適に使用できるよう、今後も、施設、設備の適切な維持管理を継続していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 施設利用者数

年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	前年度比較	前年度比
市民ギャラリー	—	54,784 人	64,369 人	9,585 人	117.5%
その他施設	—	6,013 人	9,411 人	3,398 人	156.5%
合 計	—	60,797 人	73,780 人	12,983 人	121.4%

※その他施設…多目的ホール、こども創作館、市民アトリエ、講座室等

※令和3年度は、大規模改修工事により休館

豊かさを育む文化芸術の推進

5 教育普及事業の実施

文化観光部 美術館

(1) 目標

子どもから大人まで、それぞれの年代に向けた学習プログラムを提供し、市民の学習意欲に応えるとともに、将来の美術の担い手となる人材を育成することを目標とします。

(2) 令和5年度の実施と成果

ア 未就学児向けプログラム「はじめてのびじゅつかんさんぽ」や高校生講座、一般向け講座等を実施し、再び美術館へ足を運んでもらうきっかけづくりとすることができました。
イ 「館長講座」や、学芸員の専門分野や研究テーマによる「学芸講座」を実施し、多くの参加者に好評を得ました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 学習プログラムの継続や見直しを検討し、各世代がより美術に親しむきっかけとなる事業の実施に取り組めます。
イ 小中学校、高校との連携を図り、学校教育における美術館の活用を促進します。
ウ 講座開催のほか、鑑賞教材を活用した教育普及プログラムを実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 教育普及事業の開催状況

講座総数	参加総数	内訳		
		分類	講座数	参加人数
55	7,739 人	親子・子ども対象	5	4,829 人
		一般対象	39	2,863 人
		学校連携	11	47 人

イ アのうち出前講座の開催状況

対象	主な講座	講座数	参加人数
一般	草間彌生の芸術	3	116 人
一般	アートカード	4	73 人
一般	展覧会を楽しむためのアートおとどけ講座	1	10 人
一般	上條信山の人と書	1	14 人

6 展覧会事業の実施

文化観光部 美術館

(1) 目標

国内外の優れた作品展や郷土に密着したテーマの企画展・コレクション展示を開催し、多くの市民が気軽に美術に親しむ機会・鑑賞の場の創出を目標とします。

(2) 令和5年度の取組みと成果

ア 企画展

「アーツ・アンド・クラフツとデザイン展」のほか、「映画監督 山崎貴の世界展」「須藤康花展」の3本を開催。いずれも目標値を上回る来場者数となりました。

イ コレクション展示（常設展）

昨年に引き続き、草間彌生の拡大特集展示を行いました。

各記念展示室においては年4回の展示替えを行い、記念展示室作家のほか主要な所蔵品や新収蔵作品を公開しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア マスコミ等とも連携しながら国内外の魅力ある企画展を開催します。

イ 草間氏本人、草間スタジオ、草間彌生記念芸術財団との連携による円滑な顕彰活動を継続するとともに、引き続き拡大展示を開催しながら「草間生誕の地・松本」を国内外に発信します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 企画展開催状況

展覧会名	会期	観覧人数
アーツ・アンド・クラフツとデザイン展	令和5年4月15日(土)～6月4日(日)	22,659人 (目標 18,000人)
映画監督 山崎貴の世界展	令和5年7月15日(土)～10月29日(日)	55,013人 (目標 50,000人)
須藤康花展	令和5年12月9日(土)～令和6年3月24日(日)	15,506人 (目標 13,000人)
令和5年度合計		93,178人

イ コレクション展示開催状況

(ア) コレクション展示室 ABC

特集展示「草間彌生 - 魂のおきどころ -」 令和4年4月21日(木)～

(イ) 上條信山記念展示室・田村一男記念展示室・池上百竹亭コレクション展示室

第1期 令和5年4月25日(火)～7月23日(日)

第2期 令和5年7月25日(火)～10月1日(日)

第3期 令和5年10月3日(火)～令和6年1月14日(日)

第4期 令和6年1月16日(火)～4月21日(日)

(ウ) 観覧者数

124,590人(前年比 180.5%)

豊かさを育む文化芸術の推進

7 美術資料の収集・保存管理

文化観光部 美術館

(1) 目標

美術資料の計画的な収集及び適正な保存・管理に努め、コレクションの充実を図るとともに、多くの市民が美術に親しむ機会・鑑賞の場の充実を図ることを目標とします。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 美術資料の収集方針に基づき、購入3点、寄贈7点を新たに収集しました。
イ 収蔵作品の今後を見据え、展示や適正な保存管理のため、10点を修復、4点を額装しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア コレクションの充実に向け、収集方針に基づいて調査・研究、情報収集に努めます。
イ 作品の公開に向け、修復計画に沿って修復や額装作業を進めてまいります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 美術資料収集

区分	日本画	日本画以外の 絵画	版画	彫刻・ 立体	工芸	書	草間 彌生 作品	上條 信山 作品	田村 一男 作品	池上 百竹亭 コレクション	合計
点数	295	657	35	41	14	123	409	386	395	221	2,576

- 【備考】 1) その他に、石井鶴三資料一式
2) 日本画以外の絵画の区分には、油彩、水彩、デッサン、ミクストメディアを含む
3) 上條信山には、宮島詠士、張廉卿の作品を含む。

イ 保存管理

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修復	池上百竹亭コレクション等4点	日本画作品2点	書画作品10点
額装	草間彌生作品等270点	—	油彩画、日本画4点

歴史・文化遺産の継承

1 松本城の保存活用

文化観光部 松本城管理課

(1) 目標

松本市を代表する歴史・文化資産である国宝松本城天守や総合公園である松本城公園を適切に管理及び公開し、市民の学ぶ機会と地域への愛着を高める機運を醸成するとともに、文化観光施設として、観光誘客やまちづくりに最大限活用するものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 令和3年度に制定した「松本城の日」の浸透を図り、観光誘客を促進するため、令和5年11月3日から10日までを「国宝松本城 Week」とし、松本城を中心にさまざまなイベントを開催しました。
- イ 令和5年11月には、10月に開館した博物館と共同で、ナイトツアーを実施。また、2月には冬期間の誘客促進や、「松本城イルミネーション」との相乗効果をねらい開始した「松本城天守ナイトツアー」を宿泊者、市民、インバウンドを対象に8日間、計16ツアー実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 南・西外堀復元事業、天守耐震対策・防災対策事業等の大規模整備事業が予定されている中、担当部局と連携し、安全な観覧環境の確保と、事業の進捗状況に応じた公開方法について検討が必要です。
- イ 歴史・文化資産としての保護と落ち着いた観覧環境を守りつつ、新たな魅力の創出、街の活性化や経済の好循環につながる活用を、バランス良く推進する必要があります。
- ウ インバウンド観光の取り込みを一層促進するため、世界に向けた情報発信の強化・充実を図るとともに、天守や公園内の案内表示の見直し等、受け入れ態勢の整備が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成29年度 天守耐震診断結果を受け、安全管理と避難誘導のための警備員を天守内に配置
- 令和元年度 観覧料を令和2年1月に大人610円から700円に引き上げ
- 3年度 松本城管理事務所の業務を、総合戦略局お城まちなみ創造本部、文化観光部松本城管理課、教育委員会文化財課城郭整備担当に再編

イ 統計資料

主な行事

行事名	開催期間	実施主体
国宝松本城夜桜会	令和5年3月27日～4月3日	松本城管理課
みんなでゆかたを着よう日	令和5年8月3日	松本城管理課
国宝松本城新能（観世流）	令和5年8月8日	松本城管理課
国宝松本城 Week	令和5年11月3日～10日	松本城管理課
新春祝賀特別公開	令和6年1月1日～3日	松本城管理課
国宝松本城天守夜間特別観覧 (天守ナイトツアー)	博物館・松本城 SP ツアー： 令和5年11月6日、8日、9日 市民・市内宿泊者、インバウンド向け： 令和6年2月 毎週金・土(8日間、16回)	松本城管理課 博物館

2 松本城の整備等

教育委員会 文化財課

(1) 目標

史跡松本城保存活用計画および国宝松本城天守保存活用計画に基づき、整備に必要な調査・研究の成果を踏まえ、史跡松本城整備研究会、国宝松本城天守耐震対策専門委員会や国、県などの指導・助言を仰ぎながら、史跡松本城および国宝松本城天守の整備を進めるものです。なお、整備にあたっては、早期に事業化すべきものから順次進めます。

(2) 令和5年度の実施と成果

ア 史跡松本城整備基本計画策定事業

史跡松本城保存活用計画で示した保存・活用・整備の方針に基づき、幕末期の松本城の姿を可能な限り具現化するための整備計画を策定

イ 南・西外堀復元事業

(ア) 事業用地取得（令和5年度末 対象面積の約96.7%取得）

(イ) 堀の範囲及び形状確認を確認するための発掘調査を実施し、復元形状や整備手法を検討

(ウ) 「水をたたえたお堀」とするための課題解決に向けた調査・研究の実施

ウ 堀浄化対策事業

松本城の堀に適した浚渫工法による浚渫（堆積物除去）に着手（内堀東部）

エ 松本城黒門・太鼓門耐震事業

太鼓門袖塀の耐震補強と漆喰補修工事の実施

オ 松本城天守耐震対策事業

(ア) 天守及び天守台石垣の耐震対策補強案の検討

(イ) 国宝天守の耐震補強（案）を国宝松本城天守耐震対策専門委員会及び史跡松本城整備研究会で検討し、文化庁と協議

カ 国宝松本城天守防災設備整備事業

既設ポンプ室と既設配管を改修

キ 松本城歴史資料保存事業・学びと研究事業

松本城や松本藩に関連する歴史資料の収集や保存・研究と、松本城に関する学びの機会の提供

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 南・西外堀復元事業

関係権利者個々の具体的な条件整備を進めながら用地取得完了を目指します。また、復元整備に必要な基礎情報収集に必要な発掘調査を行い、水をたたえた堀の復元に向けて、調査研究を推進し、整備方針を検討します。

イ 堀浄化対策事業

堀浚渫事業は、令和11年度の完了を目標に、内堀・外堀・総堀の浚渫を実施します。令和6年度から7年度は、内堀南西部を一体的な工区とし、深度で分けて実施します。

ウ 国宝松本城天守耐震対策事業

耐震補強の基礎部の構造を検討するため、天守台の発掘調査を実施し、史跡の遺構の残存状況を調査します。

エ 松本城黒門・太鼓門耐震事業

太鼓門の耐震対策工事は、令和7年度の完了を目指します。令和6年度は、二の門南側の袖塀の耐震工事及び漆喰補修工事を実施します。

オ 国宝松本城天守防災設備整備事業

既存防火水槽内部の防水改修工事、溢水（いっすい）防止の電極設置工事を実施し、それら設備の円滑な運用と、早期発見・初期消火体制整備を重要な課題としてとらえ、組織的な防災体制の強化に取り組みます。また、天守スプリンクラー用地上式防火水槽の目隠し塀設置工事を実施します。

カ 松本城歴史資料保存事業・学びと研究事業

松本城を後世に残し伝えるための整備に必要な資料を収集したうえで、調査・研究と周知を進めます。また、それらの成果も活用しながら、松本城を身近に感じてもらうための学びの機会を提供します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

1 史跡松本城の整備等

(1) 南・西外堀復元事業

- 昭和51年度 「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定
- 平成11年度 「松本城およびその周辺整備計画」を策定
- 22年度 地元説明会を開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を提示
- 23年度 地元の対応窓口として松本城周辺整備課を設置。松本城南・西外堀復元に係る事業計画策定
- 24年度 松本城周辺整備課を本部体制にして城下町整備本部を設置
文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定
- 25年度 事業用地取得に着手、文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定
- 26年度～平成28年度 事業用地取得、文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定
- 29年度 事業用地取得、文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定（民有地部分の史跡追加指定完了）、復元に向けた発掘調査に着手、事業用地内の土壤汚染調査実施
- 30年度 事業用地内の土壤汚染調査の結果、基準値を超過する土壤汚染を確認したことを踏まえて、事業方針を堀復元から平面整備に変更
- 令和元年度 整備のあり方について検討する庁内組織を設置
- 2年度 水をたたえたお堀の実現に向けた調査・研究を開始
- 3年度 新たに設置されたお城まちなみ創造本部が南・西外堀復元事業を主管
- 5年度 「史跡松本城整備基本計画」を策定し、南・西外堀復元事業の基本的な考え方を整理

(2) 堀浄化対策事業

- 平成25年度 内堀の一部で浚渫工事を実施
- 30～令和2年度 松本城堀総合調査を実施
- 令和2年度 浚渫工法選定のための実証実験（浚渫工事）を実施（3工法／900㎡）
- 4年度 浚渫業務の実施設計
- 5年度 浚渫業務に着手し、内堀東部の3,480㎡を浚渫

(3) 黒門・太鼓門耐震対策事業

- 平成30年度 黒門・太鼓門の耐震診断を実施し、大地震動時の耐震性能が不足していることが判明
- 令和2～令和3年度 黒門・太鼓門耐震対策基本計画策定、太鼓門実施設計
- 4年度 太鼓門耐震対策工事に着手し、一の門、二の門の耐震対策工事を実施
- 5年度 太鼓門袖壁の耐震補強、漆喰補修を実施

(4) 国宝松本城天守耐震対策事業

- 平成26～28年度 国宝松本城天守耐震診断を実施し、大地震動時の耐震性能が不足していることが判明
- 令和2年度 耐震補強（案）検討のための松本市独自の取り組み実施（天守台内部地盤や石垣に関する基礎データを取得するための調査）
- 4年度 天守大石垣の調査結果に基づく石垣の耐震対策の検討
- 5年度 耐震補強（案）について、文化庁との協議を実施し、検討状況を市議会経済文教委員協議会へ報告

(5) 国宝松本城天守防災設備事業

- 令和元年度 フランスのノートルダム大聖堂や沖縄県首里城の火災を受け、松本城天守建造物等の防災設備の見直しに着手
- 2年度 国宝松本城天守防災対策基本計画を策定
- 3年度 自動火災報知設備やスプリンクラー等自動消火設備、屋内外消火設備等の新設、更新
- 4年度 屋内用送水設備（ポンプ室、消火水槽、発電機等）の新設、既存電気設備等の更新
- 5年度 屋外消火栓用の既設ポンプ室と既設配管の改修

イ 統計資料

○資料の収集・保存及び調査研究の成果数

年度	古文書複写数	寄附受入件数	調査した資料・文書	整理した資料 (角2型中性紙封筒保存)
R 4	1,118 枚	3 件	285 点	約 1,500 袋分
R 5	1,505 枚	1 件	5 点	約 1,600 袋分

○主な学びの機会

主な行事名（回数）	開催時期	備考
夏休み子ども勉強会（1回）	令和5年 7月29日（土）	
動画（You Tube）配信（3本）	令和5年11月 2日～	「松本城基礎講座」「浚渫」
松本城講座（1回）	令和5年11月 4日（土）	「城と火縄銃」
城郭関係遺構（南外堀）発掘見学会（1回）	令和5年12月 9日（土）	
浚渫見学会（1回）	令和6年 2月17日（土）	
学校・企業等への出前講座（32件）	通年	
おもシロ！城郭つうしん（5回）	通年	

歴史・文化遺産の継承

3 文化財の保存と管理

教育委員会 文化財課

(1) 目標

市民が地域の文化財に触れ、身近に感じることができるよう、文化財の積極的な整備と活用を進め、地域の歴史・文化への理解をとおして郷土愛を育み、魅力ある地域づくりを進めます。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 新たに旅館すぎもと松軒楼1棟が国登録有形文化財に登録され、伊原漆器専門店店舗兼主屋1棟、旧竹内度量衡店（松本市はかり資料館）店舗兼主屋西棟・東棟・蔵座敷の3棟が市登録文化財に登録され市内の文化財件数は377件となりました。
- イ 市所有の重要文化財田村堂消火設備の修繕、市特別史跡源智の井戸の湧出口浚渫の実施、市特別天然記念物安養寺のシダレザクラなど指定文化財4カ所の説明看板の改修等を行いました。
- ウ 県宝里山辺お船祭のお船（兎川寺）、市特別天然記念物伊和神社のケヤキ群、内田のカキ、登録有形文化財旧第一勧業銀行松本支店、旧小穴家住宅の保存管理事業に補助金を交付しました。
- エ 市重要無形民俗文化財「奈川獅子」の保存伝承活動を行う「奈川獅子舞保存会」など、計15件の文化財保存等活動団体等に補助金を交付して、保存活動を支援しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 本市には多くの文化財が先人たちの努力で残されてきましたが、社会変化や災害等により文化財を継承する環境は年々厳しさを増しています。
- イ 市所管の文化財の適切かつ計画的な維持管理に努めるとともに、文化財所有者の保護に係る経済的負担を軽減するため、文化財指定の推進と保存管理事業への補助を行います。
- ウ 松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画に基づき、一層の文化財の保存活用を図っていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和31年 4月 松本市文化財保護条例制定
33年 3月 松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則制定
57年 7月 松本市文化財保護事業補助金交付要綱制定

イ 統計資料

市内指定・登録文化財件数（令和6年3月31日現在）

	国	県	市	合計
有形文化財（建造物、彫刻、歴史資料等）	20	20	129	169
無形文化財	0	0	0	0
民俗文化財（有形、無形）	3	1	30	34
記念物（史跡、名勝、天然記念物）	6	15	69	90
登録有形文化財	74		7	81
選択無形民俗文化財	2	1		3
合計	105	37	235	377

※ 国有形文化財は重要美術品2件を含む。

歴史・文化資産の継承

4 埋蔵文化財保護事業

教育委員会 文化財課

(1) 目標

文化財保護法に基づき、主に開発事業により破壊される埋蔵文化財について発掘調査による記録保存を行うとともに、郷土の歴史・文化資産として活用することにより、地域に誇りや愛着の持てるまちづくりを目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 開発事業等にもなう埋蔵文化財保護協議を639件行いました。
- イ 遺跡の分布や範囲、性格等を確認するための試掘調査を31件（約1,069㎡）実施しました。
- ウ 現地発掘調査として、市単独事業1件、松本城南・西外堀復元事業に伴う調査1件を実施しました。遺物等の整理作業は5件実施し、調査報告書を1冊刊行しました。
- エ 会場開催による発掘報告会と速報展を開催し、148人の参加者がありました。また報告会の動画配信も実施し、6件配信で延べ2,000回の再生回数がありました。速報展は松本市立博物館1階で開催し、開催期間中の博物館1階利用者数は29,762人でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 古くから政治や文化の中心だった松本には、745か所の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）があります。
- イ 今後も大型開発事業に係る発掘調査の予定があるため、適切に対応できるよう調査体制の確保に努めていきます。
- ウ 限られた経費と期間で最大限の成果が上げられるよう、発掘調査技術の継承も含め職員の資質向上を図る研修を継続して実施します。
- エ 埋蔵文化財に対する市民の理解を深めるため、発掘調査の現地説明会や発掘報告会、遺物等の速報展示のほか、動画配信やSNS等による周知に引き続き取り組んでいきます。

(4) 現在までの統計資料

年度	調査件数		事業費 (千円)	発掘調査			報告書	
	発掘	整理		調査面積 (㎡)	調査延日数 (日)	遺物量 (箱)	冊数	総頁数
平成30年度	7	6	79,950	3,573	1,205	211	4	538
令和元年度	5	6	85,000	5,007	857	97	5	412
令和2年度	7	7	103,850	5,104	660	64	2	56
令和3年度	7	8	73,030	3,391	507	68	2	146
令和4年度	5	7	84,890	3,324	635	49	1	120
令和5年度	2	5	78,830	672	242	11	1	48

※松本城南・西外堀発掘調査分を含む

5 殿村遺跡史跡整備事業

教育委員会 文化財課

(1) 目標

現地での保存が決定し、虚空蔵山を中心とする中世の宗教的遺跡と推定されている殿村遺跡について、これまで実施した発掘調査のほか周辺一帯の総合調査に基づき、遺跡の全容を明らかにしたうえで史跡整備を実施するものです。

(2) 令和5年度の実施と成果

史跡指定に向けたステップとして、文化庁が作成する「史跡相当の埋蔵文化財」リストへの掲載を目指し、遺跡の価値付けについて長野県教育委員会から助言を得ました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 総合調査により明らかとなった文化財的な価値付けをふまえ、史跡指定に向けた調整を調査指導委員会及び文化庁と進めます。
- イ 遺跡を将来的な地域づくりの資源として活かしていくため、調査成果を分かりやすく市民に伝え、大人から子どもまで誰もが関心を高められるよう普及公開事業を継続していく必要があります。
- ウ 史跡指定後は保存活用計画を策定し、地域のまちづくりに繋がる活用を検討していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 20 年 9 月	統合小学校建設に伴う発掘調査により 15 世紀に築造された石垣や造成跡が出土
21 年 7 月	教育委員会が遺跡の現地保存を決定し、市長が四賀地区連合町会長会に対し回答
22 年度	殿村遺跡調査指導委員会設置、調査計画策定、第 2 次発掘調査
23 ～ 29 年度	発掘調査（殿村遺跡第 3 ～ 9 次・虚空蔵山城跡第 1 ～ 3 次）、所蔵資料調査（絵図・古文書）、中世石造物調査、講演会等普及公開事業を毎年実施
30 年度	虚空蔵山岩屋神社詳細測量、調査成果整理作業、報告会・講演会等を実施
令和 元 年度	殿村遺跡（第 1 ・ 9 次・総括）・虚空蔵山城跡の調査報告書を刊行
2 年度	総合調査報告書を刊行
4 年度	文化庁から「指定相当の埋蔵文化財」リスト掲載候補遺跡として通知

6 小笠原氏城館群史跡整備事業

教育委員会 文化財課

(1) 目標

松本城につながる小笠原氏の城館群である井川城跡、林城跡（大城・小城）の3城跡について、一層の保存活用を図るため、必要な調査を実施し国史跡の指定を受けたいと、史跡整備を行うものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

史跡小笠原氏城跡の保存活用を図るため、長野県や文化庁の指導助言を受けながら、今後の具体的な史跡整備の内容を定める史跡小笠原氏城跡整備基本計画を策定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 史跡小笠原氏城跡の保存活用を図るため、整備基本計画に基づき段階的に史跡整備に取り組む必要があります。
- イ 県史跡桐原城・山家城・埴原城をはじめ、市域には保存状況が良好で特徴的な山城が数多く存在しており、これらについても広域での群指定も視野に史跡として保存活用を図っていく必要があります。
- ウ 近年の戦国ブームにより山城に対する市民の関心が高まっており、積極的な普及公開事業の推進が求められています。

(4) 現在までの経過

ア 経過

- 平成 24 年度 中条保育園建設予定地が井川城跡隣接地に決定
- 25 年度 井川城跡第1次発掘調査
県史跡5城(林大城・小城・桐原城・山家城・埴原城)の国史跡指定要望(地元3町会)
- 26 年度 井川城跡と県史跡5城の一体的な保存方針を示す。井川城跡第2次発掘調査
- 27 年度 文化庁と協議した結果、「小笠原氏本城の変遷」をテーマに、指定対象を井川城跡・林城跡（大城・小城）の3城に絞る。学術調査報告書刊行
- 28 年度 井川城跡と林城跡（大城）が国史跡小笠原氏城跡として指定
林城跡（小城）の試掘調査・石垣測量を実施
- 29 年度 林城跡（小城）の縄張調査を実施し調査報告書を刊行、井川城跡の一部用地を取得
- 30 年度 林城跡（小城）が国史跡小笠原氏城跡に追加指定
- 令和 元 年度 国史跡指定記念事業（講演会、企画展示、講座等）を実施（参加者約3,000名）
- 2 年度 史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定に着手、井川城跡の一部用地を取得
- 3 年度 史跡小笠原城跡保存活用計画を策定
- 5 年度 史跡小笠原氏城跡整備基本計画を策定

7 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業

教育委員会 文化財課

(1) 目標

国の特別天然記念物である「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」について、文化財的価値と保存活用方針を明らかにした保存活用計画に基づいて、適切な保存活用に向けた整備を行うとともに、観光資源としての活用を図るものです。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 令和4年度実施の詳細設計に基づき、観察路・安全柵、駐車場、案内板などを整備しました。
- イ 噴湯丘などの公開を予定するエリアで、保存や観察に支障のある樹木を伐採したほか、コケや落ち葉などを除去しました。
- ウ 観光案内所に球状石灰石の展示解説を整備しました。説明のリーフレットを旅館等に配置するとともに、市の公式 Youtube チャンネルに解説動画を公開するなど、情報発信に努めました。
- エ 地元小学生や姉妹提携都市である松崎町訪問団などを対象にした見学・体験学習会を実施し、文化財への理解を深め、活用に向けた機運を高めました（延べ5回開催・66名参加）。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 白骨温泉は日本有数の温泉地であり、温泉水により作り出された本文化財は、重要な観光資源になる可能性を秘めています。石灰華（温泉成分の堆積）の分布規模はわが国最大で、まとまった数の噴湯丘（温泉水の噴出跡）を観察できるのも、大変珍しいことです。
- イ 観察路の設置により、安全に至近距離から噴湯丘を観察できる環境が整備できたことから、今後積極的な普及公開事業を実施し、観光・教育両面からの活用を図る必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

大正 10 年度	3 月 8 日、旧史蹟名勝天然記念物保護法による天然記念物指定 (指定時名称「安曇村噴湯丘及び球状石灰石」)
14 年度	旧安曇村が管理者に指定
昭和 26 年度	3 月 29 日、文化財保護法による特別天然記念物指定
32 年度	7 月 31 日、名称が「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」に変更
平成 26 年度	文化庁調査官が現地視察、保存活用計画策定の方針等について指導
27 年度	保存活用計画策定委員会を設置し、策定作業に着手
27 ～ 30 年度	文化財の現況調査を実施 (詳細地形測量、噴湯丘・地質鉱物・植物・微生物・温泉水・文献等調査)
令和 元 年度	3 月、パブリックコメントを経て保存活用計画を策定 指定範囲の追加が文部科学省告示
2 年度	5 月、文化庁長官が保存活用計画を認定 7 月、保存活用協議会を設置 3 月、整備計画を策定
3 年度	3 月、整備実施計画を策定
4 年度	観察路などの測量設計を実施
5 年度	観察路や安全柵、駐車場などを整備

歴史・文化資産の継承

8 まつもと文化遺産活用事業

教育委員会 文化財課

(1) 目標

松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の保存、活用を図るとともに、住民の皆さんが地域の文化財を主体的に活用し、文化財を核とした地域の活性化を図るものです。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 「まつもと文化遺産保存活用協議会」を2回開催し、新たに「貞享騒動の記憶」の文化財群を「まつもと文化遺産」に認定し、合計8件となりました。また、協議会では、認定後3年となる2遺産の保存活用団体についての活動の検証を行いました。また、4団体に補助金を交付しました。
- イ 認定遺産候補の地区に対してまつもと文化遺産認定制度を周知し、相談・助言の支援を行いました。
- ウ 市域の文化財に対する市民等の理解を深めるため、Facebook・Instagramで「まつもとの文化財」の継続的な情報発信を行うなかで、活動団体の取組みなどの周知を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市文化財保存活用地域計画に基づき、具体的な保存活用の施策を検討し、市民と行政の協働による文化財保護と、歴史や文化を活かしたまちづくりを推進します。
- イ 引き続き「まつもと文化遺産保存活用協議会」を開催し、「まつもと文化遺産」の認定を行うとともに、文化財の保存活用の施策を検討します。
- ウ 文化財をより広く多世代に周知するため、SNSや動画による情報発信を継続します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 23 年 6 月 8 日	松本市歴史的風致維持向上計画を国土交通大臣が認定
25 年 7 月 4 日	第1回松本市歴史文化基本構想策定庁内検討委員会を開催
28 年 3 月 8 日	第1回松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会を開催
29 年 9 月 11 日	松本市歴史文化基本構想報告会を開催
30 年 2 月	パブリックコメントを経て、「松本市歴史文化基本構想」を策定
30 年 7 月 20 日	第1回まつもと文化遺産保存活用協議会を開催
31 年 2 月	「松本市文化財保存活用地域計画」を策定。「古代より人々の集うまち～ふれあい広がる大日堂～」(沢村地区)及び「近代今井の象徴～幕府領が守った文化財～」(今井地区)の2件を「まつもと文化遺産」に認定
令和 元年 7 月 19 日	「松本市文化財保存活用地域計画」が全国初の国の認定を受ける
2 年 3 月	「嶋之内の成立と発展～平瀬城&犬甘城 街道と水～」(島内地区)及び「松本城下北の要 武家のまちと商家のまち」(安原地区)の2件を認定
3 年 3 月	「野麦街道と集落と集落を結ぶ里道～交通の要衝として発展を遂げたあたらしの郷～」(新村地区)を認定 Facebookによる情報発信を開始
4 年 6 月	Instagramによる情報発信を開始
4 年 11 月	「城下町から商都へ 町民の信仰と祈り 暮らしの中のお祭」(第二地区)及び「四ヶ堰と芳川地区の生活を支えた用水路(堰)」(芳川地区)の2件を認定
5 年 11 月	「貞享騒動の記憶」(義民塚を守る会)を認定

9 史跡弘法山古墳再整備事業

教育委員会 文化財課

(1) 目標

3世紀末に築造された東日本最古級の古墳として知られる史跡弘法山古墳について、規模や形状等を確認する発掘調査や周辺古墳群の調査を行い、保存活用計画を策定します。保存活用計画策定後、古墳の再整備事業に移行します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 令和4年度に引き続き、史跡弘法山古墳の発掘調査を実施し、墳丘裾部等を確認しました。
- イ 東海大学との協働事業として、史跡弘法山古墳周辺の古墳の発掘調査を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 調査委員会、長野県、文化庁の指導助言を得ながら発掘調査を進める必要があります。
- イ 令和2年度から実施してきた発掘調査の成果を取りまとめ、令和7年度に調査報告書を刊行します。
- ウ 全国的にも貴重な弘法山古墳の文化財的な価値を、より多くの市民に知ってもらうため、SNS等による情報発信に積極的に取り組みます。

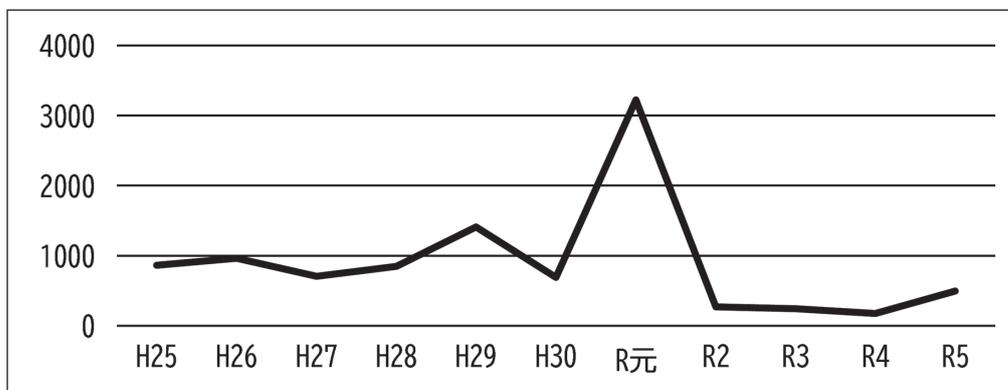
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和49年	発掘調査により東日本最古級の前方後方墳であることが判明
51年	国史跡に指定
56・57年度	墳頂部などの史跡整備を実施
平成9年度	駐車場及びトイレの整備を実施
24～26年度	古墳北側斜面裾部整備（崩落防止のための擁壁設置）
令和元年度	弘法山古墳及び周辺古墳群の測量調査に着手
	大学との連携による周辺古墳群の測量調査を実施
2年度	弘法山古墳の規模や形状を確認するための発掘調査に着手（令和5年度完了）

イ 統計資料

市民公開の状況（史跡弘法山古墳・小笠原氏城跡、殿村遺跡に係る講座等の参加人数）



10 伝統的建造物の分館活用と保存管理

教育委員会 博物館

(1) 目標

松本まると博物館構想の理念に基づき、現地で保存する指定文化財建造物を博物館の分館として活用しています。文化財建造物の価値を明らかにするための調査研究を行い、その価値を広く情報発信し多くの人に知っていただくとともに、永く後世に伝えるため適切な保存管理に努めます。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 国宝旧開智学校校舎の耐震補強工事・防災設備整備工事を継続実施しました。
- イ 休館となっている旧開智学校校舎の紹介展示を旧司祭館で行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 文化財指定されている建築物の保存活用計画を策定する必要があります。
- イ 国宝旧開智学校校舎の耐震補強工事・防災設備整備工事を進めるとともに、策定をした保存活用計画の方針に基づいた公開・活用について検討を進めます。

(4) 現在までの経過

経過

- 昭和 36 年 開智学校が国の重要文化財に指定
- 39 年 開智学校が松本本町から松本市開智の現在地に復元・竣工
- 52 年 長野地方裁判所松本支部が丸の内へ移転。
- 57 年 旧松本区裁判所庁舎が島立へ移築復元完了、日本司法博物館として開館
- 62 年 重要文化財旧開智学校校舎と重要文化財開明学校校舎（愛媛県西予市）と姉妹館提携
- 平成 13 年 日本司法博物館所有の建物は無償、土地は有償で日本司法博物館から松本市へ譲渡
- 14 年 松本市歴史の里 開館（旧松本区裁判所庁舎、旧松本少年刑務所独居舎房、市重要文化財工女宿宝来屋、旧昭和興業製糸場、木下尚江生家）
- 16 年 市重要文化財高橋家住宅が松本市に寄贈
- 17 年 重要文化財旧開智学校校舎と重要文化財旧岩科学校校舎（静岡県賀茂郡松崎町）と姉妹館連携
- 28 年 松本市歴史の里に隣接する日本浮世絵博物館との連携開始（観覧料割引制度）
- 29 年 旧松本区裁判所庁舎が国の重要文化財に指定
- 令和 元年 旧開智学校校舎が国宝に指定
旧昭和興業製糸場（歴史の里）が国の登録有形文化財に登録
- 4 年 市重要文化財中田家住宅が松本市に寄贈

11 松本城の世界遺産登録の推進

文化観光部 文化振興課

(1) 目標

国宝松本城を保護、保存し、次世代へ継承するため、「近世城郭の天守群」による松本城の世界文化遺産登録を目指しています。世界遺産に登録されるためには、国内暫定一覧表に記載されることが必要であるため、関係団体と連携して一覧表見直しに向けた提案書の作成等に取り組むとともに、市民及び観光客等にも広く理解を求めていきます。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会は、世界遺産登録に関する普及活動として、「松本の日」制定記念事業（市川量一氏（市川量造の曾孫）講演会、新聞全面広告、ノベルティ配布等）を実施しました。
- イ 国宝5城による「近世城郭の天守群」登録に向け、第4回3市市民交流会を犬山市で開催しました。
- ウ 3市（犬山、松江、松本）の市長と専門家の意見交換会を松本市で開催。世界遺産登録に向けた3市の連携強化を確認しました。
- エ 特別版お城 EXPO in 姫路のオープニングイベントである国宝五城サミット（5市長が登壇）に合わせ、3市準備会事務局が姫路市副市長を表敬訪問し、天守群の取組みについて理解を得ました。
- オ 3市担当者と滋賀県・彦根市担当者との意見交換会を開催し、天守群の取組みについて理解を得ました。
- カ 3市担当者による姫路市担当者との意見交換会を開催し、天守群の取組みについて理解を得ました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和3年3月に文化庁から暫定一覧表見直しについて方向性が示され、令和6年4月には文化庁文化審議会世界遺産部会に暫定一覧表追加資産検討に係るワーキンググループが設置されたことから、見直し実施に向けて準備を進める必要があります。
- ウ 国宝5城による「近世城郭の天守群」のシリアル・ノミネーション（連続する資産）での登録を目指しているため、関係する5県5市の連携が必要となります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成13年度 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会を設立、市民アピールを採択
- 18年度 暫定リスト登録をめざし文化庁へ提案書を提出（継続審議）
- 19年度 再提案書と検討状況報告書を文化庁へ提出
- 20年度 文化庁から審議結果（カテゴリーI b）
- 23年度 彦根市、犬山市と国宝四城近世城郭群研究会を設置し、担当者レベルで研究を開始
松本市、犬山市及び彦根市の3市で、（仮称）国宝四城世界遺産登録推進会議準備会を設立
- 24年度 同準備会に専門家によるワーキンググループを設置、開催
- 25年度 「世界遺産フォーラム in 松本～世界遺産登録に向け地域社会に求められるもの～」を開催
- 27年度 文化スポーツ部文化振興課に世界遺産推進担当を設置
長野県教育委員会事務局と（仮称）松本城世界遺産調査研究に係る連絡会議を開催
- 28年度 同準備会を近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会（松本市、犬山市、松江市）に移行
- 29年度 日本イコモス国内委員会理事等との意見交換会を実施
- 令和元年度 文化庁の「我が国における世界文化遺産の現状と課題に関する調査」について長野県と回答
- 3年度 長野県、松本市が共同で「近世城郭の天守群」提案書を文化庁へ初提出
- 4年度 3市長が姫路市長を表敬訪問し、国宝5城による世界遺産登録への理解を求めた。
- 5年度 姫路市及び彦根市担当者と意見交換を実施し、天守群の取組みについて理解を得た。

スポーツを楽しむ環境の充実

1 スポーツ振興事業

文化観光部 スポーツ事業推進課

(1) 目標

誰もがスポーツに身近に触れ合える機会を創出し、市民一人ひとりが生涯にわたって主体的、継続的にスポーツに取り組める環境づくりを進めることで、スポーツの普及と振興を図ります。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

ア プロスポーツ団体との連携事業

各競技におけるプロスポーツ団体と連携し、松本市民デーやホームタウンデーと題して交流人口の増加促進策や市施策のPR活動を推進しました。また、プロスポーツをより身近に感じてもらうとともに、中学生の競技力向上を目指すことを目的にプロスポーツ選手による中学校部活動出前コーチング事業を実施しました。

イ スポーツ教室等の開催

(ア) 親子体操教室やシニア健康教室などを開催し、幅広い世代を対象に、日ごろから体を動かす習慣を身につけるための機会を設けました。

(イ) 障がいの有無に関わらず、市民が参加する各種パラスポーツの体験教室を開催しました。

ウ 松本マラソン 2023

新種目ファンランの部（10km）を加え、11月12日（日）に開催しました。

エ 女子野球タウン推進事業

女子野球の普及に積極的に取り組む「女子野球タウン」に認定されていることから、全国7地域リーグの代表チームが出場する松本ローズカップ 2023 を開催し、女子野球の更なる普及促進に努めました。

オ 中学校休日部活動の地域移行への取組

中学校休日部活動の段階的な地域移行に向けて、地域における受け皿の整備及び指導者の質及び量の確保方策を検討し、令和5年度モデル事業及び公認スポーツ指導者資格取得のための補助事業を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 松本マラソンをはじめとする市民参加型のスポーツイベントや各スポーツ教室事業を、市民ニーズに合った魅力ある内容とすることで、より多くの参加者を獲得できるだけでなく、スポーツへの継続的な関心や取組みを促す必要があります。

イ プロスポーツ団体との連携事業により交流人口の増加と地域経済の活性化が期待できることから、今後も事業を展開し、継続した取組みを進めます。

ウ 令和8年度の中学校休日部活動の廃止に向けて、地域の受け皿づくりや指導者の育成、確保に継続的に取り組む必要があるため、教育委員会をはじめスポーツ協会や地域のスポーツ競技団体等と密接に連携し推進する必要があります。

エ 2028年には長野県で国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会が開催されるため、各種目の魅力を網羅的に発信し、スポーツへの関心を高めていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和元年度 第3回松本マラソン開催
東京2020オリンピック事前合宿（ドミニカ共和国・空手）
- 令和3年度 東京2020オリンピック聖火リレー
全日本女子野球連盟から女子野球タウンに認定
東京2020パラリンピック事前合宿（フランス・パラサイクリング）
プロスポーツ出前コーチング事業開始（令和5年度終了）
パラスポーツ普及啓発事業開始
VC長野トライデンツと連携協定を締結
- 令和4年度 松本マラソン2022開催
休日部活動の地域移行プロジェクトチーム会議設置
国民スポーツ大会中央競技団体視察実施
- 5年度 2023年日中友好都市中学生卓球交流大会開催
第1回松本ローズカップ開催
松本マラソン2023開催

イ 統計資料

(ア) プロスポーツ出前コーチング

年 度	R 4 年度	R 5 年度
開催校	19 校	19 校
参加人数	372 人	358 人

(イ) 各スポーツ教室等の参加者数（延べ人数）

項目	R 4 年度	R 5 年度
親子対象	2,062 人	754 人
成人対象	2,318 人	2,491 人
パラスポーツ	642 人（うちパラスポフェス 144 人）	835 人（うちパラスポフェス 135 人）
合計	5,022 人	4,080 人

体験種目一例：パラ卓球、ボッチャ、吹矢、車いすスラローム、シッティングバレー、車いすテニス、車いすポートボール、車椅子ダンス、車いすラグビー、車いすソフトボール、フロアバレーボール、フロアホッケー、車いすハンドボール、フライングディスク、ダンス

(ウ) 松本マラソン参加者数

参加種目	H 29 年度	H 30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
マラソンの部	8,586 人	—	7,127 人	—	—	4,696 人	4,260 人
ファンランの部	—	—	—	—	—	—	828 人
ファミリーランの部	234 組	—	283 組	—	—	213 組	280 組

- ※ H 30 年度は台風、R 2 年度はコロナ、R 3 年度は災害により中止
 ※ 参加者数はゲストランナー、ペースランナーを除く

2 スポーツ施設管理運営

文化観光部 スポーツ施設整備課

(1) 目標

市民のニーズや利用状況等を踏まえ、将来を見据えたスポーツ施設の整備及び複合・集約化等を進めます。

(2) 令和5年度の取組みと成果

ア 改修

(ア) 梓川体育館非構造部材耐震化及び大規模改修工事（令和6年度まで）

(イ) 総合体育館非構造部材耐震化及び内装改修工事（令和6年度まで）

イ 移転

(ア) 波田中央運動広場の移転

波田保健福祉センター南側を移転候補地に選定、用地測量を実施

(イ) 波田扇子田運動公園移設整備事業

公園用地として整備する土地の取得、国との公共補償の協議を完了し、昨年度から各工事に着手、令和7年度中に移転整備を完了する予定

ウ 廃止（解体）

庄内庭球場を解体し、契約に基づき土地を地権者へ返還

エ 指定管理の新規導入

かりがねサッカー場の指定管理を公募により選定。令和6年度から5年間導入

(3) 現状の分析と今後の課題

ア スポーツ施設は、すべての利用者が安心・安全に活動できる環境整備が求められています。

イ 施設の老朽化が進み、社会情勢も変化するなかで、多様なニーズへの対応と適切な維持管理が課題となっています。このため、松本市個別施設計画に基づき、施設の改修・整備等を長期的な視点で計画的かつ確実に進めていく必要があります。

ウ さらに、住民サービスの向上や経費削減への取り組みの一環として、指定管理者制度の導入により、民間の経営ノウハウや技術などを施設管理に活用し、効果的・効率的な管理運営を継続していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 社会体育館大規模改修事業

平成30年度 神林体育館、里山辺体育館大規模改修工事

非構造部材耐震化工事（芝沢、安曇、奈川寄合渡、乗鞍、美須々屋内運動場）

令和元年度 鎌田体育館、波田体育館大規模改修工事、四賀運動広場整備改修事業

非構造部材耐震化工事（奈川木曾路原、寿、芳川、本郷、四賀B&G）

2年度 非構造部材耐震化工事（臨空、岡田、波田屋内G B, 波田扇子田屋内）

3年度 非構造部材耐震化工事（波田B&G、南部屋内運動場、四賀屋内ゲートボール場）

4年度 非構造部材耐震化工事（今井体育館・島立体育館・庄内屋内プール）

(イ) 野球場大規模改修事業

平成28年度着手 令和2年度事業完了

(ウ) 総合体育館改修事業

平成25年度事業着手 事業継続中

変化する時代の観光戦略

1 時代の変化に沿った観光の振興

文化観光部 観光プロモーション課

(1) 目標

松本市観光ビジョンに基づき、本市の特色を活かし、コロナ後のニーズの変化に対応した、国内外へのプロモーション、公式観光情報サイト「新まつもと物語」による情報発信、広域観光ルートの整備促進や訪日外国人旅行者受入環境整備、ロケ・コンベンションの誘致支援等の事業を推進し観光誘客を図ります。

(2) 令和5年度の取組みと成果

ア 国内誘客宣伝	デジタルツールや交通広告等を活用した国内広告宣伝、観光展への出展
イ 海外誘客宣伝	インフルエンサーやSNSを活用した広告宣伝、台湾旅行博出展、台湾旅行会社セールス、海外旅行会社との商談会、体験コンテンツPRサイト運営
ウ 広域観光の推進	日本アルプス観光連盟、3つ星街道観光協議会及び松本・白馬・長野インバウンド観光研究会等によるプロモーションの実施
エ 受入体制の整備	公衆無線LAN環境の整備・運用
オ 情報発信事業	公式観光ホームページ「新まつもと物語」の運営
カ 冬季誘客促進事業	イルミネーション等の冬季イベントを連動させたプロモーションの実施
キ 高付加価値事業	高山市等と連携し高付加価値な観光地づくりを目的としたマスタープランの作成

⇒本市の入込数は前年比21.3%増、外国人宿泊数は742.6%の増となりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

新型コロナウイルス感染症等の影響により、旅行者のニーズが変化、多様化しているため、新しく策定した「松本市観光ビジョン」に基づき、各事業の見直しを行い、消費額増加及び周遊・滞在の促進につながる施策の立案・推進とプロモーションが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成18年度	「誘客宣伝」「受入態勢整備」「情報発信」を柱にした観光戦略を策定
30年度	「国際観光都市」「山岳観光都市」「文化観光都市」を観光の目指す姿とした、新たな「松本市観光ビジョン」を策定
令和元年度	新観光ビジョンに基づき、「観光資源の魅力の創出」「マーケティングと情報発信強化」「安心して旅行を楽しめる環境づくり」「おもてなしを磨く」を基本柱にプロモーション等を展開
4年度	「松本市観光ビジョン」見直しに向けて、観光データ調査分析事業を実施
5年度	データ分析、地域事業者向けワークショップ、有識者会議、パブリックコメントを実施し、その結果を反映した新たな「松本市観光ビジョン」を策定

イ 統計資料

観光地利用者数

(各年1月～12月、単位：人)

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
総数	5,122,699	5,074,507	4,974,149	2,546,241	2,628,196	3,771,482	4,573,328
国宝松本城	921,199	887,707	912,449	377,901	384,796	664,482	885,028
美ヶ原高原	525,800	558,600	492,100	295,300	300,600	395,700	382,500
上高地	1,226,000	1,238,100	1,240,600	427,200	517,100	813,400	1,327,200

変化する時代の観光戦略

2 信州まつもと空港の利用促進

文化観光部 観光プロモーション課

(1) 目標

信州まつもと空港の利用促進を図るため、主に本市に事務局を置く「信州まつもと空港地元利用促進協議会」を通じて、長野県や運航会社、旅行代理店等と連携を密にしながら、就航路線（札幌新千歳線、札幌丘珠線、福岡線、神戸線、大阪線）のPR・宣伝事業を展開します。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 信州まつもと空港地元利用促進協議会による取組状況

- (ア) 県と連携した利用促進の取組みの実施（就航先都市でのイベント出展等）
- (イ) 安定した利用率確保のためのテレビ・ラジオ・WEB広告等による運航会社支援
- (ウ) 協議会加盟市町村住民等を対象とした地元からの空港利用を促進する施策の実施（冬期利用促進助成金交付、地元旅行事業者への商品造成に対する助成金交付）

イ 松本市による取組状況

就航先都市の旅行事業者への営業訪問や商品造成に対する助成金交付

ウ 取組結果

定期利用率は72.5%とコロナ前の令和元年度を超え、好調でした。また、利用者数は、251,406人とFDA就航後最高値を更新しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県内唯一の空の玄関口として、県及び地元地域が連携して利用促進することにより、交流人口の拡大や地域の活性化などを目指します。

イ 12月から2月の冬期間の利用率が落ち込むため、効果的な冬期利用促進策の実施が必要です。

ウ 神戸線、札幌丘珠線の認知度向上、利用促進施策の継続実施が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 6年	ジェット化開港（札幌新千歳線、福岡線、大阪線運航）
11年	地元地区（松本市・塩尻市等）が中心となり、「信州まつもと空港地元利用促進協議会」（事務局：松本市観光温泉課）を設立
22年	JALが撤退しFDAが就航（札幌新千歳線、福岡線を各路線1日1往復運航）
26年	JALが大阪線を夏期季節運航として再開（8月1日～31日）
27年	FDAが福岡線を1日1往復から2往復に複便化（3月29日～）
30年	FDAが札幌丘珠線を期間限定の定期便として新規開設（8月8日～31日）
令和元年	FDAが神戸線を通年運航の定期便として新規開設（10月27日～）
3年	FDAが神戸線を1日1往復から2往復に複便化（8月27日～）
4年	FDAが札幌丘珠線の夏ダイヤ化による運航期間拡大（3月27日～）
5年	FDAが札幌新千歳線の冬ダイヤ一部増便（10月29日～）

イ 統計資料

（信州まつもと空港定期便利用状況）

（各年4月～3月、利用者数単位－人、利用率－％）

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数	123,124	125,528	144,498	72,975	125,625	220,276	251,406
利用率	70.4	69.4	68.6	41.6	46.7	66.1	72.5

※ FDA就航 平成22年6月～

世界に冠たる山岳リゾートの実現

総合戦略局

アルプスリゾート整備本部

1 アルプスリゾートブランディング事業

(1) 目標

市民の認知度向上はもちろんのこと、旅行者の満足度を高めてリピート化や滞在型に繋げるため、岳都・松本が持つ魅力の磨き上げとシンカを図り、世界水準の上質な山岳リゾートの実現を目指します。

そのため、松本高山 Big Bridge 構想に連動し、アルプス山岳郷エリアにおけるブランディングを推進するものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

ア 山岳郷エリアの市場価値を高め、認知向上だけでなく来訪・再訪につながる取組みを通じて、交流人口拡大・地域消費の増加を目指すために、各種メディア発信やデジタルプロモーション実施、WEB サイト運用を行いました。

イ 山や自然が持つ様々な魅力や価値を共有し、すべての世代にその魅力や価値の浸透を図るため、登山の安全啓発、アウトドアの楽しみ方、自然体験を組み込んだプログラムを通年で実施しました。

ウ 乗鞍高原内の持続可能な観光地域づくりと脱プラ・脱炭素推進の住民理解のため普及啓発事業を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 各媒体によるプロモーションに合わせ効果検証を実施し、より効果的なプロモーションが実施できるよう PDCA サイクルを推し進めます。

イ より多くの交流人口を得られるよう、山岳エリアへの来訪を促すプログラムを開設し、山岳観光地利用者のリピーター増加を目指します。

ウ ゼロカーボン観光に結び付けて誘客に繋げるよう、地域と地元観光団体と一体となり、乗鞍高原のサステナブルツーリズムを推し進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 26 年度	中部山岳国立公園上高地連絡協議会が「上高地ビジョン 2014」を策定
令和 2 年 2 月	白骨温泉まちづくり委員会が「白骨温泉まちづくり委員会 事業推進計画」を策定
3 年 3 月	乗鞍高原の地域ビジョンである「のりくら高原ミライズ」を策定
4 年 2 月	さわんど温泉つなぐプロジェクトにて「さわんど温泉未来構想図」を作成
4 年 4 月	乗鞍高原が脱炭素先行地域に採択を受ける
5 年 3 月	地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地に採択を受ける

イ 統計資料

安曇・奈川地区の観光客の延べ利用者数

平成 29 年：2,063,400 人、平成 30 年：2,049,300 人、令和元年：2,053,300 人

令和 2 年：962,700 人、令和 3 年：978,400 人、令和 4 年：1,483,400 人

令和 5 年：1,966,700 人

2 東山地域等観光施設事業

文化観光部 観光プロモーション課

(1) 目標

多様化する観光ニーズや時代の変化を的確かつ柔軟に捉え、豊富な地域資源を生かし、訪れる観光客に配慮した観光施設の維持管理を行います。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 東山地域等の観光施設の維持管理

浅間温泉会館業務用エコキュート制御盤他交換工事、ふれあい山辺館女子露天風呂壁改修工事、梓水苑松香寮エアコン交換工事、竜島温泉施設ポンプ交換工事など

イ 遊歩道・登山道の維持管理

倒木撤去、松枯れ木伐採工事、登山道補修工事

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 設置から年数が経過した観光施設が多く、計画的な大規模改修及び解体を視野に入れた取組みや、指定管理者との調整が必要です。

イ 突発的な故障が発生した場合早急な対応が必要となるため、利用者や指定管理者に不便が生じないように維持管理を行うことが必要となってきます。

ウ 施設の計画的な維持管理に加えて、指定管理者と連携し、施設の魅力発信の充実に努める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

三城いこいの広場（昭和58年建設）、梓川地域休養施設（松香寮）（昭和61年建設）、浅間温泉会館（昭和62年建設）、梓水苑（平成5年建設）、竜島温泉施設（平成12年建設）、ふれあい山辺館（平成15年建設）
東山の遊歩道・登山道の維持管理

イ 統計資料

観光地利用者数

（各年1月～12月、単位：人）

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
美ヶ原温泉	534,600	525,700	515,700	326,900	328,000	404,300	451,900
浅間温泉	644,300	632,000	596,000	350,200	410,000	544,800	575,600
美ヶ原高原	525,800	558,600	492,100	295,300	300,600	395,700	382,500
美鈴湖	76,200	73,500	61,900	46,000	26,600	52,200	53,100

世界に冠たる山岳リゾートの実現

3 美ヶ原エリア

文化観光部 観光プロモーション課

(1) 目標

これまでの自然豊かな美ヶ原高原の魅力に加え、今までと違った新たな魅力を整備・発信するとともに、浅間温泉や美ヶ原温泉、三城等の周辺地域と一体的にプロモーションすることで、日本に誇る高原観光地を目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 除草や倒木撤去等、東山一帯の遊歩道・登山道ルートの維持管理を行い、またパークボランティア等の協力を得て、ササ刈り等の自然再生事業を実施しました。
- イ 美ヶ原高原へのアクセス向上として、松本駅から美ヶ原高原間の直行バス（1日2往復）を運行し、二次交通を確保するとともに、PRに努めました。
- ウ 令和4年12月に策定した「松本市美ヶ原再生計画」に基づき、林道美ヶ原線の改良、植生調査等を事業化し、部局横断で美ヶ原の魅力向上に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成27年度からロングトレイル踏破証の発行を開始するなどPRに努めていますが、今後は美ヶ原高原の魅力を感じて滞り、リピートにつなげる取り組みが必要です。
- イ ロングトレイルの魅力をもっと市民や観光客に広く周知することで利用の推進を図る必要があります。
- ウ コロナ禍後のアウトドア観光の需要を確認しながら、誘客の推進を図ります。
- エ 再生計画に基づき、東山地域豊かな自然環境の再生と新たな魅力の創出に継続して取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過（登山道・遊歩道等の整備経過等）

平成20年度	三城登山コース	測量、道標設置
21年度	アルプス展望コース	測量、道標設置、土留め他工事
22年度	茶臼山～三峰山コース 袴越コース	測量、道標設置、整備他工事
	烏帽子岩～武石峰コース	
23年度	美ヶ原台上コース	公衆便所設置、道標設置
24年度	美ヶ原高原ロングトレイル完成	道標設置
令和4年度	松本市側の美ヶ原における様々な課題を解決するための方針を定め魅力向上に取り組むために「松本市美ヶ原再生計画」を策定	

イ 統計資料

美ヶ原高原直行バスの運行状況

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗車人数（人）	1,585	2,090	2,156	1,228	1,631	2,472	4,218
運行日数（日）	67	69	73	72	71	73	69
運行便数（本）	266	274	290	288	284	292	276

4 奈川観光施設事業の推進

(1) 目標

市民等のウインタースポーツの振興や地域の活性化、雇用の創出を図るため、野麦峠スキー場の利用促進に取り組めます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

安全で快適にご利用いただくため、リフトの修繕を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 近年のスキー人口の減少や雪不足により、スキー場の経営は不振が続いています。また、施設や設備及び備品は、老朽化が進んでいるため、計画的な修繕、更新が必要です。
イ 今後も地域一体となり、野麦峠スキー場を冬の拠点とした奈川地区への誘客活動を展開するとともに、一層の利用促進を図る必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和56年12月	供用開始
59年	第5ペアリフト新設
60年	第6ペアリフト新設
62年	第7スカイライナーリフト（4人乗り高速リフト）新設
平成4年	第8スカイラビットリフト（2人乗り高速リフト）新設
8年	第1ペアリフト新設
18年	第6ペアリフト廃止
20年9月	管理運営にあたり、指定管理者制度を導入
令和5年	第1ペア・第5ペア・第7スカイライナー・第8スカイラビットリフト改修

イ 統計資料

年度	29	30	元	2	3	4	5
利用者 (単位：人)	32,448	26,885	27,724	25,523	31,249	25,768	21,818
リフト収入 (単位：千円)	34,814	37,764	41,772	37,443	47,437	40,457	34,722

5 上高地対策事業

(1) 目標

上高地において、自然環境や景観の保全を図りつつ、災害対策や管理用道路の再整備等に取り組むことにより、自然景観や生物多様性の保全と安全な利用環境が両立した山岳観光地の形成を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 管理用道路の整備や松本市上高地電力施設の拡張等について、工事を進めました。
- イ これら工事を内容とする「上高地「再生と安全プロジェクト」」について、梓川の自然な流れの再生と安全な利用環境整備の両立を目的とすることなどの情報発信を実施しました。
- ウ ふるさと納税制度を活用した寄附の募集及び受入れを行いました。
- エ 中部山岳国立公園上高地連絡協議会において、上高地における河床上昇への対応について、進捗状況や課題の共有を行うとともに、上高地ビジョン改定に向けた検討を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア プロジェクトに関する情報発信や、ふるさと納税制度等を活用した財源確保を継続します。
- イ 環境省と本市が中心となり、自然環境保護と防災を両立した河床上昇対策に向け、調整を図ります。
- ウ 関係機関団体と連携を図りつつ、上高地ビジョン改定を進めます。
- エ 焼岳火山防災対策や上高地孤立対策を進めるとともに、本市が文化財としての上高地の管理団体に指定を受け、保存と活用が調和した管理を進めるなど、関連事業の実施を本格化させます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 26 年度	中部山岳国立公園上高地連絡協議会が「上高地ビジョン 2014」を策定 「松本市上高地対策短期・中長期計画」を策定 国土交通省松本砂防事務所が土砂移動のモニタリング調査を開始
27 年度	管理用道路整備に係る調査、検討に着手
令和 2 年度	松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会が管理用道路整備計画を承認
3 年度	管理用道路整備の一部工事に着手 中部山岳国立公園上高地連絡協議会上高地河床上昇検討部会が「上高地における河床上昇対策の基本的な考え方と実施方針」を取りまとめ
4 年度	クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用した寄附金の募集を開始 中部山岳国立公園上高地連絡協議会が上高地ビジョンの改定作業に着手
5 年度	新村橋架け替え工事に着手

イ 統計資料

上高地の観光客の延べ利用者数

平成 30 年：1,238,100 人、令和元年：1,240,600 人、令和 2 年： 426,900 人
令和 3 年： 517,100 人、令和 4 年： 873,400 人、令和 5 年：1,327,200 人

6 上高地観光施設事業の推進

(1) 目標

上高地を訪れる観光客の満足度を高め、リピーターや長期滞在者の増加を図るため、優秀な人材の確保や定着に向けて従業員満足度の向上に取り組みます。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 山岳観光の振興に関する連携協定先である株式会社コロンビアスポーツウェアジャパンの商品を食堂の売店で取扱うことで、上高地の自然をより堪能できる取り組みを始めました。
- イ OTA（オンライン・トラベル・エージェント）等のお客様の口コミ評価が4.5以上と上高地の施設の中でも上位の評価をいただきました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 新型コロナウイルス感染症の緩和に伴い、インバウンドを中心としたさらなる観光需要の回復を見据え、外国人の受け入れ体制の強化やツアーの構築や新メニューの提供を検討します。
- イ SNSやホームページ等を活用した情報発信を強化し、閑散期の誘客を促進します。また、山を楽しみながら働ける魅力をPRする事で従業員不足の解消に努めます。
- ウ 物価上昇により、さらなる仕入れコスト増加が予想されるため、宿泊料をはじめ情勢を踏まえた適切な客単価に見直します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 27 年 徳沢ロッジ大規模改修工事完了
- 28 年 上高地食堂にキャッシュレス決済導入
- 29 年 上高地アルペンホテル大規模改修工事完了
- 令和 元年 上高地アルペンホテル・上高地食堂に Free Wi-Fi を整備
- 2 年 徳沢ロッジに Free Wi-Fi を整備
- 5 年 上高地食堂売店にてコロンビア商品の販売を開始

イ 統計資料

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4	5
上高地アルペンホテル	8,407	8,625	4,284	4,286	8,216	9,971
上高地食堂	119,459	118,664	39,642	48,589	79,262	117,121
徳沢ロッジ	4,537	4,663	2,058	3,148	4,294	5,051
焼岳小屋	777	697	263	297	124	474

令和5年度 歳入歳出決算の概要

1 経済情勢

令和6年4月公表の政府の財政報告によると、我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えています。他方、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追いついておらず、個人消費や設備投資は依然として力強さを欠き、これを放置すれば再びデフレに戻るリスクがあり、潜在成長率が0%台の低い水準で推移しているという課題もあるとしています。このため、政府は、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（5年11月2日閣議決定）を策定し、その裏付けとなる令和5年度補正予算等を迅速かつ着実に実行し、万全の経済財政運営を行いました。

こうした施策の下、令和5年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.6%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は5.5%程度となることが見込まれています。

今後は、総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まった、民間需要主導の経済成長を実現していくことが期待されます。ただし、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしています。

2 国と地方財政

(1) 国の予算等

政府は、令和5年度の予算編成に当たり、「令和5年度予算編成の基本方針」（4年12月2日閣議決定）に基づいた編成を行いました。具体的には、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXといった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行い、その政策効果を国民や地方の隅々まで速やかに届け、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指したものです。

その結果、国の令和5年度一般会計当初予算の規模は、114兆3,812億円で、前年度比6兆7,848億円、6.3%の増加となりました。当初予算成立後、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を実施するため、物価高から国民生活を守る、地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する等の必要な経費を追加し補正予算後の一般会計予算規模は、13兆1,991億円拡大し、127兆5,803億円となりました。

令和6年7月末時点における令和5年度一般会計決算の概要では、収納済歳入額140兆2,016億円、支出済歳出額127兆5,788億円、差引剰余金は、12兆6,227億円で、純剰余金は8,517億円となっています。税収は、72兆761億円、前年度対比1.3%の増で、補正後の見積りを2兆4,651億円上回りました。このうち、所得税は、22兆529億円で前年度対比2.0%の減、法人税は、15兆8,606

億円で前年度対比 6.1%の増となりました。

なお、令和 5 年度末の国・地方を合わせた長期債務残高は 1,285 兆円、国内総生産比 215.0%程度と見込まれており、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にあります。

(2) 地方財政

令和 5 年度地方財政計画の歳出面においては、地域のデジタル化や脱炭素化の推進等に対応するために必要な経費を充実して計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしました。

歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和 4 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとしました。その結果、地方財政計画（通常収支分）の規模は、総額 92 兆 350 億円で、前年度比 1 兆 4,432 億円、1.6%の増、地方債依存度は、7.4%程度を見込みました。

その後の補正予算を反映させた見込みでは、令和 5 年度末における地方の借入金残高は 183 兆 4,000 億円程度で、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることから、地方財政は構造的に極めて厳しい状況にあります。

3 本市の決算

一般会計の決算額は、歳入が 1,140 億 1,863 万円（前年度比 8 億 3,649 万円、0.7%の減）、歳出が 1,103 億 8,871 万円（前年度比 15 億 1,457 万円、1.4%の減）となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は 36 億 2,991 万円（前年度比 6 億 7,808 万円、23.0%の増）となりました。翌年度へ繰り越すべき財源 8 億 3,199 万円を除いた実質収支は 27 億 9,791 万円（前年度比 5 億 5,407 万円、24.7%の増）の黒字決算となりました。

歳入の主なものを構成比で見ますと、市税 33.6%（前年度 32.7%）、国庫支出金 16.6%（前年度 17.3%）、地方交付税 14.0%（前年度 13.5%）、諸収入 8.0%（前年度 7.1%）、県支出金 5.8%（前年度 6.3%）、地方消費税交付金 5.7%（前年度 5.7%）、市債 5.3%（前年度 6.3%）となっています。

市税は、前年度比 7 億 9,645 万円、2.1%の増、383 億 1,755 万円で過去最高額となり、収納率は 98.70%で前年度比 0.03 ポイント上昇しました。また、市債が基幹博物館整備事業費充当債の皆減などにより前年度比 11 億 7,440 万円、16.2%の減、寄附金が前年度比 1 億 2,860 万円、29.0%の減となっています。

歳出の主なものを構成比で見ますと、民生費 35.9%（前年度 34.0%）、総務費 12.8%（前年度 12.7%）、教育費 12.0%（前年度 13.4%）、公債費 8.2%（前年度 8.1%）、土木費 8.0%（前年度 7.9%）、商工費 7.4%（前年度 7.8%）、衛生費 7.2%（前年度 7.9%）、諸支出金 3.1%（前年度 2.2%）となりました。教育費は、基幹博物館整備事業費を主な内容として減少し、前年度比 17 億 4,112 万円、11.6%減の 132 億 1,604 万円、衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費や感染症対策事業費を主な内容として減少し、前年度比 9 億 2,591 万円、10.5%減の 79 億 1,974 万円でした。

令和 5 年度は、本格始動した総合計画の 3 年目、「基本構想 2030・第 11 次基本計画」の中間年となることから、「三ガク都のシンカ」に向けて変革のスピードを緩めることなく、5つの重点戦略を柱に全てのギアを 1 段上げて「加速」させる年となりました。

とりわけ、1 丁目 1 番地に掲げる「こども 若者 教育」については、「人口の定常化」実現の中核をなすことから、スピード感を持った取組みに加え、中長期的な視野に立ち、安心してこど

もを出産し育てられる環境を整え、若者世代が興味を持ち賑わいのある持続可能な松本市へとシンカを目指して各事業に取り組みました。

「人口定常化戦略」では、イオンタウン松本村井内に、こどもプラザと福祉ひろばの機能を有した多世代交流型子育て支援施設「あんさんぶる」を開設しました。また、発達障がい児や医療的ケア児等の支援を一体的に行うため、あるぷキッズ支援室の機能を拡充したインクルーシブセンターの設立準備を進め、全てのこどもたちが共に遊び・学ぶ環境の実現に向けて取り組みました。

「新交通戦略」では、交通空白地等の解消を図る地域内移動の確保に向け、AIを活用したオンデマンド交通「のーと松本」の実証実験を2エリアで開始しました。また、高校生の自転車乗車におけるヘルメット着用を促進するため、市内高等学校等に対して補助金を交付しました。

「ポストコロナ戦略」では、経済・社会の再生を加速するとともに、新たな魅力や賑わいを創出するため、目指したい観光地像を「あなたと“いきたい”まち～繋がる・触れる・彩る 松本～」とした松本市観光ビジョンを策定しました。

「ゼロカーボン戦略」では、ゼロカーボンシティの実現に向けて、自然環境及び生活環境の保全を図りながら、太陽光発電設備の適正な導入を促すことを目的とした「松本市の豊かな環境を守り、適正な太陽光発電事業を推進する条例」を制定したほか、市有施設のLED化を進めるための市有施設照明調査業務を行い、本庁舎、東庁舎及び大手事務所について、先行してLED化を実施するなど施策の推進を図りました。

「DX戦略」では、デジタル市役所の実現に向け、市民サービスの向上を図り、地域の拠点施設等と市役所をつなぐオンライン相談窓口を4施設に設置しました。また、デジタルシティ松本のシンカにおいては、市内中小企業がDX・GXに取り組むために実施する新たな設備等の導入を支援する補助金を交付しました。

補正予算により実施した主な事業として、4月補正予算では、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するための特別給付金を支給しました。6月補正予算では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による経済的負担を軽減するための給付金を支給するとともに、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種の期間延長に伴い春及び秋開始の接種を実施しました。8月補正予算では、県の事業により、原油価格・物価高騰等による経済的負担を軽減するための支援金を支給し、9月補正予算では、3歳未満児家庭サポートクーポン事業において、利用者の利便性向上と事務処理の効率化を図るため、紙から電子のクーポンへ移行しました。また、地方創生臨時交付金活用事業として水道・下水道等料金の負担軽減事業のための繰出金や、物価・燃料費高騰の影響を受けている障がい者福祉施設、高齢者福祉施設、私立保育園・認定こども園・幼稚園、鉄道事業者、タクシー事業者等に対する交付金の支給、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援と経済的支援等を実施しました。1月補正予算では、水道・下水道等料金の負担軽減事業延長のための繰出金及びエネルギー・食料品等の価格高騰による経済的負担を軽減するための給付金を支給しました。2月及び3月補正予算では、積雪や路面凍結に対応する出勤回数等の増加に伴う経費を追加しました。

最後に、一般会計における決算は黒字となっているものの、物価動向に関する不確実性や、金融資本市場の変動等は、地方経済においても大きな影響力を有します。今後も引き続き安定した市政運営を進めるため、「計画行政の推進」と「健全財政の堅持」を基本姿勢とした持続可能なまちづくりに取り組むことが必要です。

※「3 本市の決算」の万円単位の金額は、千円以下の端数を切り捨てた額を表記

令和5年度 会 計 別

会 計 別		歳			入		
		予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 (A)	収 入 率	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
		円	円	円	%	円	円
一 般 会 計		117,966,084,681	114,878,684,219	114,018,633,427	96.7	67,908,292	792,142,500
特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	28,050,000	65,095,603	27,477,182	98.0	0	37,618,421
	霊 園	231,990,000	251,492,884	246,368,274	106.2	22,960	5,101,650
	地 域 排 水 施 設 事 業	103,860,000	103,025,189	101,411,769	97.6	0	1,613,420
	国 民 健 康 保 険 (事 業 勘 定)	23,351,760,000	24,225,499,814	23,215,594,085	99.4	116,993,768	892,911,961
	国 民 健 康 保 険 (直 診 勘 定)	63,310,000	54,221,991	54,221,991	85.6	0	0
	後 期 高 齢 者 医 療	3,441,810,000	3,487,746,306	3,462,286,866	100.6	3,492,920	21,966,520
	介 護 保 険	22,612,860,000	22,720,888,453	22,664,565,924	100.2	14,830,282	41,492,247
	農 業 集 落 排 水 事 業	121,450,000	123,100,949	120,756,449	99.4	43,100	2,301,400
	公 設 地 方 卸 売 市 場	711,930,000	686,643,028	686,643,028	96.4	0	0
	市 街 地 駐 車 場 事 業	294,710,000	224,045,704	222,520,234	75.5	0	1,525,470
	奈 川 観 光 施 設 事 業	159,140,000	158,973,095	158,973,095	99.9	0	0
	松 本 城	1,420,195,700	1,399,278,010	1,399,278,010	98.5	0	0
小 計	52,541,065,700	53,500,011,026	52,360,096,907	99.7	135,383,030	1,004,531,089	
合 計		170,507,150,381	168,378,695,245	166,378,730,334	97.6	203,291,322	1,796,673,589

決 算 一 覧 表

※歳入歳出差引額欄の[]内の数字は翌年度への繰越財源控除後の実質収支を示す。

予算現額と収入 済額との比較	歳 出					歳入歳出差引額 (A) - (B) 形式収支 [実質収支]
	予 算 現 額	支 出 済 額 (B)	執行率	翌年度繰越額	不 用 額	
円	円	円	%	円		円
△ 3,947,451,254	117,966,084,681	110,388,715,740	93.6	4,070,135,906	3,507,233,035	3,629,917,687 [2,797,917,781]
△ 572,818	28,050,000	15,855,436	56.5	0	12,194,564	11,621,746
14,378,274	231,990,000	100,578,832	43.4	52,404,000	79,007,168	145,789,442 [93,385,442]
△ 2,448,231	103,860,000	94,730,050	91.2	0	9,129,950	6,681,719
△ 136,165,915	23,351,760,000	22,696,753,269	97.2	0	655,006,731	518,840,816
△ 9,088,009	63,310,000	54,221,991	85.6	0	9,088,009	0
20,476,866	3,441,810,000	3,346,594,358	97.2	0	95,215,642	115,692,508
51,705,924	22,612,860,000	22,240,595,280	98.4	0	372,264,720	423,970,644
△ 693,551	121,450,000	113,012,449	93.1	0	8,437,551	7,744,000
△ 25,286,972	711,930,000	686,643,028	96.4	0	25,286,972	0
△ 72,189,766	294,710,000	244,598,406	83.0	5,478,000	44,633,594	△ 22,078,172 [△ 27,556,172]
△ 166,905	159,140,000	158,973,095	99.9	0	166,905	0
△ 20,917,690	1,420,195,700	1,130,926,576	79.6	0	289,269,124	268,351,434
△ 180,968,793	52,541,065,700	50,883,482,770	96.8	57,882,000	1,599,700,930	1,476,614,137 [1,418,732,137]
△ 4,128,420,047	170,507,150,381	161,272,198,510	94.6	4,128,017,906	5,106,933,965	5,106,531,824 [4,216,649,918]

経営管理

1 計画行政

(1) 目標

- ア 計画行政の一層の推進
- イ 基本構想、基本計画及び実施計画の体系的な推進
- ウ 施策の総合的かつ計画的な実施
- エ 行政評価によるPDCAサイクルの推進

(2) 令和4年度までの経過

- ア 昭和45年12月22日 松本市基本構想議決
- イ 昭和45年 実施計画第1号を策定し、以後向こう3年間を期間とするローリング方式で毎年度策定
- ウ 昭和46年12月 第1次基本計画を策定し、以後5年毎に改定
- エ 平成14年5月1日 行政評価を導入し、平成22年度まで毎年度実施
- オ 平成23年11月4日 行政改革推進本部にて行政評価の手法を見直し
- カ 令和3年3月19日 松本市基本構想2030議決
- キ 令和3年8月26日 第11次基本計画策定

(3) 令和5年度の取組みと成果

- ア 令和5年度の行財政運営
 - (ア) 市長公約の推進
 - (イ) 基本構想2030・第11次基本計画の推進
 - (ウ) 新規施策の立案
 - (エ) 地方分権への取組み
 - (オ) 行財政改革の推進
 - (カ) 広域行政の推進
- イ 実施計画第54号の策定
- ウ 行政評価の実施

(4) 現状の分析と今後の課題

- ア 総合計画に基づき、重要業績評価指標等の成果目標の達成に向けて、施策の着実な実行と進捗管理に努めます。
- イ 総合計画に掲げる、三ガク都に象徴される松本らしさの「シンカ」に向けて、組織体制や分野を超えて、施策の推進を図ります。
- ウ 行政評価等により政策効果の「見える化」を行い、行政活動の不断の見直しを行い、実施計画や予算編成に反映します。
- エ 統計データや学術論文などを多角的に活用する「マクロの視点」と、若い世代の感覚や問題意識、様々な年齢や境遇ごと、さらに、地域の実情や特性に寄り添う「ミクロの視点」をもって、政策・事業立案に取り組む必要があります。
- オ 適時適切な情報発信や情報共有による戦略的な広報活動を行うとともに、市民との相互理解を深めるための機会を設け、行政と市民と目的を共有する中で、地域の課題解決や新たな価値の創造に向けた行動に繋げる必要があります。

2 事務管理

(1) 目標

- ア 効率的な組織づくり
- イ 定員管理の適正化
- ウ 事務事業の見直し

(2) 行政行動指針 2021 - 2025（令和3年度～7年度）の取組経過

基本構想 2030 に定める「豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都」の実現に向けて、計画策定や業務執行に当たって踏まえるべき市役所組織の指針（方向性）を示したもので、全ての職員に関わる「1 デジタル市役所への変革」、「2 公民ネットワークの充実」、「3 情報共有の高度化」、「4 持続可能な財政基盤の確立」、「5 多様で柔軟な働き方への移行」の5つの指針を選定しました。

(3) 令和5年度の取組みと成果

「三ガク都のシンカ」を加速させるとともに、「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」の実現に向け、松本市行政行動指針 2021 - 2025 に基づき、組織や事業の見直しを通じた経営資源（財源、職員、時間）の確保に取り組みました。

ア 組織

新たな行政課題に対応する組織の新設、組織体制の再編に取り組みました。

項目	主な取組み
組織の新設・再編	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブな共生社会の実現に向け、こども福祉課の「あるぷキッズ支援担当」を拡充し、「こども発達支援課」を設置 ・地域づくりセンター6ブロックを7ブロックに再編し、地域づくり課に「地域支援担当」を設置 ・市民課の「マイナンバー担当」を廃止 ・建設課交通施設担当の所管する交通安全施設に関する業務を自転車推進課交通安全担当に移管し、「交通施設担当」を廃止 ・農産物の消費宣伝事業の手法の見直し等に伴い、農政課の計画担当、担い手担当、生産振興担当及びマーケティング担当を「農業政策担当」、「地域振興担当」、「経営支援担当」に改編
組織数	16 部局 7 本部 118 課 267 係 → 16 部局 7 本部 119 課 265 係 (1 課増、2 係減)

イ 要員（正規職員）

既存事業を見直し経営資源の再配分を行った結果、4人の増員となりました。

項目	主な取組み
組織の新設・統合	増員 25 人
組織の見直し・廃止	減員 18 人
事務の充実・増加、廃止・縮小等	増員 11 人、減員 10 人
民間活力の導入	減員 2 人
派遣の解消等	減員 2 人
合計	増員 4 人（増員 36 人、減員 32 人）
定数内職員数	1,811 人 → 1,815 人（増員 4 人）

ウ 事務事業

新規事務事業に対応しつつ、民間活力導入等により、事務の効率化を図りました。

項目	主な取組み
新規事務事業等への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・おくやみ窓口の設置 ・こども家庭センターの設置
民間活力の導入・事務改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・未特定家屋調査業務の委託化 ・かりがねサッカー場への指定管理者制度の導入

エ 指定管理者制度

令和5年度は、令和6年度からの指定管理者制度の更新等に取り組み、697の公の施設のうち、175施設（うち公募103施設）が指定管理者制度導入施設となりました。

制度未導入の公の施設については、政策的な観点から直営による管理を継続する施設を除き、施設のあり方や制度導入の適否などの検討を進めます。

(4) 現状の分析と今後の課題

庁内外のデジタル基盤を活用し、業務プロセスの見直しや仕事の質の改革を目指し、施策を遂行する職員の確保に当たり、従来の手法にとらわれず、新たな方法を積極的に取り入れ、職員採用数の増加、職場環境の整備を推進し、行政経営資源の創出、確保ができるよう行政改革に取り組みます。

3 人事管理

(1) 目標

- ア 全体の奉仕者としてふさわしい人材の確保及び適材適所の人事配置
- イ 適正な給与制度の確保
- ウ 職員の資質向上と人材育成
- エ 服務規律の確保等
- オ 職員の健康管理と安全衛生
- カ 働きやすい職場環境づくり

(2) 令和4年度までの経過

ア 人事

(ア) 職員採用資格試験

- a 退職者数、行政改革による要員管理等を踏まえ、職員採用資格試験を実施しています。
- b 優れた人材を確保するため、特色ある職員採用を順次実施してきました。

平成9年度	国籍条項撤廃
17年度	保育士試験に社会人特別枠を設定
18年度	人柄、性向等の人間性をみるため集団面接を導入
21年度	特定任期付職員の採用（商工観光部長）
22年度	再任用職員の採用（病院局長）
26年度	行政職試験に身体障がい者枠、専門職試験に実務経験者枠を設定
28年度	適性検査の導入
29年度	身体障がい者枠を障がい者枠に変更し対象を拡大
30年度	実務経験者枠の択一式の教養試験を廃止
令和元年度	自己アピール枠の設定
2年度	就職氷河期世代を対象にした試験を実施
3年度	小論文枠、デジタル枠の設定
4年度	技術系（土木・建築・化学・電気・機械）実務経験者枠の受験資格年齢の上限を40歳へ引上げ

(イ) 人事異動

適材適所の人事配置、組織の活性化、職員のモチベーションの向上を図るため、4月の定期人事異動を基本とした人事異動を実施しています。

イ 給与

(ア) 一般職の給与改定

- a 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて行っています。
- b 諸手当等については、次のとおり見直しを行ってきました。

平成17年度	特殊勤務手当の見直し（16種22手当→9種13手当）
18年度	給与構造改革による大規模な改定
20年度	特殊勤務手当の見直し（9種13手当→8種10手当）
22年度	夜間看護手当を病院局の規定へ移行（8種10手当→7種8手当）
24年度	給与構造改革で抑制されてきた若年層・中堅層の昇給を回復
27年度	給与制度の総合的見直し 特殊勤務手当の見直し（7種8手当→7種7手当）

令和 3 年度 中核市移行に伴い、感染症防疫等作業手当等の特殊勤務手当を追加
保育園等に勤務する保育士等（会計年度任用職員）の報酬に一律上乘せ加算

(イ) 特別職の報酬等改定

松本市特別職報酬等審議会に諮問し、答申内容を踏まえ改定を行っています。

平成 9 年度 平均改定率+ 1.9%の改定
16 年度 平均改定率△ 3.7%の改定
20 年度 据え置き
23 年度 平均改定率△ 0.6%の改定
27 年度 平均改定率△ 2.0%の改定
29 年度 据え置き

(ウ) 時間外勤務時間の縮減

長時間の時間外勤務が職員の健康等に与える影響を考慮するとともに、能率的な執務の執行を確保し、またワーク・ライフ・バランスや職員がコスト意識を持って仕事のやり方等を見直すなどの観点から、時間外の勤務について、平成 5 年から全庁を挙げて、その適正な運用及び縮減に努めています。

(エ) エコ通勤

平成 13 年 6 月から、職員の通勤についてノーマイカー運動を段階的に進めてきました。平成 20 年 7 月からは名称を「エコ通勤」に改め、さらに、平成 22 年 10 月から地球温暖化防止に繋がる CO₂ の削減、中心市街地の渋滞緩和、公共交通機関の維持・活性化など様々な観点から、市職員が一致した理念の元、市民に率先して原則マイカーを使わない「新しいエコ通勤」を試行し、平成 23 年 10 月から本格実施しています。

職員が通勤届を提出する際には、距離や家庭の事情等に配慮する一定のガイドラインに基づき、所属長とヒアリングを行い、職員の意見を聴きながら進めています。

取り組みに関係して、平成 28 年 4 月から「エコ通勤優良事業所」として公共交通利用促進等マネジメント協議会から継続認証されています。また、令和 4 年 2 月から「自転車通勤宣言企業」として国土交通省に認定されています。

ウ 人材育成・職員研修等

(ア) 人材育成基本計画

- a 地方分権時代を担う人材を育成する指針として、平成 11 年 3 月に「人材育成基本方針」を、平成 21 年 3 月には「新松本市人材育成基本方針」を策定しました。
- b 平成 28 年 3 月、質の高い市民サービスの提供を目指し、「松本市人材育成基本計画」を策定しました。
- c 令和 3 年 7 月、時代の変化を見据え、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するための「第 2 期松本市人材育成基本計画」を策定しました。

(イ) 職員研修

- a とともに未来を描き挑戦する職員の育成を目指し、階層別研修、実務・特別研修、職場研修等に取り組み、その内容の充実に努めてきました。
- b 職員が幅広い視野に立ち、総合的な観点から行政施策に反映できるよう、国、県、その他地方自治体等への派遣研修にも取り組んできました。

(ウ) 松本市職員行動指針

平成 23 年 9 月に、市民や社会からの要請に敏感に対応し、全職員が高い倫理観と危機管理意識をもって取り組む「松本市職員行動指針」を策定し、職場研修等により周知・徹底を図ってきました。

- a 庁内掲示板への掲示
- b 職場研修での活用
- c 職場ごとの朝会等で行動指針を復唱

(エ) 接遇の向上

- a 平成13年8月から取り組んでいる「さわやか行政サービス運動」、平成17年3月に作成した「さわやかマナー 笑顔でこんにちは」（接遇マニュアル）に基づき、市民の目線に立った接遇に心がけるよう周知・徹底を図ってきました。
- b 平成18年度から外部機関による接遇実態調査を継続的に実施してきました。
- c 平成23年度から調査結果を各職場にフィードバックさせるため、職場ごとのフォローアップ研修を実施するとともに、平成28年度からは各職場の職場研修担当者を対象に調査前研修を実施しています。

(オ) 人事評価制度

人材育成を基本とした人事評価制度を平成20年度から管理職（部課長）対象に始め、平成21年度には監督職（課長補佐・係長）を対象に広げて取り組んできました。平成27年度からは全正規職員に導入しています。

エ 服務規律等の確保

(ア) 服務規律等の確保

全体の奉仕者にふさわしい厳正な服務規律を確保することは、行政及び市職員に対する信頼の基礎であり、職員一人ひとりの自覚を高めるため、「地方公務員法」、「職員服務規程」、「職員倫理規程」等を機会あるごとに周知し、服務規律等の確保に努めています。

(イ) 服務関係届

職務専念義務免除、兼業許可願、守秘義務解除等の届出漏れがないよう、庶務担当係長や庶務担当者向けに周知徹底しています。

(ウ) 懲戒処分の指針

新たに生じた職員の非違行為に対応し、職員に倫理の保持と公務員としての自覚を促すため、「職員懲戒処分の指針」を策定して運用しています。

オ 職員の健康管理・安全衛生

(ア) 安全衛生委員会

労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を設置し、労働災害の防止、職員の健康障害を防止するための対策等について月1回委員会を開催して協議しています。

(イ) 健康診断等

労働安全衛生法及び松本市職員健康管理規則に基づき、疾病の予防、早期発見と早期治療を目的に、定期健康診断、生活習慣病予防のための各種健康診断、がん検診、各種予防接種を実施しています。また、健康診断の結果に基づき、生活習慣改善を目的とした特定保健指導を実施しています。

(ウ) メンタルヘルスケア

- a 平成13年4月から専門カウンセラーによるカウンセリングルームを開設しています。
- b 平成27年度から労働安全衛生法に基づき、全職員にストレスチェックを実施しています。
- c リラクゼーションを主としたセルフケアを促進するため、平成28年度から「ストレスケア相談」を開設しカウンセリングルームの充実を図りました。
- d 令和3年7月策定の「第2期松本市人材育成基本計画」に人材育成の基盤づくりとして「心の健康づくりの推進」を盛り込み、セルフケアの促進、疾病の早期対応、長期療養者の復職支援等を推進しています。

カ 働きやすい職場環境づくり

(ア) 特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を人材育成基本計画内に位置付け、職員が働き続けることができる職場づくりに努めています。

(イ) 多様な働き方

平成27年度から時差出勤制度を実施しており、平成30年度から公務の都合以外での利用もできる

よう規程の改正を行い、取り組んでいます。

また、令和2年度からテレワークを導入し、ワーク・ライフ・バランスの向上を図りました。

(3) 令和5年度の取組みと成果

ア 人事

(ア) 職員の採用

新規採用職員として、4月1日に70人を採用しました。

現役社会人も受験しやすくするために、令和4年度から技術系の実務経験者枠の受験資格年齢の上限を35歳から40歳へ引き上げ、令和3年度以降、専門試験を免除した小論文枠試験の実施や、情報処理能力に秀でた人材を確保するためのデジタル枠の試験を実施しました。

また、令和2年度から実施してきた就職氷河期世代を対象にした試験を「セカンドキャリア枠」として継続実施するなど、多様な人材の確保に努めました。

(イ) 人事異動

4月1日付けの定期人事異動について、職員の適性や能力による適材適所に配慮し、506人に発令を行いました。なお、昇任者196人のうち、女性は64人でした。

(ウ) 退職

早期希望退職等により、5年度中に58人（再任用職員を除く。）が退職しました。

なお定年年齢の段階的な引上げにより、令和5年4月に定年が61歳となったため、令和5年度末に定年退職となる職員は存在しません。

(エ) 再任用（雇用と年金の接続）

退職共済年金の支給開始年齢が、段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、定年退職後に無収入となる期間が生じることから、雇用と年金の接続を図るための再任用を行っています。

令和5年度は、再任用職員として、58人（フルタイム）を任用しました。

イ 給与

(ア) 給与改定

a 令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて改定

(a) 月例給

若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引き上げるよう給料表を改定（平均改定率0.9%）

(b) 期末勤勉手当

民間の支給状況に見合うよう支給月数の0.1月分引上げを行い（年4.40月分→年4.50月分）、引上げ分は期末手当と勤勉手当に均等に0.05月分ずつ配分

b 勤務1時間当たりの給与額

時間外勤務手当等を算出する元となる勤務1時間当たりの給与額について、その算出の基礎に寒冷地手当を追加（令和5年度より適用）

(イ) 特別職の報酬等改定

改定なし

(ウ) 時間外勤務時間の縮減

課の目標時間を設定して縮減に取り組むとともに、令和5年5月8日から感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類となったことに伴い、保健所を中心として時間外勤務時間が減少し、総時間数は前年度比で6.1%の減少となりました。

(エ) エコ通勤

エコ通勤率は、全庁で約45%、本庁・大手事務所では約76%となっています。

令和5年5月には、自治体としては初めて「自転車通勤優良企業」の認定を受けました。

ウ 人材育成・職員研修等

(ア) 職員研修

a 「第2期松本市人材育成基本計画」に基づき、階層別研修、実務・特別研修、職場研修等を実

施しました。

b 派遣研修として、国、県、他市等（環境省、経済産業省、長野県、姫路市他）へ13人を派遣しました。また、外部研修機関へ154人を派遣しました。

c 職員のデジタルリテラシーを高め、デジタルサイエンティスト等の専門人材を育成するため、デジタル関係の研修を実施し、資格取得のための助成金を支給しました。

(イ) 接遇の向上

a 接遇及び接遇指導者研修等を実施して個人のレベルアップを図り、また、「さわやかマナー 笑顔でこんにちは」（接遇マニュアル）等を周知して、市民目線に立った対応に心がけ、更なる接遇の向上に努めました。

b 外部機関による接遇実態調査を引き続き実施し、職場研修担当者を対象とした接遇研修及び調査を行った職場を対象としたフォローアップ研修に取り組みました。令和5年度の結果は、成績区分は昨年度と同様のA「接遇の意識を持ち、感じの良い対応ができています」との評価でしたが、評価点は昨年を0.06ポイント下回ったため、引き続き接遇のレベルアップに取り組んでいきます。

(ウ) 人事評価制度

a 業績評価、態度・能力評価について、人材育成及び職務改善を主眼とした制度として全正規職員を対象に実施しました。

b 業績評価結果の勤勉手当への反映について、令和元年度からは全正規職員に拡大して実施し、令和5年度も引き続き実施しました。

c 昇給・昇格・昇任への反映について、全正規職員を対象に令和5年度も引き続き実施しました。

エ 服務規律の確保等

(ア) 服務規律の確保等に向け、庶務担当係長会議等を通じて周知・徹底を図りました。

(イ) 職場研修の必須課題として、引き続きコンプライアンス研修に取り組みました。

(ウ) 各職場の朝会等で、職員一人ひとりが心掛けるべき行動や心構えを示した「職員行動指針」の復唱に引き続き取り組みました。

オ 職員の健康管理

(ア) 新規採用職員70名に対し健康相談を行い、不安や悩みを把握し早期に職場に適應できるよう支援を行いました。

(イ) 産業医面談を34回、カウンセリング相談を89回開催し、保健師の相談を含め延べ1,097人の職員の相談に対応し、疾病の予防や早期対応、復職支援を行いました。

(ウ) ストレスチェック後、高ストレス者及び高ストレス職場に対し、産業医等による相談対応を行いました。

カ 働きやすい職場づくり

(ア) ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、昨年に引き続き課長職以上において「イクボス・温かボス宣言」を行いました。

(イ) 毎月月末金曜日を、ワーク・ライフ・バランスデーとして、定時に退庁するよう促しました。

(ウ) 職員の育児休業取得に係る意向確認、育児休業に係る勤務環境の整備等を義務として取り組んでいます。職員の配偶者等出産休暇を、出生のための入院の日から取得可能とするなど、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に積極的に取り組みました。

(エ) 職員同士のコミュニケーションを深め、所属長を中心として明るく風通しの良い職場づくりに努めるよう周知、徹底しました。

(4) 現状の分析と今後の課題

ア 人材育成

中核市に相応しい職員を目指し、職員の更なる資質向上や職員のやる気を活かす機会の創出などに取り組み、より一層、行政サービスの質の向上につなげる必要があります。

イ 人材確保

専門職の確保が困難となってきたことから、試験内容の見直しなどに取り組みます。

ウ 人事評価制度

- (ア) 制度への理解の促進、評価者の能力向上のため人事評価研修に取り組んでいます。
- (イ) 評価結果の処遇反映の拡大に伴い、評価精度を高める取組みが必要です。また、分限への活用について引き続き検討を進めます。

エ 服務規律等の確保

全体の奉仕者であることを肝に銘じ、また、市民等の信頼に応えるため、「松本市職員行動指針」の徹底、コンプライアンス研修など、服務規律等の確保に引き続き取り組みます。

オ 職員の健康管理事業の充実

- (ア) 疾病による療養の長期化を防ぎ健康で働き続けることができるよう、健康診断結果に基づく保健指導を行い疾病予防、重症化予防につなげます。
- (イ) ストレスチェックを全職員に実施し、職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援、並びに組織診断結果に基づいた職場環境の改善を通じてメンタルヘルス不調の未然防止を図ります。
- (ウ) 様々な不安を抱える新規採用職員に対し、保健師による健康相談を引き続き実施し、状況に応じてカウンセリング相談の活用などの早期対応に努めます。

カ 働き方改革

仕事のメリハリ、心身のリフレッシュが図れるよう、年次休暇の取得促進に取り組むとともに、テレワーク、サテライトオフィス、時差出勤制度の利用促進を図り、職員が活き活きと働ける職場環境づくりに努めます。

4 デジタル化の推進（デジタルトランスフォーメーション）

(1) 目標

インターネットや先端の技術を始めとする情報通信技術などを効果的に用いることにより、急速な少子高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした課題の解決に寄与し、市民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感でき、安全で安心して暮らせ、創造的かつ活力ある発展が可能な社会（デジタル社会）の形成を目指して、行政と社会のデジタル化を推進します。

(2) 令和4年度までの経過

平成24年度	新住民系情報システムの稼働、災害時対策としてバックアップデータの遠隔地保存を開始
25年度	電源、空調設備の増設により情報創造館をデータセンター化 新市税等情報システム稼働
26年度	HOSTコンピュータを廃止し、システム再構築等による業務システム最適化を実現 仮想化技術を利用した新たなセキュリティ対策（業務端末の仮想化）を実施
27年度	最高情報責任者（CIO、副市長）の補佐官（情報政策幹）の採用によりICTマネジメント体制を強化 マイナンバー制度の本格運用に向けた、システム開発・改修を実施
28年度	「松本市新情報化基本計画」を策定
29年度	情報化推進委員会を設置 財務会計及び庁内情報システムを更新
30年度	公共Wi-Fi（市有公共施設における公衆無線LAN環境）を地区公民館等の計36施設に整備 福祉医療の現物給付化に対応するため、こども部系システムを再構築 住民系システムを更新。市税等情報システムのクラウドサービス化 番号法で定められた安全管理措置の実施（職員研修並びに安全管理対策要領の作成） 働き方の多様化への対応及びワークライフバランス推進のため、テレワーク等の実証実験に着手
令和元年度	公共施設案内・予約システムをスマートフォンに対応させ再構築

- 公共Wi-Fiを総合体育館等の計5施設に追加整備
 NTT東日本との協力体制で、上高地（河童橋から横尾地区間）の光回線を整備
 庁内全端末の仮想化基盤の再構築及び対応する端末のシンクライアント化
 働き方改革やワークライフバランスの実現を目指してAIやRPAを導入
- 2年度 国家戦略特別区域（スーパーシティ型）の応募
 「松本市役所テレワークデイズ」を実施し、職員のテレワークガイドラインを作成
 屋外Wi-Fiスポット（公衆無線LAN）を上高地（明神、徳沢、横尾）に整備
 内部事務系のシステム及び統合型GISシステム調達仕様書、要求仕様書等の作成
- 3年度 行政・社会のデジタル化を推進するため、「DX・デジタル化推進に関する骨太の方針」
 を策定
 公金の窓口及び納付書納付について、キャッシュレス決済を導入
 体験型のスマホ講習会を実施（全22回、148人参加）
 庁内のテレワークを推進するとともに、職員のワーケーション実験を行うなど、多様
 な働き方への取組をデジタルで支援
 国の推奨データセットを中心として行政情報のオープンデータ化を推進
 職員のデジタル・マインド向上とデジタル化に関する職員間の活発な発言の場として、
 「D-Lab（ディー・ラボ）@まつもと」を設立
- 4年度 インターネットを活用した働き方の変化や外部サービスの利用を見据え、松本市情報
 セキュリティポリシー対策基準の見直し
 公金の窓口納付について、手数料・使用料など支払う70の窓口で機器を導入しキャッ
 シュレス決済の運用を開始
 公共施設案内・予約システムにおいて、市直営施設（89施設）を対象にオンラインクレ
 ジット決済機能を追加
 デジタルに馴染めない方の底上げのための体験型のスマホ講習会を実施（全23回、
 196人参加）
 庁内で利用している内部事務系のシステムを更新し運用を開始
 統合型GIS（地図情報システム）を更新し運用を開始
 情報創造館庁舎内にデジタル実装促進拠点「デジベース松本」を開所し、令和4年10
 月から地元企業の個別相談（37社）やIT企業とのマッチング支援（2社）
 デジタル活用を考え、持続的にデジタル弱者を支えていくための環境を地域につくる
 ため、地域を支援できるデジタル活用支援人材を育成（10地区、16人）
 国の推奨データセットを中心として行政情報のオープンデータ化

(3) 令和5年度の取組みと成果

- ア 窓口のキャッシュレス決済について、市博物館（13施設）、スポーツ施設（15施設）、リサイクルセ
 ンター、奈川診療所（歯科）の30窓口を拡充しました。
- イ 公共施設案内・予約システムにおいて、指定管理者管理施設（11施設）を対象にオンラインクレ
 ジット決済機能を拡充しました。
- ウ これまで本庁舎に行かなければできなかった専門的な相談を、身近な場所でも、お互いの顔や書類を
 見ながら、対面と同じような感覚でできるオンライン相談窓口を設置し、157件の相談に対応しました。
- エ こども部、健康福祉部の紙面（冊子形式）による子育て支援クーポンを電子化することで、煩雑さを
 解消し利用者の利便性向上を図るため、新たなプラットフォーム（電子クーポンシステム）を導入しま
 した。
- オ 市民が行う手続を電子化することで、「来庁不要」かつ「待ち時間ゼロ」さらに「24時間対応可能」
 な松本市役所を目指し、電子申請を推進しています。電子申請様式作成アクションプランの見直しを行
 い、令和7年度までに622件の申請様式を電子申請化することとし、令和5年度は405件（65.1%）の
 申請書を電子化しました。

カ 令和5年4月に「デジタルシティ松本」を推進する産学官の連携組織「デジタルシティ松本推進機構」を設立しました。機構では、本市をフィールドに事業意欲と実行力を持つメンバーが連携し、市民が恩恵を実感できるデジタルサービスの創出や地域デジタル人材の育成を行います。令和5年度は、3件の調査研究プロジェクトを支援しました。

キ デジベース松本において、地元企業の個別相談（96社）やIT企業とのマッチング支援（4社）を実施しました。

ク デジタル活用を考え、持続的にデジタル弱者を支えていくための環境を地域につくるため、地域を支援できるデジタル活用支援人材を育成しました（25地区、33人）

ケ デジタルに馴染めない方の底上げのための体験型のスマホ相談会を実施（655人）しました。

コ 「D-L a b（ディー・ラボ）@まつもと」において、職員のデジタル・マインド向上とデジタル化に関する職員間の活発な発言の場の提供に取り組んでいます。

サ 国が義務化した自治体システム標準化・共通化の住民記録・印鑑登録・国民健康保険システムについて業務委託を行い、稼働予定の令和7年10月に向け準備を開始しました。

(4) 現状の分析と今後の課題

ア 初期段階のデジタル実装の支援を継続しつつ、デジタルの利活用による新たな取組創出を促進し、引き続き地元企業の競争力向上を目指します。

イ 市民の利便性向上や経済の活性化、行政の透明性向上等につなげることを目的として、行政情報をオープンデータ化し、市民や事業者等が活用出来る環境を構築する取組みを進めます。

ウ 業務の電子化・効率化に取り組み、職員のテレワークを推進し、働き方の新しいスタイルとワークライフバランスの定着を進めます。

エ 基幹業務系（住民系や市税系等）の標準化と、市民にとって簡単で便利な窓口システムのあり方を検討するとともに、行政手続きのオンライン化を推進します。

オ 個人情報の保護や情報漏洩等の事故を未然に防ぐため、セキュリティ対策の強化や、番号制度に適切に対応した安全管理措置の徹底に努めます。

5 財務管理

(1) 目標

ア 計画行政の推進

イ 健全財政の堅持

ウ 財政基盤の強化

(2) 令和5年度の取組みと成果

令和5年度当初予算では、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いていることから、市税はコロナ禍以前の水準以上になると見込み、全体で前年度に対し2.9%の伸びで計上しました。ただし、世界情勢による原油価格の高騰や円安が与える影響など不安定な要素があることから、当初予算で見込んだとおりに確保できるのか、不透明な状況にあることを前提に計上しました。

一方、歳出では、公債費について市債の縮減対策が一定の成果をあげ、減少しているものの、サービス利用者の増による扶助費、国民健康保険及び後期高齢者等の医療費に関する繰出金、介護保険特別会計への繰出金などの増、中核市に移行したことによる行政サービスの増など、経常的経費の高止まりが続いています。さらに燃料価格高騰による、光熱費や物品の価格上昇など、歳出圧力は強まり続けており、その傾向が今後も継続することを念頭におく必要があります。加えて、公共施設の老朽化に伴い維持管理費が増大していることから、適正な公共施設の維持管理が求められています。

このような状況を踏まえ、将来に向けて安定した市政を推進していくため、従来からの「計画行政の推進」と「健全財政の堅持」を基本姿勢に、財政規律を乱すことなく、松本市総合計画に定めた第11次基本計画の推進、費用対効果の検証を行い、最小の経費で最大の効果を上げるよう、財政基盤の強化に努めました。

ア 予算執行管理の適正化

実施時期、方法などを十分に検討して、的確な執行計画に基づいた予算執行に努めました。

- (ア) 歳入については、市税等の自主財源は、公平性の観点に立ち、課税客体的な把握と収納率の向上に努め、その他、国、県の動向や最新の情報を常に把握し、効率的かつ有利な補助金等の確保に努めました。

また、基金の活用を図るとともに、世代間の公平性の観点から大型建設事業については、有利な市債の活用を図り財源確保に努めました。

- (イ) 公共施設については、「松本市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の解体だけでなく、統合や用途変更等による既存施設の有効活用、及び譲渡や指定管理者制度の導入等に取り組みました。
- (ウ) 事務事業の執行については、経済対策として、各種工事をできる限り前倒しして執行することとし、特に単独事業については、早期発注、早期支払いに努め、効果的な予算執行を図りました。
- (エ) 一時借入金については、歳入歳出の執行予定を把握し、基金の繰替運用などを含めた計画的な資金運用を行った結果、借入を行いませんでした。(第4表参照)

イ 予算編成事務

令和5年度からは、3年余りにわたって、私たちの生活と経済に影響を落としてきた新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じレベルに引き下げられ、社会活動や経済活動が活性化し、コロナ禍以前の状態に戻り、正常化することが見込まれました。

そのような時代背景の中、総合計画に掲げた「三ガク都のシンカ」を本格始動するため、基本構想2030の実現に向け、5つの重点戦略を柱としスピード感を持って第11次基本計画に基づく施策を推進しました。

(ア) 当初予算

令和5年度は、『本格始動』した第11次基本計画の3年目を迎えることから、基本構想2030に掲げた「豊かさと幸せに挑み続ける三ガク都」のもと、このまちに暮らし集う一人ひとりが、ありのままの自分を大切にしながら、豊かさと幸せを実感できるまちづくりをさらに推進していく年とし、第11次基本計画に掲げた人を中心としたまちの「シンカ」に向けて、5つの重点戦略の一層の「加速」を掲げ、すべてのギアを一段上げ、アクセルをさらに強く踏み込むこととしました。

国や他自治体の取組みよりも先駆的に推し進めてきたDX戦略、ゼロカーボン戦略については、そのスピードを緩めることなく慎重かつ大胆に取組むとともに、コロナ禍で全国の婚姻件数及び妊娠届出件数が減少傾向にあるなど少子化が進行しているため、「人口定常化」に向けた着実な取組みが必要となっています。

そこで、令和5年度当初予算は、スピード感を持った取組みに加え、中長期的な視野に立ち、10年、20年先を見据え、安心して子どもを出産し育てられる環境を整え、若者世代が興味を持ち賑わいのある持続可能な松本市へとシンカを目指す予算編成としました。

令和5年度当初予算は、一般会計が1,021億円(前年度比12億8,924万円、1.2%減)となり、当初予算では3年連続で1,000億円を超える予算となりました。特別会計は11会計で531億9,100万円(前年度比7億7,478万円、1.4%減)、企業会計は4会計で273億4,546万円(前年度比5億3,744万円、1.9%減)、全会計では、1,826億3,646万円(前年度比26億146万円、1.4%減)となりました。

- (イ) 4月補正…(4月28日専決)食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援するための経費を編成しました、
- 5月専決…(5月25日専決)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度決算において収支不足が見込まれる市街地駐車場事業特別会計について、令和5年度の歳入から不足分を補てんする繰上充用に要する経費を編成しました。
- 6月補正…当初予算編成後、新規に事業化が必要となった政策的経費のうち、緊急に補正措置を講じなければ事業執行上支障を来す経費、国や県補助事業の内示及び決定に伴う経費で補正措置を講じなければ事業執行上支障をきたす経費、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得世帯及び子育て世帯を支援するための経費を編成しました。

- 8月補正…原油価格・物価高騰等に直面し、特に影響を受ける低所得世帯及び低所得の子育て世帯を支援するための経費を編成しました。
- 9月補正…物価高騰対策事業に係る経費、令和5年度中に事業化が必要な政策的経費、国や県補助事業の内示及び決定に伴う経費で補正措置を講じなければ事業執行上支障をきたす経費、300万円以上の契約差金に伴う減額補正が必要な経費を編成しました。
- 11月補正…波田扇子田運動公園移設整備事業のうち、工事請負費に係る繰越明許費の設定及び債務負担行為の変更設定を編成しました。
- 12月補正…（その1）令和5年人事院勧告に伴う、職員等の給与改定に係る経費を編成しました。
- 12月補正…（その2）国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して低所得世帯を支援するための経費及び令和6年度から新たに基本協定を締結する指定管理料に関する債務負担行為の設定を編成しました。
- 1月専決…（1月30日専決）国の地方創生臨時交付金を活用する低所得世帯を支援するための経費及び物価高騰対策事業に係る経費を編成しました。
- 2月補正…第11次基本計画に掲げ令和5年度中に事業化が必要な政策的経費、国の補正予算に伴う経費、事務事業の精算に伴う経費及び令和6年度当初予算に計上し、3月中に前倒して着手する必要がある事業に係る債務負担行為の設定を編成しました。
- 3月専決…（3月28日専決）緊急に補正措置が必要な経費及び繰越明許の措置が必要な経費を編成しました。

補正	一般会計		特別会計		企業会計		全体			
	補正額	補正後の規模	補正額	会計数	補正後の規模	補正額	会計数	補正後の規模		
4/28付	244,700	102,344,700			53,191,000			27,345,460	244,700	182,881,160
5/25付		102,344,700	33,220	1	53,224,220			27,345,460	33,220	182,914,380
6月	1,186,480	103,531,180			53,224,220			27,345,460	1,186,480	184,100,860
8月	113,610	103,644,790			53,224,220			27,345,460	113,610	184,214,470
9月	2,682,510	106,327,300	114,770	3	53,338,990	6,830	3	27,352,290	2,804,110	187,018,580
11月	繰越明許費のみ	106,327,300			53,338,990			27,352,290	0	187,018,580
12月その1	445,780	106,773,080	532,880	6	53,871,870	65,800	1	27,418,090	1,044,460	188,063,040
12月その2	1,555,410	108,328,490			53,871,870			27,418,090	1,555,410	189,618,450
1/30付	1,079,250	109,407,740		50	53,871,920	1,130	2	27,419,220	1,080,430	190,698,880
2月	3,269,020	112,676,760	△ 1,372,050	11	52,499,870	△ 116,940	4	27,302,280	1,780,030	192,478,910
3/28付	45,090	112,721,850	組替、繰越明許費	2	52,499,870			27,302,280	45,090	192,524,000

ウ 財政分析の充実

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられている、健全化判断比率については、いずれの指標も過去数年間、早期健全化基準を大幅に下回って推移しています。当面は現状が維持される見込みですが、小中学校長寿命化改良事業や国民スポーツ大会等の開催に向けたスポーツ施設整備事業などにより、今後の財政運営によっては将来的に上昇に転じていくことが予測されます。（第10表参照）

また、総務省の指針に基づき、市単体及び関連団体等を含む連結での財務諸表4表を作成し、分析を行っています。（第12表参照）

エ 財政事情の公表等

条例に基づき年2回（6月・12月）予算と決算等の財政事情を公表するとともに、毎年見直しをする実施計画にあわせ、中期的な財政見通しを策定し、積極的に公開しています。

公表にあたっては、松本市の財政状況や用語について、一般家庭の家計に例えるなど、市民に分かりやすい説明を心がけるとともに、広報まつもとやホームページ等を活用し、幅広い周知に努めました。

オ 市税収納率向上対策

「市税収納率向上プロジェクト」のもと、滞納整理に取り組みました。

令和4年度から国民健康保険税の徴収を納税課で扱う税収納一元化を検討し、令和6年度からの統合を決定しました。

(ア) 納期内納税の推進

口座振替未利用者の納税通知書に口座振替依頼書を同封し、周知を図りました。

令和5年4月から、固定資産税・都市計画税と軽自動車税（種別割）の納付書にQRコード（eL-QR）

を印字し、スマートフォンで支払いできるキャッシュレス決済の納付方法を拡充しました。

(イ) 収納体制の充実

- a 職員のスキルアップと収納率の向上のため、自己完結型整理体制で初動班と滞繰班（特別担当含む。）の2班体制により、滞繰整理を行いました。
- b 滞繰処分の強化を図るため、徴税指導員（税務署OB）を雇用し、滞繰整理の相談、研修をするなど、専門的知識を業務に活用しました（平成20年10月から）。
- c 新規滞繰者への早期対応を図るため、コールセンターからスマートフォン等を通じて電話やショートメッセージサービス（SMS）による催告を行うとともに、市税特別催告書を送付し、効果的に現年度分の滞繰整理を実施しました。

(ウ) 滞繰処分の実施

滞繰者の生活実態を十分調査し、国税徴収法に基づき、債権（預貯金、給与等）、不動産等の滞繰処分を実施しました。

(エ) 長野県地方税滞繰整理機構との連携

大口、徴収困難案件を縮減するため、長野県地方税滞繰整理機構に滞繰案件を移管しました（平成23年4月から）。

(オ) 県との協働による滞繰整理

「県と市の協働による滞繰整理に関する協定」の締結により、県職員と協働して滞繰整理を実施しました（平成28年4月から）。

(カ) 納税の奨励

広報まつもと、納期チラシ、市ホームページにより、市税納付のPRを実施しました。

(キ) 取組みの結果

一般市税収納率

- a 現年度分 99.43%（前年対比 - 0.06ポイント）
- b 滞繰繰越分 38.07%（前年対比 + 1.55ポイント）
- c 合計 98.70%（前年対比 + 0.03ポイント）

(3) 普通会計決算の分析と今後の課題

ア 令和5年度普通会計決算（地方財政状況調査）の状況

(ア) 実質収支

実質収支額 29億293万円（対前年度比5億2,248万円増）

（歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額）

実質収支比率 4.8%（対前年度比0.8ポイント増）

（実質収支額の標準財政規模（一般財源の標準規模）に対する割合）

(イ) 経常収支比率

87.8%（対前年度比0.9ポイント増）（第7表参照）

（経常的経費に充当した経常一般財源割合 財政構造の弾力性の指標）

(ウ) 基金現在高（令和5年度末）

財政調整基金 147億4,500万円（対前年度比 6.8%増）

減債基金 57億4,300万円（対前年度比 1.4%増）

その他特定目的基金のうち、主なもの

小中学校施設整備基金 35億6,600万円（対前年度比 0.1%増）

庁舎建設基金 34億1,800万円（対前年度比 0.1%増）

地域振興基金 28億4,600万円（対前年度比 19.0%減）

(エ) 地方債現在高（令和5年度末）

687億4,764万円（対前年度比3.8%減）

イ 現状の分析

(ア) 歳入構造

令和5年度決算における、歳入全体に占める自主財源の構成比は50.5%で、前年度から1.5ポイント上昇しました。うち、市税の構成比は0.9ポイント上昇し、決算額では7億9,645万円の増となりました。これは、主にコロナ禍からの正常化が見られる中、企業の賃上げの動きが広がりつつあり、個人市民税などが増加したことによるものです。

自主財源の多寡が行財政運営の自主性と安定性に影響を与えるため、市税をはじめとした自主財源の安定的な確保が必要です。(第5表参照)

(イ) 歳出構造

歳出全体に対する義務的経費の構成比は44.3%で、前年度比0.9ポイント上昇しました。これは、主に基幹博物館整備事業の完了により投資的経費が減少したことに伴うものです。一方、扶助費は社会保障費を中心として年々増加しており、義務的経費の増加は財政構造の硬直化に繋がるため、引き続き縮減に努めていく必要があります。(第6表参照)

(ウ) 地方債

平成18年度から、地方債の発行を償還元金の範囲内に抑制する方針の継続により、残高の減少に努めてきましたが、今後は大型事業が増加する見込みであり、財政運営の厳しさも増すことから、財政規律を保持しながら有利な起債による市債の活用を図ります。

(エ) 債務負担行為

債務負担行為に係る令和6年度以降の支出予定額は、前年度比21.3%増の216億475万円となりました。(第1表参照)

ウ 今後の課題

「デフレ」が長く続いた日本経済は、「インフレ」の時代へと向かう転換期にあることや、円安を背景としたインバウンド需要により松本市も好景気が期待されています。一方、世界的な原油価格、物価高騰等の影響により、市税などの安定的な歳入の確保は不透明な状況にもあります。加えて社会保障関係経費や老朽化した施設の維持管理経費、物価高騰に伴う経常的経費の増加が続いています。そのような中でも、真に必要な事業を見極め、身の丈にあった財政規模を基本とし、市民の暮らしを、安全と安心を、守り続けていくことが、最大の課題となっています。

また、国内人口の動きが東京一極集中へ戻る傾向にあることや、出生数が減少し少子化が進む中、中長期的な視野に立ち、10年、20年先を見据え、安心して子どもを出産し育てられる環境を整え、女性と若者に選ばれるまちを目指すため、歳入歳出のあらゆる分野において目的を達したと判断される施策の廃止に努めるとともに、施策の優先度の明確化を図り、安定した財政運営に努める必要があります。

市税収納率向上対策については、「市税収納率向上プロジェクト」のもと、令和5年度、県内19市の収納率順位が9位の状況を踏まえ、収納率の向上と職員のスキルアップを目指し、現在の自己完結型整理方式による徴収体制及び現年度分を早期に徴収する取組みを継続するとともに、滞納者の生活実態を把握し、徹底した財産調査、厳正な滞納処分、納税の緩和措置等を実施し、更に収納率が向上するよう取り組めます。

- 第1表 収支・財政構造
- 第2表-1 令和5年度一般会計予算の経過（歳入）
- 第2表-2 令和5年度一般会計予算の経過（歳出）
- 第3表 令和5年度特別会計予算の経過
- 第4表 一時借入金の推移
- 第5表 歳入構造の推移
- 第6表 歳出構造の推移
- 第7表 経常収支比率
- 第8表 市民1人当たりの地方債現在高
- 第9表 主な財政指標の全国順位
- 第10表 健全化判断比率
- 第11表 資金不足比率
- 第12表 令和4年度松本市財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 行政コスト計算書
 - (3) 純資産変動計算書
 - (4) 資金収支計算書
 - (5) 普通会計における財務諸表のポイント
 - (6) 統一的な基準における財務指標の中核市との比較

第1表 収支・財政構造

(普通会計)

項目	令和5年度決算額			令和4年度決算額			前年比較				
	松本市 A	中核市 平均 B	県内都市 平均 C	松本市 D	中核市 平均 E	県内都市 平均 F	松本市 A-D	増減率 (A-D)/D	中核市 平均 B-E	県内都市 平均 C-F	
収支	実質収支額	2,902,925 千円	3,748,635 千円	1,110,045 千円	2,380,448 千円	4,345,923 千円	1,265,772 千円	522,477 千円	21.9%	△ 597,288 千円	△ 155,727 千円
	実質収支比率	4.8%	4.5%	5.2%	4.0%	5.3%	5.4%	0.8ポイント		△ 0.8ポイント	△ 0.2ポイント
財政構造	歳入総額	114,286,325 千円	170,313,458 千円	44,325,014 千円	115,090,206 千円	171,513,454 千円	44,728,041 千円	△ 803,881 千円	△ 0.7%	△ 1,199,996 千円	△ 403,027 千円
	うち一般財源 構成比	65.4%	63.0%	66.7%	63.0%	60.2%	64.2%	2.4ポイント		2.8ポイント	2.5ポイント
	歳出総額	110,498,996 千円	165,172,043 千円	42,848,216 千円	112,001,774 千円	165,869,637 千円	43,178,743 千円	△1,502,778 千円	△ 1.3%	△ 697,594 千円	△ 330,527 千円
	うち経常経費 構成比	73.4%	73.8%	69.1%	70.1%	71.9%	69.5%	3.3ポイント		1.9ポイント	△ 0.4ポイント
	経常収支比率	87.8%	93.1%	90.5%	86.9%	92.0%	88.8%	0.9ポイント		1.1ポイント	1.7ポイント
	うち人件費	25.2%	23.6%	24.1%	25.5%	24.0%	24.4%	△0.3ポイント		△ 0.4ポイント	△ 0.3ポイント
住民基本台帳人口一人当り額	市 税	162,725 円	161,851 円	149,836 円	158,687 円	162,173 円	149,700 円	4,038 円	2.5%	△ 322 円	136 円
	人件費	73,085 円	64,015 円	86,518 円	72,878 円	63,571 円	79,204 円	207 円	0.3%	444 円	7,314 円
	一時借入金支払 利 子	0.0 円	3.1 円	6.9 円	0.0 円	3.9 円	4.2 円	0.0 円	- %	△ 0.8 円	2.7 円
積立金現在高 (財政調整基金) + 減債基金	20,488,667 千円	14,952,267 千円	7,010,241 千円	19,470,542 千円	14,430,372 千円	6,842,267 千円	1,018,125 千円	5.2%	521,895 千円	167,974 千円	
地方債現在高	68,747,640 千円	133,508,663 千円	33,967,658 千円	71,439,393 千円	136,362,533 千円	35,335,963 千円	△2,691,753 千円	△ 3.8%	△ 2,853,870 千円	△ 1,368,305 千円	
債務負担行為額 (次年度以降) 歳出予定額	21,604,750 千円	41,315,946 千円	5,589,647 千円	17,807,910 千円	37,839,613 千円	4,507,023 千円	3,796,840 千円	21.3%	3,476,333 千円	1,082,624 千円	

(注) 中核市平均は、令和4年度は全62市の確定値、令和5年度は回答が得られた61市の暫定値です。

第2表-1 令和5年度一般会計予算の経過

【歳入】

款	当初予算額	補正第1号 5.4.28専決	補正第2号 5.6.27議決	補正第3号 5.8.1議決	補正第4号 5.9.22議決
1 市 税	37,274,700				
2 地 方 譲 与 税	914,200				
3 利 子 割 交 付 金	13,000				
4 配 当 割 交 付 金	205,000				
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	209,000				
6 法 人 事 業 税 交 付 金	819,000				
7 地 方 消 費 税 交 付 金	7,161,000				
8 ゴルフ場利用税交付金	31,000				
9 環 境 性 能 割 交 付 金	46,000				
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	34,900				
11 地 方 特 例 交 付 金	244,300				
12 地 方 交 付 税	14,120,000		64,410		569,500
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	40,000				
14 分 担 金 及 び 負 担 金	502,800				90
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,594,050				△ 200
16 国 庫 支 出 金	13,177,330	244,700	1,071,250		1,269,360
17 県 支 出 金	6,446,890		9,700	113,610	46,680
18 財 産 収 入	328,390				
19 寄 附 金	452,340				
20 繰 入 金	4,767,510		9,820		△ 935,350
21 繰 越 金	600,000				1,643,840
22 諸 収 入	8,941,590		15,000		44,190
23 市 債	4,177,000		16,300		44,400
合 計	102,100,000	244,700	1,186,480	113,610	2,682,510

(注1) 予算額には繰越明許費は含みません。

(注2) 補正第5号(令和5年11月6日議決)は繰越明許費、債務負担行為の補正のみ

第2表-2 令和5年度一般会計予算の経過

【歳出】

款	当初予算額	補正第1号 5.4.28専決	補正第2号 5.6.27議決	補正第3号 5.8.1議決	補正第4号 5.9.22議決
1 議 会 費	459,470				
2 総 務 費	11,898,490		530		1,279,970
3 民 生 費	37,074,140	244,700	714,610	113,610	22,660
4 衛 生 費	7,652,210		356,640		90,880
5 労 働 費	147,860				
6 農 林 水 産 業 費	2,555,870		12,490		29,410
7 商 工 費	8,830,490		15,070		41,000
8 土 木 費	9,155,940		6,490		50,740
9 消 防 費	2,630,090				26,770
10 教 育 費	10,483,720		55,570		37,190
11 災 害 復 旧 費	77,200		25,080		53,820
12 公 債 費	9,106,040				
13 諸 支 出 金	1,878,480				1,050,070
14 予 備 費	150,000				
合 計	102,100,000	244,700	1,186,480	113,610	2,682,510

(注1) 予算額には繰越明許費は含みません。

(注2) 補正第5号(令和5年11月6日議決)は繰越明許費、債務負担行為の補正のみ

(単位：千円)

補正第6号 5.12.4議決	補正第7号 5.12.21議決	補正第8号 6.1.30専決	補正第9号 6.3.5議決	補正第10号 6.3.28専決	最終予算額
			1,016,000		38,290,700
			47,170		961,370
					13,000
			△ 24,000		181,000
					209,000
			△ 190,560		628,440
			△ 702,270		6,458,730
					31,000
			34,070		80,070
					34,900
					244,300
443,590	2,800	67,150	560,560		15,828,010
					40,000
			△ 2,660		500,230
		△ 90	72,630		1,666,390
2,280	1,581,110	1,012,190	176,960		18,535,180
			△ 92,540		6,524,340
			116,630		445,020
			△ 123,220		329,120
△ 90			408,920	19,460	4,270,270
					2,243,840
			195,830	411,430	9,608,040
	△ 28,500		1,775,500	△ 385,800	5,598,900
445,780	1,555,410	1,079,250	3,269,020	45,090	112,721,850

(単位：千円)

補正第6号 5.12.4議決	補正第7号 5.12.21議決	補正第8号 6.1.30専決	補正第9号 6.3.5議決	補正第10号 6.3.28専決	最終予算額
3,500			△ 32,430		430,540
81,440			1,659,820	17,190	14,937,440
157,390	1,581,110	550,940	226,620	19,460	40,705,240
33,620		2,990	△ 201,200		7,935,140
2,030			△ 610		149,280
13,630		960	28,520		2,640,880
9,980	2,800		△ 54,630	1,910	8,846,620
20,790	△ 28,500		△ 568,990	52,210	8,688,680
2,600			19,800		2,679,260
120,800			2,317,350		13,014,630
			△ 54,210		101,890
			△ 96,500		9,009,540
		524,360	18,260		3,471,170
			7,220	△ 45,680	111,540
445,780	1,555,410	1,079,250	3,269,020	45,090	112,721,850

第3表 令和5年度特別会計予算の経過

(単位:千円)

会計名	当初予算額	5.5.25 専決	5.9.22 議決	5.12.4 議決	6.1.30 専決	6.3.5 議決	6.3.28 専決	最終予算額
母子父子寡婦福祉資金貸付金	29,210					△ 1,160		28,050
霊園	200,980			25,500		5,510		231,990
地域排水施設事業	103,850		組替		組替	10	組替	103,860
国民健康保険	23,266,140			△ 79,510		228,440		23,415,070
後期高齢者医療	3,493,050			20,130		△ 71,370		3,441,810
介護保険	23,650,160			566,720		△ 1,604,020		22,612,860
農業集落排水事業	124,000		350		50	△ 2,950		121,450
公設地方卸売市場	705,720			40		6,170		711,930
市街地駐車場事業	261,480	33,220				10	繰越明許費の設定	294,710
奈川観光施設事業	162,540					△ 3,400		159,140
松本城	1,193,870		114,420	組替		70,710		1,379,000
合計	53,191,000	33,220	114,770	532,880	50	△ 1,372,050	0	52,499,870

(注1) 予算額には繰越明許費は含みません。

(注2) 奈川観光施設事業は、令和5年12月21日議決で債務負担行為のみ補正

第4表 一時借入金の推移

	松本市			施行時特例市(～R2) 中核市(R3～)		長野市		上田市		飯田市	
	累計借入金 千円	利子額 千円	対前年伸率 %	利子額 千円	対前年伸率 %	利子額 千円	対前年伸率 %	利子額 千円	対前年伸率 %	利子額 千円	対前年伸率 %
21	79,539	1	△ 97.3	7,311	△ 36.5	11,009	△ 38.9	0	-	0	皆減
22	0	0	皆減	2,765	△ 62.2	9,932	△ 9.8	0	-	0	-
23	0	0	-	3,762	36.1	8,866	△ 10.7	0	-	0	-
25	740,044	9	皆増	2,299	△ 19.5	13,773	43.9	0	-	0	-
26	0	0	皆減	2,539	10.4	12,823	△ 6.9	0	-	204	皆増
27	0	0	-	1,786	△ 29.7	13,828	7.8	0	-	1	△ 99.5
28	0	0	-	1,616	△ 9.5	6,698	△ 51.6	0	-	0	皆減
29	0	0	-	968	△ 40.1	2,104	△ 68.6	0	-	0	-
30	0	0	-	392	△ 59.5	1,583	△ 24.8	0	-	175	-
元	0	0	-	300	△ 23.5	2,186	38.1	0	-	621	254.9
2	0	0	-	239	△ 20.3	13,616	522.9	0	-	273	△ 56.0
3	0	0	-	1,439	-	5,840	△ 57.1	0	-	146	△ 46.5
4	0	0	-	1,119	△ 22.2	4,278	△ 26.7	0	-	0	皆減
5	0	0	-	939	△ 16.1	3,689	△ 13.8	0	-	278	皆増

(注) 中核市の令和4年度は全62市の確定値、令和5年度は回答が得られた61市の暫定値です。

第5表 歳入構造の推移

(普通会計)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %
自主財源	52.1	56.7	52.3	56.8	40.3	41.8	45.1	42.5	49.0	46.4	50.5	47.0
市税	40.8	44.5	39.0	44.8	28.1	32.9	31.8	32.8	32.6	34.4	33.5	35.1
分担金・負担金	0.4	1.1	0.3	1.0	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5
使用料	2.8	1.4	2.2	1.2	1.2	0.8	1.3	1.1	1.4	1.1	1.5	1.2
手数料	0.3	0.7	0.2	0.7	0.1	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5
財産収入	0.4	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4
諸収入	3.3	3.3	2.8	3.1	5.6	2.4	6.3	3.2	7.2	3.5	8.1	3.3
その他	4.1	5.2	7.3	5.7	4.8	4.4	4.9	4.2	7.1	6.0	6.7	6.1
依存財源	47.9	43.3	47.7	43.2	59.7	58.2	54.9	57.5	51.0	53.6	49.5	53.0
地方譲与税	0.9	0.7	0.9	0.7	0.7	0.6	0.8	0.6	0.8	0.6	0.8	0.6
自動車取得税交付金	0.2	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方交付税	15.0	7.2	14.4	6.1	10.5	5.0	14.5	9.5	13.4	9.4	14.0	9.9
国庫支出金	12.0	15.1	12.5	15.6	31.8	35.9	18.0	26.0	17.3	23.6	16.6	22.6
県支出金	5.7	6.4	5.6	6.8	5.1	5.7	5.4	7.0	6.3	7.2	5.8	7.1
市債	8.0	7.9	8.0	7.9	6.4	5.7	8.9	7.7	6.3	6.2	5.3	6.0
その他	6.1	5.7	6.2	6.0	5.2	5.3	7.3	6.7	6.9	6.6	7.0	6.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 令和4年度の中核市は全62市の確定値、令和5年度の中核市は回答が得られた61市の暫定値です。

第6表 歳出構造の推移

(普通会計)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %
義務的経費	47.9	48.2	45.9	49.0	35.1	39.3	45.8	53.2	43.4	51.5	44.3	53.0
人件費	17.4	15.5	16.5	15.9	13.2	13.2	15.3	13.7	15.4	13.9	15.6	13.8
扶助費	19.3	24.4	19.3	25.1	14.8	19.9	22.3	31.3	20.0	29.3	20.6	30.9
公債費	11.2	8.3	10.1	8.0	7.1	6.2	8.2	8.2	8.0	8.3	8.1	8.2
投資的経費	12.7	12.8	13.9	12.8	12.1	9.2	12.9	10.8	13.2	10.6	11.9	10.8
普通建設事業費	12.7	12.6	13.9	12.6	11.8	9.0	12.7	10.5	13.0	10.4	11.7	10.6
うち補助	3.8	5.0	4.6	5.3	5.0	3.8	4.0	5.0	5.6	5.1	5.3	4.8
うち単独	8.7	7.2	8.9	7.0	6.5	4.9	8.7	5.3	7.4	5.3	6.4	5.6
災害復旧事業費	0.0	0.2	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
失業対策事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	39.4	39.0	40.2	38.2	52.8	51.5	41.3	36.0	43.4	37.9	43.8	36.2
物件費	13.5	14.4	14.0	14.9	10.3	11.0	14.2	13.5	15.9	14.5	14.6	13.4
補助費等	11.6	9.4	11.7	9.3	29.3	29.8	10.6	8.5	11.3	9.3	11.1	8.6
その他	14.3	15.2	14.5	14.0	13.2	10.7	16.5	14.0	16.2	14.1	18.1	14.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 令和4年度の中核市は全62市の確定値、令和5年度の中核市は回答が得られた61市の暫定値です。

第7表 経常収支比率

(普通会計)

区分	年度	総計 %	義務的経費			物件費 %	維持 補修費 %	補助費等 %	繰出金 %	
			%	人件費 %	扶助費 %					公債費 %
松本市	元	84.2	48.5	23.3	9.7	15.5	13.0	1.3	11.0	10.3
	2	87.4	51.0	26.2	9.6	15.2	13.3	1.2	11.1	10.9
	3	82.9	47.7	24.2	9.5	14.0	13.6	1.2	10.6	9.9
	4	86.9	49.9	25.5	10.0	14.3	14.9	1.3	10.6	10.3
	5	87.8	49.7	25.2	10.3	14.2	15.2	1.4	10.7	10.8
施行時特例市	元	91.9	51.2	24.2	13.7	13.3	17.8	1.8	9.3	11.6
	2	92.5	53.1	26.6	12.9	13.7	16.3	1.9	9.7	11.2
中核市	3	88.7	52.9	23.5	14.6	14.9	14.5	1.6	8.3	11.2
	4	92.0	54.4	24.0	15.1	15.3	15.6	1.6	8.6	11.6
	5	93.1	54.6	23.6	15.8	15.3	15.7	1.6	9.0	12.1
長野市	元	91.8	51.8	23.4	10.6	17.8	17.4	1.5	10.8	10.3
	2	90.6	51.8	24.4	9.7	17.7	15.8	2.0	10.4	10.4
	3	86.4	48.6	22.8	9.3	16.5	14.8	2.4	10.9	9.6
	4	90.6	51.6	24.6	9.5	17.5	16.4	1.6	10.9	10.1
	5	91.8	51.2	23.3	9.9	18.0	16.9	1.8	11.4	10.5
上田市	元	90.0	49.6	20.9	11.0	17.7	11.4	0.9	17.1	11.0
	2	89.8	51.2	25.2	8.8	17.2	9.5	0.8	17.1	11.1
	3	85.5	49.0	25.0	8.5	15.5	9.2	0.9	16.0	10.4
	4	89.7	51.1	26.2	9.1	15.8	9.9	0.9	16.9	10.9
	5	90.5	51.5	25.7	9.7	16.1	10.1	0.9	16.8	11.2
飯田市	元	88.4	47.9	20.0	10.3	17.6	11.2	1.2	15.0	11.1
	2	91.5	50.7	22.9	10.2	17.6	10.0	1.4	15.8	11.7
	3	86.3	47.4	21.0	9.9	16.5	9.7	1.6	15.2	10.7
	4	88.1	48.7	21.4	9.8	17.5	11.2	1.6	14.3	10.8
	5	90.4	48.5	20.4	10.2	17.9	11.6	2.0	15.1	11.4

(注) 中核市の令和4年度は全62市の確定値、令和5年度は回答が得られた61市の暫定値です。

第8表 市民1人当たりの地方債現在高

(普通会計)

年度区分	松本市 円	施行時特例市(~R2) 中核市(R3~) 円	長野市 円	上田市 円	飯田市 円
元	303,649	294,675	416,905	406,663	431,869
2	301,315	291,744	421,814	430,998	414,152
3	308,194	380,026	405,115	430,902	409,443
4	302,137	374,721	381,488	417,141	398,509
5	291,953	375,998	362,530	412,072	389,451

(注) 中核市の令和4年度は全62市の確定値、令和5年度は回答が得られた61市の暫定値です。

第9表 主な財政指標の全国順位

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
					順位	指標
都市数	791	792	792	792	792	
財政力指数	279	287	284	297	275	0.706
自主財源比率	240	225	209	219	228	49.03
義務的経費比率	463	402	244	326	279	43.38
人件費比率	633	608	484	489	470	15.39
投資的経費比率	402	386	288	259	230	13.24
実質収支比率	586	553	499	672	647	4.0
経常収支比率	42	24	88	67	82	86.9
実質公債費比率	594	604	617	632	641	3.4
将来負担比率	-	-	-	-	-	-

※ 実質公債費率及び将来負担比率は、数値の高い方からの順位付けとなります。

※ 将来負担比率の「-」は、将来負担額より充当可能財源が多いことを示します。

第10表 健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度比率	-	-	3.6	-
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0

標準財政規模(千円)	60,375,899
------------	------------

第11表 資金不足比率

(単位：%、千円)

会計名	資金不足比率	事業の規模
地域排水施設事業特別会計	-	34,760
農業集落排水事業特別会計	-	10,178
公設地方卸売市場特別会計	-	369,971
奈川観光施設事業特別会計	-	34,722
松本城特別会計	-	780,686
水道事業会計	-	3,817,711
下水道事業会計	-	4,045,104
病院事業会計	-	4,742,959
上高地観光施設事業会計	-	447,639

経営健全化基準	20.0
---------	------

第 12 表 令和 4 年度松本市財務諸表

平成 28 年度決算から、総務省が定めた統一的な基準により財務諸表を整備しています。

(1) 貸借対照表 [一般会計等] (令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

資産の部	4 年度	3 年度	差引	負債の部	4 年度	3 年度	差引
固定資産	393,092	393,480	△ 388	固定負債	75,413	77,113	△ 1,700
有形固定資産	372,043	370,743	1,301	地方債等	63,059	64,678	△ 1,619
無形固定資産	928	991	△ 63	長期未払金	-	-	-
投資その他の資産	20,120	21,746	△ 1,626	退職手当引当金	10,736	11,011	△ 274
流動資産	24,092	24,407	△ 315	損失補償等引当金	-	-	-
現金預金	4,075	4,235	△ 161	その他	1,618	1,425	192
未収金	490	510	△ 20	流動負債	11,723	11,542	180
短期貸付金	17	6	11	1年内償還予定地方債等	8,852	8,917	△ 65
基金	19,471	19,637	△ 167	賞与等引当金	1,079	1,042	38
棚卸資産	48	23	25	預り金	986	960	26
その他	0	0	0	その他	805	623	181
徴収不能引当金	△ 9	△ 6	△ 4	負債合計	87,136	88,656	△ 1,520
				純資産の部			
				純資産合計	330,048	329,230	817
資産合計	417,183	417,886	△ 703	負債及び純資産合計	417,183	417,886	△ 703

※ 四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(2) 行政コスト計算書 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科目名		一般会計等	全体	連結
経常費用	A	93,630	152,207	184,370
業務費用		51,307	71,049	80,035
人件費		17,984	22,348	26,177
物件費等		32,295	46,122	49,836
その他の業務費用		1,028	2,579	4,022
移転費用		42,323	81,157	104,336
補助金等		14,646	61,416	52,351
社会保障給付		19,286	19,298	51,500
他会計への繰出金		7,994	-	-
その他		397	444	485
経常収益	B	4,117	19,047	23,557
使用料及び手数料		1,629	15,851	16,612
その他		2,488	3,196	6,945
純経常行政コスト	A - B	C	89,514	133,159
臨時損失		D	188	196
臨時利益		E	33	159
純行政コスト	C + D - E	F	89,670	133,227

※ 四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(3) 純資産変動計算書（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：百万円）

科目名		一般会計等	全体	連結
前年度末純資産残高	A	329,230	404,685	422,053
純行政コスト（△）	B	△ 89,670	△ 133,227	△ 160,888
財源	C	90,369	135,245	162,563
税収等		63,288	80,943	94,204
国県等補助金		27,081	54,303	68,360
本年度差額 C - B	D	700	2,019	1,676
資産評価差額	E	16	16	16
無償所管換等	F	102	102	118
比例連結割合変更に伴う差額	G	-	-	215
その他	H	-	212	218
本年度純資産変動額 D + E + F + G + H	I	817	2,348	2,242
本年度末純資産残高 A + I	J	330,048	407,032	424,294

※ 四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(4) 資金収支計算書（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：百万円）

科目名		一般会計等	全体	連結
業務活動収支	A	8,889	16,050	17,775
業務支出		82,687	134,168	164,234
業務収入		91,691	150,331	182,124
臨時支出		115	121	123
臨時収入		-	8	8
投資活動収支	B	△ 6,656	△ 9,994	△ 10,595
投資活動支出		19,534	23,946	24,824
投資活動収入		12,878	13,952	14,228
財務活動収支	C	△ 2,420	△ 4,494	△ 5,660
財務活動支出		9,666	13,926	15,336
財務活動収入		7,246	9,431	9,676
本年度資金収支額 A + B + C	D	△ 187	1,562	1,520
前年度末資金残高	E	3,275	14,609	17,468
比例連結割合変更に伴う差額	F	-	-	△ 32
本年度末資金残高 D + E + F	G	3,088	16,171	18,956

※ 四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(5) 普通会計における財務諸表のポイント

令和4年度は、資産の減少(7億円)を負債の減少(15億2千万円)が上回り、その差額である純資産は、8億2千万円増加しました。

また、統一的な基準に基づく代表的な指標は下記のとおりです。

- ア 有形固定資産減価償却率【減価償却累計額 ÷ (有形固定資産 - 土地等 + 減価償却累計額)】 66.2%
 イ 将来世代負担比率【地方債（臨時財政対策債等を除く） ÷ 有形無形固定資産】 8.1%
 ウ 受益者負担比率【経常収益 ÷ 経常費用】 4.4%

(6) 統一的な基準における財務指標の中核市との比較

統一的な基準における令和4年度分の財務指標を、中核市と比較したものです。

指標	指標の説明	単位	松本市	中核市 平均
①市民一人当たり資産額		千円	1,770	1,542
②有形固定資産減価償却率 (資産老朽化比率)	減価償却を伴う有形固定資産総額に対する、減価償却累計額の比率を示します。比率が高いほど、資産の老朽化が進んでいます。	%	66.2	64.8
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(松本市算定式) 減価償却累計額 343,199,995</p> <hr style="width: 80%; margin: auto;"/> <p>有形固定資産 372,043,498 - 土地等 196,445,566 + 減価償却累計額 343,199,995</p> </div>				
③純資産比率	純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担割合が変動したことを意味します。純資産の増加は、将来世代も利用可能な資源を備蓄したことを意味します。	%	79.1	69.4
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(松本市算定式) 純資産 330,047,679</p> <hr style="width: 80%; margin: auto;"/> <p>資産合計 417,183,428</p> </div>				
④将来世代負担比率	固定資産総額に対する、地方債の比率を示します。比率が高いほど、固定資産の形成に地方債を使っています。	%	8.1	17.8
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(松本市算定式) 地方債残高(臨時財政対策債等を除く) 30,346,315</p> <hr style="width: 80%; margin: auto;"/> <p>有形無形固定資産 372,971,527</p> </div>				
⑤市民一人当たり負債額		千円	370	451
⑥プライマリーバランス (基礎的財政収支)	業務活動収支と投資活動収支の合計で、基礎的財政収支とも呼ばれます。 投資活動(建設事業等)を行う際に、その財源を起債により賄うことが多くなると、本指標は減少する傾向となり、負数となる場合もあります。	億円	6.7	53.5
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(松本市算定式)</p> <p>業務活動収支(支払利息を除く) 9,049,010 +</p> <p>投資活動収支(基金積立金及び取崩収入を除く) △8,373,403</p> </div>				

指標	指標の説明	単位	松本市	中核市平均				
⑦市民一人当たり行政コスト		千円	380	397				
⑧行政コスト対税収等比率	<p>一般財源等のうち、どのくらいの金額が資産形成以外の行政コストに費消されたかを示します。</p> <p>100を下回っていれば、税収等で資産形成を行っていることを示します。</p>	%	99.2	104.1				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(松本市算定式)</p> $\frac{\text{純行政コスト } 89,669,518}{\text{税収等 } 63,287,967 + \text{国県等補助金 } 27,081,480}$ </div>								
⑨受益者負担比率	<p>経常的な行政サービスに対し、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担額の割合を示します。</p> <p>比率が低いほど、市税等一般財源や補助金等で財源を賄っていることになります。</p>	%	4.4	4.5				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(松本市算定式)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">経常収益</td> <td style="text-align: right;">4,116,596</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td style="text-align: right;">93,630,292</td> </tr> </table> </div>		経常収益	4,116,596	経常費用	93,630,292			
経常収益	4,116,596							
経常費用	93,630,292							

※ 松本市算定式中の数値は、千円単位

※ 中核市平均は、ホームページ等で公表している団体の平均値（52市（R4時点））

松本市は、中核市と比較すると、次の特徴があります。

ア 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

中核市平均と比べて高く、公共施設等の老朽化が、やや進んでいます。

イ 純資産比率、将来世代負担比率

固定資産の形成に際し、中核市平均と比べて地方債に頼る比率が低く、平成18年度からの地方債残高を減らす取組みの効果が現れています。純資産比率の高さを含め、将来世代に負担を過大な負担を残さない資産形成ができています。

6 財産管理

(1) 目標

- ア 行政財産の適正な記録管理
- イ 普通財産の効率的な管理及び取得・処分
- ウ 備品、在庫物品の適正管理
- エ 事務処理の合理化

(2) 令和5年度までの経過

- ア 全庁オンラインの財産管理システムにより、行政財産及び普通財産並びに備品の記録管理を行いました。
- イ 未調定債権・基金・有価証券・出資による権利等の記録管理を行いました。
- ウ 未利用市有地の処分については、平成11年度から一般競争入札方式を試行的に導入し、平成13年度には公募抽選方式を導入するなど、売払いを推進してきました。
 - 平成30年度 今井市有地、二美町市有地など5件のうち4件を一般競争入札で売却しました。
 - 令和元年度 二子教員住宅、第26分団（中川）Aなど4件について一般競争入札を行いました。
 - 2年度 旧共同集荷貯蔵施設、放光寺教員住宅の2件のうち旧共同集荷貯蔵施設を一般競争入札で売却しました。
 - 3年度 乳児院、放光寺教員住宅、城山教員住宅、小池平田線事業残地の4件を一般競争入札で売却しました。
 - 4年度 赤松館、旧寿台警察官派出所跡地及び神林住宅用地の3件について一般競争入札を行いました。入札参加者がありませんでした。
 - 5年度 松本市職員共済組合保養施設、赤松館跡地、浅間温泉市有地、神林住宅用地の4件について一般競争入札を行いました。3件は売却、1件は入札参加者がありませんでした。

(3) 令和5年度の措置と成果

- ア 本市の所有する公有財産の現況（令和6年3月31日現在）は、別表第1のとおりであり、令和5年度中に取得及び処分した土地・建物は別表第2のとおりです。
- イ 市有財産管理システムにより、全庁的に適正で効率的な財産管理に努めました。

(4) 現状の分析と今後の課題

- ア 未利用市有地処分については、未利用市有地有効活用計画四原則に基づき、売却可能なものは、引き続き一般競争入札を原則として積極的に処分を進めます。
- イ 平成24年度から新たな地理情報連携型市有財産管理システムを導入し、地図データ（航空写真等）を活用することにより、庁内外からの問い合わせに対し迅速に対応ができることから、事務処理の効率化を図るとともに、より適正な財産管理を引き続き行っていきます。

《別表第1》 公有財産の現況

区 分	数 量	備 考
土 地	171,936,555㎡	山林を含む
(1) 行政財産	6,978,055㎡	
(2) 普通財産	164,958,500㎡	
建 物	1,054,658㎡	
(1) 行政財産	1,015,881㎡	
(2) 普通財産	38,777㎡	
山 林	159,779,403㎡	{ 行政財産 88,263㎡ { 普通財産 159,691,140㎡
(1) 所 有	138,868,839㎡	
(2) 分 収	20,910,564㎡	
無 体 財 産 権	5 件	著作権 2 商標権 3
有 価 証 券	149,395 千円	
出資による権利	967,995 千円	

《別表第2》 土地・建物の取得及び処分の状況

区分	土 地		建 物	
	取 得	処 分	取 得	処 分
面 積	18,264㎡	3,784㎡	1,151㎡	2,091㎡
金 額	166,909 千円	160,973 千円	111,348 千円	27,707 千円

7 入札・契約事務

(1) 目標

入札・契約事務については、これまでの競争性、公平性、透明性の確保に加え、「松本市の契約に関する方針」の基本理念に沿った入札・契約制度の改善に努めることとします。

(2) 令和4年度までの経過

平成 10 年度	一般競争入札の本格実施、入札執行の公開
11 年度	工事完成保証人制度の廃止と新履行保証制度の導入 低入札価格調査制度の導入
12 年度	建設工事における設計施工一括発注方式の試行実施
13 年度	年間発注予定工事情報の公表
14 年度	参加希望型指名競争入札の試行導入
18 年度	指名業者名を事前公表から事後公表に改正
20 年度	建設工事における事後審査型一般競争入札の導入 〃 最低制限価格制度の導入 〃 総合評価落札方式の試行導入
23 年度	建設コンサルタント業務における最低制限価格制度の導入
24 年度	建設工事における中間前金払制度の導入
25 年度	建設工事における総合評価落札方式の本格実施
26 年度	建設工事における主任技術者の兼務及び現場代理人の兼任の制度を導入
27 年度	建設工事における事後審査型一般競争入札の拡大 建設工事及び建設コンサルタント業務における最低制限価格制度の上限値及び下限値の見直し
28 年度	建設工事における総合評価落札方式の価格以外の評価項目の見直し 〃 変動型低入札価格調査制度の導入
29 年度	建設コンサルタント業務における共同企業体運用要綱の制定

令和 4 年度 令和 6 年度までの財政推計に基づき、令和 3 年度の決算余剰金を財源として基礎課税分（医療費分）の税率改定（引き下げ）を実施

ウ 令和 5 年度 of 取組みと成果

平成 30 年 4 月から国民健康保険の県域化により財政運営の責任主体が県に移行し、県へ運営費として国民健康保険事業費納付金を納めることで、松本市が支出する保険給付費について、保険給付費等交付金として全額交付され、保険給付費の増大を要因とした会計収支の赤字は発生しなくなりました。

令和 4 年度の税率改定以降、単年度収支は赤字となりましたが、前年度繰越金により形式収支は黒字を維持しています。令和 5 年度は当初予算編成を通じて中期的な財政運営について検討しました。

エ 現状の分析と課題

令和 4 年度税率改定時の財政推計では、令和 6 年度末に形式収支はほぼなくなる見込みでしたが、令和 6 年度当初予算での年度末形式収支は 1 億 7,201 万円であり、収支は改善しています。

令和 5 年度の財政運営の検討では、単年度収支は赤字が続くものの大きく悪化しない見通しであったことから、令和 7 年度に想定していた税率改定の検討を 1 年程度先送りしました。ただし、会計収支に大きく影響する事業費納付金の動向は、1 人当たり保険給付費の増加が続いていることや、後期高齢者支援金分が増加する可能性が高いことから予断を許さない状況です。

また、県は令和 6 年 3 月に長野県国民健康保険運営方針を改定し、県内市町村の保険料水準について、令和 12 年度までに納付金ベースでの統一（事業費納付金算定時に医療費指数を反映させないこと）を目指すこととしています。今後も財政状況や保険料水準統一の動向を注視しながら、安定的な事業運営を図っていきます。

オ 税率の改定経過

項目	H 16	H 19	H 20	H 21	H 22	H 28	R 4
医療分	所得割	9.0%	9.0%	6.5%	7.2%	7.9%	8.1%
	均等割	18,000 円	18,000 円	13,200 円	14,400 円	17,100 円	18,800 円
	平等割	22,200 円	22,200 円	16,500 円	18,000 円	21,000 円	21,700 円
介護分	所得割	1.6%	2.4%	2.4%	2.4%	2.5%	2.6%
	均等割	3,960 円	5,600 円	5,600 円	5,600 円	6,000 円	6,400 円
	平等割	4,440 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,700 円
支援分	所得割	-	-	2.5%	2.5%	2.4%	3.2%
	均等割	-	-	4,800 円	4,800 円	5,100 円	6,500 円
	平等割	-	-	5,700 円	5,700 円	6,000 円	7,400 円

(2) 保健事業の推進

ア 目標

特定健康診査・人間ドック等の健診や各種保健事業の実施により、生活習慣病等の早期発見・早期治療による被保険者の健康増進と、疾病予防による医療費の適正化を図ります。

イ 令和 4 年度までの経過

- 平成 20 年度 特定健康診査（検査項目 3 項目追加）、特定保健指導の開始
- 21 年度 人間ドック助成事業実施要綱の改正 対象年齢 35 ～ 64 歳 → 35 ～ 74 歳、40 歳・50 歳を迎える被保険者の 10,000 円の追加補助の廃止。特定健康診査（検査項目 2 項目追加）
- 22 年度 特定健康診査市独自項目 2 項目追加
- 23 年度 特定健康診査市独自項目 3 項目追加
- 25 年度 後発医薬品利用差額通知事業開始
- 26 年度 人間ドック市外受診者への助成事業追加。特定健診等経年未受診者への勧奨事業開始
- 27 年度 松本市保健事業実施計画（データヘルス計画）策定
- 29 年度 松本市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定

ウ 令和 5 年度 of 取組みと成果

令和 5 年度は、第 2 期データヘルス計画の最終年度として、特定健康診査の結果やレセプト等の健康・

医療情報等を分析し、第2期データヘルス計画の目標に対する評価を行うとともに、本市の現状と健康課題を明確にしました。また、分析した健康課題に対する令和6年度以降の保健事業の展開について、国の指針に基づき第3期データヘルス計画を策定しました。

エ 現状の分析と今後の課題

今後、後期高齢者の割合が高まることが見込まれるなかで、健康寿命の延伸と医療費適正化がますます重要です。健康・医療情報の分析では、一人当たり医療費が増加しており、特に人口透析が医療費を押し上げる大きな要因となっています。特定健診は、特に60歳未満の若い世代の受診率が低い状況です。特定健診結果が基準値以上の者の4割は未受診であり、必要な人が医療につながっていません。

健康課題に対して実効性のある保健事業を実施するとともに、PDCAサイクルに基づいた事業の評価と見直しを行い、地域の保健医療関係者と連携して対応していく必要があります。

オ 特定健診受診率（法定報告 健康づくり課所管）

年 度	対象者（人）	受診者（人）	実施率（％）	伸び率（％）
R 元	32,955	13,927	42.3	△ 2.8
02	32,948	12,507	38.0	△ 4.3
03	31,845	13,679	43.0	5.0
04	30,046	12,845	42.8	△ 0.2
05	31,696	13,088	41.3	△ 1.5

※ R05年度は速報値

9 公営企業の経営状況

(1) 上下水道局

ア 令和5年度の決算状況（消費税及び地方消費税を除く）

(ア) 水道事業は、収益的収入及び支出では、50,760千円の当年度純利益となりました。また、資本的収入及び支出では、収入額が支出額に対して不足する額1,695,048千円について、当年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

（第1表「水道事業比較損益計算書」、第2表「水道事業比較貸借対照表」を参照）

(イ) 下水道事業は、収益的収入及び支出では604,980千円の当年度純利益となりました。また、資本的収入及び支出では、収入額が支出額に対して不足する額2,412,896千円について、当年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

（第3表「下水道事業比較損益計算書」、第4表「下水道事業比較貸借対照表」を参照）

第1表 水道事業比較損益計算書

(千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
営 業 収 益 (A)	4,403,392	4,023,898	3,820,746
営 業 費 用 (B)	4,675,145	4,871,754	4,793,640
営 業 利 益 (A-B=C)	△ 271,753	△ 847,856	△ 972,894
附 帯 事 業 収 益 (D)	20,520	19,546	19,903
附 帯 事 業 費 用 (E)	10,060	10,553	10,778
営 業 外 収 益 (F)	591,412	999,795	1,152,216
営 業 外 費 用 (G)	139,901	143,593	145,836
経 常 利 益 (C+D+F-E-G=H)	190,218	17,339	42,611
特 別 利 益 (I)	1,199	743	10,459
特 別 損 失 (J)	2,675	2,619	2,310
当 年 度 純 利 益 (H+I-J=K)	188,742	15,463	50,760
前年度繰越利益剰余金 (L)	379,426	348,169	363,632
その他未処分利益剰余金変動額 (M)	434,183	0	20,899
当年度未処分利益剰余金 (K+L+M)	1,002,351	363,632	435,291

※端数調整のため、計が一致しない場合があります。

第2表 水道事業比較貸借対照表

(千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
固定資産 (A)	37,410,102	36,755,803	36,445,008
流動資産 (B)	4,023,972	4,566,498	4,258,718
うち現金預金	3,490,493	3,923,604	3,651,209
うち未収金	440,729	558,045	504,364
資産合計 (A+B=C)	41,434,074	41,322,301	40,703,726
固定負債 (D)	9,583,122	9,383,556	9,177,032
流動負債 (E)	1,073,305	1,398,241	1,080,792
うち未払金	264,512	616,812	327,167
繰延収益 (F)	9,548,558	9,115,441	8,790,603
負債合計 (D+E+F=G)	20,204,985	19,897,238	19,048,427
資本金 (H)	16,979,106	17,593,799	17,773,274
剰余金 (I)	4,249,983	3,831,264	3,882,025
うち利益剰余金	3,683,364	3,264,645	3,315,405
資本合計 (H+I=J)	21,229,089	21,425,063	21,655,299
負債・資本合計 (G+J)	41,434,074	41,322,301	40,703,726

第3表 下水道事業比較損益計算書

(千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
営業収益 (A)	5,221,060	5,235,449	4,301,167
営業費用 (B)	5,445,929	5,828,573	5,980,002
営業利益 (A-B=C)	△ 224,869	△ 593,124	△ 1,678,835
附帯事業収益 (D)	72,238	79,350	76,378
附帯事業費用 (E)	50,560	52,122	43,322
営業外収益 (F)	1,568,184	1,885,173	2,621,901
営業外費用 (G)	443,495	372,342	367,532
経常利益 (C+D+F-E-G=H)	921,498	946,935	608,590
特別利益 (I)	7,367	9,311	130
特別損失 (J)	2,994	2,680	3,740
当年度純利益 (H+I-J=K)	925,871	953,566	604,980
前年度繰越利益剰余金 (L)	441,908	407,778	461,344
その他未処分利益剰余金変動額 (M)	565,972	361,942	288,317
当年度未処分利益剰余金 (K+L+M)	1,933,751	1,723,286	1,354,641

第4表 下水道事業比較貸借対照表

(千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
固定資産 (A)	98,711,879	96,779,962	96,869,304
流動資産 (B)	6,259,183	6,972,550	9,524,358
うち現金預金	4,197,665	5,325,360	6,770,324
うち未収金	1,957,329	1,362,242	2,264,494
資産合計 (A+B=C)	104,971,062	103,752,512	106,393,662
固定負債 (D)	18,940,331	17,313,532	16,619,723
流動負債 (E)	3,292,829	3,098,171	5,143,180
うち未払金	335,054	423,411	2,594,356
繰延収益 (F)	49,333,880	48,986,988	49,671,959
負債合計 (D+E+F=G)	71,567,040	69,398,691	71,434,862
資本金 (H)	12,514,406	13,080,378	13,442,320
剰余金 (I)	20,889,616	21,273,443	21,516,480
うち利益剰余金	5,226,905	5,614,498	5,857,535
資本合計 (H+I=J)	33,404,022	34,353,821	34,958,800
負債・資本合計 (G+J)	104,971,062	103,752,512	106,393,662

イ 現状の分析と課題

上下水道事業は、市街地や鉄道沿線を中心とした比較的人口が密集する平坦部から小規模集落が点在する山間部など、様々な社会的、地理的な条件のもとで事業運営を行っており、事業の効率性のみには特化できない側面を有しています。また、節水機器の普及や人口減少等により、今後の有収水量の伸びは期待できず、収益の減少が予測される一方で、老朽化施設の更新や耐震化への投資など、多額の資金需要も見込まれており、さらに、エネルギーや資材を始めとする物価高騰の影響により事業経費が増加する等、水道事業における経常損益は、減益基調となる見込みです。下水道事業においても同様の課題を抱えていますが、平成28年度に企業債償還元金のピークを越えたことで経営状況が改善され、資金収支面においても黒字基調で推移していく見込みです。

今後も、市民生活や経済活動を支える安全でおいしい水を届けるとともに、快適な生活環境を守るため、上下水道事業の経営戦略や事業計画に沿った施策を進め、安全・強靱・持続可能な上下水道の基盤強化に取り組めます。

(2) 病院局

ア 令和5年度の決算状況

(ア) 収益的収支（消費税及び地方消費税を除く）

収益的収支については、経常利益が379,621千円で前年度比92,265千円（19.6%）の減となりましたが、5年連続の黒字決算となりました。

市立病院の収益的収入では、医業収益が前年度に比べて279,871千円（6.6%）増加しました。平均入院患者数が157.3人/日で前年度比20.5人/日の増となり、入院収益は22.9%増加した一方、平均外来患者数は発熱患者数の減少により、345.2人/日、前年度比58.5人/日の減となったため、外来収益は15.9%減少しました。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い補助金が大幅に減ったことで、医業外収益は387,073千円（33.4%）の減となりました。

市立病院の収益的支出では、給与費、経費の増加がありましたが、薬品費の減少等により医業費用は8,404千円（0.2%）の減となりました。

四賀の里クリニックでは、平均外来患者数が36.6人/日で前年度比1.2人/日の減となるなど、診療所医業収益は21,241千円（12.1%）の減となりました。

(イ) 資本的収支（消費税及び地方消費税を含む）

資本的収入では、医療機器等の購入に係る企業債及び企業債償還に係る一般会計負担金が減少したことで、7,152千円（3.1％）の減となり、資本的支出では、病院建設事業の法面改修工事費や基本設計業務委託料が計上されましたが、医療機器等の購入減少等により支出額は24,158千円（4.9％）の減となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額248,495千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金で補てんしました。

（第1表「松本市病院事業比較損益計算書」、第2表「松本市病院事業比較貸借対照表」を参照）

第1表 松本市病院事業比較損益計算書

（千円）

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病院医業収益 (A)	4,144,409	4,262,568	4,542,440
病院医業費用 (B)	4,669,618	4,769,509	4,761,105
病院医業外収益 (C)	1,223,085	1,158,058	770,986
病院医業外費用 (D)	163,168	177,841	171,902
訪問看護事業収益 (E)	51,925	52,237	46,215
訪問看護事業営業費用 (F)	45,109	50,763	54,588
訪問看護営業外収益 (G)	17	257	62
居宅介護支援事業収益 (H)	0	0	0
居宅介護支援事業営業費用 (I)	0	0	0
診療所医業収益 (J)	179,065	175,543	154,303
診療所医業費用 (K)	214,706	229,021	210,846
診療所医業外収益 (L)	57,429	58,493	71,298
診療所医業外費用 (M)	8,547	8,138	7,241
経常利益 ((A+C+E+G+H+J+L) - (B+D+F+I+K+M) = (N))	554,783	471,885	379,621
特別利益 (O)	0	0	0
特別損失 (P)	0	1,572	0
当年度純利益 (N+O-P=Q)	554,783	470,314	379,621
前年度繰越利益剰余金 (R)	△ 282,523	272,260	742,574
その他未処分利益剰余金変動額 (S)	0	0	0
当年度未処分利益剰余金 (Q+R+T)	272,260	742,574	1,122,195

※計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

第2表 松本市病院事業比較貸借対照表

(千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
固定資産 (A)	4,545,602	5,218,523	4,391,011
流動資産 (B)	2,094,685	1,598,992	2,641,376
うち現金預金	1,352,968	834,870	1,988,328
うち未収金	724,907	749,668	637,001
資産合計 (A+B=C)	6,640,287	6,817,515	7,032,387
固定負債 (D)	2,556,735	2,291,547	2,040,579
流動負債 (E)	954,868	919,891	996,708
うち未払金	406,799	361,352	431,127
繰延収益 (F)	1,306,723	1,313,802	1,323,204
負債合計 (D+E+F=G)	4,818,325	4,525,240	4,360,491
資本金 (H)	1,263,614	1,263,614	1,263,614
うち借入資本金	0	0	0
剰余金 (I)	558,348	1,028,662	1,408,282
うち利益剰余金	545,850	1,016,164	1,395,785
資本合計 (H+I=J)	1,821,962	2,292,276	2,671,896
負債・資本合計 (G+J)	6,640,287	6,817,515	7,032,387

※計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

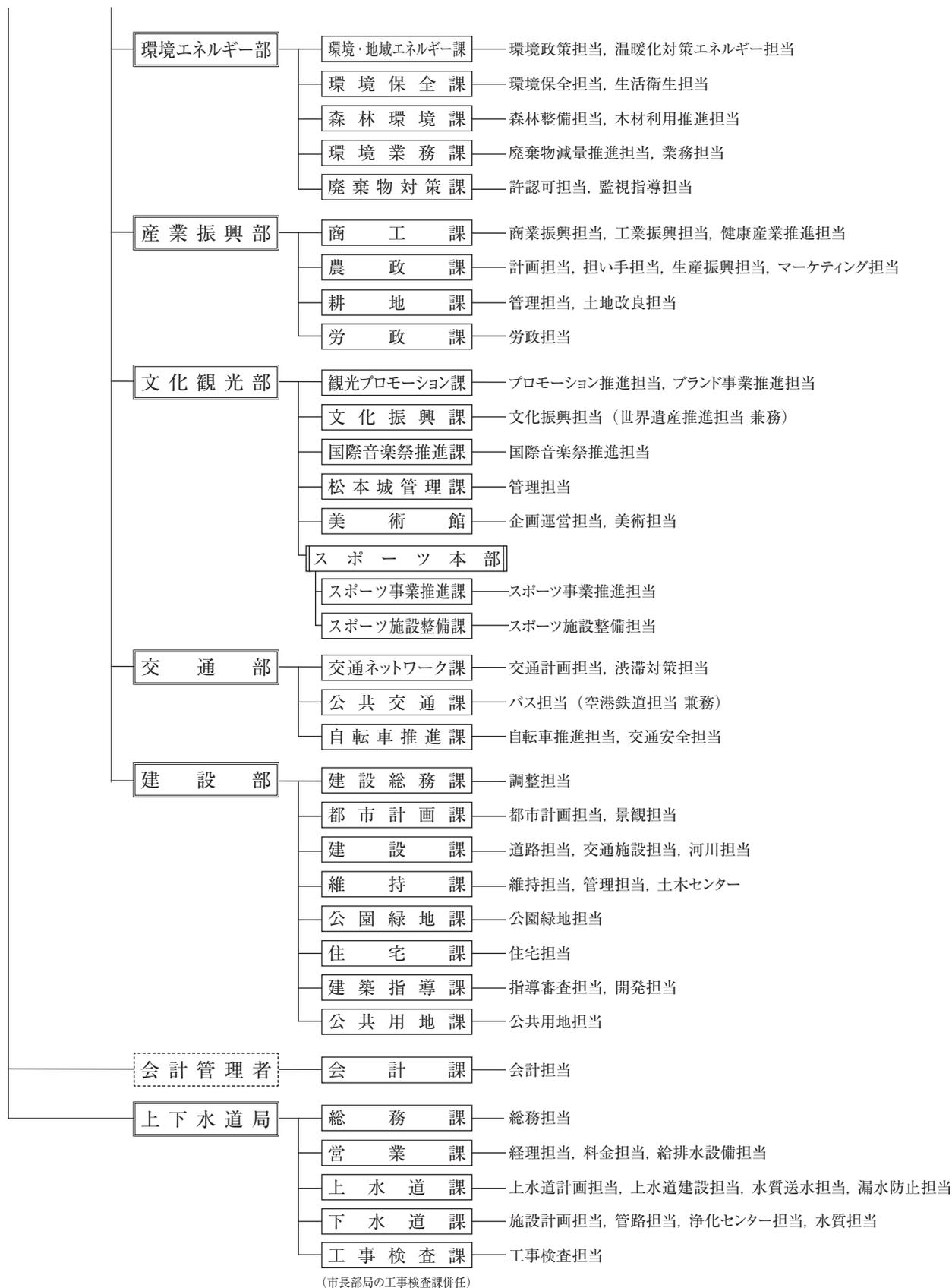
イ 現状の分析と課題

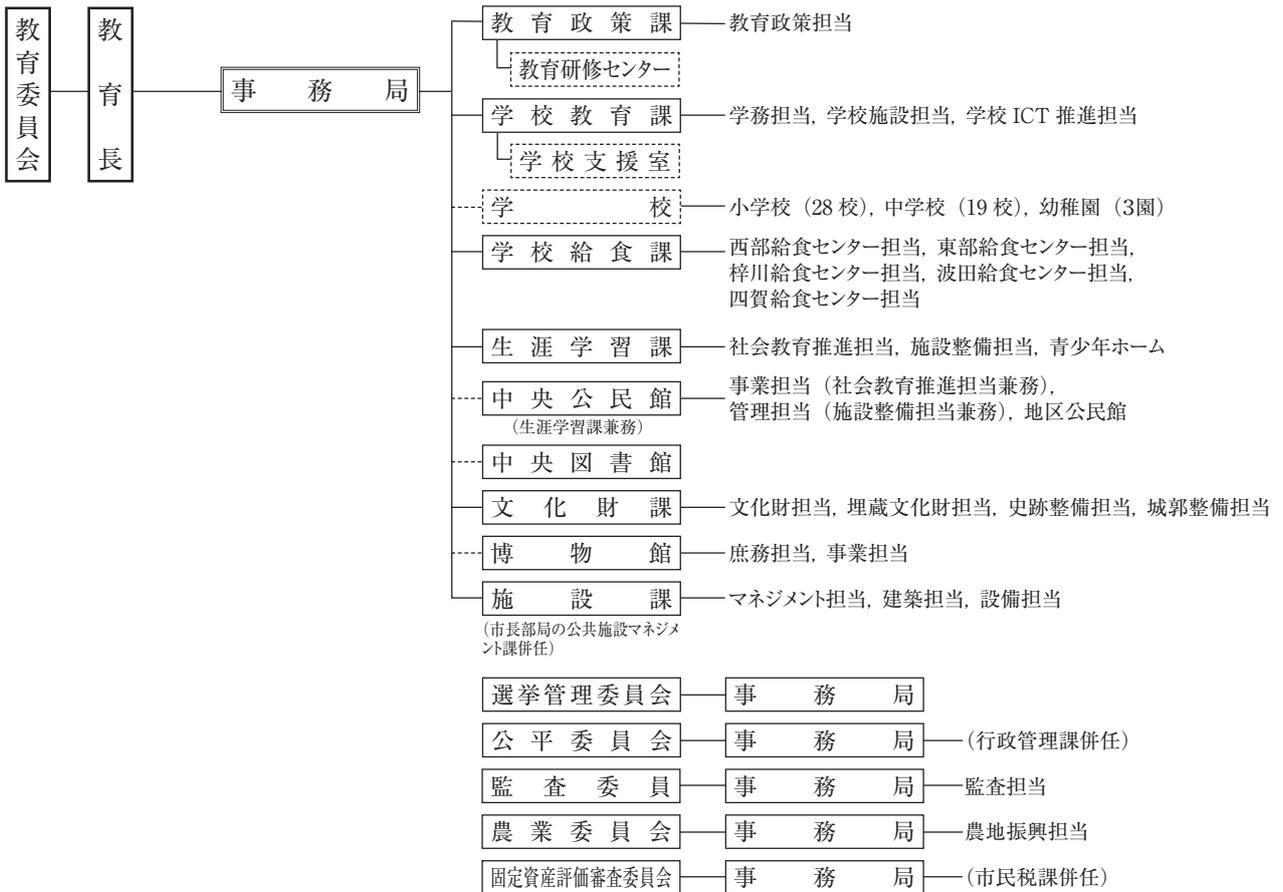
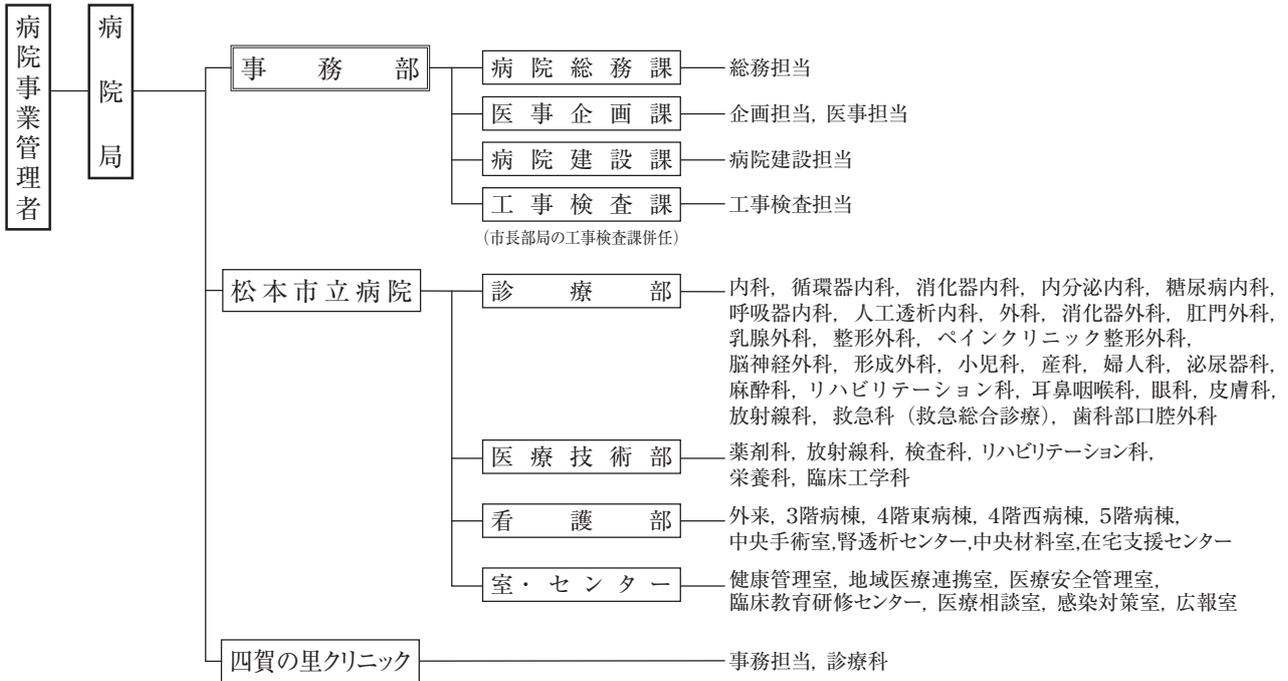
松本市立病院は、第二種感染症指定医療機関として、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応を行うとともに、かかりつけ医等との連携強化により入院患者の確保を図り、収支バランスの適正化に努めてきました。その結果、医業収益はコロナ禍前の令和元年度の水準まで回復しつつあります。

今後は、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴い医療需要が大きく変化する中で、持続可能な病院経営を目指し、令和5年度に策定した経営強化プランの実践を通して、新病院建設に向けて安定した経営基盤の確立を図りながら、安心・安全な医療の提供に努めてまいります。

松本市組織表 (令和5年4月1日現在)







注 表中の 局・部、
 本部・室、
 課

主要事項の部局別索引

該当施設・事業	担当部局	担当課	ページ
市役所新庁舎建設事業	総合戦略局	総合戦略室	155
松本城三の丸エリア整備事業	総合戦略局	お城まちなみ創造本部	114
国宝松本城南・西外堀復元事業	総合戦略局	お城まちなみ創造本部	115
アルプスリゾートブランディング事業	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部	195
奈川観光施設事業の推進	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部	198
上高地対策事業	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部	199
上高地観光施設事業の推進	総合戦略局	アルプスリゾート整備本部	200
地域づくりの推進	住民自治局	地域づくり課	79
市民協働の推進	住民自治局	地域づくり課	80
地区福祉ひろば管理運営事業	住民自治局	地域づくり課	81
消費生活相談事業	健康福祉部	福祉政策課	
人権尊重の推進	住民自治局	市民相談課	84
男女共同参画推進事業	住民自治局	人権共生課	88
男女共同参画推進（その他の啓発・相談事業）	住民自治局	人権共生課	89
国際交流推進事業	住民自治局	人権共生課	90
多文化共生・多文化共生プラザ運営	住民自治局	人権共生課	91
まつもと住まい誘致プロジェクト事業	住民自治局	人権共生課	92
空き家対策事業	住民自治局	移住推進課	86
	建設部	移住推進課	133
平和推進事業	建設部	住宅課	
公共施設マネジメントの推進	総務部	平和推進課	87
自主防災組織の結成促進及び組織の活性化	総務部	公共施設マネジメント課	152
災害時応援体制構築の推進	危機管理部	危機管理課	85
災害備蓄施設の維持管理と公的備蓄の推進	危機管理部	危機管理課	142
松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の利用等	危機管理部	危機管理課	143
防災行政無線の整備及び統合	危機管理部	消防防災課	83
消防団員の確保、消防団施設等の整備	危機管理部	消防防災課	145
診療所等事業	健康福祉部	消防防災課	146
緊急救急医療等推進事業	健康福祉部	福祉政策課	66
松本・大北地域出産子育てネットワーク事業	健康福祉部	福祉政策課	68
地域福祉計画の推進	健康福祉部	福祉政策課	69
災害時要援護者支援プランの推進	健康福祉部	福祉政策課	82
障がい者自立支援給付事業の推進	健康福祉部	福祉政策課	144
	健康福祉部	障がい福祉課、西部福祉課	70
	こども部	こども福祉課	
地域生活支援事業の推進	健康福祉部	障がい福祉課、西部福祉課	71
	こども部	こども福祉課	
障がい者の差別解消と権利擁護の推進	健康福祉部	障がい福祉課、西部福祉課	72
福祉医療費給付事業	健康福祉部	障がい福祉課、西部福祉課	73
	こども部	こども福祉課	
母子保健事業の充実（妊娠、出産、子育てへの支援）	健康福祉部	健康づくり課	23
地域における健康づくりの推進	健康福祉部	健康づくり課	51
がん検診等各種検診の推進	健康福祉部	健康づくり課	52
フレイル予防の推進	健康福祉部	健康づくり課	54
生活習慣の改善	健康福祉部	健康づくり課	55

自殺予防対策の強化	健康福祉部	健康づくり課	57
感染症予防対策（予防接種の充実）	健康福祉部	健康づくり課	59
受動喫煙の防止	健康福祉部	健康づくり課、保健予防課	56
新型コロナウイルスワクチン接種事業	健康福祉部	健康づくり課	60
地域包括ケアシステムの推進	健康福祉部	高齢福祉課、西部福祉課	74
高齢者福祉と介護保険事業	健康福祉部	高齢福祉課、西部福祉課	75
生活保護受給者就労支援・健康管理支援・こどもの健全育成	健康福祉部	生活福祉課	76
生活困窮者自立支援等関係事業	健康福祉部	生活福祉課	77
後期高齢者医療の推進	健康福祉部	保険課	53
安心できる医療提供体制の確保	健康福祉部	保健総務課	62
感染症予防対策の推進	健康福祉部	保健予防課	58
生活衛生施設等への監視指導事業	健康福祉部	食品・生活衛生課	63
食品衛生施設等への監視指導事業	健康福祉部	食品・生活衛生課	64
地域猫管理活動支援事業	健康福祉部	食品・生活衛生課	65
子育て支援事業の充実	こども部	こども育成課	24
放課後等の居場所対策	こども部	こども育成課	25
子どもの権利推進事業	こども部	こども育成課	35
青少年健全育成事業	こども部	こども育成課	39
子ども家庭総合支援拠点による支援体制整備	こども部	こども福祉課	36
松本市インクルーシブセンター事業	こども部	こども発達支援課	37
子どもの居場所づくり推進事業	こども部	こども福祉課	38
保育士確保事業	こども部	保育課	26
まつもとゼロカーボン実現計画（区域施策編）	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	93
松本市役所ゼロカーボン実現プラン（事務事業編）	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	94
環境基本計画の推進	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	97
食品ロス削減事業	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	100
プラスチックごみ削減事業	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	101
松本キッズ・リユースひろば事業	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	103
環境教育の充実	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	104
生物多様性保全事業	環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課	105
環境調査と公害の未然防止	環境エネルギー部	環境保全課	106
河川環境美化事業	環境エネルギー部	環境保全課	107
市営霊園管理事業	環境エネルギー部	環境保全課	108
森林整備事業	環境エネルギー部	森林環境課	110
森林再生活用事業	環境エネルギー部	森林環境課	111
鳥獣被害対策事業	環境エネルギー部	森林環境課	112
林道整備事業	環境エネルギー部	森林環境課	113
ごみ減量対策事業	環境エネルギー部	環境業務課	98
エコトピア山田再整備事業	環境エネルギー部	環境業務課	99
プラスチック資源リサイクル事業	環境エネルギー部	環境業務課	102
廃棄物に係る監視・指導	環境エネルギー部	廃棄物対策課	109
松本市商業ビジョン推進事業	産業振興部	商工課	156
創業者支援事業	産業振興部	商工課	157
中心市街地活性化事業	産業振興部	商工課	158
工業ビジョン推進事業	産業振興部	商工課	159
地場産業・伝統産業の振興	産業振興部	商工課	161
松本ヘルス・ラボ推進事業	産業振興部	商工課	170

農業者支援・育成事業	産業振興部	農政課	166
農畜産業生産基盤整備事業	産業振興部	農政課	167
農畜産物販売促進事業	産業振興部	農政課	169
多面的機能支払交付金事業	産業振興部	耕地課	168
ものづくり人材育成の推進	産業振興部	労政課	162
(一財)松本市勤労者共済会の育成・支援	産業振興部	労政課	163
健康経営推進事業	産業振興部	労政課	164
労働相談事業の推進	産業振興部	労政課	165
時代の変化に沿った観光の振興	文化観光部	観光プロモーション課	193
信州まつもと空港の利用促進	文化観光部	観光プロモーション課	194
東山地域等観光施設事業	文化観光部	観光プロモーション課	196
美ヶ原エリア	文化観光部	観光プロモーション課	197
文化芸術の振興	文化観光部	文化振興課	171
文化施設の管理運営	文化観光部	文化振興課	172
松本城の世界遺産登録の推進	文化観光部	文化振興課	189
2023 セイジ・オザワ 松本フェスティバルの開催	文化観光部	国際音楽祭推進課	173
松本城の保存活用	文化観光部	松本城管理課	178
松本城の整備等	教育委員会	文化財課	179
発表の場の提供	文化観光部	美術館	174
教育普及事業の実施	文化観光部	美術館	175
展覧会事業の実施	文化観光部	美術館	176
美術資料の収集・保存管理	文化観光部	美術館	177
スポーツ施設管理運営	文化観光部	スポーツ施設整備課	192
スポーツ振興事業	文化観光部	スポーツ事業推進課	190
総合交通戦略の推進	交通部	交通ネットワーク課	118
都市計画道路の見直し	交通部	交通ネットワーク課	121
公設民営体制の構築	建設部	都市計画課	
信州まつもと空港の活性化	交通部	公共交通課	119
自転車交通安全推進事業	交通部	公共交通課	128
中部縦貫自動車道及び国道158号の事業促進	交通部	自転車推進課	120
国道19号拡幅の事業促進	建設部	建設総務課	125
地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進	建設部	建設総務課	126
奈良井川流域の一級河川整備(県事業)の促進	建設部	建設総務課	127
まちなみ修景事業	建設部	建設総務課	151
都市計画マスタープラン	建設部	都市計画課	116
都市機能の維持・充実に向けた区域区分の見直し	建設部	都市計画課	129
都市機能の維持・充実に向けた用途地域の見直し	建設部	都市計画課	130
都市機能の維持・充実に向けた地区計画の推進	建設部	都市計画課	131
景観形成の推進	建設部	都市計画課	132
防災都市づくり計画	建設部	都市計画課	134
緑の基本計画	建設部	都市計画課	135
松本城周辺整備事業	建設部	都市計画課	137
幹線道路等の整備	建設部	建設課、公共用地課	117
交通安全施設等整備事業	建設部	建設課、公共用地課	122
鉄道駅周辺整備	交通部	建設課、公共用地課	123
	交通部	自転車推進課	
	建設部	建設課、公共用地課、都市計画課	124
	交通部	交通ネットワーク課、公共交通課	

雨水渠の整備	建設部	建設課、公共用地課	149
河川水路網の整備	建設部	建設課、公共用地課	150
橋りょうの長寿命化及び定期点検	建設部	建設課、維持課	154
大型道路構造物・舗装の長寿命化及び定期点検	建設部	維持課	153
公園施設等の適切な管理及び整備の推進	建設部	公園緑地課	136
市営住宅の整備	建設部	住宅課	78
狭あい道路拡幅整備	建設部	建築指導課	147
建築物の耐震改修の促進	建設部	建築指導課、住宅課	148
マイクロ水力発電事業	上下水道局	上水道課	95
老朽給・配水管改良事業	上下水道局	上水道課	138
水道施設耐震化事業	上下水道局	上水道課	140
下水道施設における太陽光・消化ガス発電事業	上下水道局	下水道課	96
下水道施設改築事業	上下水道局	下水道課	139
下水道施設耐震化事業	上下水道局	下水道課	141
病院事業	病院局		67
学都松本の推進	教育委員会	教育政策課	27
教育文化センター再整備事業	教育委員会	教育政策課	31
豊かな学びの実現	教育委員会	教育政策課	42
学校教育情報化推進事業	教育委員会	学校教育課	28
インクルーシブ教育の推進	教育委員会	学校教育課	29
いじめ防止及び不登校児童生徒の支援	教育委員会	学校教育課	30
小中学校施設整備事業	教育委員会	学校教育課	32
トライやるエコスクール事業	教育委員会	学校教育課	33
子どもを豊かに育む食育の推進	教育委員会	学校給食課	49
アレルギー対応食提供事業	教育委員会	学校給食課	50
コミュニティスクール事業	教育委員会	生涯学習課	34
青少年ホーム事業	教育委員会	生涯学習課	40
未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い～第39回公民館研究集会・令和5年度地域づくり市民活動研究集会～	教育委員会	生涯学習課	41
公民館等の改修、整備	教育委員会	生涯学習課	43
図書館利用環境の充実	教育委員会	中央図書館	44
図書館資料・情報の収集、提供	教育委員会	中央図書館	45
文化財の保存と管理	教育委員会	文化財課	181
埋蔵文化財保護事業	教育委員会	文化財課	182
殿村遺跡史跡整備事業	教育委員会	文化財課	183
小笠原氏城館群史跡整備事業	教育委員会	文化財課	184
白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業	教育委員会	文化財課	185
まつもと文化遺産活用事業	教育委員会	文化財課	186
史跡弘法山古墳再整備事業	教育委員会	文化財課	187
基幹博物館整備事業	教育委員会	博物館	46
伝統的建造物の分館活用と保存管理	教育委員会	博物館	188
松本まるごと博物館構想の実現	教育委員会	博物館	48
展覧会事業の実施	教育委員会	博物館	47